

岸和田の力ってなんやねん！

ー市民がつくりあげていくまちの味わいー

「私たちの第1歩」



「市民と共に考える」 まちづくり・ざいせい岸和田委員会

市政への提言・提案報告書

平成16年3月

第1部 部会提言・提案

☆ はじめに一経緯とお礼に代えて

平成13年6月岸和田市の公募の呼びかけに応じて応募した私たちは、約3年間の活動のまとめとして、ここに提言・提案をとりまとめました。振り返れば平成13年7月15日に、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会（以下「岸和田委員会」と記す）が市立福祉総合センターで発足し、その後4つの部会、「教育と文化のまちづくり部会」「健康と福祉のまちづくり部会」「安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会」「環境のまちづくり部会」に分かれ、それぞれの活動を開始しました。

当初は「岸和田委員会」に対する参加の動機、設置趣旨の理解、委員が何をすべきかなどについて、部会委員一人ひとりの間で明らかに相違がありました。そのために検討課題の設定や提言・提案の内容、その後の取り扱い、市に対する姿勢などで、調整の労力が生じて合意形成のために1年余りの時間を費やしました。それぞれの思いを抱いて参加した委員が偶然集まってまちづくりや財政問題について議論を開始し、調査研究を重ねて提言・提案をまとめる作業はそれぞれが初めて経験することでした。そのために現在に至っても「岸和田委員会」の意義や委員会・委員の権限、提言・提案後の市での取り扱い、「岸和田委員会」終了後の体制について十分な合意を得たわけではないと考えています。しかし、このような状況の中で緩やかな合意が形成され、提言・提案がまとまったことは「岸和田委員会」の性格上評価すべき点だと考えています。

では、現在まで「岸和田委員会」に参加し、部会の提言・提案を含め最終報告書をまとめ、最後の報告会開催までに至った委員はどのような意義を感じて活動を続けてきたか。日常の活動、七夕ミーティング、終了時の感想から幾つかの点を拾い出してみます。

第1は、何よりも「岸和田のまちを少しでも良くしたい」という熱意と愛着の持続力です。

第2は、従来の市民が行政に要求する姿勢を見直し、市民が自ら考え、実践することが必要な時代であるという認識に立ち、市民として何が可能かを追求する「岸和田委員会」の取り組みを完成させたいという責任感です。

第3は、多様な意見や立場の異なる市民の集まりである「岸和田委員会」の性格を理解し、かつ提言・提案に向けた合意形成の困難さをくぐりぬけた委員の成長であり、自治力の向上です。

第4は、多様な市民が集い、課題を決め、調査・研究・討議を重ね、提言・提案へと進んでいく過程で生まれてくる人間的なふれあいと楽しさ、そして視野が広がっていく知的充実感です。

第5に、活動を通じて、従来からの市民と市の関係が目に見える形で改善されたことです。「以前の市の姿勢と違って、情報をさっと出してくれる」などの声に現れています。

岸和田市民と市政にとって初めての試みが3年間継続し、提言・提案がまとまり、参加市民の人間的な成長とふれあい、そして相互理解が生まれたこと、市民と市の関係が変化したことを「岸和田委員会」の最大の成果と考えています。まちづくりや財政健全化も市民の相互的なふれあい、相互的理解に基づく基盤が豊かに形成され、その基盤の上に市民と市の協働が形成されない限り機能しないものです。その意味で新しい市民像の創造であり、自然環境を含む「市民がつくりあげていくまちの味わい」への試みといえます。

また、岸和田の自治力への問いかけでもありました。私たちの試みは市民からの情報発信の試みであり、まだまだ20万分の1の第1歩に過ぎませんが、提言・提案と「岸和田委員会」活動が今後の市民と市政のまちづくりの一助になれば幸いです。

最後に、「岸和田委員会」は平成16年4月18日の報告会で終了します。この間、調査やヒアリングに快く応じてくれた多くの方々、七夕ミーティングに参加された方々、助言指導いただいた研究者の方々、市の関係者の方々に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

☆ 教育と文化のまちづくり部会

§ 1. はじめに

§ 2. 文化行政について

I. 調査報告について

II. 提言

<調査報告>

§ 3. スポーツ施策について

I. 調査の視点

II. スポーツ施設に見る現状と課題

III. 最後に（残された検討課題）

<調査報告>

§ 4. 公民館について

I. 取組みの視点

II. 岸和田市の公民館運営の現状と課題

III. 事例調査

IV. 提案の方向性

V. 具体的提案

VI. 実現に向けて

§ 5. 図書館について

I. 取り組みについて

II. 岸和田市の図書館の現状

III. 他図書館の現地調査・岸和田みんなの図書館を考える会からのヒアリング

IV. 岸和田市の図書館に関する課題

V. 具体的な提言

VI. これからの図書館について

§ 6. 地域と学校について

I. 取り組みの視点

II. 岸和田市の現状

III. 地域との連携の必要性

IV. 具体的な施策の検証

V. 課題と問題意識

VI. 地域が学校に何ができるか

教育と文化のまちづくり部会報告

～まちが人をつくり、人が明日をつくる～

§ 1. はじめに

まちづくり・ざいせい岸和田委員会「教育と文化のまちづくり部会」に参加した市民の思いは、“教育と文化”に対する考え方が人それぞれによって、いかに多様であるかを現していました。当初は各委員それぞれの思いのぶつけ合いに終始しましたが、話し合いを重ねるなかで次のような認識が共有されました。

- 1. まちづくりの基本である“人づくり・地域づくり”には教育・文化が重要である。**
- 2. 時代はまさに“心の豊かさやゆとりを求める”段階に入った。**
- 3. わがまちの教育と文化の現状を良く知って市民の目で見直す。**
- 4. 財政難の現状を認識し、無いものねだりはしないが、限られた財源を効率よく使うため自助と公助の考え方を明確にする。**
- 5. 教育・文化には採算性は持ち込めないが、「ムリ・ムダ・ムラ」は省く。**

こうした認識のもと、「市民の視点から諸問題を検討・提言していくこと」、「できるだけ現場を見て、また、データを基に研究検討していくこと」を基本スタンスとして確認し、次の**5つをテーマ**として選び、調査研究を行ないました。

1. 文化行政について
2. スポーツ施策について
3. 公民館について
4. 図書館について
5. 地域と学校について

§ 2. 文化行政について

I. 調査報告について

文化行政を担当する岸和田市文化国際課及び文化三施設（自泉会館、マドカホール、浪切ホール）を対象として調査研究を行ないました。それを基に行なった部会における検討内容を「市民の目からみた行政への意見」という形で中間まとめとして報告しました（平成14年7月）。

浪切ホールに話題が集中し、多くの時間を割くことになったのはオープン時期と重なったためやむを得ないことと受け止めました。

中間まとめ以後の浪切ホールの運用状況を知り若干の加筆を行い、外部研究機関に委託された研究の報告書「岸和田市におけるこれからの文化行政のあり方と文化政策について」を読み意見を追加しました。

II. 提 言

II-1. 岸和田市の文化行政に関して

第3次岸和田市総合計画には「市民・地域文化」に関して「市民の芸術・文化活動は、市民一人ひとりの豊かな人間形成を図る精神的な活動であることを踏まえ、総合的な文化環境の形成、市民との協働による文化振興体制の確立など、文化施策を推進します」と謳われている。

文化施設について考えるための前提になるのが文化政策であると考え文化国際課を訪問し（平成14年6月）伺ったお話を基に考察を行いました。

1. 芸術文化に対する公的支援の原則を明確にしてほしい（行政の役割・市民の役割の明確化）

文化政策に関する政策目標（理念）を定め、市民による評価システムを作ること。文化政策の評価には単なる経済性・効率性ではなく、「社会改善に向けた有効性」の視点が必要です。

文化諸活動は地域の文化水準の維持向上につながる公益的な部分と市民の文化的欲求に供する私益的な部分とがあります。公益部分は公費で、私益部分は受益者負担を原則とする。

そのためには公益か私益かを判断する基準として明確な文化のビジョンを確立する必要があります。

2. 市民による文化行政の評価はむずかしい

第3次岸和田市総合計画の文化に関する基本方針からは具体的計画は見えてきません。

岸和田市ホームページには平成15年～17年度実施計画が掲載されていますが、市民が岸和田市の文化行政について評価するためには計画の上位にある政策目標が明確ではないため、施策に対する的確な評価が困難です。かつては岸和田市の文化行政は市民本位・市民主体の理念を明確に打ち出し「岸和田方式文化行政」^注として各方面から注目されていたが、今はどうなのでしょう？

注）岸和田市では、80年代から90年代にかけて、市民団体による文化会館の運営が活発に展開し、専門家集団によって運営された茨城県水戸市の「水戸芸術館」の方式に対比して、関係者から岸和田方式として喧伝された。

（文献：佐藤一子「文化協同の時代－文化的享受の復権」1989青木書店 第6章「市民自治と文化創造－岸和田市における市民文化活動の発展と文化行政」）

3. 文化施設の総合方針は市の責任で具体的に示す

主要三施設の運営は自泉会館（文化事業協会に委託）、マドカホール（直営と文化財団委託）、

浪切ホール（文化財団に委託）と各館独自の方針で実施されており、管理監督責任は市（文化国際課）にあるとされていますが、これだけでは総合的な文化政策が実行できるか疑問です。少なくとも文化施設全体を活かすような総合方針を市の責任で示し、それに基づき夫々の施設が独自性を発揮する実行計画を行なうべきです。

II-2. 浪切ホールに関する意見

浪切ホールがオープンして一年半。可能性や限界が少しずつ見えてきているのではないかと思います。ただ多大の資金を使って建てた施設であり、ましてやこの財政難の時代に多額の補助金を毎年投入しつづける施設であるならば、当然のことながら浪切ホールができたことで、地域の文化が底上げされるようなプランが示されねばなりません。

○平成15年度当初予算（岸和田市ホームページに公開されている情報）

・文化財団	補助事業	211,400 千円
・浪切ホール	管理運営事業	245,000 千円（文化財団に委託）
・文化会館	管理運営事業	91,400 千円（市直営）
・自泉会館	管理運営事業	10,900 千円（文化事業協会に委託）

1. 浪切ホールの運営は行政と市民が一体となって取り組む

浪切ホールは「中心市街地活性化推進施策」の一拠点として、芸術・文化の施設を置くという都市計画のハードウェア（箱もの）として建設されました。本来なら、文化行政面でのニーズと両々相俟って市民も参画して計画すべきものでありました。

しかし、現実には市立の文化ホールとして完成したのですから、この施設を「市民の芸術・文化活動」のためにどう活かせるかという問題について、行政・市民が一体となって真剣に考えていく必要があります。文化財団は、孤軍奮闘するのではなく市民と一体となって運営していく方策を考えるべきです。

2. 情報の公開で市民の関心と理解を増進する

これまで培われてきた「岸和田方式」は正しかったのか間違いであったのか。これは行政だけではなく全ての市民が考えるべき課題です。

そのためには、浪切ホールに関するあらゆる情報を市民に知らせて、市民が自身の課題として捉える気持ちになるようにすべきです。浪切ホールの全ての施設利用状況を公開し、それが岸和田市の文化に役立つものであったかどうか、採算の面だけではなく利用の質の問題も議論すべきです。この誇るべき施設が岸和田市の文化のために有効に活かされたなら、米百俵の精神で市民を満足させることができると思います。そうでなければ、少々赤字経営が改善されても市民の不満は無くならないでしょう。先ず、やるべきことは市民が浪切ホールに関心を持つような施策を考えることです。

3. ホール運営支援のための幅広い市民層からなる委員会の設置

市民のための浪切ホールにするために大切なことは、青少年を含めた幅広い年齢層からなる市民委員会をつくり、市民の自主的な芸術・文化活動の支援、中心市街地の活性化、市内外との文化交流等を主要課題として今後のホール事業展開の方向性を探って行くことです。

これらの意見に対する具体的な提案としては、たとえば「友の会」を単なる鑑賞団体に終わらせることなく、運営にも参加できる組織へ発展させることなどが考えられます。また、商業的な興行は、いままで足を運ばなかった人たちを惹きつけるような、特に若者たちをホールに近づけるための催しを企画し大いに商業ベースにのせるべきでしょう。

同時に市民会館の建替えとしての目的にも沿うよう、学校関係の文化鑑賞等も積極的に誘致すべきです。また、使用頻度の低いスタジオ、工作室、調理室などの創作支援施設は、

教育施設と位置づけて低料金化し市民の文化創出を育てる方向にもっていくことなど考えられます。

Ⅱ－３．岸和田市の文化行政に望むこと

岸和田市には長年に亘って醸し出された「文化のかおり」のようなものがあると市民は感じています。歴史的なまちなみや伝統行事、市民の文化的感性などがそうです。文化とは全国一律の人気の高い芸能・演芸ではなく、地域に根ざした市民文化こそが地方自治体が大切にするべきものといえます。岸和田市民の宝であるこのような「文化のかおり」を守り高めてゆく方策について行政と市民が知恵を出し合い、力を出し合ってゆける仕組みづくりを優先課題として取り組んでほしい。

平成 14 年度に外部研究機関に委託して『岸和田市におけるこれからの文化行政のあり方と文化政策について』と題する報告を得ていますが、政策づくりは外部委託ではなく行政と市民の協働で行なうべき課題と考えます。



＜調査報告＞

◇1◇ 市の文化政策(ビジョン)はどうか(平成14年6月)

1. 担当部署について

- ・名称 企画調整部 文化国際課
(2002年3月までは 教育委員会 生涯学習部 文化振興課)
- ・正職員数 5名 ほかに嘱託員
- ・執務場所 マドカホール
- ・業務内容
 - ・文化行政の企画及び調整に関すること
 - ・文化及び芸能に関すること
 - ・マドカホール、岸和田市立自泉会館及び岸和田市立浪切ホールに関すること
 - ・岸和田市文化振興審議会に関すること
 - ・国際交流及び国際化施策に関すること

2. 文化施設の運営方針

- 三つの文化施設、自泉会館、マドカホール、浪切ホールは、各館独自の方針で運営する。
しかし三館の管理監督責任は文化国際課にある。
- 1) 自泉会館は岸和田文化事業協会に運営を委託している。
(「岸和田市市民文化事業協会」が本年3月「岸和田文化事業協会」に改組)
- 2) マドカホールは市の直営とし、市民の文化活動の支援、育成に努める。
市民参加の実践形式の発表会等はマドカホールで行なう。入場料は無料。
地域文化振興のため営利の教室の開設も許す。(公民館との相違)
- 3) 浪切ホールは採算性を重視した文化産業施設と位置付ける。
中心市街地活性化政策の一環としての位置づけが大きい。
運営管理は財団法人・岸和田市文化財団に委託している。
マドカホールを利用する鑑賞型の催しについても財団が担当する。

3. 文化推進施策

- 第3次岸和田市総合計画の中で、「人間を尊重する教育・文化のまち」づくりが目標として掲げられおり、その実現に向けて種々のスローガンが示されている。
しかし、現時点では目標達成の具体的な行動計画はなく、従って将来の展望を示すには到っていない。
- 浪切ホールを中心としたこれからの文化政策に関する調査研究を京都橘女子大学・文化政策研究センターに委託している。

4. 考 察

- 「モノの豊かさ」がかなりの高水準に達した現在「ココロの豊かさ」を求めるニーズがきわめて高くなりつつある。「ココロの豊かさ」こそ文化である。また、高齢化社会は余暇のデフレ社会であるといえる。ここでも文化へのニーズが高まっている。
このような社会構造の変化に対応するため文化政策も変化しなければならないのは当然である。しかし、現在起こりつつある行政や文化関係団体の改組の理由が十分に説明されているのであろうか？ 教育委員会生涯学習部から企画調整部へ移行した理由も私達には今一つはっきりしない。市民文化事業協会の名称から「市民」がなくなったのはどういう理由なのであろうか？ 文化施設建設に先行して文化政策が有るべきだと思うが、施設が出来てから、それに対応できる政策を考えているという印象が拭えない。
文化施設運営に関する考え方も昨年には「三館一体運営」と言われていたのが現時点では各館の独自性を生かした運営という方針に変わってきている。独立方式の説明は十分に納得

できるものであるが、未だ市民の理解を十分に得ているとは言えない。

「財政危機」が何もしない事の言い訳にならない。 また、安易な予算削減に走らず、組織の枠を超えて社会教育施設や学校教育施設も視野に入れての「文化的活動施設」の有効利用を考えていただきたい。 このために文化政策担当セクションが市長部局である企画調整部に移ったものと市民は想像するのであるが、広報などにもそれに関する説明は見当たらない。

－付記－

岸和田市平成15年度施政方針の主な内容（岸和田市ホームページ）より

人間を尊重する教育文化のまち

(1) 平和への希求のために

平和な社会は人類共通の願いであるとともに、私の市政運営の基本理念であります。「被爆地・ヒロシマへの平和バス」や「非核平和資料展」などにより、引き続き平和の大切さを強く訴えてまいります。

(2) 人権の尊重のために

基本的人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤であります。人権啓発推進協議会などと連携し、人権教育、人権啓発の推進に努め、差別のない社会をめざします。

(3) コミュニティづくりのために

地区市民協議会を中心に、個性豊かな新しいふるさとづくりを進めてまいります。

(4) 学校教育のために

心豊かな人間性とたくましい体をはぐくむ教育の充実のため、体験学習や図書・読書活動等の充実を図りながら、特色ある学校づくりを進めてまいります。

少人数学級につきましては、小学校1年生の35人学級を基本とし、きめ細やかな指導を行うことといたします。

産業高等学校におきましては、地域社会に貢献し得る人材を育成するため、高度情報化社会にふさわしい専門教育を充実してまいります。

(5) 生涯学習のために

地区公民館等を拠点として、生涯学習の推進に努めてまいります。青少年の健全育成のため、関係団体の協力を得ながら家庭、地域、学校との連携を図りつつ、地域に密着した活動を進めてまいります。

図書館につきましては、市民の身近な情報センターとしての役割を担ってまいります。また、幼少時から読書習慣を養えるよう図書館活動の充実を図ります。

(6) スポーツ・レクリエーション活動のために

地域のスポーツコーディネーターやスポーツリーダーの養成に努め、市民に活動の機会を提供し、生涯スポーツの振興を図ります。

(7) 市民・地域文化のために

浪切ホール、文化会館、自泉会館を効率的に活用し、市民の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、濱田青陵賞をととして、学術、文化の振興にも努めてまいります。また、郷土の歴史や自然に関する貴重な資料を収集、研究、公開するとともに、引き続き和泉葛城山ブナ林の保護、増殖をいたします。

(8) 国内・国際交流のために

新たに締結しました友好・姉妹都市をはじめ、世界の人々との交流を通じて、多文化共生社会をめざしてまいります。

以上

◇2◇ 「浪切ホールと市民が近づくために」ミニアンケート

—施設の有効活用と市民ニーズの吸い上げ—（平成14年6月）

1. はじめに

○私たちは、岸和田市の文和発展のため浪切ホールがオープンしたこと、そしてその運営が順調に軌道に乗って発展していくことを願っています。

そのためには、浪切ホール（行政側）、利用者（市民側）それぞれにいろいろな創意工夫が肝要です。また、多くの建設的かつ積極的な提案が各方面で活かされていくことも大切です。

私たちは第一に、浪切ホールと市民の距離がもっともっと近いものになる、接近することが今一番必要ではないかと考えています。そのためにはいろいろな切り口でいろいろな問題提起と提案があるかと思いますが、まず初めに私たちのごく身近なところで「浪切ホールに関するミニアンケート」を実施しました。

ミニアンケートである以上まだまだ粗雑な推論しか提案できませんが、本部会への第一回目の問いかけになればと思います。

2. 浪切ホールに関するミニアンケート（結果）

【アンケート対象】

（単位：人）

	～20代	30代	40代	50代	60代～	合 計
男 性	8	2	2	8	4	24
女 性	18	10	7	15	7	57
合 計	26	12	9	23	11	81

【アンケート内容】

1. 浪切ホールへ行ったことがありますか？

行ったことがある	26人（うち女性が21人）
行ったことがない	55人（うち女性が36人）

→ (1) その行かれた催しは何ですか？

見学会	各種イベント	発表会	会 議	寄り道	レストラン	その他
6	6	4	3	4	1	2

→ (1) 浪切ホールがオープンしたことを知っていますか？

知っている	49人
知らない	6人

(2) 見学会があれば参加しますか？（もしくは参加してみたいですか？）

参加したい	20人
参加したくない	35人

(3) 浪切ホールでのイベントに興味がありますか？

興味がある	26人
特にない	29人

2. 「浪切友の会」に入っていますか？

入っている	3人
入っていない	78人

→(1) これからも大いに利用したいですか？

利用したい	2人
特にしたくない	1人

(2) 入会して良かったと思いますか？

良かった	3人
特に思わない	0人

→(1) 入会する予定又は入会したいと思いますか？

思う	4人
思わない	74人

(2) 他の場所でこのような「友の会」に入会していますか？

入会している	3人
していない	78人

3. どのようなことに利用したいか？

～20歳代	・音楽発表会 ・各種パーティー(2次会) ・コンサート、演劇 ・同窓会 ・寄合い ・国際交流 ・特定歌手(ウルフルズ、ゆず、維新派)
30歳代	・ミュージカル ・コンサート ・講習会(料理等) ・花の展示会 ・イベント情報提供
40歳代	・コンサート ・講演会 ・イベント
50歳代	・講演会 ・(イベント広場での)フリーマーケット ・趣味の会(文化教室) ・同窓会 ・NHKのど自慢大会
60歳代～	・演奏会 ・趣味の会(文化教室) ・定期的研修会 ・同窓会 ・市民有志によるクラシック演奏会

4. ホール以外に国際会議場、スタジオ等の設備があることを知っていますか？

知っている	33人
知らない	48人

5. 浪切ホールへの質問、要望等

～20歳代	・ミュージカルや若手歌手も来てほしい。 ・利用は誰でもできるのか？また費用はどれくらいか？ ・食料の持ち込みなど可能か？飲食は禁止でしょうか？ ・国際会議の内容を知りたい。国際交流があれば参加したい。 ・イベント情報の提供がなされていない。何をやっているのかわからない。 ・ジャズのコンサートをしてほしい。 ・何をやっているのかわからない。試写会やコンサートをしてほしい。
30歳代	・今まで大阪市内まで行っていたが、近くで低料金で利用したい。 ・フリーマーケットの回数を増やしてほしい。イベント広場を有効利用してもっとPRを。

	・ホール内はバリアフリーで使いやすく、トイレのオムツ交換もあるが、保育室を希望する。
40歳台	・公演内容によって料金を大人・小人に分けてほしい。 ・家から遠いのであまり行けない。夜も(イベントが)終わってから帰りが暗くて寂しい。
50歳台	・なくなった市民会館の代わりのように気軽に使えるようにしてほしい。 ・赤字が見込まれている以上、もっと民間に開放してほしい。 ・さだまさしや松山千春のコンサートをしてほしい。
60歳台～	・安価でもっと利用させてほしい ・定期的な見学会を工夫して市民にPRしてほしい。また、見学会担当は市民ボランティアを育成。 ・泉州地区の留学生たちとの交流の場を工夫してほしい。 ・公演のチケットが売出日によって大きな差があると聞か、良い方法はないか。

III. ミニアンケート段階でのまとめ

1) 浪切ホールの利用者26人中、

20～40歳代は19人(73%)、50歳代以降は7人である。

高齢者層よりも青年・壮年者層の割合が圧倒的に多い。

青年・壮年者層の中でも女性が19人中16人で、顕著な割合を占める。

プログラム・公演内容によるのか？情報不足なのか？交通の便なのか？

(アンケート対象者がJR阪和線より山手に偏ってしまった地域的影響、アンケート絶対数の影響か？)

2) 浪切ホールに行ったことがない55人中、49人(89%)がオープンしたことを知っている。

浪切ホールオープンについてはおおよそ認識がされていると思われる。しかし、内容・企画・目的等については、まだまだ情報不足の感がある。例えば、見学希望者が20人存在すること、「友の会」会員(入会希望者含む)が7人しかいないことから、推定できるのではない。

3) 公演・イベント内容については多種多様な要望も見受けられる。

(例：イベント広場の活用(フリーマーケット))

4) ミニアンケートの性質上、即断はできないが市民はまだまだ浪切ホールについて無関心である人が多いと感じ取りました。

財政逼迫の今、浪切ホールが市民にもっと広く利用され、有効に活用・運営されることが緊急の最重要課題です。

そのためには

まずは何よりも市民への工夫したPRが繰り返されることが第一だと思います。

(例えば出し物等の内容PRや定期的な一般見学会の設定など)

◇3◇ 浪切ホール財政面の状況

○岸和田市文化財団への調査（平成14年6月）

・組織	理事会－評議員会－事務局		
・人員	理事	13人	
	評議員	16人	
	事務局職員	29人	内訳）市からの出向職員 6人
			財団雇用職員 3人
			契約社員 7人
			アルバイト職員 13人

○平成14年度収支予算書総括表より

- ・総額約8億円の予算
うち事業収入は2億3,000万円で岸和田市からの補助金等収入は5億7,000万円

○平成15年度当初予算（文化国際課関係 浪切ホールほか）岸和田市ホームページより

- ・岸和田市文化財団補助事業 211,400千円
- ・浪切ホール管理運営事業 245,000千円（文化財団に委託）
- ・文化会館 管理運営事業 91,400千円（市直営）
- ・自泉会館 管理運営事業 10,900千円（文化事業協会に委託）

◇4◇ 外部研究機関委託研究の報告書（平成 15 年 11 月追補）

『岸和田市におけるこれからの文化行政のあり方と文化政策について』

報告書(平成 15 年 3 月)

受託者：京都橘女子大学文化政策研究センター

平成 14 年 7 月地区別、年代別、性別に無作為抽出した岸和田市民 3,080 名に対して浪切ホールの利用、生涯学習活動、文化政策に対する意見などについてアンケート調査を実施している。アンケートの回収率は 24%であった。

この報告書は上のアンケートを根拠として纏められたものであるが、回答しなかった人(76%)を除外して岸和田市民の文化意識について推論している。無回答者は浪切ホールや生涯学習、文化活動に対する関心が低いと思われるが、ホールが開館して直ぐの時期尚早のアンケートであったにせよ、その割合が 76%にも達していることを無視しての推論は危険であると思う。もちろん、アンケートに含まれる関心のある層の個々の意見は興味深く貴重なものであるから、本報告を参考にして、本報告に捉われることなく岸和田市としての文化政策を早く発信してほしい。本来なら文化政策は浪切ホールの計画段階で示されるべきものであったが、今からでも岸和田市の文化政策について基本的方針を明示し、行政としての説明責任を果たすべきである。

政策創りは外部委託ではなく行政と市民の協同で行うべき課題と考えます。

以下に報告書緒言を引用する。

緒言

本報告書は、平成 14 年度において、岸和田市から京都橘女子大学に対して研究委託された『岸和田市におけるこれからの文化行政のあり方と文化政策について』と題する調査研究の成果を報告するものである。

岸和田市においては、後述するように、かねてから先進的な文化行政を推進し、全国的にもよく知られてきたところである。今回、岸和田市が文化行政あるいは文化政策について、研究委託を通じてあらためて強い関心と今後の方向性に対する指針を求めた背景は、平成 14 年 4 月にかねてから計画中であった大小 2 つのホールに加えて充実した学習施設をもつ複合文化施設である「浪切ホール」がオープンしたことであった。それと同時に岸和田市は新たに財団（財団法人岸和田市文化財団）を発足させ、浪切ホールの管理・運営を財団に委託した。いわばこれまでの文化行政が施設面や運営面で大きく転換したのである。

こうした岸和田市の文化行政の転換を市民がどう受け止めているのか、これまでの文化行政に慣れ親しんできた市民活動はこれからどうなるのか、新たに運営を担当することになった財団はどのような運営を求められるのか、課題はいくつも浮かび上がってくる。こうした背景のなかで、研究委託が立案されたのである。

調査研究にあたって委託を受けた京都橘女子大学では、文化政策研究センターに同センター所長の端 信行を委員長とした調査研究委員会を設けた。

研究委員会のメンバーは以下の通りである。

岸和田市委託調査研究委員会

- 代表 端 信行(京都橘女子大学文化政策研究センター所長)
- 委員 織田 直文.(京都橘女子大学文化政策学部教授)
- 委員 河原 和枝(京都橘女子大学文化政策学部助教授)
- 委員 小暮 宣雄(京都橘女子大学文化政策学部助教授)
- 委員 金武 創(京都橘女子大学文化政策学部助教授)
- 委員 木下 達文(京都橘女子大学文化政策学部講師)

また京都橘女子大学は、本委託調査研究において、浪切ホールを中心とする岸和田市民の意向調査の実施については、有限会社創造計画研究所(代表:宮田 治)に委嘱した。市民意向調査の実施にあたっては、研究委員会においてアンケート項目を設計・検討するとともに、調査研究の委託者である岸和田市当局とも何度か実施にむけた打ち合わせを行った。とくに標本のサンプリングや調査票の発送にあたっては市当局の多大な支援を得た。こうした調査においては、市当局の支援がなければ調査の成功はおぼつかないものであるが、今回の意向調査では回収された解答数がやや予想を下回ったものの、全般的に市民の率直な意見が読みとれ、岸和田市における文化政策の今後を占う良好な調査結果が得られたと言える。

本報告書では、まず第 1 章において、岸和田市立浪切ホールの活用に関する市民アンケート調査の結果を詳述する。次いで、第 2 章において、この市民アンケート調査の分析を通じて浪切ホールをめぐる文化政策的課題を明らかにする。さらに第 3 章において、今回の調査結果から推察する岸和田市の今後の文化政策(文化行政)への提案を取りまとめている。

§ 3. スポーツ施策について

Ⅰ. 調査の視点

スポーツ振興の意義、重要性は既に言い尽くされているが、今日の問題としても、子どもたちの体力低下、集団生活への不適合、高齢化社会での保健体育への対応等ますますその重要性が増大している。

岸和田市は第3次総合計画で「すべての市民が生涯を通じて健康で生きがいに満ちた生活が営めるよう、多様なスポーツ活動機会の提供や学校地域が一体となった地域スポーツを振興する体制づくりを進めるとともに、各種スポーツ情報の提供充実、リーダーの養成、施設の充実に努めるなど、市民のスポーツ活動を促進します」とスポーツ活動の基本方針を定めている。

この方針を是とし、今後この方向に進めるために、現状の問題点は何か、行政と市民の役割は、相互の関係はどうあるべきか、私たち部会は市民の立場で調査研究を行った。

Ⅱ. スポーツ施設に見る現状と課題

当部会では「岸和田市におけるスポーツ行政」について、市民の立場で関連施設のフィールドワークやヒアリングなど調査・検討を行い、調査報告書（後掲）を作成した。

作業を進める中で、問題点・検討課題がスポーツ施設全体に渡るため、個別問題についてまとめるという形ではなく、総合的に捉えることとした。

Ⅱ-1. スポーツ施設について

1. 「現状（ハード面、ソフト面）の把握」

現在の当市における体育館、運動広場、テニスコート、プールといったスポーツ施設の管理・運営は、都市整備部公園緑地課、教育委員会スポーツ振興課、財団法人公園緑化協会と3セクションに分かれている。また町会が維持管理しているゲートボール場や運動広場等もあり、「どの地域にどの程度の運動施設がある」といった施設面（ハード面）の情報を正確に把握していないのが現状である。

またその施設を「どういった団体が、どの程度利用している」といった実際の使用のされ方といった運営面（ソフト面）の情報も把握できていない。これでは今後のスポーツ振興を検討していく上で、その地域に合った的確な計画を立案することが困難である。

今後、限られた予算の中で、最大の効果をあげる為にも施設（ハード）及び運営（ソフト）の現状把握をすべきである。

2. 「施設の有効利用の検討」

施設によっては利用者が極端に少ない施設もあり、必ずしも有効活用されているとはいえない状態である（例えば、すば一く岸和田においては3面のゲートボールコート（うち2面は屋内）があるが、屋外コートの利用率は皆無に等しい）。

この財政の中、このような施設の他用途、他種目への利用方法の検討、施設の廃止も含めて検討及び公表すべきである。

3. 「借地料と費用対効果」

調査報告書にも記載されているが、鴨田池青少年広場は借地であり、毎年多額の借地料を地主に支払っている。予算面だけを捉えると、非常に無駄遣いのような気もするが、当該青少年広場は、青少年広場の中でも利用者数は多く、またこれ以外にも近隣の小・中学校も利用しており、スポーツ振興に役立っていることは確かである。

従来の流れで借地契約をかわすのではなく、鴨田池青少年広場がもたらす効果を「費用対効果」の問題として考え、その有効性、金額の妥当性を検討すべきである。

4. 「今後の方向性を明確にすること」

現在、青少年広場の多くが町会委託で管理運営を行っている。町会委託にすることが必ずしも悪いことではないが、そこに委託するメリットとはいったい何なのであろうか。またスポーツ施設は有料でないと利用できない施設（運動広場）と無料でも利用できる施設（青少年広場）とに分類できるが、その違いは何なのであろうか。

運動広場（有料）と青少年広場（無料）の位置付け、収益性など今後の方向性を総合的に検討し、その内容を明確に市民に公表すべきである。

また現在の町会委託という方式も見直すべきである。町会という団体だけではなく、今後ますます増加するであろうNPO（特定非営利活動法人）といった団体（現在のところ当市ではスポーツに関して言えば「山直スポーツクラブ」のみ）に委託するというのも民間活力の利用、利用者の立場に立った施設の管理運営の観点からみても有効である。

II-2. 施設利用における受益者負担について

「受益者負担」という概念先行だけで、市民にすべての負担を押し付けると「まちづくり」はできず、行政への不満や不信感が増すだけである。

受益者負担を求めるならば、行政の責任ある説明と市民との間の合意形成が必要である。また利用者（受益者）である市民も自らの問題として捉えることが必要である。

II-3. 行政の統合化体制について（縦割り組織の問題）

スポーツ施設の管理運営組織が一元化されていない（例えば教育委員会管理と公園緑地課管理）のは、利用する市民にとっては極めて不都合であり、わかりにくい。

利用満足度に直結するスポーツ施設こそ管理運営主体の一元化を重点課題として進めるべきであり、教育・文化（スポーツ）が生きづくまちづくりのためには、弊害が多い縦割り行政に終止符を打つべき時期に来ている。

まちづくりを積極的に支援する行政として、現状の縦割り組織を横断的、調整的に改善する方法を具体的に検討すべきである。

III. 最後に（残された検討課題）

当部会では、スポーツ行政について調査していく中で一番問題になったのは、「スポーツ施設の管理運営の一元化」である。前述したとおり現状は一元化されておらず、市民にとってはあまりにも弊害が多すぎる。早急に改善されることを強く希望する。

またこれ以外にもいくつかの検討課題を列挙すると、

- ① スポーツに対する市民ニーズの把握（市民アンケートの実施）
- ② 市民スポーツと学校スポーツとの交流
- ③ 体育協会ほか各種スポーツ関係団体間の連携強化 が挙げられる。

この部会では「行政と市民との協働」をキーワードに調査・検討をしてきた。市民の身近にあるスポーツ施設、ひいては岸和田市のスポーツ行政を両者が一緒になって取り組むことにより、さらなる市民スポーツの振興が図られるのである。この提案が「行政と市民との協働」のきっかけ作りとなり、市民スポーツが盛んになることを願う次第である。

＜調査報告＞

◇1◇ 施設運用と利用の実態（プールとゲートボール場について）

＜調査の目的＞

スポーツ施設について、本市では管理及び運営が一元化されておらず、大きな課題となっている。今回の調査では、少子高齢化社会を迎えるにあたり、低年齢層の利用頻度が高いプールと高齢者層の利用頻度が高いゲートボール場にスポットを当て、そこから本市の抱えるスポーツ施設の問題点を探ることとした。

Ⅰ．プールについて

1) プール施設と利用状況について

○岸和田市のプール施設

別表1のとおり

○市民プール利用状況

別表2のとおり

○入 場 料

・中央公園プール	一般	300円	小・中	100円	小学生未満	無料
・その他の市民プール	一般	200円	小・中	100円	小学生未満	無料

2) 担当行政の役割について

○中央公園プールについてのみ(財)岸和田市公園緑化協会

○その他の市民プールの管理運営はスポーツ振興課

3) 人員について

○アルバイト雇用（平成14年度）

・中央公園プール	人数	25名	（時給	一般850円、高校生750円）
・その他の市民プール	人数	100名	（時給	一般850円、高校生750円）

4) 管理委託について

○行なっていない。直営

5) 施設修理状況について

○毎年平均 約600万円

○老朽化が進み修理改善が進まぬ状況

6) 他市の状況について

○他市では市民プールは2～3箇所である。

○近隣では泉南市、貝塚市が委託事業で行なっている。

Ⅱ．ゲートボール場について

1) ゲートボール場と利用状況について

○ゲートボール場

＜(財)岸和田市公園緑化協会＞

- ・正式施設としては『すぱーく岸和田』のみ
- ・各地域に20～30箇所あり、はっきりと把握できず（市の遊休地等の利用）

＜スポーツ振興課＞

- ・大沢青少年広場
- ・茂知谷少年広場
- ・他青少年広場の空き地で利用する場合あり

○利用状況

- ・『すぱーく岸和田』利用は平成12年度 年間711件（1件当たり10人程度）

- ・ 他の施設については年々減少している。
- ・ 20年余り前には利用者が多く活用度が高かったが、その年齢層がより高齢化が進み、お世話をする方が少なくなると同時に、替わってウォーキングや軽スポーツをする方が多くなる。
- ・ 蜻蛉池公園にも府の施設としてコート4面を設置したが、現在では利用者がなく閉鎖状態。

2) 担当行政の役割について

- 特に振興活動なし
- 市の遊休地を利用してもらうことにより、雑草の駆除等、管理面に効果あり。

3) 管理状況について

- 『すぱーく岸和田』は(財)岸和田市公園緑化協会が管理運営
- 主に地域の老人会等が自主管理している。

4) 年間修理・管理費用について

- 『すぱーく岸和田』については平成14年度予算920,000円
- 老朽化が進み修理改善が進まぬ状況

5) 他市の状況について

- 岸和田市より少ない？

※参考：『すぱーく岸和田』運営事業について

III. ま と め

- 調査状況は以上のとおりですが、プールについては施設が老朽化しており、運用・利用面において現状のままでよいか検討すべきではないか。
- また、ゲートボール場については『すぱーく岸和田』以外の活用については積極的な管理運営はしていないが、地域高齢者の福祉、遊休地の管理に役立っている。
- 結論としては、プールとゲートボール場の実態だけでは、大きな意味を見出せず、できるならば全てのスポーツ施設とその運用と利用状況を一覧にして、次のステップにすればよいと思う。



(別表1) 岸和田市のプール

名 称	所在地	施設の規模	付帯設備	備 考
中央公園プール	西之内町	流水プール・50m×9 幼児プール	管理棟・軽飲食店	公園施設
野田プール	野田町	50m×9・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
葛城プール	土生町	25m×6	管理室・更衣室・ロッカー等	
山滝プール	内畑町	25m×6	管理室・更衣室・ロッカー等	
春木プール	八幡町	25m×8・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
朝陽プール	臨海町	25m×7・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
浜プール	大手町	25m×6・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
今木プール	東大路町	25m×6・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
城北プール	吉井町	25m×6・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
新条プール	中井町	25m×6・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
山直北プール	三田町	25m×6・幼児プール	管理室・更衣室・ロッカー等	
桜台中学校プール	下松町	25m×6・養護プール	管理室・更衣室・ロッカー等	市民開放
太田小学校プール	畑町	25m×6・養護プール	管理室・更衣室・ロッカー等	市民開放
八木北小学校プール	下池田町	25m×6・養護プール	管理室・更衣室・ロッカー等	市民開放
大宮小学校プール	宮前町	25m×6		学校施設専用
久米田中学校プール	池尻町	25m×6	更衣室・機械室等	学校施設専用
上記の他、民間スイミングスクールの屋内プールが3ヶ所に設置されている。 (岸和田スイミングスクール・フォルザ岸和田・ピープルエグザス東岸和田)				



(別表2) 市民プールの利用状況

*有料入場者数

	平成10年度			平成11年度			平成12年度		
	大人	子供	合計	大人	子供	合計	大人	子供	合計
野 田	3,577	6,059	9,636	3,894	6,428	10,322	3,880	6,180	10,060
春 木	658	3,300	3,958	699	3,251	3,950	745	3,165	3,910
今 木	1,006	3,031	4,037	1,339	3,889	5,228	1,288	3,691	4,979
葛 城	171	1,212	1,383	148	1,114	1,262	163	1,102	1,265
山 滝	84	1,086	1,170	94	1,163	1,257	99	1,077	1,176
朝 陽	1,241	2,140	3,381	1,688	3,118	4,806	2,387	3,633	6,020
浜	971	3,096	4,067	1,003	3,490	4,493	1,018	3,623	4,641
山 直 北	910	3,486	4,396	1,035	4,660	5,695	872	3,789	4,661
城 北	718	1,691	2,409	931	2,218	3,149	979	2,052	3,031
新 条	251	736	987	242	709	951	256	836	1,092
桜台中学 校	644	2,712	3,356	722	2,854	3,576	639	2,513	3,152
太田小学 校	1,169	4,563	5,732	1,392	5,674	7,066	1,542	5,073	6,615
八木北小 学 校	645	2,295	2,940	810	2,969	3,779	897	3,320	4,217
合 計	12,045	35,407	47,452	13,997	41,537	55,534	14,765	40,054	54,819

*団体利用状況(対象は中学校、小学校、保育所、幼稚園、子供会、PTA、水練学校等)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
野 田	82	14,806	65	12,316	101	12,769
春 木	45	6,627	34	6,191	66	6,744
今 木	30	2,554	23	1,941	48	2,862
葛 城	13	1,116	10	950	12	1,146
山 滝	25	2,027	23	2,429	26	1,799
朝 陽	42	5,158	38	4,703	62	4,478
浜	29	2,943	32	3,564	62	3,503
山 直 北	44	6,612	34	5,371	71	5,697
城 北	41	3,574	34	3,104	50	3,483
新 条	22	1,926	14	1,932	26	2,113
桜台中学校	43	5,800	39	4,773	81	5,437
太田小学校	46	10,283	38	7,696	81	8,905
八木北小学 校	36	4,914	35	4,523	76	5,263
合 計	498	68,340	419	59,493	762	64,199

(出典：平成12年度岸和田市の社会体育の現状)

(参 考)

『すぱーく岸和田』運営事業	
◇事業内容	
1. 施設の名称	屋内ゲートボール場『すぱーく岸和田』
2. 施設の位置	岸和田市西之内町8番地
3. 施設の概要	屋内ゲートボール場 コート(15×20) 2面 人工芝張り 屋外ゲートボール場 コート(15×20) 1面 クラブハウス 玄関ホール、休憩所、便所、空調・電気設備、ほか
4. 施設の休日	毎週水曜日及び12月30日から翌年の1月4日まで
5. 施設の利用時間	ア 屋内・屋外ゲートボール場 4月～9月 午前8時～午後4時まで 10月～3月 午前9時～午後5時まで イ 屋内ゲートボール場のその他の使用 4月～翌3月 午前9時～午後9時まで
6. 施設の利用料金	ア 屋内・屋外ゲートボール場 1コート2時間当たり 屋内ゲートボール場 1,000円 屋外ゲートボール場 500円 イ 屋内ゲートボール場のその他の使用 午前9時～午前12時まで 9,300円 午後1時～午後5時まで 12,400円 午前9時～午後5時まで 21,700円 午後6時～午後9時まで 13,900円
7. 収支予算	(平成12年度) 運営事業収入 1,194,500. 支出諸経費 3,380,000.

(別表3) 平成13年度ゲートボール場「すぱーく岸和田」利用状況

月	Aコート				Bコート				合 計		Cコート				使用料 合 計	調定額
	利用 可能 時間	利 用 時 間	利 用 率	利 用 件 数	利用 可能 時間	利 用 時 間	利 用 率	利 用 件 数	利 用 率	利 用 件 数	利用 可能 時間	利 用 件 数	利 用 率	利 用 件 数		
4	208	98	47%	35	208	72	35%	17	41%	52	208	0	0%	0	85,000	64,000
5	216	96	44%	31	216	58	27%	10	36%	41	216	0	0%	0	77,000	83,000
6	208	132	63%	19	208	98	47%	7	55%	26	208	0	0%	0	115,000	133,000
7	216	158	73%	48	216	140	65%	37	69%	85	216	0	0%	0	149,000	107,000
8	208	110	53%	36	208	72	35%	24	44%	60	208	0	0%	0	91,000	95,000
9	208	128	62%	49	208	90	43%	21	52%	70	208	0	0%	0	109,000	122,600
10	208	126	61%	43	208	80	38%	17	50%	60	208	2	1%	1	103,500	76,500
11	208	116	56%	38	208	82	39%	17	48%	55	208	0	0%	0	99,000	118,000
12	200	86	43%	36	200	82	41%	17	42%	53	200	0	0%	0	84,000	74,500
1	184	104	57%	35	184	78	42%	26	49%	61	184	2	1%	1	91,500	158,500
2	192	38	20%	52	192	8	4%	25	12%	77	192	0	0%	0	23,000	67,000
3	216	128	59%	40	216	120	56%	28	57%	68	216	12	6%	1	127,000	135,300
計	2,472	1,320	53%	462	2,472	980	40%	246	47%	708	2,472	16	1%	3	1,154,000	1,244,400

◇2◇ 鴨田池(カモダイケ)グラウンドについて

1. 鴨田池グラウンドの施設運用と利用状況について

1) 施設と運用について

- 所在地 岸和田市南上町2丁目290番地
- 名称 鴨田池青少年広場
- 規模 8,922 m² (約 2,700 坪)
- 経過 1978 年(昭和 53 年)岸和田市が土地所有者と借地契約。市民のスポーツ振興目的のグラウンドとして整備し、共用。地権者は約 100 人。地権者たちは日待講を構成しており、岸和田市は日待講と借地契約し、現在に至っている。
- 借地代金 26,927,000 円(平成 14 年度岸和田市予算)
借地料金の算定基準は(固定資産税)土地課税標準額×5%
- 管理 上町町会が岸和田市より管理を受託。
- 運営 使用料は無料。
当グラウンドは岸和田市の青少年広場と位置づけられており、他の 7ヶ所の青少年広場も同様で、すべて無料使用である。主管はスポーツ振興課。利用者は町会長へ申入れる。

2) 利用状況について

- 利用実態 年間利用者数 約 8,200 人(平成 12 年度)
- 当グラウンドが、無料で気軽に利用できる青少年広場の中で比較的規模が広く、また他の青少年広場と比べ、南上町という市内の住宅集積地、交通至便地に位置していることなどから、利用頻度は高い。
- 規模が広いことから、ソフトボール、野球だけでなく、青少年に人気のあるサッカーなどによく利用され、広場というより、スポーツが十分できるグラウンドとして利用されている。
※他の青少年広場との規模、立地、利用者数は下表参照
- もちろん、地域の子供たちの良い遊び場にもなっている。なお、城内小学校がすぐ隣接しており、小学校もたまに利用している。

青少年広場	所在地	規模	平成12年度利用者数
鴨田池青少年広場	南上町	8,922 m ²	8,200 人
春木台場青少年広場	春木泉町	4,370 m ²	2,080 人
臨海青少年広場	木材町	7,471 m ²	9,685 人
菊ヶ池青少年広場	尾生町	15,135 m ²	696 人
神楽目青少年広場	内畑町	8,833 m ²	4,141 人
奥ノ池青少年広場	山直中町	6,444 m ²	2,975 人
茂知谷青少年広場	相川町	1,107 m ²	1,945 人
大沢青少年広場	大沢町	2,870 m ²	2,510 人

Ⅱ. ま と め

- 当グラウンドは現在、有効に利用されている。市民は当グラウンドをよく活用しており、盛んにスポーツ、特に球技を楽しんでいる。当グラウンドは交通至便、住居地の近くにある、無料でサッカーなどができる当市唯一の屋外スペースとなっている。これからも、青少年が気軽にサッカー等の球技を楽しむためには、ぜひとも必要な空間であるとする。
- 当グラウンドの問題は借地であることである。毎年2,700万円近くの出費によって、無料使用のスポーツ施設が供用されている。市財政のひっ迫の今、市民に有用と想定される当グラウンドの経営と運用のあり方はどうあるべきか、費用、効果、市民満足度の観点で検討する必要がある。

◇3◇ スポーツ施設の町会委託の現状

Ⅰ. 運動広場・スポーツ広場・球技広場について

1) 管理状況について

○一般市民には知られていないが、同じ屋外体育施設でもいわゆるグラウンド・球技場部分とその周辺部分では担当課が異なっている。

スポーツ振興課と公園緑地課。また、国の管轄も文部科学省と国土交通省にわかれている。

(参考) 公園緑地課では市内に約270箇所の公園を管理しており、その一部は町会にも管理委託している。

施設名称	担 当 課	委 託 先	管 理 費(額は概数)
中央公園 スポーツ広場	公園緑地課	(財)岸和田市公園緑化協会	
浜工業公園 球技広場Ⅰ	公園緑地課	直営管理	
浜工業公園 球技広場Ⅱ	公園緑地課	管理棟のみ地蔵浜町	600万円弱
牛ノ口公園	公園緑地課	上野町	30万円
運動広場	スポーツ振興課	午前：シルバー人材センター 午後：上野町	180万円 460万円
久米田公園	公園緑地課	岡山町	20万円
運動広場	スポーツ振興課	シルバー人材センター	260万円
葛城運動広場	スポーツ振興課	土生町	420万円
春木運動広場	スポーツ振興課	八幡町	410万円
八木運動広場	スポーツ振興課	大 町	410万円

(公園緑地課・スポーツ振興課より聞き取り調査：平成13年度)

○委託の内容は主にカギ等の管理、トイレ掃除、ゴミ処理等

2) 収益について

委託されている運動広場・テニスコートについてどの程度の収益をあげているか調べてみた。

○運動広場の受益者負担(使用料)はすべて800円/1時間。(1団体あたり何名でも)

(ただし、久米田公園のみ設備が悪いため500円/1時間)

○テニスコートはすべて500円/1時間。

施設名称	収 入	委託料(再掲)
牛ノ口公園 運動広場	320万円	180万円(午前:シルバー) 420万円(午後:町会)
牛ノ口公園 テニスコート	310万円	
久米田公園 運動広場	40万円	260万円
葛城運動広場	50万円	420万円
葛城テニスコート	150万円	
春木運動広場	60万円	410万円
八木運動広場	90万円	410万円
野田公園テニスコート	150万円	中央体育館管理
春木台場テニスコート	50万円	春木体育館管理
単純集計	1,220万円	2,100万円

※ 各施設からオーパス方式で申し込む人、直接現金支払いで申し込む人などがあって、各収入額は概数。

○平成12年度 運動広場使用料収入 総計12,132,150円(内、教室受講料約23万円を含む)

○効率からいえばテニスコート以外、春木も八木も葛城も久米田も運動広場はすべて問題があるといえる。現在、子供利用の利便性を勘案して料金設定をしているが、収益を上げるつも

りなら大人と子供の利用料金を変えることも考えられる。

II. 青少年広場について

1) 管理状況について

○青少年広場はすべてスポーツ振興課に属する。十分にスポーツ活動が行なえる施設のところもあるが、ただの広場に過ぎないようなところもある。

○管理は町会委託

青少年広場	所在地	付帯設備	管理費(額は概数)	備考
鴨田池青少年広場	南上町	バックネット・トイレ	27万円	借地
春木台場青少年広場	春木泉町	バックネット	27万円	
臨海青少年広場	木材町	バックネット・トイレ	27万円	
菊ヶ池青少年広場	尾生町	バックネット・トイレ	27万円	
神楽目青少年広場	内畑町	バックネット	27万円	
奥ノ池青少年広場	山直中町	バックネット・トイレ	27万円	
茂知谷青少年広場	相川町	トイレ・倉庫・管理	13万円	
大沢青少年広場	大沢町	トイレ	13万円	借地
計			188万円	

○各町の管理内容等を勘案すると、188万円の管理委託料はむしろ少な過ぎると感じる。

2) 収益について

○使用料は無料

III. 学校スポーツ施設の地域開放と町会委託について

○一応、学校開放は全小学校(24校)、中学校(11校)、高校(1校)計36校が開放している。

○グラウンドのみ、体育館のみ、どちらもなどの条件の違い、また開放日が100日以上・以下などの違いによって3つの形態に分けて委託している。

(年間) 15万円× 8 = 120万円

20万円× 8 = 160万円

25万円× 20 = 500万円

合計 780万円(平成13年度)

○すべての学校に学校開放運営協議会(学校の教頭、PTA役員、体育指導委員、利用する各種団体の長などで構成)が設置されており、まとめるのは連合町会長で契約相手となっている。

○青少年広場同様、管理運営状況を勘案すれば、むしろ少な過ぎると感じる。

◇4◇ 施設利用における受益者負担について

Ⅰ. 受益者負担とは

○受益者負担とは「特定人に対して便宜を供与する特定の行政行為に応ずる一定の負担」と定義される。具体的には、①下水道や道路受益者負担金等の公共事業のための特別課徴金

②使用料・手数料などの公共施設・公共サービスの対価

③公共サービスの費用負担の配分原則 という意味をもつ。

(スポーツ施設における受益者負担では②の要素が強い)。

最近では「公共サービスのうち特定の者が利益を受ける分野については負担公平の観点から、また資源の適正配分のために受益に応じて、その経費の全部又は一部を負担させるべき」という議論にもあるように、「受益者負担」という概念が公共サービスの維持費用を利用者(受益者)に転嫁させる論拠に用いられることが多くなってきている。

Ⅱ. 公共スポーツ施設における受益者負担について

○当市の公共スポーツ施設における施設管理運営費と使用料の関係を示したものが下表である。表から見てわかるように施設により受益者負担は非常にばらつきがある。

市民プールでは13%であるのに対し、総合体育館では43%と非常に高い。一般的には公共施設において、受益者負担率が30%を超えればまずまずの成功と言われているが、当市においてはその率を満たしているのは総合体育館だけである。

ちなみに公共スポーツ施設で最も成功していると言われている大阪府立体育館では、受益者負担率は87%である。

岸和田市におけるスポーツ施設管理運営費の現状(平成12年度)				
	総合体育館	市民体育館	運動広場 (テニスコート含む)	市民プール
使用料等収入 (A)	46,096,000	8,110,000	12,238,000	9,448,000
維持管理費等 (B)	107,310,000	27,221,000	69,353,000	72,598,000
差引実質経費 (C=B-A)	61,214,000	19,111,000	57,115,000	63,150,000
歳入率(受益者負担分) (A/B%)	42.95%	29.79%	17.65%	13.01%
利用者数 (D)	177,935 人	59,994 人	132,781 人	119,018 人
利用者1人あたりの経費 (C/D)	344 円	318 円	430 円	530 円

(資料出所：スポーツ振興課、公園緑化協会)

Ⅲ. ま と め

1. 市民及び行政の意識改革

①市民の意識の中には、

- ・高額なお金を払ってまで施設を利用するものではない。
- ・施設使用料は、安ければ安いほど市民には受け入れられるという固定観念がある。

②行政の意識の中には

- ・使用料の設定に当たっては近隣の自治体と格差がないようにする。
- ・施設の規模・内容等に関係なく一律に設定され、その改訂も殆んど行われないことが多い。

2. 行政に求められるもの

①負担額に見合うサービスの提供(利用者の利用満足度を高める)

- ②公費負担の実態と予算の限界を公開、広報活動の活発化
- ③運営経費（施設維持費）の徹底した効率化・縮減努力

3、市民に求められるもの

- ①スポーツに対する主体的意識の醸成と、自己負担意識の高揚
- ②施設利用によって生ずる個人の直接的便益（健康・体力の維持向上やスポーツ欲求の充足等）については利用者（受益者）が適正な対価を払うという自前主義の徹底



◇5◇ 行政の総合化体制について（縦割り組織の問題）

Ⅰ．縦割り組織の問題

○中央省庁から地方自治体、各種団体、私企業に至るまであらゆる組織は自己防衛のため縄張り意識や縦割り体質を持つようになる。

これまで、まちづくりざいせい岸和田委員会・教育と文化部会でもこの分野の行政の実状について学習してきた。

そこにも、やはり「縦割り」とか「縄張り」のようなものが目に付く。そこには歴史的背景や中央省庁との関係などそれなりの理由があるようだが、その説明を聞いて「なるほど」と納得してしまっては改革は進まない。

市民の側から見て「なんでやろ？」というおかしい点はどんどん指摘して改善する必要がある。

前例にこだわる体質を残している役所内部には気付かない事も市民の目線では奇異に映ることも多いようだ。

- ・ 施設管理が一元化されていない。（教育委員会管理と公園緑地課管理）
- ・ ゲートボール場の多目的有効利用を考えるべきではないか。
- ・ 借地のスポーツ施設、町会委託のあり方についても部局の枠を超えて検討すべきではないか。
- ・ 民間の各種スポーツ団体間の情報交換が進むように図ることも行政の仕事ではないか。

§ 4. 公民館について

私たち「まちづくり・ざいせい岸和田委員会(教育と文化のまちづくり部会)」は、岸和田市における「地域と教育について(公民館、学校開放等を含んだ生涯学習)」をテーマとして、特に岸和田市の公民館に関する調査を行い、意見交換、協議を行ないました。

そのまとめとして、これからの岸和田市の地域における生涯学習、公民館運営の方向性について、委員会における調査報告と問題提起、提案を行ないます。

Ⅰ. 取組みの視点

市民が潤いと生きがいのある人生を送るために、いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたって広く学び続ける生涯学習の必要性が叫ばれています。

岸和田市では、第2次総合計画において「個性豊かなあたたかい故郷」を推進する基本施策として「地域社会における生涯学習」を位置づけ、「地域に開かれた学校教育を進めるとともに、地域社会の中で青少年が健全に育ち、市民が互いに学び合えるようにすること」を提起しています。

これをふまえ、従来から活発に取り組まれてきた社会教育活動をさらに発展させるとともに、行政全般にわたる幅広い生涯学習関連事業を総合的、体系的に整理し、施策を推進するため、生涯学習についての考え方や学習課題、市民にとって学習しやすい条件整備など、行政の施策を中心に平成5年に「岸和田市生涯学習計画」が策定されました。

第3次総合計画ではさらに『『まちづくりは人づくり』の観点に立ち、地域の人材を育み、各種市民活動の基盤となっている生涯学習活動をいっそう推進する」としており、岸和田市の目指す「市民自治都市の実現」「公民協働のまちづくり」において、生涯学習の重要性は非常に高いと言えます。

今一度、生涯学習とは？公民館とは？といった原点に立ち返り、これからの岸和田市の進むべき方向を考えたいと思います。

Ⅱ. 岸和田市の公民館運営の現状と課題

Ⅱ-1. 岸和田市の公民館運営

岸和田市生涯学習計画の基本方針の中では、生涯学習について次のように記載されています。

「生涯学習」とは学校での学習はもとより、人々の生涯の各時期における自己の充実及び生活や職業上などの課題に対応し、生きがいのある人生を過ごすために、各人が自発的意志に基づいて、自己に適した手段・方法で家庭、地域、職場などあらゆる機会と場所において、生涯をとおして行なうものである。

したがって、その内容には市民が自主的に日常行なっている学習活動、文化活動、スポーツ活動、コミュニティ活動、ボランティア活動、消費活動など幅広いものが含まれている。

行政としては、市民自らの学習活動を支援するという観点からあらゆる分野において、学習機会や施設、情報の提供を行い、指導・相談体制を確立し、市民がいつでも、どこでも、誰でもが学習のできる環境づくりを推進していく必要がある。

また、公民館についても同様に

生涯学習社会の中で社会教育は、学校教育とともに、学習機会を提供する主要な場としての役割を担っており、その重要性はますます増大するであろう。社会教育を振興するためには、各種の学習活動の拠点となる社会教育施設の一層の整備充実が求められている。中でも公民館は生涯学習を推進していくための地域における中核施設であり、地域住民の身近な学習・交流の場としてその役割が期待される。

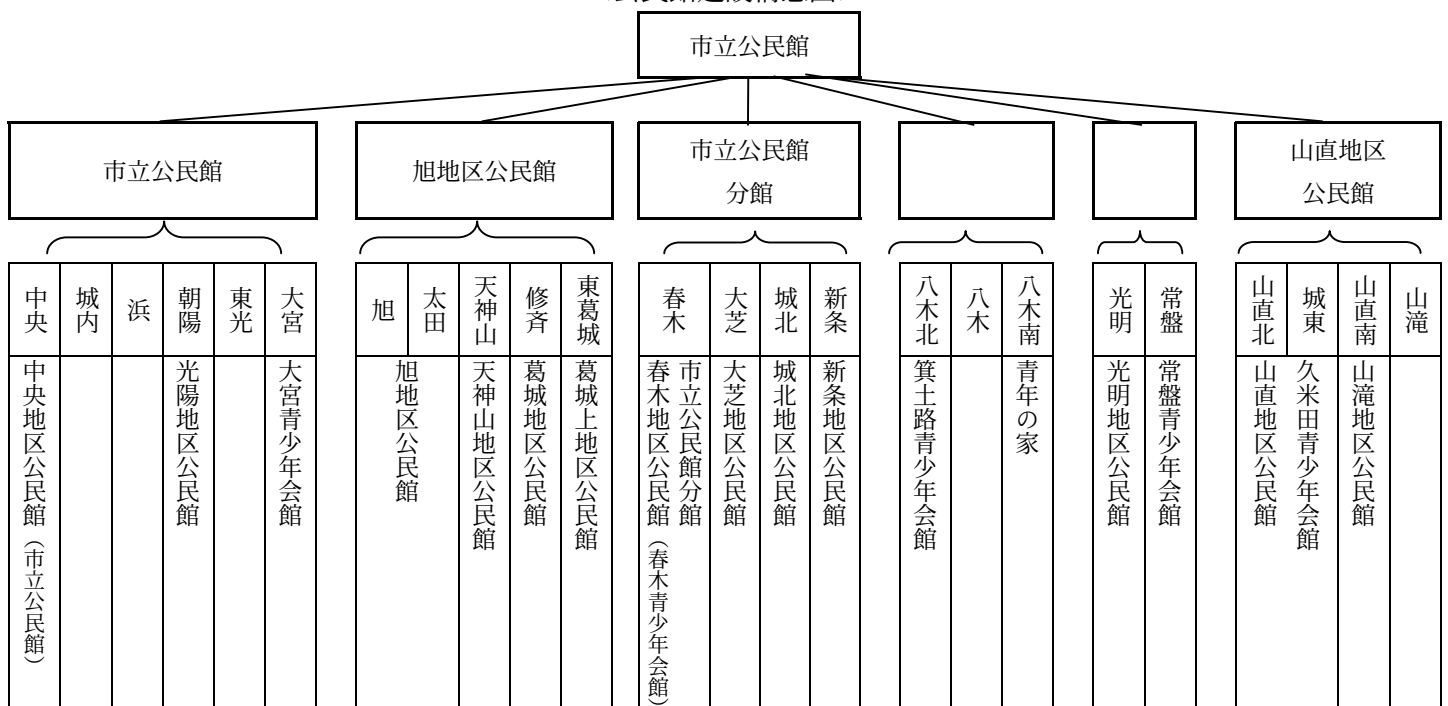
公民館が生涯学習時代に対応し、その期待される役割を充分果たしていくためには、学習需要に積極的に耐えうる施設の整備・運営のあり方の検討が必要である。

住民の身近な学習・交流の場として、公民館・青少年会館がある。地域での生涯学習の拠点として整備が必要であり、地域の生涯学習施設との連絡調整機能を持つ中央公民館の充実を図っていく。地区館では地域に根ざした活動为目标に市民と職員が力を合わせ講座・学級をつくらしている。これからはいつでも、誰でも気軽に利用できる場づくりを目指した管理運営・職員体制の見直しを図っていく。

と謳われています。

この基本方針に基づき、岸和田市の公民館整備は市立公民館を**中央館**とし、地域的まとまりを考慮して市域を6つに分けた第3次生活圏毎に**拠点館**を配し、さらに24の小学校区(第1次生活圏)ごとに地区公民館・青少年会館(**地区館**)を配置する3層構想に基づいて進められてきました。

＜公民館建設構想図＞



市立公民館は岸和田市教育委員会生涯学習部生涯学習課の直轄で、生涯学習課長が公民館長を兼務し、市直轄による運営が行なわれています。

拠点館は6館の構想中、すでに4館が整備済み(市立公民館を含む)であり、分館、旭地区、山直地区の各拠点館はそれぞれ春木、東岸和田、山直の各市民センター内にあり市民生活部理事であるセンター長が公民館長を兼務していますが、市民センター自体は機能として市民サービスコーナー・図書館・公民館の複合施設となっています。市直轄で運営されているものの職員はセンター職員として3つの業務を行なう必要が生じます。

各小学校区に配置される地区館は24校区中19校区が整備済み(拠点館・重複含む)です。地区館館長は市の嘱託職員が務めますが、管理運営は連合町会または地元町会へ委託しています。

II-2. 現状と課題

岸和田市の公民館の現状詳細と課題について、以下に整理しました。

事業について

公民館で実施される事業については、①4館会議(市立公民館と拠点館)と②館長会議(全公民館)によって調整されることとなっています。しかしながら、例えば、家庭教育学級のあり方、子育て支援についてなどそれぞれの事業について連絡調整ができていないのか疑問があります。

また、事業担当者の会議である4館会議に対して、館長会議は4館からは事業を担当していない市立公民館(中央館)館長兼生涯学習課長と拠点館の館長兼センター所長兼図書館長が、地区館

からは事業担当者である地区館館長(嘱託館長)が参画して構成されているため、両会議の連絡事項、情報交換など十分な調整が難しい状態です。

両会議が分散化し、調整ができていません。各館の使用料の取り扱いなどに関してもばらつきがある状態です。両方を把握し、調整できるのは中央館である市立公民館ですが、その役割を果たしているかどうか疑問が残ります。

予算について

地区館の予算は管理運営委託料として連合町会または単町会に委託されています。内訳は事務員・管理人等人件費、報奨費(定期講座講師謝礼)、光熱水費、消耗品費等となっています。

一方、学級や講座関係予算は市立公民館、拠点館がもっているため、地区館の運営については二重構造の予算となっています。

職員体制

中央館である市立公民館の職員は阪南地区の職員の主事会、館長会などに出席していますが、拠点館の公民館担当の職員は出席できているのか疑問です。また、公民館業務自体も拠点館では、市民サービスコーナーおよび図書館業務との兼務のため、その取組みについては職員によってばらつきがあります。

また、職員の専門性・人材・配置・在任期間等についても、異動がひんばんにあるため、公民館に精通した職員がだんだんなくなり、公民館職員の蓄積ができない状況になっています。

とくに地区館館長は嘱託職員もしくは再任用職員のため任期が短く、また、15年度では新たに館長になった嘱託館長は1年更新の5年任期ですが、13年度に館長職についた人は当初、任期は2年ということであったものが、15年度に1年延長されるなど、任期基準が再三変化する状況です。また、そもそも1～2年では館長として、公民館職員として地域の課題をキャッチし、計画的・段階的な事業を展開していくことはむずかしい状況です。

市民との関わり

町会委託の地区館においても、①公民館の看板だけの地区館、②公民館と町会館の2枚看板の地区館(大宮青少年会館・久米田青少年会館・天神山地区公民館)があります。また、③地区館館長を拠点館の館長が兼務している地区館(春木地区公民館・久米田青少年会館・天神山地区公民館)もあります。

いろいろな形態の地区館において市民との関わりは、それぞれの地域性もあり異なると思います。しかしながら現状は地域の個性・実状に応じた柔軟な対応というよりは、ポリシーも無く場当たり的な対応とも受けとられます。社会教育施設としての公民館のあり方にはある一定のところで同じでなくてはいけないと考えられ、そのためにも、中央館の役割が重要であるといえます。

以上に示したように、岸和田市における公民館の現状は「生涯学習計画」に示す基本方針と齟齬が生じています。

また、逼迫する市の財政状況から公民館構想、人員の配置などその実現性が疑問視されます。

市民と行政の協働による新しいまちづくりの観点から、従来の行政施策を中心とした生涯学習計画の見直しやシステムの修正が必要となっています。

Ⅲ. 事例調査

委員会では、岸和田市の地域における公民館の役割や現状を考察するうえで、参考になると思われる生涯学習の取組み事例について、調査を行ないました。

事例調査につきましては、

- ①地区公民館における児童を対象とした取組み事例として**光陽地区公民館「子ども放送局」**、
- ②小学校と地区市民協議会をはじめとする地域住民の取組み事例として**「新条広場」**、
- ③地区連合町会による公民館運営事例として**「天神山地区公民館」**

の3箇所のフィールドワークを行ない、それら取組みの成り立ちや現状、課題等を知ることにより、地域における生涯学習のあり方や公民館の役割について考察するヒントを見ることができました。

以下にその調査報告を示します。

事例① 光陽地区公民館「こども放送局」

1.開設の動機

- ・通信衛星を利用して全国の社会教育施設や学校などが衛星回線で結ばれ、双方向で受発信ができる文部科学省の施策 {el-Net} が発表され、それに応募、指定された。
(ITに関心のあった館長が {el-Net} と出会い応募したとのこと)
- ・岸和田市では当公民館と自然資料館が指定を受け、平成13年4月「こども放送局」として開設した。

2.開設の目的・ねらい

- ・学校週5日制への地域としての対応
- ・公民館への子供達の参加の拡充（高齢者及び女性中心の公民館活動への反省）
- ・学校でできない学習を楽しく行なう。

3.取組みの経緯

- ・館長と2名の指導者（小学校教諭）で立ち上げ推進してきた。

4.取組みの現状

- ・現在こども部員19名（H14年12月現在）
- ・月4回土曜日を活動日とし、指導者のもとに子供達が番組の編成、運営等を行なっている。
第2、4土曜日は受信局スタジオをセットし双方向の交信に参加する。

5.組織、体制

- ・特段の組織はない。放送局に関与するのは公民館では館長のみ。外部より2名の指導者。
- ・運営のハード面は館長が活動日に受信設備の配線・設置等を行なう。（受信設備等は月2回都度貸与方式である）
- ・ソフト面は2名の小学校教諭が分担して指導している。（東葛城小：足立先生、朝陽小：川上先生）
- ・放送局としての予算はゼロである。指導者への謝礼を含め運営費は公民館全体の予算の中でやりくりしている。

6.今後の展望と課題

- ・経費面、公民館の現体制（館長1名、事務員1名）では将来展望は見えてこない。現状では維持継続は難しいと思われる。何らかの抜本的な対策が必要である。

事例② 「新条広場」

1.開設の動機

- ・府営住宅の建替え高層化により転入者が増え、小学校としては数少ない児童数増加校である。
- ・校区には自然背景がほとんどなくまた集合住宅には庭もないため、日常的に自然に親しむ機会が非常に少ない。
- ・児童の家庭環境としては府営住宅に低所得者向けの住宅もあり、また単親家庭も比較的多く、保護者の就労により児童と接する機会が少ない。(家族揃っての野外活動の機会が少ない)

2.開設の目的

- ・子供時代に特に必要な自然体験を地域内でできる場を創りあげ提供すること。
- ・核家族化した団地住民の交流、世代を超えての交流、老人と子供(老人の知恵の子供への伝承)、独居老人と地域住民の交流等、社会体験・連携の拡充

3.取組みの経緯

- ・府営岸和田荒木住宅建替事業に伴ってできた空地(プレイスポット)が学校の隣接地にできた。
- ・新条小学校・幼稚園及び小学校・幼稚園PTAと新条校区連合町会(5町会)との間で広場の利用
- ・維持管理について協定書を締結した。(平成11年11月)
- ・市に要請し府より広場を無償で借用する協定を結んでもらった。約2,100㎡
- ・新条広場実行委員会を立ち上げ1年間に渡り計画を練った。

メンバーは地域住民代表10名、学校関係者(教職員、PTA)7名の計17名

検討の過程で児童の意見・希望を聞き計画に反映

- ・建設は全てボランティアの住民と児童、教職員

4.取組みの現状

- ・新条広場運営協議会規約を制定(平成13年5月)
- ・連絡・広報機関紙「あつまれ!新条広場」発行 現在第12号まで発行
- ・平成14年5月、新条広場完成セミナー開催、(児童、保護者、地域住民、市民協関係者、教職員、市の行政関係者、「畑の先生」等総勢400名参加)
- ・現段階は街の中の里山を目指し緑の充実を中心に活動中
- ・広場用水の確保のための井戸、学校給食残飯の肥料への転換を行ない、環境問題への対応と自給体制による経費節減を行なっている。



5.組織、体制

- ・組織、体制は新条広場運営協議会規約の定めにより行なわれている。
- ・設置運営経費としての特段の予算はない。

建設関係には 自治振「花いっぱい運動」から市民協への補助金200万円(学校への寄贈)
都市緑化基金より93万円、あとは地域住民の機材、資材、労力の提供

拡充・維持管理関係経費はPTAの予備費を充当

- ・広場における事故対応等については市の管理公園として保険等の対象に入っている。

6.今後の展望

- ・組織の基盤は校区市民協で体制もしっかりしており、保護者、住民の協力も大きかった。今後の組織の維持発展にはPTAがどのように係わり主体性を発揮するかがポイントのようである。
- ・広場内の畑は学校教育と連携して整備育成していく。畑作りには「畑の先生」の知恵も借りて

進めていく。幸い作物への悪戯、盗難等もなく広場設置の目的でもある「心の教育」の成果かと喜んでいる。

- ・隣接する地区公民館との接点は現時点まではない。
- ・新条小学校では「新条広場」の推進と共に、地域住民の協力も得て土曜学校、夏季学校の取組みも実施し、地域事情にあった学校5日制への取組みも進められている。

事例③ 「天神山地区公民館」

1.開設の経緯

- ・天神山地区の公民館開設にむけて、地元連合町会が中心となって市へ要望。
- ・天神山会館(天神山2丁目集会所)敷地を公民館用地として平成12～13年度に建設。
(鉄筋コンクリート造3階建て、総工費約2億4,000万円)
- ・平成14年5月、市内19番目の公民館としてオープン。

2.組織、体制

- ・職員体制 館長 1名(旭地区公民館長兼務) 常駐していない
- ・地区連合町会へ管理運営委託
事務員：男性1名、女性2名(交代勤務)、管理人1名はすべて連合町会で選任。

3.取組みの現状

- ・おもな利用
 - ＊市民協議会 青少年指導員
 - 人権部会 (環境部会・福祉部会・広報部会・体育部会)
 - ＊小地域ネットワーク
 - ふれあい給食、ケアサロン、鳴子おどり
 - ＊2丁目集会(天神山2丁目集会所として1Fに専用室あり)
 - ＊クラブ 14
 - ＊どんぐり家庭教育学級
 - ＊図書室 (貸し出しすべてボランティアで運営)
- ・講座 パソコン講座 平成15年4月から……利用者からの要望で講師はボランティア

4.今後の展望と課題

- ・地元の熱い要望により開設された公民館として、運営等に関して地区連合町会を中心とした地域密着型の公民館として注目されている。
- ・館長を拠点館館長が兼務することで、公民館自体の実質運営は地区連合町会となっている。
- ・地域の自主運営による地域に密着した施設、経費の削減の効果が評価されている一方、「町会館ではなく公民館なんだから公民館機能を兼ねた施設運営をして欲しい」といった利用者意見もある。
- ・具体的には
 - ＊館長が常駐しないので公民館事業(講座等)を開催してもらえない。
 - ＊社会教育施設を理解した人、核になる人材が欲しい。
 - ＊館長が常駐しないなら、職員の研修をして欲しい。
 - ＊葬式(開設から3回)があると全館使用禁止となる。
 - ＊子どもが来ると汚すからといっていやがられるため子連れの親たちは使いづらい。
 - ＊たまり場になってはいけないと言われる。
 - ＊公民館図書の貸し出しの窓口をしてもらえない。 など。
- ・開設して1カ年が経過し、上記のような意見に対し、今後の運営の課題と考えられる。

事例調査のまとめ

- ・「こども放送局」では公民館が小学校児童を対象として取り組むことにより、週5日制となった学校教育と生涯学習、地域での教育という今日的な課題解決に向けた参考となる事例でした。これからの公民館を考えるについてはこうした考え方を基盤に、学校や地域との連携による公民館のあり方を重点的に検討する必要があると思われます。
- ・「新条広場」を中心に展開されている地域と教育の実践は学校、PTA、連合町会、市民協、一般市民が協働してはじめて結果を生み出した事例です。この取り組みに公民館は関わっていませんが、そこには「住民自治」「コミュニティの場」「生涯教育の場」がありました。
- ・いずれの取り組みも資金調達やボランティア等、活動に要する経費についても、それぞれ従来からの固定概念や縄張りにこだわらず、それぞれの役割に応じた柔軟な発想により実現化しています。
- ・光陽地区公民館の事例では公民館館長がその取り組みの中心を担っていましたが、新条広場では小学校校長がその中心的役割を果たしています。
- ・いずれの取り組みもその中心人物のマンパワーによるところが大きいと思われますが、その人を取り巻く様々な人々が関わり、サポートしています。今後はこれを継続し、推進するシステムが課題であると考えられます。
- ・「天神山地区公民館」では、館長を拠点館館長が兼務し、地区館の運営は地元地区連合町会が中心になって行い、地域に密着した公民館施設となっています。
- ・しかしながら、単に町会に委託して常駐館長を置かず、また研修されていない職員配置で、あとは地域でやってくださいでは、地域づくりの拠点としての重要な役割が果たせるのか疑問が残ります。単に経費削減のメリットだけで安易に住民任せにすることには問題があります。(行政の撤退ではなく、協働)
- ・地域の生涯学習を推進するのは、地域の様々な人々ではありますが、今、求められるのは一人のスペシャリスト(専門家)ではなく、市民、住民の中に埋まっている各方面のスペシャリストを掘り起こし、それらをネットワークし、その支援を得て実現化できるオーガナイザー(世話人)ではないでしょうか。

IV. 提案の方向性

これまでの岸和田市における取り組みや現状を踏まえて、委員会ではこれからの岸和田市の地域における生涯学習、公民館運営について、再確認をするとともに、提案を行ないたいと考えます。

まず、その方向性について以下の5つを基本方針としました。

【基本方針】

- ①岸和田のひとやモノなどを活かした岸和田らしい生涯学習システムを構築する
- ②公民館は「住民自治の拠点」「生涯学習の拠点」「コミュニティの場」
- ③生涯学習の主体は市民であるが、生涯学習を進めるためには、これをマネジメントする専門家が必要
- ④「まちづくりは人づくり」の観点から、マネージャーの人材確保・育成は公が保証する
- ⑤実現性と継続性のあるシステムづくり

①について

委員会では岸和田市の現状だけでなく、他市の公民館運営についても調査を行ないました。貝塚市では、市域に3つの並列館（岸和田市構想では拠点館規模）を配し、市が直営で運営しています。

これまで岸和田市が進めてきた地域に根ざした公民館運営（小学校区単位での地区館の配置）については、地域における生涯学習の視点から、これからも引き続き進めていくべきだと考えます。しかしながらその一方では今後、残りの地区館を建設できるかなど大きな課題があり、現在の3層構想の見直しを含めて、抜本的なシステムの見直しが必要です。そのヒントは、岸和田市がこれまで培ってきた資産（ひと・モノ）であり、これらを活かした岸和田市独自の岸和田らしい生涯学習システムの構築が必要です。

②について

各小学校区にある地区館においては公民館—小学校—市民協などといった枠組みで地域における生涯学習の観点から、そのあり方について考えていくべきです。原点に立ち返り、カルチャーセンターとは異なる社会教育施設として、地域と密着し、地域課題を発見し解決する、コミュニティを基礎とした社会教育・公民館活動が望まれます。そのためには学校やグラウンド等、地区市民協議会や市民団体など地域の様々な人、モノとの連携が必要であると考えます。

③について

生涯学習活動は、学習、交流、保育、地域活動、スポーツ・文化活動、趣味的活動等多面的に多様な広がりを持って展開し、住民の自主的自発的活動によって支えられ発展していくのです。

このため、あくまでも市民主体による運営・推進が原則であると考えます。ただし、それは単に市民が要求に応じて勝手にすればいいということではなく、社会教育として必要課題と要求課題等を判断するとともに、生涯学習における方針をもって進める必要があります。

市全体や地域ごとの方針についても市民主体で行なうことが原則ですが、これを調整し、実行していくためには専門家（＝マネージャー）が必要であると考えます。

マネージャーは地域を理解し、住民の学習の機会をつくりその後の発展を支援していく役目を担っています。そして、そこで活動をしている団体やグループそれぞれを結びつけ、つなげ蓄積して地域と一体になって活動をする。その果たす役割は実に大きくて貴重だと考えます。

④について

マネジメントする専門家の確保（人材、費用等）については、行政が責任をもって行なうものと考えます。（生涯学習におけるセーフティネット）

⑤について

以上の方針に基づく提案は、単に人員増・経費増を前提とした提案では人事制度や財政面を考えると実現性、継続性は低いものとなります。そのためには、ここでも官民協働による岸和田市の資産を活かした、岸和田市らしいシステムの構築を行なうことにより、実現性が高く、サステイナブル（持続可能）なシステムの構築が必要と考えます。

V. 具体的提案

基本方針をふまえ、次の2つの項目について整理し、具体的な提案を行ないます。

第1には地域における生涯学習のあり方と公民館の役割の観点から主として地域の生涯学習に対する提案、第2には中央館と地区館の役割を明確にしたうえで、それぞれの果たす役割に合致したシステムの提案を行ないます。

これら各地域での運営のあり方や中央館と地区館、市民と行政との関係を明確にすることで、よりよい公民館運営(生涯学習)と財政効果の両立ができるのではないかと考えます。

V-1. 地域の生涯学習に対する提案

生涯学習をマネジメントする専門家の人材確保・育成については、行政が責任をもって行なうものであるということは先に記したとおりです。

たとえば、地域においては、現状では地区館館長がその責を担うことがベストと考えられますが、現実には先に指摘したとおり人材・任期等の課題を満足することができていません。

マネージャーに求められる人材は事例調査で明かなように地域に密着し、市民、住民の中に埋まっている各方面のスペシャリストを掘り起こし、それらをネットワークし、その支援を得て実現化できる人です。

単に調整をするコーディネーターではなく、地域の課題を発見し、方針をもって推進するマネジメント能力も必要であると考えられ、専門性が求められます。

現在の地区館の館長職は、行政の人事に人材や任期の決定権があり、嘱託職員・再任用職員ポストとなっています。このため、地区館館長の人材における課題が生じていると考えますが、単に優秀な専門職員を満遍なく配置するということでは、行政組織全体での人事や予算といった観点からその実現性が低いと言わざるをえません。

そこで委員会では地区館館長ならびに地域の生涯学習に関して次の提案を行ないます。

【提 案】

- 1. 地区館館長は中央館館長が兼務する(地区館館長の廃止)。一方、地域の生涯学習を推進するため各地区ごとに(仮)生涯学習推進マネージャーを設置する。**
- 2. (仮)生涯学習推進マネージャーは公募制とし、その任期については特別に配慮する。また、その選任については行政関係者だけでなく市民等も参画する組織によるものとする。**

現在、一部の地区館館長は長年、岸和田市において社会教育活動をしてこられた市民が嘱託館長となって、精力的に活動を行なっています(現在3名)。岸和田市にはこうしたこれまで培ってきた多くの人材が存在し、また、近年では高度成長期を支えた優秀な人材が定年退職をして、地域へ帰ってきています。(シニアパーソンの活用)

そこで現在の地区館館長の責務である施設管理と運営を分離し、維持管理は中央館館長が兼務して個々の地区館館長を廃止する一方、地域の生涯学習を推進するため、各地区ごとに岸和田市の人的資産を活用して(仮)生涯学習推進マネージャーを公募で選任します。

人件費の面から勘案しても、こうした熱意ある優秀な人材が現在の予算でも十分に確保できるのではないかと考えます。

※＜参考＞地区館館長に係る人件費 年間一人あたり約319万円
(嘱託・再任用職員11名分の平成14年度の給与予算額3,513.2万円より)

また、その人選についても従来の地区館館長の人事とは異なり、市民等も参画する組織が行い、市が採用するものとします。

次に事業予算について以下の提案を行ないます。

【提 案】

- 3. 地区館における事業予算は(仮)生涯学習推進マネージャーが総括するとともに、公民館予算だけでなく、実状に応じてスポーツや文化、福祉や環境といった多分野にわたる予算の裁量も可能となるようにする。**

各地域ごとの地域事情や課題に応じた柔軟な運営、効率的・効果的な運営が可能となるように事業・運営予算は(仮)生涯学習推進マネージャーが総括することが必要です。また、単に公民館予算だけでなく地域の生涯学習推進に資するスポーツや文化事業、地域福祉や環境に関する事業等についても、市の各担当部局から直接、(仮)生涯学習推進マネージャーに委嘱することで総合的な生涯学習が実現可能となります。

なお、維持管理は現在、地元連合町会や単町会に委託されており、これについても地域連携の観点から、地域事情に応じた対応が望まれます。地区館の運営と管理の一元化についても(仮)生涯学習推進マネージャーの重要な役割であることはいうまでもありません。

また、地区館の運営について次の提案を行ないます。

【提 案】

- 4. 地域ごとに地区館を中心として、地区市民協議会等の地域住民や小学校、PTA等による(仮)地域生涯学習推進協議会等を設置し、当該地域における地区館の運営方針や具体的な事業等について協議・決定し、(仮)生涯学習推進マネージャーはこれに基づき、地域住民等とともに地域での生涯学習を推進する。**

(仮)生涯学習推進マネージャーは地域の生涯学習推進の中心的な役割を担いますが、その運営方針や具体的な事業についてはマネージャー個人が決めるのではなく、地域住民が主体的に決定する必要があります。このため、上記の(仮)地域生涯学習推進協議会等を設置し、協議・合意のうえ、事業推進することとします。

これは(仮)生涯学習推進マネージャーのマネジメントのもと、地区市民協議会等の地域住民、小学校、PTA、公民館利用者、市民団体等の地域の生涯学習に関わる広範な人々による組織であり、また、各団体のあて職代表による形式的、形骸化する組織でなく、実効性のある柔軟な組織が望まれます。

こうした組織によりマネージャーの交代等による方針の変更を回避し、一貫性のある計画的・継続的な取り組みが可能となります。

もちろん、(仮)地域生涯学習推進協議会を必ず新設するというものではなく、こうした機能を有する組織が必要であるということであり、個々の地域事情に応じて地区市民協議会等の既存組織や組織内のグループがその役割を果たすことも可能です。

V-2. 公民館システムに対する提案

先述の地区館運営の変更に伴い、岸和田市の公民館システムに対する提案を行ないます。

現在の拠点館は地区館も兼ねていますが、公民館業務は市民センター業務との兼務のため、地区館（＝地域コミュニティを基礎とした生涯学習拠点）としての運営ができているのか疑問があります。また、館長会議等の連絡調整機能が十分に機能していないことも事実です。

そこで、公民館システムに関して次の提案を行ないます。

【提 案】

- 5. 岸和田市公民館組織を中央館と地区館の2層構造とする。地区館はコミュニティに根ざした地域の生涯学習推進の拠点とする。また、中央館は地区館を総括するとともに、市全域を対象とした生涯学習施設として活動を行なう。**

現在の拠点館を廃止し、中央館と地区館の2層構造として役割分担を明確化し、その役割分担に基づいた中央館・地区館のそれぞれの運営方法や職員配置のあり方を行なうことにより、効率

的かつ効果的な公民館システムの運営を図ります。

また、中央館においても、地区館の多様な活動と同様に、他の生涯学習施設(文化施設やスポーツ施設等、学校も含む。)とも連携して、岸和田市における総合的な生涯学習の推進を担います。このため、中央館の役割はますます重要となるため、次のとおり提案を行ないます。

【提 案】

6. 中央館は市の生涯学習推進の中核として、市直営による機能強化を図る。特に中央館職員については、生涯学習推進をマネジメントする専門家として専門性の強化、人材の育成を図る。

地域での取り組みと同様に市全体の生涯学習の推進においても、その求められる人材は地域の課題を発見し、方針をもって、様々な組織・人をネットワークし、マネジメントする専門家です。

市の生涯学習推進の中核である中央館職員は市職員による専門家集団として、中央館運営だけでなく、(仮)生涯学習推進マネージャーと連携して地区館運営にも積極的に関わり、人材の育成、市民学習活動の支援を行なうことが必要です。

その人材には生涯学習に対する熱意と専門性が必要であり、この人材確保・育成のためには現在の市職員人事制度の改革が必要であると考えます。かつて公民館職員として運営・活動に関わった市職員には専門性が高く、熱意をもった方も多く、こうした資産(人)を活かすことが必要です。そのためには専門職(スペシャリスト)・専任職(エキスパート)制や自己申告制、庁内公募制度の導入等による人材の活用・育成が必要であると考えます。

次に具体的な公民館運営について以下の提案を行ないます。

【提 案】

7. 中央館職員と(仮)生涯学習推進マネージャーによる調整会議を設置し、中央館と地区館の連携による効率的・効果的な運営を図る。また、公民館の事業予算の配分についても調整会議が主体となって運営と予算の連動したシステムとする。

中央館と地区館の 2 層というシンプルな構造により、システムとしてより密接な連携を図り、効率的で効果的な事業展開、運営を図ります。

地区館館長の廃止に伴い、従来の 4 館会議、館長会に替わって実務担当者による調整会議を設置し、それぞれの施設、地域における事業を密接に調整・連携することにより、類似講座の重複回避や段階的な講座開催（たとえば、A 館で初級講座、B 館で上級講座）等、効率的な事業展開が期待されます。

さらに、この調整会議に事業予算配分に関して一定の権限を付与することにより、事業経費の面においても効率的で効果的な運営が可能となります。

また、運営の方針や事業の進め方について次の提案を行ないます。

【提 案】

8. 中央館や各地区館も含めた公民館全体の運営の方針や具体的な事業等については、岸和田市生涯学習推進本部の機能強化を行い、ここで協議・決定し、岸和田市における市民主体の生涯学習を推進する。

地域における(仮)地域生涯学習推進協議会と同様に、市全体の生涯学習推進の進め方についても、行政だけでなく、市民主体で決定する必要があります。

この組織としては現在の岸和田市生涯学習推進本部が適切であると考えられ、公民館だけでなく他の生涯学習施設(文化施設やスポーツ施設等、学校も含む。)の運営も含めた総合的な生涯学習の推進を担います。

※＜参考＞

岸和田市生涯学習推進本部(平成 12 年 8 月 24 日設置)

目 的：岸和田市生涯学習計画に基づく生涯学習のまちづくりを市民ぐるみで推進する。

任 務：生涯学習のまちづくりを進めるにあたり、次の事項について、家庭、学校、企業、地域関係団体、行政等に働きかけ、その実現に努める。

(1)学歴にかたよることなく生涯にわたる学習の蓄積が重視される環境を醸成すること

(2)一人ひとりが、身近なところから自発的に生涯学習に取り組むこと。

(3)学習する人に暖かい励ましと協力を惜しまず、支援すること。

構 成：生涯学習審議会、 P T A協議会、 こども会育成連絡協議会、
文化協会、 体育協会、 学級・グループ連絡会、
社会福祉協議会、 民生委員児童委員協議会、 障害者(児)関係団体連絡協議会、
人権啓発推進協議会、 女性会議、 医師会、
商工会議所、 町会連合会、 中学校校長会、
岸和田市、 岸和田市教育委員会、 市議会 の各代表者
学識経験者

事務局：岸和田市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

VI. 実現に向けて

まとめとして前述の提案の実現に向けた取組みの方向性について提案します。

各提案の実現に際しては、様々な課題が想定されます。新システム導入に際し、具体的に想定される課題としては、たとえば、

- ①公民館のない地区等の対応
- ②拠点館から地区館への変更
- ③地域によって異なる施設や意識
- ④職員・組織体制や人事制度など市役所全体に関わること、など。

これらに対する対応策についても、

- ①小学校やその他の施設を活用する。
- ②センター職員の公民館兼務を解き(人員を減らし)、(仮)生涯学習推進マネージャーを配置する。
- ③各地区の事情に応じた組織や運営の取組みを行なう。
- ④地区館館長の任期切れに際して順次、公募制に移行する。

など様々な対応策が考えられるのではないのでしょうか。もちろん、いきなり全市的に変更することが無理なこともわかっています。

これはわれわれまちづくり・ざいせい岸和田委員会(教育と文化のまちづくり部会)の思いと提案であり、より有効かつ実現性のある方策をより多くの市民、行政と模索して行きたいと考えます。

そのためには、「**まずはできるところからやってみる。**」～行動(アクション)～が大事であると考えます。

地域でこれまでに行なわれている活動の拡大・拡充はすぐにでも取り組めるでしょう。たとえば、新条広場の事例では学校と地域の連携関係に公民館が積極的に加わっていく、天神山地区公民館の事例では、地域住民の活動をサポートする専門家が関わっていく(生涯学習推進のマネジメント)など。

また、新たに小さい取組みから出発し、これを拡大・拡充していくことも必要です。(“仕掛け”の必要性)

要するに行政や市民による既存の固定観念にとらわれない柔軟で機動的な取組みが必要です。

公民協働のまちづくりの実現に向けた今回の提案は、行政がすべきことを行政に要望するだけでなく、市民に対しても、その役割分担のもとで市民がすべきことを求めるものとなります。

(仮)地域生涯学習推進協議会の設置・運営や岸和田市生涯学習推進本部の機能強化など、市民側にも意識改革と労力が求められます。

岸和田で育まれた地域活動や社会教育における資産は誇るべきものであり、これを礎としたまちづくりを進めるべきであると考えますが、現状の様々な課題により、その資産の喪失が危惧されます。

この提案が市民、行政の具体的なアクションのきっかけとなることを願います。

§5. 図書館について

Ⅰ. 取組みについて

今、岸和田市も新しい時代に突入しようとしています。私たち市民一人ひとりが、より潤いある豊かな、生きがいのある市民生活をおくるために、身近なまちづくりに積極的に参画し、地方分権と市民自治の社会を築いていかねばなりません。

岸和田市では、第3次総合計画において「まちづくりは人づくりの観点に立ち、地域の人材を育み、各種市民活動の基盤となっている生涯学習活動をいっそう推進する」としています。

こうした時代において図書館は、市民にとって身近な生涯学習の舞台として、これからさらに増大する生涯学習への意欲、また情報化社会・ライフスタイルの多様化への対応など、今後さらに市民ニーズが飛躍的に増大していくものと考えられます。

また、テレビ・パソコン・ゲーム機などによる子どもたちの活字離れの加速化など、子供たちの健全な育成の観点からも、＜本に親しみ読める＞環境整備における図書館の果たす役割は重大なものとなっています。

このように、生涯学習活動の舞台であり続けることは言うまでもなく、さらに地域の情報センター、読書教育の拠点として、図書館の重要性はきわめて高いものと考えます。

以上の観点から、まちづくり・ざいせい岸和田委員会～教育と文化のまちづくり部会～は、岸和田市の図書館についてその問題点の把握と、これからの新時代にふさわしい図書館のあり方について、市民の目線で学習と議論を重ね、次のような報告と問題提起、提言を行ないます。



II. 岸和田市の図書館の現状

岸和田市の図書館の現状について、調査を行いました。

□組織機構について

- 岸和田市の図書館は本館に加え、第2次総合計画に基づいて、市域を6分割した地域ごとに設置される市民センター内に配置する計画である。
- 現在、本館および東岸和田（昭和56年～）、山直（平成5年～）、春木（平成6年～）、の各市民センター内に計3つの図書館分館・分室が開設されている。（のこり2館の整備は未定）
- 本館は岸和田市教育委員会が所管し、本館館長については生涯学習部図書館長（課長級）であるが、各分館・分室については市長部局である市民生活部市民センター長（部長級）が館長を兼務。

□施設の状況等（平成13年度）

岸和田市立図書館(本館)	(蔵書) 284,379 冊 (職員) 14 名 (開館) 10:00～18:00
山直図書館(山直市民センター内)	(蔵書) 48,233 冊 (職員) 2 名 (開館) 9:00～17:00
春木図書館(春木市民センター内)	(蔵書) 58,393 冊 (職員) 2 名 (開館) 9:00～17:00
旭分室(東岸和田市民センター内)	(蔵書) 28,239 冊 (職員) 1 名 (開館) 9:00～17:00

(休館日) ・毎週月曜日及び年末年始(12月30日～翌年1月4日)

・国民の祝日・その前日及び翌日が「国民の祝日」である日

・毎月末日(図書整理日)

・特別休館日(館によって異なる)

(職員) ・本館以外の職員は「図書担当」とされており、市民センターと併設されているため図書業務以外の業務も行っている(公民館業務や市民課業務など)。

○自動車文庫、家庭・地域文庫

(自動車文庫) 昭和44年より行っている。現在、市内25カ所を巡回している。

貸出冊数は61,059冊(平成13年度)。

(家庭・地域文庫) 個人宅又は町会館など市内6カ所で、月1回配本を実施している。蔵書等は把握していない。

(公民館) 12ヶ所に月1回配本を実施

○行事・催し等

- ・各種教室(詩、文章、短歌、俳句)、お話し会、講座(月1回)、講演会、人形劇、工作
- ・刊行物(各館で毎月1回発行)
- ・その他「友の会行事」として、読書会、文学歴史散歩、講演会、本の交換市、講座等を行っている。

○予算等(平成14年度当初) 図書館費199,749千円(うち資料費34,500千円)

一般会計予算59,123,753千円^注(0.34%) 社会教育費825,604千円(24.19%)

^注() は予算に占める図書館費の割合

□利用状況等

	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成13年度
登録者数(人)	25,050	50,552	54,818	66,765
貸出冊数(冊)	436,456	616,698	883,604	845,900
蔵書冊数(冊)	238,306	325,590	391,507	419,244
蔵書回転率	1.83	1.89	2.26	2.02

※蔵書回転率＝貸出冊数(冊)／蔵書冊数(冊)

※平成5年までは単年度毎に登録。5年度以降は継続可能となり新規で増える一方、10年度に電算化に伴い過去3年間未使用者を削除したところ減少している。10年度以降は新規追加のみで削除していないので、数字の取り扱いについては注意が必要。

※山直図書館、春木図書館の開設を契機に利用者数、貸出冊数、蔵書冊数が増えている。

このことは、市民にとって身近な図書館があること（「利用する機会の増加」）が貸出冊数の増加など利用促進に繋がることを示している。

III-1. 他図書館の現地調査

前述の行政の現状調査をふまえ、私たち委員会では、岸和田市の図書館の現状と比較するため、下記のとおりフィールドワーク(現地調査)を実施しました。＊下記の詳細資料については、P9～P14を参照

①春木図書館

実際に業務に携わっている現場の状況や意見、本館との連携等の調査を目的に「春木図書館」(調査のまとめ)

- ・岸和田市では図書館以外にも各施設（女性センター、公民館など）で本を所有しており、施設毎で分散管理されている（ただし女性センターの蔵書は検索可能）。本館・分館・分室のネットワーク以外にも公民館や学校図書室等も含んだ市全体としての蔵書ネットワーク的なものにより、図書の一元管理を図ることが必要と思われる。
- ・図書の専門職である「司書」について、その専門性を活かせることができる環境作りが必要である。現在のところ分館は市民センター内に併設されているため、本来の図書館以外の業務（公民館業務や市民課業務）を行わなければならない、専門である図書業務に専念できていない現状がある。また本館においてもカウンター業務等に追われて専門性を発揮できていない。ソフト面の充実を図るためにも「司書」資格を活かすことができる環境作りが大切である。

②熊取図書館

近隣地域で最も新しく建設され、また活発な運営を行っている図書館として「熊取図書館」(調査のまとめ)

- ・図書館行政（施設及び運営）について非常に力を入れている。
 - ・図書館は単に本だけでなく、本をキッカケとして人が集まり、コミュニティが形成されると考えており、図書館を「コミュニティの拠点」として位置付けている。
 - ・専門職である「司書」の専門性を十分発揮できるような業務体制を採っている。司書数が多い。（図書サービスは司書が行い、事務職員が庶務を行っている。）
- ∴熊取町の図書館は充実した素晴らしい図書館であります。職員の専門性を高く評価し、また図書館の役割を単なる本を貸すだけでなく、コミュニティの拠点とするという行政としてのコンセプト（運営方針）が明確に示されています。

③八尾図書館

人口規模が同程度、3館体制であることなど、岸和田市との類似性から「八尾図書館」(調査のまとめ)

- ・図書館業務だけを図書館職員に持たせている為、本来の業務に専念できる（岸和田市の場合、分館については、市民センター機能も併せ持つため、図書業務だけに専念できていないのが現状である）。
 - ・行政だけではなく、市民団体を巻き込み共同で各行事・イベントを行っている。
 - ・図書館が中心となって学校等にも貸し出しを行っており、図書館を中心とした図書の一元管理の方向性が見える。
- ∴八尾市では職員数が非常に多く、また司書資格を持つ職員が多いのが特長です。「司書」という専門資格を持った職員が多いことは利用する市民にとっては有益であります。岸和田市にも司書資格を持った職員が配置されていますが、市民センターと併設された「春木図書館」「旭図書館分室」では本来の業務である図書館業務に専念できず、市民センターの仕事もしているのが現状です。また市民の力を活かしていく方法として「図書館協議会」を組織し、

利用者である市民の生の声を図書館運営に活かしており、また市民団体を活用した「絵本の会（読み聞かせ）」「市民フォーラム」等の活動もしており、両者が共同で図書館を運営しています。

岸和田市・熊取町・八尾市の図書館比較表

	岸和田市	熊取町	八尾市
人口(平成14年9月推計値)	202,043人	43,413人	274,409人
市域面積	71.89km ²	17.19km ²	41.71km ²
13年度普通会計歳出決算値	68,040百万円	10,243百万円	97,315百万円
職員数	2,207人	415人	2,493人
図書館数	中央1・分館2・分室1	中央1	地域館3
建物規模	2,339m ² (中央)	3,906m ²	1,216m ² 1,287m ² 1,431m ²
図書館職員数	20人	10人	55人
うち司書資格者	12人	9人	42人
うち嘱託	—	—	40人
開館日数	269日	—	276日
登録者数	※66,765人	39,420人	51,187人
登録率	32.80%	57.90%	18.57%
蔵書点数	419,244点	327,610点	570,727点
貸し出し点数	845,900点	583,716点	1,958,153点
蔵書回転率	2.02回	1.78回	3.43回
図書館費	199,749千円	170,099千円	395,431千円
うち資料費	—	—	78,069千円
うち図書費	31,500千円	31,000千円	65,528千円

※図書館費・資料費・図書費については、岸和田・八尾は平成14年度当初予算であり、熊取は平成13年度決算値である。

※岸和田市の登録者数については、延べ人数で抽出しています。

III-2. 岸和田みんなの図書館を考える会からのヒアリング

市民の目から見た岸和田市の図書館の現状や課題について、かねてから活発な活動をされている市民団体「岸和田みんなの図書館を考える会」から資料提供と意見を聞きました

□「考える会」調査の要点…考える会提供の資料から課題・提言に関連するデータを転記

※岸和田市と人口規模が同等（人口 15 万～20 万人未満）の自治体との比較より

- ・ 岸和田市の場合、他の自治体に比べると特に資料費にける予算は少ない。

【一般会計の中で資料費が占める割合】

岸和田市－0.06% 佐倉市－0.23%

- ・ 職員数は一概に比較できないが、市内に 1 館しかない自治体を除くと、岸和田市が職員一人当たりの奉仕人口が一番多い。サービス内容に差が出てくるのではないか。

【職員一人あたりの奉仕人口】

岸和田市－7,960 人／人 調布市－1,218 人／人

※岸和田市と泉南地域の自治体との比較より

- ・ 市民の中で図書館利用者登録をしている者の割合は 30%と低い方である。（熊取町は 86%超）
- ・ 岸和田市では資料費の割合が少ない。

□「考える会」が考える課題

○図書館は、市民が生涯に渡り利用できる教育施設になっているか。

- ・ 図書館の利用が一部の市民に特定されず、全市域・全市民が利用できる環境作りが必要。

○図書館本来の業務ができていない。

- ・ 単なる図書・資料の貸し出しだけでなく、市民へのレファレンスサービス（利用者の調査・研究の援助サービス）などといった市民の要求に応えられているのか。
- ・ 貸し本業務だけでなく、情報の提供といった情報発信はできているのか。

○資料費の割合が非常に少ない。

- ・ 資料費が 3,900 万円（195 円／人）であり、市民（特に大人）の多様なニーズに応えられる資料が揃えられるか（→「考える会」が行ったアンケートでも資料に対する満足度は低かった）。

○職員配置の問題

- ・ 職員数は適切なのか。また市民へのサービスが十分に行われているのか。

○本館及び分館・分室との連携

- ・ 図書館相互の連携及び連絡が図れるよう本館が中央館的役割を果たしているかどうか。また分館・分室の役割、位置付けなど。

IV. 岸和田市の図書館に関する課題

前述の調査結果・フィールドワークを通じて、委員会では岸和田市の図書館の直面する課題について以下のようにまとめました。

■将来を展望したビジョンの欠落について

現在、岸和田市では図書館についてのビジョンが市民に明確に示されていません。本館と各分館との役割分担の明確化など、総合計画の流れの中で漠然と図書館を建てていくのではなく、どういう図書館にしていけるのか、方向性やネットワークの方法、効果など、明確なビジョン・ポリシーをはっきりと示す必要があります。

■職員配置について

生涯学習施設である図書館の職員は、単に行政の職員ではなく生涯学習を推進する専門職です。利用者である市民に対して的確な情報収集・情報提供サービスができなければなりません。図書館運営に司書は必要不可欠であり、専門職である司書が活用されていない図書館運営はハードの問題以上に大きな問題です。

岸和田市の場合、計画的な司書採用が行われておらず、また一般行政職員が司書資格をとったのち、再度、他の部署に配転されるなど、効率的な職員配置ができていない状況です。

また、せっかく配置された司書も人数不足のため大変忙しく、日々のカウンターサービスに追われ、レファレンスサービスやストーリーテリング、対面朗読などの講習やボランティアの育成、さらには読書促進の企画などその専門能力を発揮する余裕がない状況です。

■人・モノのネットワークの必要性について

現在、4つの図書館の連絡もかなり頻繁に行われているものの、限られた資産(施設・蔵書)と予算のより一層の有効活用が必要不可欠と考えられます。

総合的な地域生涯学習の観点からも本館と分館・分室の連絡だけでなく、地区公民館の図書館・学校図書室、家庭・地域文庫など、行政組織の枠に囚われない広範な連携・ネットワークが必要です。

あわせて、より市民に開かれた市民のための図書館とするためには、図書館職員や「友の会」等だけでなく、施設と同様に様々な人々との連携・協力が必要であると考えます。

■施設とその機能について

昭和50年に建設された本館はすでに30年近くたち、これからの多様化・拡大化する市民ニーズに対応し、充足していくには限界があります。

例えば、高齢者や障害者等に対しても、快適に過ごせるためのバリアフリー化や、子ども達に対するスペースの不足、視聴覚コーナーの不備など、現代のますます高まる必要性に対して、充足できない状況が続いています。

そして、市民の情報センターとしての機能の活用も考えるならば、情報公開が叫ばれている中、行政資料の充実も課題として挙げられます。

また、現代の人々の、活動時間の多様化に対しても、今の開館時間が対応しているのか、効果的なお金の使い方がされているのかなど、図書館の運営的なことについても、考える必要があります。

V. 具体的な提言

前項のとおり、岸和田市の図書館を取り巻く状況は解決すべき課題が山積しています。しかしながら、市のひっ迫している財政状況を考えると、単に新図書館の建設や予算増、職員増を提起してもその実現は非常に困難であると考えます。市民が図書館への関心を持ち、課題を互いに共有し合っこそ、市民に開かれた、市民のための図書館が実現し、その財源問題も含めて方途も拓かれると考えます。それにはまず図書館について、広く市民間でその課題と構想を共有し合い、いろんな角度で検討されることが何よりも大切であると考えます。これを実現化する具体的な方策について以下に提言いたします。

i. 図書館協議会の設置と図書館構想（図書館ビジョン）の策定

広く市民の声が反映される環境づくりと、その環境下における将来を展望した図書館構想（図書館ビジョン）を策定するために、図書館協議会の設置を提言します。

協議会は形骸化しないよう、図書館機能を担う専門家はもとより、図書館を利用し、主体的に活動に参加する市民、また公募による市民などで構成されるべきであると考えます。

ii. 専門職の活用

図書館職員は一般の行政職員ではありません。司書としての採用、あるいは司書資格を取得した職員を配転し、一般行政職員を図書館に勤務させるのは、効率的とはいえません。司書は専門職です。利用市民に対して、的確な情報収集・情報提供サービスができなければなりません。専門職である司書が活用されていない図書館運営は市民にとっては非常に迷惑です。

また、司書が人数不足のため大変忙しく、市民は当然受けてよいサービスにも遠慮がちになります。司書にはカウンターサービス以外にすべき専門業務がたくさんあります。レファレンスサービス、ストーリーテリング、対面朗読などの講習やボランティアの育成、読書促進の企画など、司書には、その専門能力をより発揮しうる、本来の仕事させるべきです。

しかし財政逼迫のおり、司書の増員は望めない現実もあります。そこでカウンター業務・書庫整理などを行うボランティア（できれば有償）を組織することを提案します。市内に眠っている図書館活動にとって有用な人材、司書の有資格者や文庫経験者などを広く活用します。図書館業務自体をNPOに委託する（例：茨城県牛久市、石川県松任市など）など市民主体の図書館運営、市民サービスの向上が期待されます。市民がより親しめるための岸和田版の柔軟で新しい形を考えるべきです。

iii. 図書館の組織・施設の明確化と他の施設・組織とのネットワークの構築

図書館本館の施設更新の必要性は認識できますが、新図書館建設に際して、そもそも本館と分館・分室のそれぞれの役割と機能分担、それに基づく運営方法などを明確にする必要があります。

また、単に図書館だけでなく、地区公民館の図書室・学校図書室・自然資料館・女性センターや家庭・地域文庫などの施設・蔵書の活用なども含め、図書館本館・分館・分室とそれらとの連携・ネットワークに基づく効率的効果的な施設運営を再検討し、現在ある資産の効率的効果的な活用に向け抜本的な改善を図ることが必要です。また、単に施設間だけのネットワークだけでなく、学校図書室への司書の派遣といった人的交流のあるネットワークの構築が必要です。

iv. 図書館（本館）機能の再検討

多様化・拡大化する市民のニーズに対応していくには、現在の本館機能では限界に来ています。市財政が逼迫の状態にある今、新図書館の建設は困難ではありますが。それゆえに現在ある限られた中で、図書館の機能を再検討すべきです。例えば先に示した課題の克服として、以下を指摘します。

- ① 館内スペースの見直しによって、子どものスペースや視聴覚室等の空間を形成する。
- ② 館内のバリアフリー化を行うことによる、高齢者・障害者等への配慮。（エレベーターの設置等）

- ③ 行政資料等の展示、販売等によって、行政情報の提供の利便性の増大を図る。
- ④ 図書関連費用の見直し（資料費・講師料等）によって、図書館の機能としてのより良い効果の期待。
- ⑤ 開館時間、閉館時間の見直しによる、多様化する市民への、時間的サービスの合致が図られる。
- ⑥ 新たなソフト面として、市民活動への支援を目的に、人の集まる所等に「まちかど文庫」※を設置し、管理は、市民ボランティア等が行うことによって、市民同士のネットワークづくりの機能にもなります。

※注 例えば、市民にとって利便性の高い場所（駅周辺・病院等）に、市民が、本や雑誌をに持ってきて置いたり、持って帰ったりする文庫スペース。

VI. これからの図書館について

図書館は単なる「貸本施設」ではなく、生涯学習活動の舞台であり、さらには地域の情報センター、読書教育の拠点として、今後ますますその重要性は大きくなっていくと考えられます。また今後の図書館のあるべき姿は、今まで以上に市民に親しまれる図書館です。

岸和田市においては、以前から現在の本館に代わる新図書館建設の要望があります。しかし、市民の声が反映されないまま、新図書館を建設したとしても有効活用が図れるのでしょうか？市民の声が反映されることが大切です。さらに専門職である司書が有効に活用されるなど、ソフト面（運営面）を充実させてこそ市民が満足します。

まちづくり・ざいせい岸和田委員会(教育と文化のまちづくり部会)では、「行政と市民との協働」をキーワードに図書館問題を考えてきました。図書館問題を一部利用者だけの議論に終わらせず、全市民を巻き込んだ議論に発展させていくことが重要です。行政と市民が共に「協働」し、新しい岸和田市における図書館づくりを模索し、話し合うことによって本当の意味での市民に親しまれる図書館になっていくと思います。

フィールドワーク①：春木図書館

図書館の組織・体制について	
Q	図書館の組織（本館・分館等）と市組織内での位置づけ（所管部局や他部局との関係）
A	本館・山直・春木の3館と旭分室 教育委員会生涯学習部図書館 図書館長は課長級、各分館の館長は各市民センター長(部長級) 分館と分室の違い・・・規模など特に明確な区別がない。
図書館施設の運営について	
Q	施設の概要（施設規模・蔵書等）
A	南海春木駅徒歩5分 春木市民センター内(ラパーク岸和田併設) センター内の1室(266㎡) 蔵書：約63,000冊 閲覧席(大人8席、子ども3席)、子どもコーナー等
Q	図書館の運営について
A	休館日：月曜日、祝日と5/4、年末年始、整理日(月1日)、整理期間、9/14 時 間：午前9時～午後5時(本館は午前10時～午後6時)・・・センターの時間に合わせている。 貸出し：一人15冊、3週間以内 その他受け取り体制等・・・図書館以外に返却ポスト1箇所(岸和田駅前市民サービスコーナー)
Q	施設経費について（管理運営、必要経費など）
A	施設の維持管理費用については春木市民センターで一括の予算となっているので、図書館のみはわからない。
Q	図書館人員の運営（人員配置・役割分担、役職や資格、勤務体制など）
A	■人員配置（市民センター全体での人員、市民サービスコーナー、公民館業務を含む。） ・館 長 1人 ・正職員 5人（うち司書 2人、司書補 0人） ・嘱 託 5人（ 0人、司書補 0人） ・アルバイト等・・・夏期の繁忙期のみ1名 ■運営（交代制や役割分担等） 火～金）図書館担当として正職員2名、嘱託1名の計3人 土 日） ” 正職員1名、嘱託1名の計2人 必ず司書1名は配置。 （他にセンター正職員2名が手伝う。このため、逆に公民館窓口等がいなくなることが多い。）
Q	事業内容と予算（具体的な方針、事業の内容やその実績、決算など）
A	登録者数：14,734(H14.3 末) ※平成5年までは単年度毎に登録。5年度以降は継続可能となり新規で増える一方、10年度に電算化に伴い過去3年間未使用者を削除したところ減少している。10年以降は新規追加のみで削除していないので、数字の取り扱いについては注意が必要。 貸出冊数：226,464(H13 年度) 回転率(貸出／蔵書)：3.88 ※市平均を大きく上回る。ショッピングセンター併設のため、利用が多い。 事業予算：本館で一括して予算をもっており、各分館へ配分。図書費については春木だけで約580万円。各館の地域特性により図書や講座等の実施により配分が変わる。春木の場合、貸出しで手一杯で講座ができない。(予算少)
生涯学習施設としての図書館業務について	
Q	生涯学習、地域教育(社会教育)における図書館の果たしていると役割、現状と課題(学校や自治会との関わりの有無、図書館に近くない市民への対応など)
A	・自動車文庫「なかよし号」 本館業務で職員3～4名、月1回市内各所を回っている。基本的には地域での開催だが、小学校からの要望等により学校もステーションに組み込んでいる。八木や常盤は利用が多い。先生が協力してくれる場合もある。学校図書館とは無関係。 同じ体制で、公民館への巡回貸出し(月1)、市民病院への巡回貸出し(月2)等も行っている

	る。																																										
Q	図書館業務と市民との関係（協議会や連絡会など）																																										
A	・図書館友の会……春木図書館として特になし																																										
Q	市立図書館以外の市民自主団体等によるの図書館業務システムの有無やその関係																																										
A	・家庭・地域文庫 地域のボランティアが自宅や町会館などで図書館の蔵書に加え、個人蔵書の貸出しを行う。 ・こども文庫 公民館の蔵書を公民館関係の市民が、地区館で貸出しを行う。…図書館では把握していない。																																										
その他																																											
○図書館には①地域・郷土の知的財産の収集・保存と②図書情報の提供(貸出し)の機能。																																											
○①について																																											
・本館機能は書庫のキャパシティ等限界にきており新図書館は必要と考えている。																																											
○②について																																											
・「考える会」の示した登録者数や貸出数の多い都市は、いずれも最近新設された図書館であり、その影響																																											
・貸出数が多いのも新しい本が多いから																																											
・司書はいるが貸出し業務だけで手一杯。(司書採用は S50、H5、H6 にあったのみ)																																											
・様々な貸出図書がある。																																											
	<table><tr><td></td><td>図書館</td><td>公民館</td><td>女性センター</td><td>学校図書室</td><td>地域文庫</td><td>おやこ文庫</td></tr><tr><td>図書館蔵書</td><td>◎</td><td>○貸出</td><td></td><td></td><td>○貸出</td><td></td></tr><tr><td>公民館蔵書</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>女性センター蔵書</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>学校図書室蔵書</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>個人蔵書</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>		図書館	公民館	女性センター	学校図書室	地域文庫	おやこ文庫	図書館蔵書	◎	○貸出			○貸出		公民館蔵書		○				○	女性センター蔵書			○				学校図書室蔵書				○			個人蔵書					○	
	図書館	公民館	女性センター	学校図書室	地域文庫	おやこ文庫																																					
図書館蔵書	◎	○貸出			○貸出																																						
公民館蔵書		○				○																																					
女性センター蔵書			○																																								
学校図書室蔵書				○																																							
個人蔵書					○																																						
・図書館では府や他市の図書館とのネットワークにより検索や取寄せが可能。																																											
・女性センター蔵書は図書館で検索できる(取寄せは不可)が、(同じ生涯学習部なのに)公民館蔵書については把握していない。																																											

フィールドワーク②：熊取図書館

図書館の組織・体制について	
Q	図書館の組織（本館・分館等）と市組織内での位置づけ（所管部局や他部局との関係）
A	現在は本館のみ（町域を3つのエリアに分割し3館構想をもっている。） 他に社会教育施設としてひまわりドーム（総合体育館）、公民館があり、平成15年度着工で地域交流センターを建設する。（すべて教育委員会） 公民館長、体育館長は課長級で図書館長は理事（部長）級。生涯学習全体は生涯学習推進課が中心。
図書館施設の運営について	
Q	施設の概要（施設規模・蔵書等）
A	JR熊取駅徒歩20分（車10分）、地下1階地上2階建て、延べ床面積3,906.85㎡ 平成6年11月開館、総事業費：約42億円 地下：約1,000㎡の書庫、容量40万冊、1階：一般開架、児童室、おはなし室、事務室等 2階：ホール、会議室等 蔵書：327,610冊（H14.3末）
Q	図書館の運営について
A	休館日：月曜日、第2・4火曜日、祝日、年末年始、整理日（月1日）、整理期間（年15日以内） 時 間：午前10時～午後6時（7・8月は午前11時～午後7時） 貸出し：一人10冊、3週間以内 その他受け取り体制等 図書館以外に返却ボックス1箇所 （熊取駅前住民サービスコーナー内（利用時間内月～金：8時～20時 土：8時～12時））
Q	施設経費について（管理運営、必要経費など）
A	平成12年度：176,797千円、平成13年度：170,099千円 人件費、維持管理費、図書費等すべてを含む。
Q	図書館人員の運営（人員配置・役割分担、役職や資格、勤務体制など）
A	■人員配置 ・館長 1人（司書） 副館長 1人 ・正職員 10人（うち司書 9人、司書補 人）……司書以外は事務吏員1名 ・嘱託 人（ 人、司書補 人） ・アルバイト等 2人（ 2人、司書補 人）……カウンター業務のみ ■運営（交代制や役割分担等） サービスは館長を含む司書のみで行なっている。（9:45～18:15勤務） 副館長と事務吏員が庶務を担当しカウンターに出ることはない。（9:00～17:30勤務）
Q	事業内容と予算（具体的な方針、事業の内容やその実績、決算など）
A	登録者数：（町内）25,146、（町外含む）39,420（H14.3末）……継続制、解除は申出のみ 貸出冊数：（町内）388,308、（町外含む）583,716（H13年度） 事業予算：図書費 約2,800万円、（講座やコンサート等）講師謝礼等 約110万円 ・おはなし会、こぐまタイム ・特に幼児を対象とした読み聞かせに力を入れている。専門職である司書でないと難しい。 ・コンサートや講演会 ・ホール（110名収容）を活用したコンサートは毎回好評。
生涯学習施設としての図書館業務について	
Q	生涯学習、地域教育（社会教育）における図書館の果たしていると役割、現状と課題（学校や自治会との関わりの有無、図書館に近くない市民への対応など）
A	<理念・構想>当初の平成2年の図書館建設準備室設置から司書を中心に（現館長が府図書館より移動）専門的な観点に立って、市民参加で進めてきた。 <運営方針>・図書館を核としたサービス・娯楽から専門書まで広く深く住民の読書要求に応える。・専門知識と経験をもつ司書を配した児童サービスとレファレンスサービスの充実・コンサートや講座

	等の自主学習や文化活動の支援と活動拠点 <連携>・基本構想検討委員会の際から学校図書との連携を示唆し、全学校(小5、中3)図書室に司書を配置。 ・学校司書の研修等を図書館が支援するとともに、毎週1回連絡会議 ・学校図書室、保育所、保健センター、家庭地域文庫等へ団体貸出し																											
Q	図書館業務と市民との関係(協議会や連絡会など)																											
A	・企画段階では一貫して市民参加。運営は今のところ市民参加はない。住民意見は尊重するが図書館の業務自体は専門職である司書がすべきと考えており、アルバイトも司書。(選書等はもちろん専門職で職員である司書が行なうものとする。アルバイト司書もカウンター業務のみ) ・図書館運営への市民参加が課題であるが、これも専門的な知識や経験をもつ住民を対象としたもので忙しいからであるとか、経費削減のためとかではない。 ・図書館運営協議会は委員選考の際に、条件(あて職でなく熱心な方など)をつけたため、非常に活発。																											
Q	市立図書館以外の市民自主団体等による図書館業務システムの有無やその関係																											
A	・図書館開館前は府の移動図書館以外に家庭地域学級があったが、開館後は10→4カ所に ・家庭地域学級の関係者は子ども文庫連絡会を結成したり、おはなしキャラバンなど活動を広げている。																											
その他																												
○図書費の経過について																												
<table><tr><td>年 度</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>図書費(万円)</td><td>4,700</td><td>4,400</td><td>4,400</td><td>4,400</td><td>4,600</td><td>3,600</td><td>3,100</td><td>2,800</td></tr><tr><td>蔵書数(万冊)</td><td>21</td><td>24</td><td>27</td><td>29</td><td>32</td><td>32</td><td>33</td><td>—</td></tr></table>		年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	図書費(万円)	4,700	4,400	4,400	4,400	4,600	3,600	3,100	2,800	蔵書数(万冊)	21	24	27	29	32	32	33	—
年 度	7	8	9	10	11	12	13	14																				
図書費(万円)	4,700	4,400	4,400	4,400	4,600	3,600	3,100	2,800																				
蔵書数(万冊)	21	24	27	29	32	32	33	—																				
平成12年度より見直しを行い、蔵書のうち不要なものを処分(一部は小中学校等へリサイクル)																												
○登録者数のうち、約40%が町外であり、議会等で問題となっている。待遇に差をつけるのか課題。																												
○移動図書館「ひまわり」 司書2名で運営。水金土に町内15箇所のステーション。																												
○3館構想について 3館構想はなくなっているが、あくまでも構想で現段階では町の中央館としての認識。人員配置や運営予算等についても中央館としてのもので、3館では×3であるとは認識していない。																												
○ブックスタートについて 平成14年度から開始。平成10年頃から図書館のパンフ配布や読み聞かせ、図書館カード作成などの取組みを行っていた。保健所と協力して4ヶ月検診の際、ブックスタートセットの配布とともに母子1組と司書1名の1対1での読み聞かせを行なっている。専門的な業務であり、現在は司書資格をもつボランティアにも手伝ってもらっているが、他市町の場合、ここまでやっていない。子育て支援として行なっており、引き続き、お母さんを対象とした講座等も開催している。																												
○図書館は単に本だけでなく、本をキッカケとして人が集まり、コミュニティが形成されると考えており、図書館はコミュニティの拠点と思っている。																												

フィールドワーク③：八尾図書館

図書館の組織・体制について	
Q	図書館の組織（本館・分館等）と市組織内での位置づけ（所管部局や他部局との関係）
A	八尾・山本・志紀の3館体制。教育委員会生涯学習部に属する。 館長は各館毎にいる。ただし、山本・志紀2館の館長は嘱託館長（元部長）。
図書館施設の運営について	
Q	施設の概要（施設規模・蔵書等）
A	「八尾」…市役所前の建物（元農協の建物を買収したもの）で3階建て。中央図書館的機能を果たしている。 「山本」…コミュニティセンターの1～3階に入居 「志紀」…志紀府営住宅の1階に入居 ※図書館の配置は大多数の市民の居住地から1.5kmの範囲内（徒歩15分）として市内をカバーし、 それから外れた地域には移動図書館の重点投入で対応している。
Q	図書館の運営について
A	休館日：月曜日、毎月最終の木曜日、祝日（月曜日と重なる時はその翌日も）、年末年始、 整理期間（年度末に2週間以内） 時 間：午前10時～午後5時 貸出し：一人10冊、2週間以内 その他受け取り体制等 図書館以外に返却ポスト5箇所（近鉄恩地駅前、近鉄高安駅前、JR八尾駅前、サティ南木の本店、JR志紀駅前）
Q	施設経費について（管理運営、必要経費など）
A	平成13年度：399,191千円 平成14年度：395,431千円 （▲3,760千円） 図書購入費（H14年度） 78,069千円（図書：65,528 刊行物12,541） ※図書館予算すべて（委員報酬、人件費、維持管理費、委託料等）を含む。
Q	図書館人員の運営（人員配置・役割分担、役職や資格、勤務体制など）
A	■人員配置 ・館 長 3人（「八尾」以外は嘱託。司書資格なし。） ・正職員 14人（うち司書 5人） ※司書資格取得は公費で取っている。取得後4年間は異動なし。 ・嘱 託 38人（うち司書37人） ■運営（交代制や役割分担等） ・日・火曜日は半数の職員。「日・月」と「月・火」に分かれて休暇。
Q	事業内容と予算（具体的な方針、事業の内容やその実績、決算など）
A	登録者数：51,187人（年度内実利用者数）（H13年度） 貸出冊数：1,958,163点（H13年度） 事業予算： ・移動図書館「ふれあい号」 ・お話し会 ・子ども行事（子どもまつり、手作り遊び等） ・講演会（近代文学講座、児童文学講座、読書週間講演会等） ・本のリサイクル祭り
生涯学習施設としての図書館業務について	
Q	生涯学習、地域教育(社会教育)における図書館の果たしていると役割、現状と課題 (学校や自治会との関わりの有無、図書館に近くない市民への対応など)
A	・自治会などとの直接的な関わりなし。 ・学校及び団体貸し出しを行っている。 学校貸出：1校当たり500冊を限度に1年間貸し出す。 団体貸出：1団体当たり50冊を限度に1月間貸し出す →市所属図書館の一元管理の方向性が見える（学校への図書費予算は少ない）。
Q	図書館業務と市民との関係（協議会や連絡会など）
A	①図書館協議会（図書館運営の指導及びチェック機関。年3回（1回視察）会議を開催。） （委員の内訳；市民2、学識経験者（市議）2、大阪中央図書館職員1、府立図書館職員

	1、大阪芸術大学教授1、社会教育団体代表1、女性団体代表1、公民館運営審議会1、青少年育成協議会1、中学校長1) ②図書館やお市民フォーラム（市民からの公募13名。将来計画の立案。） ③図書館サービス検討委員会（庁内の関係課） ④各ボランティア団体（「絵本の会」）（図書館ごとに組織） ・幼児への本読み、イベントの手伝い、工作教室の手伝いなど、会報を発行
Q	市立図書館以外の市民自主団体等による図書館業務システムの有無やその関係
A	・東大阪市及び柏原市と行政協定を結び、相互に貸し出しできるようにしている。場所によっては市外利用者が多い図書館もある。また大阪府、大阪市ともネットワークで結んでいる。 ・家庭文庫（市内4箇所）
その他	
・中央図書館建設の要望は強い（10年計画で図書館建設の議論ができるようになった） ・市民からの要望では ① 八尾図書館をどうにかして欲しい（エレベータの設置など障害者に使いやすく） ② 中央図書館が欲しい ③ インターネットで蔵書予約ができれば ④ 祝日、夜間の開館時間の延長 ・選書について ①市民の声（リクエスト） ②なんでもBOX ③司書 ④現場の声 を聞いて購入を検討する。 3館の本購入担当者が週1回集まって購入図書を協議する。出版社は推薦する本もある。 ・岸和田市と異なり、図書館機能だけを図書館職員に持たせている為、業務に専念できる（公民館職員業務を持っていない）。コミュニティセンターと図書館機能は明確に区分されている。 ・ボランティア団体もあるが、行政とうまく連携は図れているように感じた（圧力団体ではないみたい）。 ・図書館サービスに対する市民意識調査の実施 ・八尾図書館を視察したが、狭いが活気があるという印象だった。児童室（2階）もよく利用されていた。	

§ 6. 地域と学校について

Ⅰ. 取組みの視点

いま、学校教育、特に義務教育現場は苦悩し、混迷しています。

社会の風潮や学校内部の問題、地域社会や保護者の変化など諸々の要因が複雑に絡み合っているのが義務教育の現状であり、今、学校は危機的状況にあると認識します。

ゆとり教育を掲げ発進した学校5日制への対応、いじめ・不登校・校内暴力、いわゆる「学級崩壊」、発達上の課題を持つ子どもたちへの対応等、学校、子どもたちを巡る問題はますます複雑化、多様化してきています。

「教育と文化のまちづくり」を考えると、学校教育、とりわけ義務教育の大切さ、重要性の観点から我々の岸和田市においても、その現状と課題を認識し、このような状況に対処するため、「地域が学校に何ができるか」をテーマに身近な一歩から始めたいと考えます。

Ⅱ. 岸和田市の現状

岸和田市の学校の現状と課題について市内の全中学校の校長へのアンケートを行うとともに、ヒアリング方式で調査を行いました。

あわせて、現職校長だけではなく、校長経験者からも意見報告をいただきました。

その概要について以下に記します。

【調査1】

◆市内全中学校長アンケート・ヒアリング～「学校は地域に何を期待するか」～

<学校教育について>

- ・学校で学んだ道徳・規則が実際の生活場面で生かされていない。
- ・家庭の教育力の低下が学校の本来の機能＝学力をつけることを妨げている。
- ・家庭の役割を学校に押し付けられる。家庭と学校の役割の線引きが困難。
- ・クラブ活動の指導者がいない。数人のサークルで継続して関って欲しい。

<地域への要望>

- ・絶えず子どもたちを見つめ、成長を願う姿勢を持ち続けて欲しい。
- ・こどもたちを熟知している地域の人たちの声かけ、関心がこどもたちの心を繋ぐ。
- ・こどもたちに役割を。学んだことを実生活で体験する場を作ってやって欲しい。
- ・教育活動への支援……総合学習等への専門知識のある講師の派遣や学習体験場所の提供
- ・生活習慣育成のための支援……地域の各種組織が連携して「地域でこどもを育てる」視点で関って欲しい。
- ・子ども会、青年団等で社会的ルールを学ばせて欲しい。
- ・地域での子育てネットワークの支援。
- ・児童民生委員、青少年指導員、警察、こども家庭センター等の外部機関と学校との連携がない。補導連絡会に地域が入っていない。補導だけでなく対策を。
- ・学校の方針に理解と積極的な支援を。
- ・教職員だけでは力不足の部分を補って欲しい。部活の指導者、学校の環境整備、特技や専門知識を生かした講師、非行防止活動等。
- ・学校生活以外でのこどもたちへの安らぎの場と活躍できる場の提供。
- ・公民館活動と学校との連携。
- ・地域と学校の役割分担と情報の共有、相互信頼。
- ・開かれた学校への地域住民の継続した訪問、関わり。
- ・こどもたちが「生きる力」を育み、心豊かに育つには地域の力が必要。

<現在の具体的活動>

- ・地域への学校開放
- ・地域ボランティア活動……駅周辺の清掃、公園の清掃、独居老人への対応（弁当配達おしゃべり、文化祭への案内）
- ・生徒と保護者、先生と保護者、保護者同士の交流を深めるための活動→挨拶運動、花の応援団
- ・時間を守る、校内美化、非行防止パレー（祭礼前）
- ・職業講話（仕事の話）、仕事（職業）体験学習

<その他の意見>

- ・学校と保護者の交流に父親の参加を求める仕掛けづくり。
- ・地域と学校の協働に子どもたちにも役割を分担させ社会の中での位置を気づかせる。
- ・学校、家庭、地域の役割分担の明確化と個々ばらばらの家庭のネットネットワーク化による横のつながりの強化。
- ・有りのままの学校情報の地域への発信。
- ・地域との交流のための学校への予算措置。
- ・スクールカウンセラーの増強。
- ・学校・親・地域の連携には問題もある。お互いのかぶせ合いによりよい結果がでない。学校には学校にしか出来ないことがあり、三者それぞれが各々の立場でしっかりと対処することが重要。

【調査2】

◆市立中学校長経験者の意見報告

<学校について>

- ・「基礎学力の向上」「自己確立」「集団の一員としての成立」が第一目的。
- ・いじめ、非行、校内暴力が悪質化、不登校が定着。
- ・学校をとりまく状況変化に対応できない。
- ・学校5日制→教科指導の過密化、その他の学習の増加、授業日数の確保が困難。
- ・教育現場は忙しく教師は疲れている。
- ・部活動の指導時間の確保が困難。
- ・学校内で全ての問題に対処しようとする。それはある種の錯覚。
- ・生徒指導の援助のあり方、部活動のあり方、進路指導の効率化などの課題。

<生徒について>

- ・身体は大きいが体力は低い。知識は豊富であるが心は幼稚。
- ・指示待ち症候群で助け合いの精神が欠けている。
- ・集団不適應で大人に対する不信感が強い。
- ・気質は忍耐力がなく仲間意識が薄い。我ままで思いやりがない。今が楽しければよいという刹那的性格者が多い。

<家庭について>

- ・人としての生活習慣（しつけ）は家庭の責任。保護者の役割の転嫁は多い。
- ・大人の生活態度や考え方が混乱している。子弟教育の基本的問題。
- ・家族（家庭）の絆が薄れている。

<地域について>

- ・地域の子どもは地域で育てるという環境づくりに欠ける。

<社会・行政について>

- ・マスメディア対策が必要。子どもたちの心の環境に大きな影響力を及ぼす。マスメディアの自覚と責任。
- ・自由の履き違え。何を言ってもいいという言論の自由の履き違え。他人の自由の侵害。

＜その他＞

- ・学校、地域社会、家庭の連携は掛け声倒れ。
- ・「返り血を浴びたくない」大人の増加及び環境（風潮）。

III. 地域との連携の必要性

今、我々の岸和田市でも親の責務、家庭での躾や教育をなおざりにし、学校・教師に押し付ける保護者、地域社会から孤立している学校、面倒を避けるため地域社会との接触を避けたがる学校関係者、教育現場で奮闘している責任感溢れる教師がバーンアウトしていく状況等が現実展開されています。

揺らいでいる学校をとりまく現状を横目に、学校、保護者、地域社会（市民）、行政がお互い責任転嫁を繰り返しているだけでは、義務教育活性化の目標とする「地域に根ざした学校づくりを通して、日本社会の形成者としての子どもの確かな学力の定着、体力の向上、人間的成長」もむなしい標語におわってしまいます。

学校は孤立してはならないし、孤立させてもならない。本来、学校は地域の中にあり、地域と共に発展してきたものです。

今日の閉塞状況に立ち至って、自らの硬直性に気づきはじめた教育行政当局がその打開のキーワードとして掲げたのが学校、家庭、地域の協働であり、やっと教育行政が地域に協働を求め始めたといえるでしょう。

学校は「地域で育て」「地域のコミュニティの核」とすべきものです。

いまこそ学校、保護者、地域、行政がそれぞれの役割を明確にして「地域と共にある岸和田の学校」を市民共通の理念として連携・協働していくべき時です。

IV. 具体的な施策の検証＜「地域教育協議会（すこやかネット）」に関して＞

学校と地域の連携の必要性については、かねてから指摘されているところであり、岸和田市でも第3次岸和田市総合計画における学校教育施策では「地域と一体となった教育の推進」を掲げ「学校施設や学習講座の地域開放の促進、学校行事と連携した事業の推進などを活用し、家庭・地域と学校が一体となった教育環境づくりに努めます。また教育活動に地域の人材を登用し、地元商店・農業などでの体験学習を導入するなど、地域とのふれあいを重視した学習活動を推進します」と基本方針を定めています。

その具体的な施策である「地域教育協議会（すこやかネット）」について調査を行い、現在の成果や課題などについて検証を行いました。

【調査3】

◆導入の経緯、目的（岸和田市教育委員会の報告を中心として）

（1）市町村教育委員会と連携して、大阪府教育委員会の施策として導入

大阪府教育委員会が策定した「教育改革プログラム」（'99.4）で「学校教育の再構築」「学校・家庭地域社会の連携による総合的な教育力再構築」が掲げられ、その具体化として'00年4月から「総合的教育力活性化事業」が府内160の中学校区をモデルとしてスタート。

（2）「教育コミュニティ」づくりを目的に「連携」から「協働」へ

子どもの教育や育ちを見守り、大人同士が交流しつながら「教育コミュニティ」づくりを目的に、これまでの教育に関する家庭・学校・地域の連携した取り組みを一步進めて、お互いがお互いの役割や機能を補完しあう「協働」という形を追求。

（3）行政が意図する協議会の役割

①連絡調整機能（学校・家庭・地域間の連絡調整）

②地域の教育活動の活性化

（「教育コミュニティ誌（紙）」の発行等を通じての地域の情報収集・発信、学習会・研修会の開催、子どもの地域活動への参画促進、子育てグループの育成など家庭教育への支

援)

③学校教育活動への支援・協力

(職場体験などの体験学習への協力体制づくり、校外補導など児童生徒の非行防止事業の実施、学校改善自己評価事業への協力など)

(4) 岸和田での具体化

- ・'00年に春木中学校区、'01年に葛城・山滝中学校区、'02年に残りの8校区で実施し、11中学校区すべてで実施している。
- ・各協議会に対して、補助金として、府・市折半で初年度と2年目は各50万円、3・4年目は各20万が支出されるが、5年目以降は補助金はなくなる。(今後、府教委としても検討中の模様)
- ・'03年現在、すべての中学校で「職場体験」を実施。ピオトープの建設、地域の清掃活動、ボーリング大会や盆踊りを実施したり、各校のPTA新聞の校区配付や情報・広報紙を発行するところもある。

【調査4】

◆実際の運用実態の把握(地域コーディネーターの報告を中心として)

- 既に小学校区単位で実施している市民協議会と組織、構成員、行事などが実質的に重複している場合が多い。委員も、学校では校長、教頭、生活指導担当、PTA役員など、地域では各町・校区(市民協)の役員が中心になっている。
- 府は地域コーディネーターを各校区3人(府全体で1,000人)目標で養成する活動を行っているが、実際は、その人が協議会の中でコーディネーターとして十分機能し、その役割を果たせていない実態もある。
- 活動が市民協の青少年部会などとだぶっている場合が多く、補助金の使い道もネット独自の活動への支出とは言い難い実態もある。

【調査5】

◆実態調査(委員による市内各中学校長への聞き取り)

'03年8月から9月にかけて、部会の委員が分担しそれぞれ数名のグループに分かれ、市内各中学校長に対し「学校は地域に何を期待するか」を中心に聞き取り調査を実施した。その中で、特に「すこやかネット」に関わって出された意見を要約すると以下ようになった。

<現在の取り組み例>

- ・職場体験学習
- ・非行防止活動
- ・地場産業の見学などの校外学習
- ・地域の文化・歴史などの学習
- ・地域の清掃、老人施設・独居老人の訪問などのボランティア活動
- ・「あいさつ」などの生活習慣改善の活動

<取り組みを通しての肯定的な意見>

- ・大人同士、子どもと大人のつながりができて、声がかけやすくなった。
- ・活動の中で、子どもたち自身が地域社会の一翼を担っているということに気づくことができる。

<課題となること(否定的な意見)>

- ・財政面で苦慮している。また、補助金停止後の活動に関しても苦慮している。
- ・地域の方に会長を依頼することが難しく、府下でもほとんど校長が会長をしている。
- ・学校主導から地域主導へと活動を移行させたいが、なかなか困難。

- ・地域の人材登録がなかなか進まない。
- ・学校も出来る限りありのままの情報を発信し、家庭・地域と交流を深め、相互信頼を築くことが必要。
- ・学校・家庭・地域の連携だけでは問題点もある。それぞれに固有の役割があり、その役割分担をはっきりさせ、個々の立場で対処することも必要。
- ・地域の教育力を育てるためにも、地域の中で家庭のネットワーク化が必要。
- ・地域の市民協議会有り、すこやかネットは必要ないのではないか。

地域教育協議会について調査、検証した結果、部会では今後の推進、改善の取り組みについて、次のような具体的な意見がありました。

- ・コーディネーターを含めた事務局体制を確立し、会長中心の運営から事務局中心の運営に。
- ・構成員は、地域・保護者・学校などそれぞれの代表者による協議会から、アドバイザー、オブザーバーも含め、広く地域の誰もが参加できる協議会に。
- ・市民協議会・学校 PTA との整合性をはかり、小学校単位の協議会をつくる。また、学校教職員、児童福祉関係施設、社会教育施設の職員も可能な限り各々の小学校単位協議会に参加する。
- ・必要最低限の事務的経費などは行政の責任で措置し、学校や公民館など地域の施設を利用した活動の拠点作りをすすめる。
- ・協議会独自の活動と同時に、既に様々に取り組まれている地域の自主的な活動や学校独自の活動、市民協の活動中にも協議会の議論を具体化する体制をつくる。

V. 課題と問題意識

部会ではこれまでの調査、議論を踏まえ、現在の学校教育について、以下の2つを課題と考えました。

○コミュニティづくり、市民自治の観点からの再検討の必要性

社会の変化の中で、共同体としての家庭や地域コミュニティが崩壊している現状があります。教育上の困難もそこに起因する場合も少なくありません。しかしながら逆に家庭・地域に対し、それぞれの役割やコミュニティづくりの必要性を説き、責任を押し付けるだけでは問題の解決にならないことも明らかです。

地域教育協議会は、「教育の課題」を中心として家庭・地域・学校の「協働」をうたっていますが、その根底にある家庭・地域・学校そのものの再構築と、もっと幅広い視点でのコミュニティづくりそのものを視野に入れたとりくみが必要です。

○「地域に根ざした学校」づくりのビジョン

「教育は行政が行うもの」といった暗黙の了解や、それ故の学校に対する壁というものが市民の中に根強くあります。しかし、日本における近代学校そのものの成り立ちを考えると、学校は本来もっと地域と密着した機関であり、そこで行われる教育も住民の願いを色濃く反映させたものでありました。

子育てそのものが社会の中で、共同体の中で営まれており、学校もその中に位置付いていました。教育は「個人への投資」というよりは「社会的な投資」であり、個人の成長と不可分に社会の発展を結びつけたものでした。

現在では、社会の変化の中で、学校そのものの位置と役割がそのような根底の部分で大きく変わってきています。その結果、学校教育そのものが個人の親からは近くても、地域や市民からは遠い存在になってはいないでしょうか。昨今、行政側からは「特色ある学校」「地域に開かれた学校」とよく言われますが、本来は「親や地域の願いを受けとめる学校」「地域に根付いた学校」づくりを進める必要があると考えます。

地域には直面する子どもと教育に関する諸問題を住民レベルで交流し議論し対応する組織が必要です。また、その組織はその地域のなかでの学校のありよう、教育のありようも含め、自由闊達に議論し活動できる組織にすべきです。

VI. 地域が学校に何ができるか

<地域教育協議会について>

前項で掲げた課題の観点から、その具体的取り組みとしての地域教育協議会は、今回の検証からはその目的を十分に果たしていない、機能していないと言わざるを得ません。

先に述べた地域教育協議会に対する意見についても、そもそも現在の協議会制度を継続、発展させることを前提に行いましたが、現行制度はその成り立ちを考えると府教委主導、教育委員会の守備範囲限定と言わざるを得ません。

地域教育を担う組織は、まずはその基盤としての自治の観点をもっと鮮明にすべきです。そのためには教育委員会だけにとどまらず他の行政施策との整合性を持たせ、総合的な取り組みの中に位置づける必要があります。

岸和田市の場合、これまでの市民活動や社会教育活動等の取り組みを踏まえ、地区市民協議会等の教育関係以外の地域団体、公民館等との連携も考慮し、住民自治、地域教育の観点からは現在の教育委員会主導の同制度自体の抜本的な見直しも含めて検討すべきです。それぞれの地域事情に則した「**岸和田型地域教育システム**」の構築が必要です。

<地域と学校の共働*>

前述のとおり、「学校は地域コミュニティの核」であり、また、その学校から地域を担う人材が育つのです。このためには、まずは**現在の学校教育の現場を十分に理解・認識すること**が必要です。そして、そのうえで「教育委員会が、学校がどうすべきである。」「行政がどうすべきである。」

「家庭が、地域がどうすべきである。」と互いに責任を転嫁するのではなく、**地域教育のあり方について共通の認識・目標を持って、家庭、地域、学校と行政それぞれがそれぞれの役割、立場に立って「何かをやる」「一緒にやろう」といった身近な取り組み、連携の拡大・強化が必要**であると考えます。

*「協働＝協力して働く」ではなく、それぞれの役割・立場を尊重する意味であえて「共働＝共に働く」と表現しました。

§ 7. まとめ

5つのテーマの報告は具体的提言となっているもの、問題提起に終わっているもの等課題によってさまざまな形態となりましたが、私たち部会の思いは、より多くの市民の方々にわがまち岸和田の教育と文化について一緒に考え、そして共に行動しましょうという投げかけであり、行政を含めた協働の基盤づくりのきっかけとしたいということでもあります。

その一方、各テーマの検討過程では全てのテーマに共通する根幹的な課題もみえてきました。

第1には“**縦割り組織の限界**”です。各々のテーマについて調査するたびに、また、詳細が明らかになればなるほど行政の縦割りと、それと対応した市民側の縦割りの問題が顕在化しました。公民協働のまえに公と公、民と民の協働の必要性もあるといえます。

第2には“**目標が明確に示されていない**”という点でした。これまでの国主導から地方分権時代を迎え、地方政治にも創造力が要求されています。このためには市民も共に考えて新しいまちづくりを創造してゆかねばなりません。市民と行政の自治能力が問われる時代です。公民協働のまちづくりには目標の共有が不可欠といえます。

第3には“**キーワードとして「地域」”“地域とのつながり**”が今後のまちづくりの基本課題であるということです。今後、諸テーマへの取組みは「地域」を共通項として課題相互の関係を見極め、効率的に進めていかなければならないと考えます。

人に人格があるように都市にも都市の「格」があります。教育・文化について考えるとき、ハードウェア、ソフトウェアさらにその上位にヒューマンウェア（まちづくりの基本理念、基本姿勢）が必要です。このヒューマンウェアを創るのが地域の文化性であると考えます。

教育・文化の課題はさしせまった危機として捉えられないかもしれませんが、ボディブローのように効いてくる重要かつ致命傷となる問題であり、先送りに出来ない問題です。

行政としても市民としても互いに協働して、先ず“**できることから始める**”姿勢が重要であると考えます。

☆ 健康と福祉のまちづくり部会

1. はじめにーみんなで生きる地域社会を目指してー

2. めざせピンピンピン（PPP）

2-1 岸和田の高齢者の現状

2-1-1 高齢化社会の到来

2-1-2 行政の施策

2-1-3 行政の施策と財政状況

2-1-4 研究テーマの設定

2-2 支援の必要な人のために

2-2-1 介護保険事業に関する意識

2-2-2 介護保険事業所調査の実施

2-2-3 提言・提案

2-3 支援を必要としないために

2-3-1 市民自身の健康づくりの必要性

2-3-2 岸和田市保健計画「ウエルエージング」

2-3-3 計画に関する課題

2-3-4 提言・提案

2-4 支援を越えたいきがづくり

2-4-1 地域でともに生きることの大切さ

2-4-2 まちかどデイハウスの活動

2-4-3 常盤地区市民協議会の取り組み

2-4-4 葛城町「ゆうネット」の取り組み

2-4-5 提言・提案

3. 子供たちを取り巻く環境

3-1 子育て支援の現状と課題

3-1-1 現状

3-1-2 課題

3-2 障害児施策の現状と課題

3-2-1 現状

3-2-2 課題

3-3 提案に向けての基本的考え方

3-4 具体的提案

3-4-1 子育て支援に関する提言・提案

3-4-2 地域で取り組む子育て支援

4. おわりに

1. はじめに

ーみんなで生きる地域社会を目指してー

よく、土曜・日曜の駅にリュックを背負い、ウォーキングシューズを履いた熟年グループの姿をお見かけします。我が家の裏のグラウンドには、定刻になると現れる散歩グループの方々がいらっやいます。どちらも見ていてほほえましいほど、楽しそうに見えます。

厳しい社会情勢と説明しがたい不安の中で、「人生80年」の時代を迎え、健康に対するおのこの思い、関心は確実に高まってきていると思います。一方、子どもたちが個々の個性、特色を生かした発育が保障され、すくすくと育つことは親の願いであり、一人ひとりの市民の願いでもあります。誰もが望むことーそれは、いつまでも住み慣れた地域で、家族や友人とともに自分らしくいきいきと暮らしたいということに尽きると思います。

この望みをかなえるために私たち市民は、何をすべきなのか、何ができるのか。行政や医療機関、施設、事業所とどう関わりをもっていけばいいのか。地域では、地区市民協議会、民生・児童委員、学校、社会福祉協議会、地区福祉委員会、小地域ネットワーク活動、各団体活動、NPO活動、個人ボランティア活動・・・たくさんの人たちがこういった問題に取り組んでいます。

これら、全ての人の連携により、今、困っていることをどう変えていけるのか。みんなの願い、望みをかなえるには・・・現状の把握、課題の検証、問題意識の共有、そして連携の中でまちづくりに踏み出すことが問われているのではないのでしょうか。子どもたちや高齢者に輝かしい未来を示すことのできない「まち」には希望に満ちた共生社会の実現は難しいと思います。そんな思いで、まちづくり・ざいせい岸和田委員会「健康と福祉のまちづくり部会」では、活動提案をまとめました。

私たちは、この提案内容が、市民、行政、関係機関のみなさんの議論のきっかけづくりになれば幸いだと思っています。また、同時に自分の身近なところからささやかな活動を実践し、仲間の輪を広げていくことが大切だと思っています。

この思いが私たちの活動の原点にあることをはじめに伝えておきたいと思っています。

2. めざせピンピンピン（ppp）

2-1 岸和田の高齢者の現状

2-1-1 高齢化社会の到来

（資料1：高齢者人口と介護保険被保険者推移参照）

高齢化社会の到来が叫ばれはじめて、すでに久しくなります。

岸和田市も緩やかではありますが、確実に高齢化社会に向かっていきます。

岸和田市の高齢者人口・世帯数の推移を見てみると、平成15年4月1日現在、人口約20万人に対し、65歳以上のいわゆる高齢者は、約3万4千人、高齢化率は約17%です。平成元年にはこの比率は約10%でしたが、15年間で1.7倍に増えており、今後もこの傾向は続くものと見込まれています。一般に高齢化率が25%を超えると、超高齢化社会と呼ばれ、労働力低下など社会活力維持などの面から、さまざまな問題が生じるといわれています。

この高齢者人口の推移を小学校校区別に見てみると、中央校区は既に超高齢化社会と言われる高齢化率25%を超えており、また、浜、東葛城、山直南、山滝の各校区も20%を超えています。天神山校区は、市内で唯一高齢化率10%を下回っている校区ですが、この校区は一時期に集中した住宅開発により定住人口が急増した校区ですので、居住者の年齢層が偏っており、ある時期から他の校区より急速な高齢化の進展を見ることが予想されています。

次に、65歳以上の世帯の世帯員構成を見ると、平成元年には1人世帯（独居世帯）は高齢者世帯の約15%であったものが、平成15年には約20%へ、1人又は2人世帯は22%であったものが、35%に増加しており、高齢者人口の絶対数の増加とともに、その世帯が独居ないし、老夫婦のみで構成される世帯の比率増加でもあることがわかります。これは、高齢者世帯だけでなく、岸和田市の全世帯を対象として平均世帯人員数を見ても、同様に1世帯あたりの人員数がどんどん減少しています。

さらに介護保険被保険者数の推移はというと、介護保険の出現率（高齢者全体に対する要介護認定者の比率）も、平成13年4月から2年で3.6%伸びています。ただし、この中には実態上、要介護状態であるにも関わらず、経済的、あるいは心情的な理由などで認定申請をしていない要介護高齢者は含まれていないと考えられます。

現状1：岸和田市は確実に高齢化に向かっていく

現状2：独居ないし、老夫婦世帯が増加している

現状3：要介護高齢者の絶対数も確実に増加している

2-1-2 行政の施策

では、岸和田市ではこういった高齢化社会の到来にどういった対応をしているのでしょうか。市の施策は、基本的に総合計画に基づいて実施されています。平成13年4月にスタートした第3次総合計画（P83）では、分野別目標Ⅱとして「ともに築く健康と福祉のまち」において、「健康と福祉」に関する現状、課題、施策体系が明らかにされています。そこでは、高齢者施策として「健康増進と保健・予防」、「生きがいの充実」、「高齢者介護制度の充実」、「住環境の整備」があげられています。

さらにこの総合計画を詳しく見ていくと、高齢者に関し、基本方向（P91）として、以下の内容が示され、各種の事業が実施されています。（（ ）内は実施事業の例）

- ① 高齢者が元気で健康に暮らせるよう、軽スポーツの普及や関係機関との連携による健康の保持・増進を進めるとともに、寝たきりや疾病にならないよう予防対策などに努めます。（金婚をお祝いする会、老人無料入浴サービス、老人医療助成等）
- ② 豊かで充実した高齢期を過ごすため、老人クラブや高齢者ふれあいセンターなどでの交流活動の支援を図るとともに、生涯学習の推進や生き甲斐をもって働ける環境づくりを進めます。また、高齢者の経済的な安定を図るよう努めます。（高齢者ふれあいセンター朝陽管理運営、老人クラブの育成、老人福祉大会の開催等）
- ③ 高齢者に対して必要な介護サービスを総合的に提供するため、介護保険制度の充実を図ります。また、高齢者の介護予防・生活支援に努める一方、地域福祉サービスの推進、介護者への支援など、地域での介護支援体制の充実に努めます。（介護保険事業、民間福祉施設整備助成事業等）
- ④ 高齢者が安全に生活できる住環境の整備を促進します。

また、総合計画の方向性、目標のもと、以下のような行政計画が策定されています。

- ・ 地域福祉計画
- ・ 老人保健福祉計画
- ・ 介護保険事業計画（第2期介護保険計画）
- ・ 母子保健計画
- ・ 児童計画（きしわだっ子プラン）
- ・ 障害者計画
- ・ 保健計画（ウエルエージング）

現状4：行政はさまざまな計画を持ち、施策を実施している

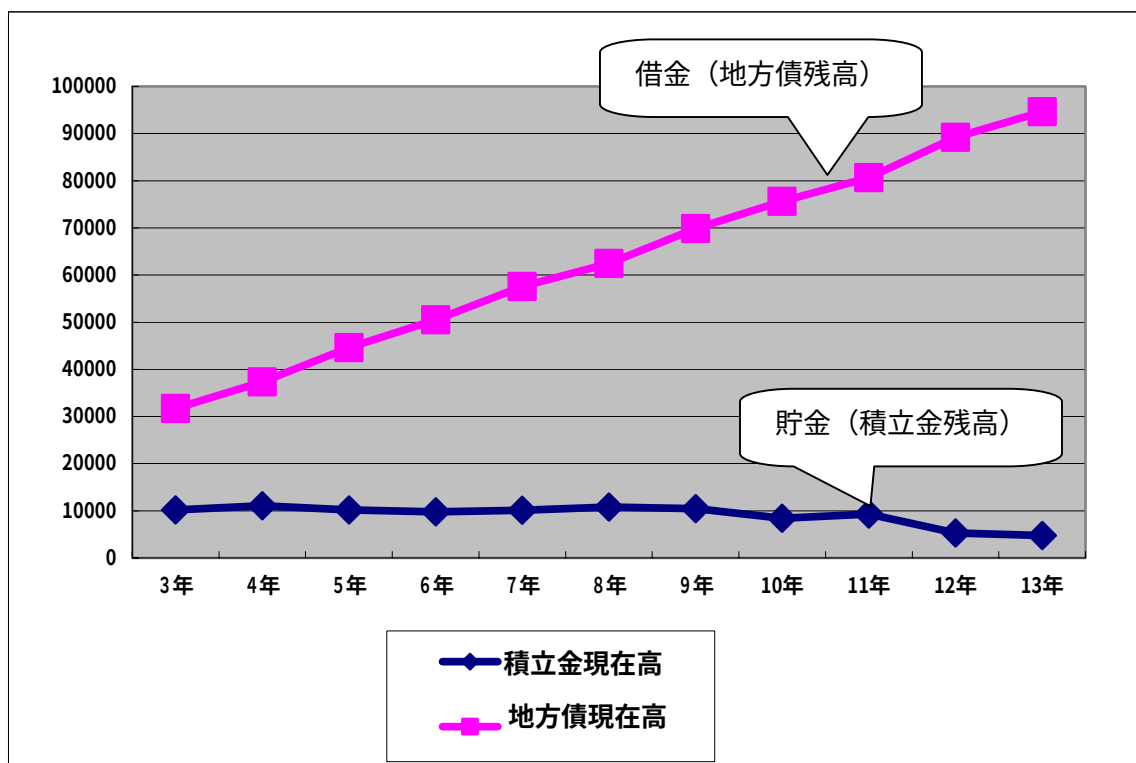
2-1-3 行政の施策と財政状況

以上のように行政はさまざまな行政計画を持ち、さまざまな施策を実施していますが、近年、社会経済情勢の変化により、市の財政状況は急速に悪化しています。下の表は、岸和田市の貯金（基金積立金）と借金（特別会計分を含む公債残高）の推移です。平成13年度には、借金が貯金の20倍に膨れ上がっています。

これらの主たる原因は、景気の悪化による市税収入を中心とした歳入の減少、また、義務的経費である扶助費の増加、インフラや整備施設の管理費、起債償還金の負担増などです。こういった財政状況の悪化を受けて、福祉に関する予算や事務事業も、財政健全化アクションプランに基づき、見直しの対象として、平成13年から15年の3カ年で福祉に限らずさまざまな施策が廃止されています。

財政状況の悪化のため、これまでのように行政に対して、あれもこれもといった要求をしてもそれがスナナリと実現していくことは期待できなくなってきています。

（表） 岸和田市の「貯金と借金」（単位：百万円）



現状5：財政状況の悪化により、新たな市民ニーズへの対応が
困難になってきている

2-1-4 研究テーマの設定

以上の現状認識をグループのメンバーで共有し、私たちは、限りある活動期間の中で、「私たちのできること」、「行政には絶対に保障してもらいたいこと」、「行政とともにできること」の3つの視点を持ちながら、次の3つのテーマに関して調査研究と議論を進めることとしました。

研究テーマ1 「支援の必要な人のために」・・・介護保険事業について

年をとると誰しも必ず相対的に体力などの衰えが現れます。

私たちは、全ての人に共通する「もし介護が必要になったら」という課題に対応する介護保険事業について、利用者が安心して利用できる施設やサービスを求めて、利用者、ケアマネジャー、事業所といった現場の人々から話を聞きながら、よりより制度の実現に向けた提言、提案づくりを目指しました。

研究テーマ2 「支援を必要としないために」

・・・保健計画「ウエルエージングきしわだ」について

人生80年時代といわれていますが、誰しも病気になったり、介護されながら長生きしたいとは思ってはいないはずです。いつまでも元気で住み慣れた地域で「ピンピン」暮らせて、言葉は悪いですが「コロリ」と逝きたい（PPK）と願っているはずです。そういった人生を送るための健康づくりに関して、提言提案できないか、市の策定した保健計画について調査研究しました。

研究テーマ3 「地域で生き生きと暮らすために」・・・地域での共生について

いくら元気で長生きしても他人と触れ合うことのない人生はきっとあじけないに違いありません。健康作りは健康になることが目的ではなく、健康な自分が何をするかに意味を見出すべきだと私たちは考えました。

そこで、地域で楽しく他人と関わって暮らすにはどうすればいいのかについて、実践者の方々に話を聞きながら、メンバーで議論してみました。

テーマ1は、増えつつける単身や夫婦世帯の高齢者が困ったときに頼るべき公的制度のひとつがこの介護保険制度であることから、調査の必要があると考えたものです。テーマ2は、いつまでも元気で暮らせることの大切さ、テーマ3は個人の価値として健康で過ごすことを超えて、地域で生き生きと生きていくことについて考える必要があると考えたものです。医者にもかからず、いつまでも生き生きと地域で暮らす高齢者が増えることは、ひいてはまちづくりだけでなく財政面からも大切なことだと考えました。

テーマ：要支援からPPK（ピンピンコロリ）へ、

PPKからPPP（ピンピンピン）へ

～みんなで地域でいきいきと～

2-2 支援の必要な人のために

(介護保険事業について)

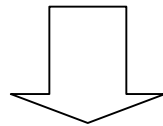
2-2-1 介護保険事業に対する問題意識

介護保険の調査研究活動を始めにあたって、メンバーの問題意識としてまず存在したのは、介護保険を利用するときに、利用者本人や家族に介護サービスの内容や事業所、施設に関する情報が少ないのではないかということでした。知識、情報が少ないために自分に合った事業所を決めることが難しい現状があるのではないだろうか。かつては措置という名前で行政に決められていた福祉サービスは、制度の改変により、利用者や家族が主体的にサービスの選択を行い、事業者と契約するというスタイルになっています。このような自分で決めて、自分でその結果に責任を持つ、「自己決定・自己責任」の大前提として、正しい情報の提供と説明があって当然だと私たちは考えました。

調査・研究活動のスタートにあたって、まず、メンバー間の知識のギャップを埋めるため、行政から資料提供を受けながら、メンバーで介護保険事業に関わりをもっている委員の意見を聞いて基礎知識を得、グループ活動の焦点として、「やむを得ず要介護状態になった高齢者や家族のために、利用しやすい介護保険制度を」を合言葉に調査研究活動を進めました。

介護保険に対するメンバーの主な問題意識

- ・ 介護保険の仕組みに対する市民の理解度は？
- ・ 介護保険事業の内容に関する理解度は？
- ・ 介護保険事業に関わる事業所、施設の思いは？
- ・ 介護保険事業所に対する市民の思いは？
- ・ 介護保険制度のキーパーソン＝ケアマネジャーに期待するものは？



～調査研究活動へ～

2-2-2 介護保険事業所調査の実施

制度の概要と岸和田の現状を知り、引き続いて私たちは、介護保険事業所の現実を知るため調査研究活動として事業所のアンケート調査に取り組みました。¹介護保険の実際を担う事業所の方々の思いはどこにあるのか、日々の事業活動の中でどのようなことを、利用者に、家族に、行政に思っているのか。また、同じ事業所でも実施している事業内容にはきっと差異や個性があるのではなかろうか、そんな思いから、アンケートの内容づくりから、発送作業までメンバー自身の手作りにより実施しました。

特に「事業所のセールスポイント」、「今後、展開しようとしているサービス内容」、「現在、苦勞されている問題点や体験談」をお聞きし、事業者側の立場も理解していきたいとの思いを込めて実施しました。

このアンケートは平成14年11月現在の市内の介護保険事業所全て、151事業所に照会、うち、117事業所から、回答が寄せられました。²このアンケート結果から、事業所によって介護保険事業に対する考え方にさまざまな違いがあることを知ることができました。³

また、アンケート集計作業と並行して、グループのメンバーで分担して、今度は実際に事業所を訪問して、意見交換の場を持ちました。（下表参照）この事業所訪問により、アンケート調査では見えなかった現場の生の声を聞くことができ、事業所から見た介護保険に関する問題点が理解できました。さらに介護保険制度のキーパーソンであるケアマネジャー、施設と利用者の橋渡し役である介護相談員との意見交換会も実施しました。

（フィールドワーク活動一覧）

平成15年2月 8日	居宅介護支援事業所「ひまわり」訪問
平成15年2月10日	デイサービスセンター「幸福荘」訪問
平成15年2月12日	介護老人保健施設「華」訪問
平成15年2月13日	特別養護老人ホーム「萬寿園」訪問
平成15年2月14日	介護相談員さんとの意見交換会
平成15年6月 4日	通所介護事業所「よりあい倶楽部」訪問
平成15年6月13日	ケアマネジャーの会との意見交換会

これら一連の調査研究活動を通じて、メンバーで議論をしてまとめた私たちの考える介護保険制度への提言・提案は次のとおりです。

¹ アンケートの内容項目例については後掲資料2を参照のこと。

² アンケート回収結果については後掲資料3を参照のこと。

³ このアンケートに関しては、報告書とは別に集計データをまとめています。

2-2-3 提言・提案

☆ 利用者・家族に対して

提案1 一人ひとりが介護保険制度、事業所、サービスへの理解を深めよう。

介護保険については、「元気なうちは関係ない」と考える人が多いと思います。しかし、今は関係なくても、また、自分でなくても、家族や知り合いがいつ利用することになるかわかりません。その時のために元気なうちから制度を支える仕組みやサービスの種類、事業所に関する理解を深めておく必要があります。介護保険はサービス利用に関する「契約」です。制度や事業所に関する理解をしておくことは、スムーズな利用の前提となるものと考えられます。市では出前講座という形で担当課が希望に応じて事業の説明をしてくれます。また、私たちの訪問時もそうでしたが、事業所も丁寧に応対をしていただけることは期待できます。

提案2 介護保険サービス利用の前に十分な話し合いと納得を。

介護保険サービスは、利用の前に利用者と家族で十分な話し合いをする必要があります。特に施設入所の場合、利用者の思いと家族の思いがずれていると満足行く施設の利用はできません。十分な話し合いと納得を。

提案3 介護保険サービスを利用しても事業所まかせにしない。

事業所は利用者に関する全ての問題を解決する力はありません。利用者の精神的な問題や、個人的な問題にまで責任を持って対応することは不可能です。また、そういう責任を負うべき存在ではありません。ですから特に入所施設の場合、家族はこまめに施設を訪問し、利用者本人、事業所との意思疎通を十分に図る必要があります。事業所のサービスを利用する部分と自分たちで解決すべきことをきちんとわきまえ、お互いに信頼関係を持ってサービスを利用することが大切だと考えます。

提案4 介護保険料はみんなのお金、大切に・・・・・・・・

介護保険は自立支援のための制度です。自立のために必要なサービスを利用すればいいわけで、認定に応じて定められたサービスの上限までを全て利用しなければ損をするというものではありません。必要以上にサービスを利用することは、かえって自分の自立を妨げてしまいます。ケアプラン作成にあたって、利用者はケアマネジャーと自立した生活のためにはどのようなサービスをどれくらい受けるべきなのかということについて十分話し合いましょう。

☆ ケアマネジャー・介護保険事業所に対して

提案5 ケアマネジャーの独立と中立性確保（ケアマネセンターの創設）

ケアマネジャーは介護保険制度のいわばキーパーソンです。しかし、事業所から独立して生計が維持できる社会的地位を得ているとはいえない現状にあるようです。事業所と雇用関係があることにメリットがある場合もあるようですが、ケアプラン作成業務に関しては事業所の関与が排除されるべきだと考えます。その話し合いの場として、ケアマネ連絡会議を発展させた常設のケアマネセンター（仮称）の創設も検討されるべきだと考えます。

提案6 ケアプラン作成にあたって地域資源の活用を。

ケアマネジャーは事業所に所属する場合が多数であり、一方、在宅介護の場合には本人を支える地域の活動（小地域ネットワークなどのボランティア活動）が介護サービスの必要度に大きく関係するものと考えられます。ケアマネジャーも地域で姿の見える存在であってほしいという願いもこめて、地域とのつながり、連携を持ったケアプランの作成をお願いしたいと考えます。

提案7 地域に開かれた介護保険施設・事業所に

事業所も岸和田市という地域を支える一員として地域に開かれることをめざしてほしいと思います。すでに一部では市内中学校からの体験学習を受け入れている事業所もありますが、普段から地域への広報にも努め、地域の住民と関わりを持ち、地域の精神的支えや共有財産だと思えるようなつながりを構築する努力をお願いしたいと考えます。

提案8 介護保険事業所の障害者の受け入れに対する一層の努力を。

我々の実施した介護保険事業所アンケートでは、事業所によってですが、障害を持つ利用者などの介護サービス利用はかなり厳しい現実にあるように感じられました。障害者のサービス利用に関しては、現実の厳しさを乗り越えて、全ての障害者の受け入れに向けて一層の努力をお願いしたいと考えます。

☆ 行政に対して

提案 9 介護保険サービスの需給の不一致の解消を。

介護保険制度は必要に応じて、事業所を自由に選択できることが大きな利点であったはずですが、ショートステイや特別養護老人ホームへの入所は利用希望と受け入れのバランスが崩れています。ケアマネジャーや事業所関係者からも必要に応じた利用が困難であるとの声も聞かれました。原因解消に向けて、関係者で協議と対策をお願いしたいと考えます。

提案 10 介護相談員制度の充実を。

平成 15 年 2 月現在、岸和田市では男性 7 名、女性 6 名の介護相談員（以後、増員されています）がおられ、平成 14 年度から入所施設で生活する利用者の声を聞き、利用者と施設の橋渡しに努めていただいています。メンバーは全て民生委員兼任でなおかつ入所施設のみの対応（これも一部在宅事業所の訪問が始まっています）ですが、公募ボランティアを含む人員増強により施設だけでない介護サービス全般の相談、利用者の目線によるサービスの実態と問題点の把握など、様々な役割を担っていただければと考えます。

提案 11 きちんとした事業所選択のための PR と支援を。

介護保険については行政も通常のサービス利用契約とは性格の異なるものであることから、利用者が事業所を選択するにあたってより満足のいく選択ができるために、事業者に関する正確な情報の提供に努めていただきたいと考えます。また、情報があっても適切な判断が困難である利用希望者等のために、適切な支援をすることは行政の責任だと考えます。

提案 12 経済的弱者への配慮を。

介護保険制度は、利用の都度、利用料を支払う必要があるため、経済的理由で要介護状態でありながら必要な介護サービスの利用を控えている人々が存在すると思われます。そういったケースは保険という制度では限界があり、従来の福祉的な視点でもって何らかの対応を行政の責任において講じるべきだと考えます。また、経済的問題だけでなく、介護サービスの現場に持ち込まれる虐待や財産管理などといった生活問題の相談は、解決に向けて専門家を案内するなど行政も関わって関係者が連携することが必要だと考えます。

提案 13 介護保険事業の実施に関する適正なチェックを。

介護保険制度は、契約制度であるがゆえに書類上のチェックは実施されていても、現場のチェックがおろそかにはなっていないかという懸念があります。市には介護保険事業所に関する権限が十分あるとはいえない状況にありますが、十分な情報公開と第三者評価の導入などを実現すべきではないかと考えます。

☆ 関係者の相互理解のために

提案 14 介護保険制度に関係する人々が集える場の設定を。

私たちが事業所、ケアマネ、介護相談員、行政といった様々な関係者と話し合いを重ねる中で気づいたことは、関係者はみな、利用者のためを思ってそれぞれ活動しているということです。であるにも関わらず現実にはいろいろな矛盾や問題が起こっています。これを解消するためには、関係者の情報と認識の共有が必要だと考えます。その先に相互理解と課題の解決が見えてくるのではないかと考えます。

提案 15 人的ネットワークの構築。

介護保険制度は、利用者と事業所の問題として捉えられがちですが、利用者も事業所も地域の一員であり、地域との関係抜きに利用者の自立支援は考えづらいのではないかと思います。提案 7、提案 14 とも重複しますが、様々な地域活動、まちかどデイサービスなどの介護保険以外の活動、更にはNPO、ボランティア活動、行政、保健、福祉、医療など地域資源を活かした総合的な連携による「地域力」の発揮が必要だと考えます。

2-3 支援を必要としないために

(岸和田市保健計画・ウエルエージングきしわだ)

2-3-1 市民自身の健康づくりの必要性

あなたは普段、健康についてどう思っていますか？

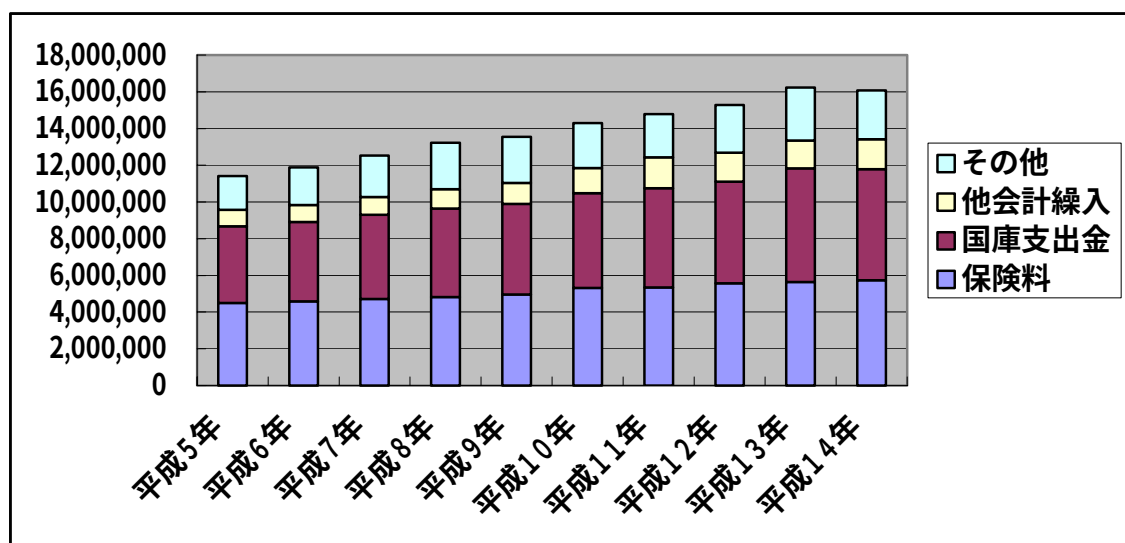
健康でいてあたりまえという人も、健康のありがたさを身にしみて感じている人もいるでしょう。人間、生きていく上で、やはり何をするにも健康が基盤です。どんなにエライ政治家も病気になれば仕事はできません。

介護保険には、多くの税金が使われています。医療保険も同様です。保険制度といいながら、保険料だけで必要な支出分全ては賄えません。多くの税金が投入されて、初めて制度が維持できています。市民が健康であることは、自分自身の幸福につながるとともに、公の財政にも貢献することにつながります。

国民健康保険特別会計の推移

(単位:千円)

	歳出総額	歳入内訳			
		保険料	国庫支出金	他会計繰入	その他
平成5年	11,411,789	4,504,841	4,172,215	904,728	1,830,005
平成6年	11,888,435	4,591,764	4,323,128	914,793	2,058,750
平成7年	12,525,704	4,721,163	4,592,827	955,552	2,256,162
平成8年	13,228,477	4,823,072	4,821,401	1,048,079	2,535,925
平成9年	13,546,659	4,961,630	4,938,303	1,129,862	2,516,864
平成10年	14,294,340	5,316,261	5,166,941	1,370,792	2,440,346
平成11年	14,789,332	5,351,540	5,389,714	1,682,281	2,365,797
平成12年	15,275,333	5,578,177	5,525,127	1,578,870	2,593,159
平成13年	16,229,846	5,644,521	6,193,777	1,514,462	2,877,086
平成14年	16,079,779	5,742,910	6,043,133	1,630,018	2,663,718



(上の表・グラフからわかるように国民健康保険の歳出規模は年々増加している。)

2-3-2 岸和田市保健計画「ウエルエージング」

市では、昨年、市民の健康づくりに関して保健計画「ウエルエージングきしわだ」を策定し、平成16年度から実施しようとしています。

そのうち、高齢者に関する概要は資料4（岸和田市保健計画「ウエルエージング」（老年期）の概要）のとおりですが、この計画策定はこれまでの行政計画とは少し違った手続き、内容となっています。主な点について整理したものは以下のとおりです。

保健計画「ウエルエージングきしわだ」の特徴

① 計画策定について

このウエルエージングきしわだは、地域住民組織代表と公募委員により構成される「地域住民実行委員会」、市医師会をはじめ、専門機関及び団体の代表により構成される「協力機関実行委員会」、市の関係課が集まって構成される「行政関係者会議」の3つの組織とその3つの組織の代表によって、構成される「ウエルエージングきしわだ策定推進協議会」で検討・策定されました。この計画の策定にあたっては、公募による市民委員が計画づくりの議論の過程に参加していることが大きな特徴として挙げられます。

② 目標設定について

「ウエルエージングきしわだ」の計画の目標数値は、市民アンケート結果などを活用した具体的内容として掲げています。つまり市民の方々の意識として、「自らが健康状態がよいと思えるかどうか」といった主観的内容を目標の達成度の目安にしているので、市民にとっては、わかりやすい内容となっています。

③ 行動計画について

次に地域住民、地区市民協議会、医師会、社協、行政など健康づくりに関わる主体ごとに目標達成のための現在の取り組みと今後充実させたいことの項目をリストアップして行動計画もつくっています。ここを見れば、それぞれの主体が健康づくりにどんな取り組みをしているか、また、今後、どういうことを重点的に進めていきたいかということが一覧できるようになっています。こういった内容が明確にされることにより、複数の関係機関で同じような取り組みがされているようなことがないか、また、今後進めていきたいことの内容を市民の間で議論したり検討する材料にもなりえます。

④ 計画推進について

計画は計画をつくることなく、その内容が実現されていかないと意味がありません。「ウエルエージングきしわだ」の内容を現実のものとしていくために、計画の中に計画推進の考え方が示されています。ここでは、計画づくりと同様に「地域住民と協力機関や行政が一体となった推進組織」＝「(仮称) ウエルエージングきしわだ推進委員会」により進められるべきことが明記されています。

2-3-3 計画に関する課題

「ウエルエージングきしわだ」という市の計画について2-3-2で概要を見てきました。引き続き、この計画の推進に関して、われわれメンバーは、市健康推進課にヒアリングを実施、そこで聞き取った内容と私たち部会メンバーの議論から出てきたこの計画に関する課題をまとめたものを以下に列挙します。

保健計画「ウエルエージングきしわだ」に関する課題

① 計画策定について

計画策定の過程については、前の項でも述べたとおり、一定の評価ができるものと考えられます。

② 目標設定について

目標設定は、市民にとってわかりやすい表現で示されており、これも従来の行政計画とは異なる工夫がなされていると評価されます。しかし、既存のアンケート調査結果などを活用しているため、半数を超える項目について現状数値がないのが残念です。またアンケートによる調査結果は回収率にもよりますが、アンケートにも回答しようとしないう市民がどういう現状であるのかを把握できないため、一定の限界を認識すべき必要があるものと考えられます。

③ 行動計画について

行動計画では、関係機関などの現在の取り組みに関してさまざまな内容があげられていますが、それぞれの取り組みが市民にとって、健康づくりのきっかけになっているのか、やり方に工夫改善の余地がないのかなど気になるところです。もちろん全てをチェックすることは大きな労力を要してしまいますが、例えば特定の事業への参加者にいろいろな意見を聞いてみたり事業効果を検証するようなことは必要ではないでしょうか。

④ 計画推進について

市は、計画内容の推進にあたって、計画策定母体であった「地域住民実行委員会」のような組織を平成16年度以降、立ち上げていきたいとの方向性を持っています。計画の策定に公募市民等が参加したとはいえ、より多くの市民に「自分の健康」に関心を持たせるためには、計画のPRが重要です。現在のPRは、健康だより、社協だより、市広報などの媒体を中心に行われていますが、さらに地域の団体などによる口コミなどのネットワークを活用していくべきではないでしょうか。せっかく、たくさんの関係機関が集まって計画を策定したのですから、計画策定に携わった各機関の連携が、計画の推進にあたっては一層、重要であると考えられます。

健康づくりは最後には一人ひとりの問題に帰着します。市の担当者が一人ひとり手を取り、足を取って対応することは物理的にも不可能です。個人と行政を橋渡しする役割を担うべき地区市民協議会にも是非、計画の推進に関して大きな期待を寄せたいものです。市の担当者も、計画推進にあたって、行政の働きかけをしても地域にまとまりがないとなかなか実効性が上がらないという認識を持っています。

2-3-4 提言・提案

市の保健計画「ウエルエージングきしわだ」に関する課題の整理に基づいて、私たちの考える健康づくりへの提言・提案を以下にまとめました。

☆ 健康づくりへの Step By Step

提案 16 市民一人ひとりの健康づくりへの自覚。

普段、便利で快適な生活に慣れ、日々忙しく暮らしていると、意識的に健康づくりをするという部分は忘れられがちです。しかし健康は他人につくってもらえるものではありません。一人ひとりが普段の生活の中で気をつけるかどうかで、長い年月がたって大きな差が出てくるものです。やはりまずは市民一人ひとりの自覚が重要であるということを訴えておきたいと思います。

提案 17 興味関心のある人のつながりづくり。

健康でありたいと思っていても、一人で継続して健康づくりに取り組むことはなかなか難しいことだと思います。本来個人の問題である個人の健康づくりに関して、市が保健計画を策定したというの、行政がきっかけをつくっていかないと健康づくりが難しい時代だからなのかも知れません。そういう状況の中で、健康づくりに関心のある人々が楽しみながらできるメニューを行政が提供し、これを仲立ちにして人と人がつながっていくことが健康づくりの輪を広げていくことになるものと考えます。

提案 18 健康づくりの成果の検証と市民へのPR。

すでに様々な健康づくりに関する取り組みは行われていますが、次の段階として、そういった取り組みがどの程度効果的であったのかという検証が必要になるものと考えます。しかし、これには専門的な技術や継続性が必要になりますので、この部分は行政の責務として、きちんとしたデータサンプリングと専門機関への分析依頼や健康づくりの取り組みに参加する人からのアンケート調査の実施を提案します。それらの結果を行政はきちんと情報提供し、健康づくりの新たなメニューづくりや市民へのPRに利用すべきだと考えます。

提案 19 さらに広がるための市民の努力。

楽しみながら、健康づくりができ、その結果を行政が検証し、さらによりよいメニューの開発を行う。そういったサイクルの中で、行政の用意するメニューに参加できる市民の数には物理的限界があります。既に実績のある市民自身の取り組みの成果や人のつながりを市民自身が広げていく努力が大切だと考えます。

☆ 茨城県大洋村の事例（Governance 2003.8 を参照）

ここで、前項の課題の一つでもあった、「今、実施されている事業の効果測定」という点に関連して、一つ、事例をあげておきたいと思います。

茨城県大洋村では今、老人医療費の増加抑制の目的をもって、村をあげて健康づくりに取り組みを進めています。1989年から健康づくりを村の政策として掲げ、健康づくりの拠点施設（とっぴ・さんて大洋＝温水プール・トレーニングルームなど）の整備を行い、ここで高齢者の方々が日々健康づくりのトレーニングに励み、それが習慣的に継続しているとのことです。継続の秘訣としては、立派な施設のせいだけではなく、①「仲間がいて競争しながら健康づくりができること」、②「無理なく楽しくできること」があげられています。

さらに1996年からは筑波大学と協働して、健康づくりのトレーニング効果について、運動指導後の筋量、筋力、動脈の柔軟性、平衡機能などの身体諸機能の変化を調査するなど、データを集積しながら、その効果を検証して、新たな運動プログラムづくりに役立てているとの取り組みも行われています。将来的には家庭でもできる運動プログラムも研究中とのことです。

こういった取り組みは村の財政への影響も現れてきています。ある時点から、高齢者の2年間の医療費増加額について調べた結果、この健康づくりに参加した高齢者の医療費増加額は参加しなかった高齢者の50%に抑制されています。また当然ですが、村全体の医療費も削減され、通院にかかる高齢者ひとりあたりの歯科受診費を除く老人医療費の伸びは県全体8%に対し、大洋村では1%にとどまっています。健康づくりはやはり一人ひとりの得であるとともに、全体の得にもつながるものであることが数値的にも実証されており、岸和田でも健康づくりを推進することは、市の財政にも寄与するであろうと考えます。

きちんとした施設整備を行って、しかも大学とタイアップして、科学的な健康づくりに関する検証を行っている大洋村のレベルの取り組みが、そのまま今の岸和田市ですぐにまねできるとは思っていますが、この事例を通じて、健康作りの取り組みが実効性を持つためのポイントとして、以下の点が重要だと私たちは考えました。

- ① 無理のないプログラムと効果測定による客観的評価
- ② 効果測定結果のPRによる健康づくりへの理解
- ③ 仲間とともに楽しく健康づくりができるメニューの工夫

また、ウエルエージングきしわだには明確に記載されていませんが、岸和田市社会福祉協議会では体力維持講座「健康体操」が事業として行われています。この体操はかれこれ25年の歴史があり、体育学会のデータサンプリングにも協力しているといえます。また、この講座は3年という期限がありますが、参加した人は、OBになってからも会費制で「老健クラブ」という集まりをもって継続して活動しているとのことです。活動を継続している人たちに聞くと、体操がしたいということよりもせっかく健康体操を通じて知り合った人と引き続きつながりを持ちたいという人も多いとのことです。これは、大洋村の健康作りの参加者からも聞かれる動機でもあり、上記では③に当たります。岸和田にもいろんなきっかけはすぐそこにあるのかも知れません。

2-4 支援を越えた生きがいづくり

(PPPで地域での共生)

2-4-1 地域でともに生きることの大切さ

昔、まだ自動車もそんなに世の中になかったころ、人の行動範囲というのはあまり広くありませんでした。買い物は近所の顔見知りの商店、共同住宅だってトイレは共同、お風呂は銭湯といった具合。地域に住む人々は、日々の暮らしの中で近所の人と触れ合いながら毎日を生きていました。そこでは、近所の人とは他人だけど他人ではない、遠くの親戚より近くの他人という風景がありました。そんな地域では、となりの子どもを預かったり、おしょうゆやおみそをお隣に借りにいったり、そんなことは日常のことだったでしょう。でも、今は、移動は車、買い物はスーパー、マンションはオートロック、カラオケまで個室になってしまいました。自分以外の他者と関わることのわずらわしさ、そのわずらわしさを避けることで、私たちは何か大切なものを失いつつあるのではないのでしょうか。

人はひとりでは生きていけません。冒頭、健康づくりは健康であるために健康づくりに励むものではないと主張しました。私たちは自分たちが生きる地域が日々安心して楽しく、過ごせる場所であってほしいと考えています。そのために、地域でがんばっている人たちのお話を聞きました。

2-4-2 まちかどデイハウスの活動

まちかどデイハウスは、府、市の助成を受けて地域の高齢者が住み慣れた地域で仲間と集まって、楽しく過ごせるために介護保険の認定を受けない高齢者を対象とした生きがい対策の一環として実施されているものです。私たちは市内の2箇所のまちかどデイハウスにお邪魔してお話をお伺いしました。その活動の内容はというと、例えば、毎週、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで曜日ごとにリズム体操、習字、ビーズづくり、手芸、大正琴、民謡、ちぎり絵などといったレクリエーションをして、同じ趣味の人々が集まり、楽しく過ごしています。地元の幼稚園、学校との交流もあり、将来的には小地域ネットワーク活動等さらに地域と連携した活動もしていきたいということでした。利用者の負担は、1日700円で、スタッフ4～7名程度で運営していますが、スタッフの手当は1時間当たり400～500円くらいで有償ボランティアです。毎日、家に閉じこもって過ごすのと、気のおけない仲間と楽しく過ごすのとでは、高齢者の機能低下防止、心の安定と仲間づくりに大きな効果があると考えられます。しかし、財政基盤が脆弱であることから後継者育成や魅力ある施設づくりには将来的な課題を残しています。

傍論ですが、今回「まちかどデイ」2施設におじゃましましたが、参加者のほとんどは女性でした。介護保険事業者訪問の際にも、ある施設で男性入所者が何をするでもなく、時間を過ごしている光景を目にしたこともあって、男性も現役時代から趣味や好きなことを通じて、地域とも関わりをもって暮らすように努力する必要性を強く感じました。

2-4-3 常盤地区市民協議会の取り組み

前項で、コミュニティが失われつつあると述べましたが、岸和田では、祭り以外でも町会、民生委員、老人会など、地域でいろんな活動に取り組んでおられる人がたくさんおられます。地区市民協議会の方々もそういう団体の一つです。

私たちは、岸和田のすべての小学校区で設置されている地区市民協議会のうち、常盤地区の福祉部役員の方々にお話を伺いました。

常盤地区市民協議会福祉部会の地域での活動

小地域ネットワーク活動は平成10年5月に独居老人の孤独死が校区内で起こったことがきっかけとなってスタートしています。ほかに年1回、校区全体で「ときわふれあいの会」という65歳以上の独居高齢者などを対象としたイベントを開催しています。⁴平成15年度までに5回の開催実績があります。校区内のボランティア登録も約190名を数え、年2回の研修会を開催。広報紙として「ときわ福祉だより」⁵の発行も行っています。また、学校とも連携し、小学生から独居の高齢者あてに年賀状を送ったり、中学校の生徒とともに下松駅前美化活動に取り組んだりといった活動も行っています。また、常盤地区の市民協は障害者の役員も参加し、障害者部会も設置されています。

活動の課題

活動の課題としては、高齢者自身が「足手まといになる」といって、イベントに参加してもらえないケースも多々あり、より多くの方の参加を目指すためにどうすればいいのか思案していることと、ボランティアの高齢化が進んでいることです。また、ここでも男性の参加は芳しくないようです。

活動のバージョンアップに向けて

老老介護という言葉がありますが、地域のボランティア活動も今後、ますますそういった課題に直面していくことが予想されます。あとを引き継ぐ世代がこういった活動に参加したいと思えるような条件づくりを考えていく必要があると考えられます。

また、参加側の心理的な抵抗感を減らすために、日常的な地域でのふれあいの場を作り出すことも必要ではないかと思われます。

⁴ 後掲資料5参照

⁵ 後掲資料6参照

2-4-4 葛城町「ゆうネット」の取り組み

葛城町の「ゆうネット」は、地域に住む住民同士が日常生活の中のちょっとした困りごとをお互いに助け合うため、小地域ネットワーク活動の中から生まれた取り組みで、平成14年7月から、活動を行っています⁶。市役所や、業者、遠くに住む親戚に依頼するにはあまりにも些細なことだけれど、誰かが少し手伝ってくれたら解決できる困りごと、例えば、お買い物の代行、お店への同行、蛍光灯の取り替えや家具の移動など、それらを自分たちで解決したいという思いが活動として実現しています。

活動の仕組みは次のとおりです。

ゆうネット活動の仕組み

- ① 町内に住んでいる人は誰でも活動に参加できる。(地域限定・予めメンバー登録)
- ② 参加者は、協力者は「自分ができること」、依頼者は「誰かにお願いしたいこと」を示す。
- ③ 参加メンバーは、「誰かにお願いしたいこと」が生じたときに、輪番制の連絡係りに連絡する。
- ④ 連絡を受けた連絡係りは、依頼内容にあった「自分ができること」登録者に連絡。
- ⑤ 「自分ができること」登録者は「誰かにお願いしたいこと」登録者のところへ行って、依頼内容を実施する。
- ⑥ 「誰かにお願いしたいこと」登録者は、「自分ができること」登録者に、予め1枚100円で購入している「ありがとうチケット」を1枚渡す。
- ⑦ 「ありがとうチケット」の収入は、「ゆうネット」の活動資金となる。

平成14年7月～平成15年3月までの活動実績については資料8のとおりです。活動開始4ヶ月目くらいから、取り組みは地域に定着してきました。登録者も平成15年4月現在で70人を数えています。⁷

われわれは、この取り組みの中心的な方々から平成15年7月にお話を伺いました。活動の中心的なスタッフは8人、女性が中心となって支えています。この活動の基本は、「できる時に、できる人が、できる事を」とのこと。そして、そういった活動、「助けたり、助けられたり」を通じて、地域の人々のつながりをつくっていかうとする目的を持っています。この活動が通常のボランティア活動と異なると思われる特徴的な点は以下の2点です。

ゆうネット活動の特徴

- ① 「してあげる」だけ、「してもらう」だけという関係ではなくて、相互に「お願いしあえる」という関係を基本としている。(協力者が依頼者でも構わない)
- ② 「ありがとうチケット」は、してもらったことへの感謝の意思を肩代わりする仕組み(してもらったらお礼が気になるという人のため、活動の中のルールとして採用)。

⁶ 後掲資料7参照

⁷ 平成15年7月には80人になっている。

ゆうネットの課題

葛城町「ゆうネット」は、地域の自発的な意思から生まれた、地域限定の、地域のための取り組みです。その発端には、「支援しなければ」とか「やらなくちゃ」といった気負いや義務感は感じられませんでした。そこにあるのは「できないことを助け合おう」というシンプルな動機です。「好きでやっている」、「いいことだと思うのでやっている」、中心となっているスタッフの方々からは、そういう気持ちが伝わってきました。この活動の仕組みの中には「やってもらえばかりでは・・・」、「やってもらうとお礼をしなければ・・・」、「見ず知らずの人にもものを頼むなんて・・・」という心理的なバリアを取り払う工夫がいろいろ考えられています。

とはいっても、やはり、活動をする中でいろいろな課題に直面することはあります。例えば、活動中のケガや事故の問題です。協力者は社協のボランティア保険に加入していますが、「病院への車で送迎」ということになると、やはり、大きなリスクが伴います。スタッフは、「あれこれ心配しすぎると何も動けなくなる」とおっしゃっていましたが、せっかくの協力者の善意がトラブルにつながらないような仕組みはないのか、公の役割としてどうにかバックアップが考えられないものだろうかと思われました。もうひとつは活動資金の問題です。平成14年7月～10月の間の収支を見ると、小地域ネットワーク活動費補助から、30,000円、依頼者からのチケット収入24,000円、寄付18,000円で活動費を賄っています。チケット収入は別として、小地域ネットワーク活動支援は大阪府の補助事業ですので、先にも見た財政状況の悪化により、打ち切られる可能性がないとはいえ、寄付は非常に不安定な収入です。資金の心配をせずに活動ができる、そういう条件整備が必要ではないかと感じられました。あと、この活動が何年か継続していったときにうまく後継者が続いていくのだろうかという点が心配です。高齢化が進むと、依頼者ばかりになってしまい協力者とのバランスがくずれてしまうと活動が継続できなくなる恐れがあります。これは何もこの活動に限られた課題ではなく、ボランティアや地区市民協議会活動でも同様の悩みを抱えているケースがあります。どのように次代につなげていくか・・・学校教育や地域活動全体とも関係を持っていく必要があるのかも知れません。ちなみに「ゆうネット」の登録者には小学生もいます。

ゆうネットの可能性

みなさんは「ゆうネット」のような輪が自分の住む地域にあったらいいと思われませんか？少し見方を変えてみると、「ゆうネット」の仕組みは、最近流行の「エコマネー」に似ています。地域に密着した活動は、その活動内容に応じ、まとまりのつく単位で取り組まれるのが理想で、「ゆうネット」はまさにそれを具体化しています。葛城町は、昭和44年ごろに住宅地として造成され、町ができました。以来、30余年が経過、子ども世代が巣立ち、徐々に老夫婦世帯、一人暮らし世帯も増えてきました。今では65歳以上の高齢者も200人を超えています。⁸高齢化の率としてはまだ、岸和田市内の平均程度ですが、将来的には、さらなる高齢化も想定されます。行政が今までほどあてにならない時代に地域は地域自身でいろんな可能性をさぐっていく必要があると私たちは考えます。

⁸ 平成15年12月1日現在の住民登録者数は488世帯、1,220人。

2-4-5 提言・提案

以上のように私たちは、身近な地域でもみんなで生き生きと暮らせるために、いろんな人がいろんな形でがんばっていることを知りました。しかしその一方で、心ある人たちのこういった取り組みには課題もあり、ほんの少し誰かが手伝え、もっと輪が広がっていくのではないかと、そういった視点から、以下の提言・提案を記しておきたいと思います。

☆ 生きがいづくりの Step By Step

提案 20 地域の人材発掘と参加のきっかけづくり。

冒頭、指摘したとおり、今後は単身、夫婦の高齢者世帯がますます増えてきます。一口に高齢者といってみても、その長い人生経験の中でそれぞれにいろいろな特技や知識をお持ちの方、身体的にもまだまだお元気な方もたくさんいらっしゃると思います。特に男性の場合には、会社人間として地域と無縁なまま現役をリタイアされた方々が、数多くおられ、そういった方々にも地域の一員として様々な活動に参加いただけるよう人材発掘と参加のきっかけづくりが大切です。

提案 21 地域コーディネーター（コミュニティワーカー）の育成・配置。

地域によって地域の持てる力には格差もあります。一人ひとりの思いも、時に困難にぶつかることがあります。その困難は少し専門的な知識をもった方なら簡単に解決できるような場合もあるでしょう。しかし人と人をつなげる機能が欠落しているとその思いも実を結ばないわけです。どうすれば問題や困難をうまく解決できるのか、私たちは地域の人材と情報を蓄積し、それらをうまくつなぎあわせることを役割とする「地域のコーディネーター」の育成・配置が必要だと考えます。地域にそういった人材を育成・配置すること、人のネットワークをうまくつくりあげておくことが、あらゆる問題解決の糸口につながるものと考えます。

提案 22 地域資源の連携による参加機会の創出。

人の興味や関心は多様です。地域活動により多くの参加を呼びかけようとするとき、そのきっかけをどういうものとするかには工夫が必要と考えます。常盤地区の活動やまちかどデイハウスでもすでに地域の学校とつながりをもって様々な取り組みが行われていますが、このように地域を単位として多様な主体と連携を持つことにより、多くの人が参加したいと思えるメニューづくりが可能になっていくものと考えます。行政と地域、双方にコーディネーター役を担う人材を育成し、その人たちを軸にあれこれと考えていけばどうでしょうか。

資料 1：高齢者人口と介護保険被保険者推移

(表 1) 高齢者人口・世帯数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	65歳以上の世帯数		
			1人世帯	夫婦2人世帯	その他
平成元年	18,733	10.0	2,771	1,408	8,999
平成5年	21,810	11.5	3,491	2,197	9,707
平成10年	27,914	14.0	4,973	3,586	10,668
平成11年	29,019	14.5	5,391	3,857	10,651
平成12年	30,193	15.0	5,795	4,217	10,754
平成13年	31,576	15.6	6,173	4,460	10,884
平成14年	32,929	16.2	6,580	4,786	11,010
平成15年	34,252	16.8	6,981	5,172	11,039

(表 2) 校区別高齢者人口 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

校 区	高齢者数	高齢化率 (%)	高齢化 率順位	校 区	高齢者数	高齢化率 (%)	高齢化 率順位
中央	986	26.7	1	大宮	2,197	18.5	12
城内	2,160	17.9	14	城北	1,582	18.3	13
浜	1,149	24.0	2	新条	1,671	16.8	15
朝陽	2,406	19.3	7	八木北	1,064	14.9	20
東光	1,653	19.0	10	八木	1,354	15.9	16
旭	1,380	10.7	23	八木南	1,872	14.7	21
太田	1,465	12.2	22	光明	965	18.7	11
天神山	351	8.1	24	常盤	2,015	15.9	17
修斉	886	19.3	8	山直北	2,144	14.9	19
東葛城	415	22.2	3	城東	1,119	19.2	9
春木	1,925	20.0	6	山直南	1,074	20.5	4
大芝	1,919	15.4	18	山滝	500	20.2	5
				合計	34,252	16.8	—

(表 3) 介護保険被保険者の状況

	平成 13 年 4 月 1 日 現在	平成 14 年 4 月 1 日 現在	平成 15 年 4 月 1 日 現在
総人口 (A)	202,840 人	203,732 人	204,152 人
第2号被保険者	67,252 人	66,867 人	66,809 人
第1号被保険者 (B)	31,576 人	32,929 人	34,252 人
(65～74 歳)	19,603 人	20,271 人	21,013 人
(75 歳～)	11,971 人	12,658 人	13,239 人
高齢化率 (B) / (A)	15.57 %	16.16 %	16.78 %
要介護高齢者 (C)	3,782 人	4,549 人	5,329 人
出現率 (C) / (B)	12.0 %	13.8 %	15.6 %

* 第1号被保険者:65歳以上の人

* 第2号被保険者:40歳～64歳の人

* 高齢化率:総人口に占める65歳以上の人の割合

* 要介護高齢者:65歳以上で要介護認定を受けている人

* 出現率:65歳以上の人のうち、要介護認定を受けている人の割合

(市介護保険課資料より)

資料２：介護保険事業所アンケート調査票（一部）

アンケート項目（共通その１）		アンケート項目（共通その２）
事業所の名称		＊このページは別紙のご回答後、最後にご記入ください。 １．利用者との契約時に気をつけていることがあればお教え下さい。（複数回答可） ① 事業者の選択が可能なことを説明している。 ② 介護保険制度以外のサービスに関する説明を行っている。 ③ サービスの内容や料金について説明を行っている。 ④ 聴覚・視覚の障害者の方や痴呆のある方には慎重に対応するようにしている。 ⑤ その他 （ ）
事業所責任者のお名前		
事業所の所在地	〒	
電話番号		
FAX番号		
ホームページアドレス		
Eメールアドレス		
事業所の開設日		２．支援費制度について何かご意見、お考え等があればお教え下さい。
実施している業種 （該当するものに○をつけてください）	・ 居宅介護支援→（別紙１へ） ・ 訪問介護→（別紙２へ） ・ 訪問入浴介護→（別紙３へ） ・ 通所介護・通所リハビリ→（別紙４へ） ・ 訪問看護・訪問リハビリ→（別紙５へ） ・ 特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設→（別紙６へ） ・ 短期入所生活介護・短期入所療養介護→（別紙７へ） ・ 福祉用具貸与→（別紙８へ）	
施設の案内図	（貼り付け、パンフレット同封でも結構です。）	３．貴事業所のセールスポイント、事業所運営面でご苦労されている点、日頃感じておられること、今後、必要だと考えておられること等があればお教え下さい。

別紙 1

アンケート項目（居宅介護支援）			アンケート項目（共通その２）
１．営業日・営業時間		休日	８．ケアプラン作成はどのようにしていますか？（複数回答可） ① 各介護支援専門員が一定基準に基づき、個別に作成。 ② ケース検討会にはかり作成。 ③ 困難ケースに限りケース検討会にはかり作成。 ④ その他 （ ）
２．時間外の連絡方法			
３．利用定員数	人		
４．10月未現在の受入状況	人		
５．介護支援専門員数	人		
６．介護支援専門員の資格と常勤・非常勤の別			９．他の事業者と連携していることがあればお教えください。

資料３：介護保険事業所アンケート回収率一覧

介護保険事業所アンケート回収率一覧表

まちづくり・ざいせい岸和田委員会

健康と福祉のまちづくり部会

介護サービス事業所

サービス名称	全事業所数	回答事業所数	回収率	備考
居宅介護支援事業所	38	31	82%	
訪問介護	33	22	67%	
訪問入浴介護	3	2	67%	
訪問看護	6	6	100%	
通所介護	15	11	73%	追加1事業所
通所リハビリテーション	10	10	100%	
短期入所生活介護	5	4	80%	
短期入所療養介護	11	5	45%	
福祉用具貸与	14	13	93%	取扱いなし1事業所
小 計	135	104	77%	

介護保険施設

施設種別	全事業所数	回答事業所数	回収率	備考
介護老人福祉施設	5	4	80%	
介護老人保健施設	3	3	100%	
介護療養型医療施設	8	6	75%	
小 計	16	13	81%	

合 計	151	117	77%
-----	-----	-----	-----

(アンケートは市介護保険課の資料に基づき平成14年10月1日現在の事業所・施設あて照会。一部、新設廃業があった。)

資料４：岸和田市保健計画「ウェルエージング」（老年期）

3. ライフステージ別行動計画

☆ 老年期（おおむね65歳以上）☆
くわたり選がめざすもの

[illegible]

元氣と兼うゝ世の心の支障は

ウエルエーシング
上手に年をとる 家り豊かな生涯づくり

田和保銀士圖

やエルエージングきしわだ

21

＜老年期編＞

[illegible]

本書で、国の「目標日本2021」(題や略子21)の考えを踏まえ、平成16年3月に所収の健康づくりを実現するための具体的な目標を設定した「ウエルエー・ジングをしねだれ」―国民設定の一冊―を策定された。そして引き続き、その後の目標に対し2012年度をめどに、達成度調査が実施される日安として保健福祉と目標数値を設定し、達成のための取組組み(各県一人ひとりと市町村自治体組織、関係機関、行政等)の2013年度の取りまとめが今年より実現させたいこと)」をした「ウエルエー・ジングをしねだれ」―一冊の資料集編纂一を策定しました。

『ウエルエーヴンがきしわだとは』

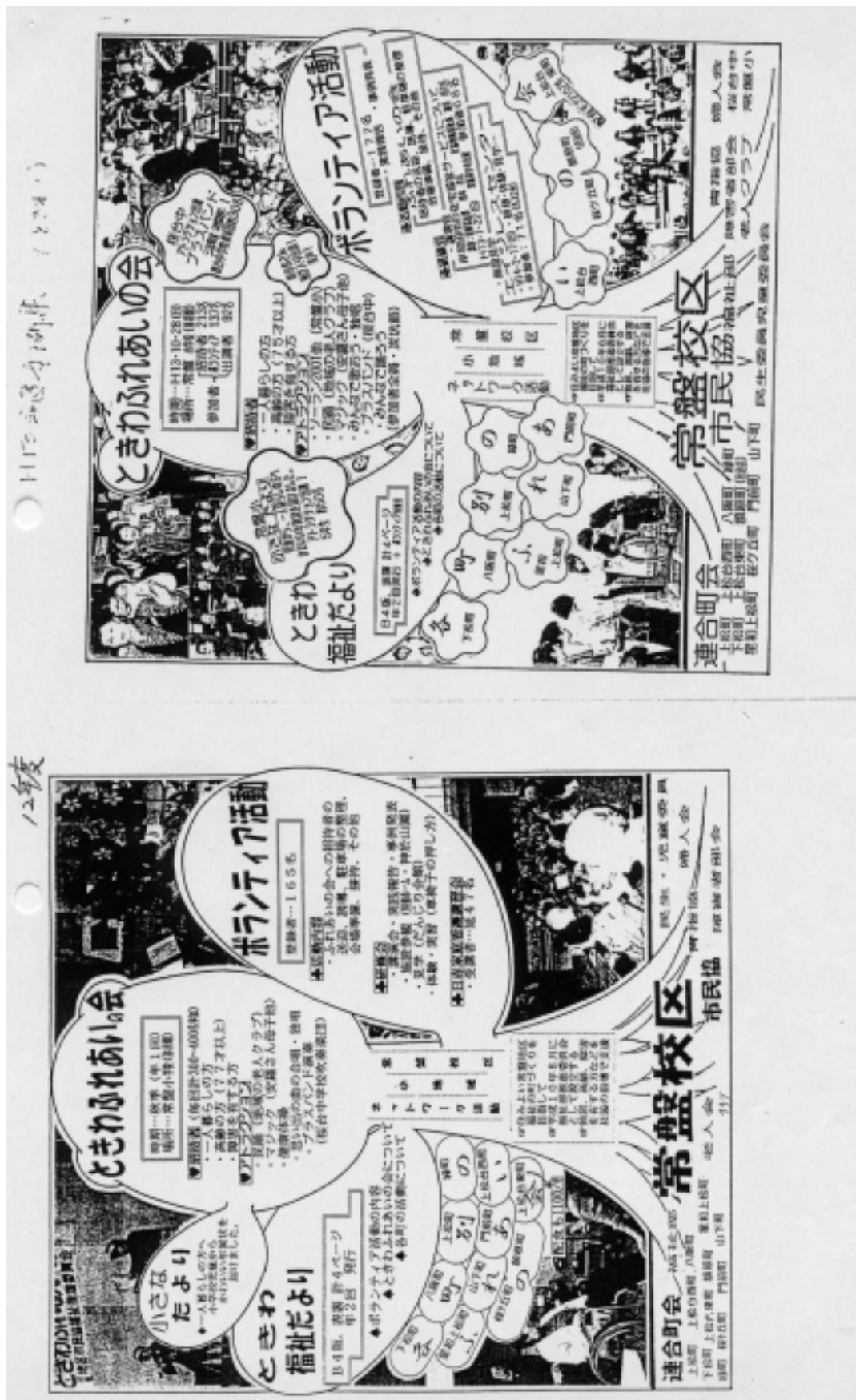
[illegible]

◎ 基本理念

- ・市民が主体、市民参加による健康づくり推進への向上
- ・市民一人ひとりが自ら行う健康づくりに必要な環境の改善



健康づくりに必要な知識や技術の習得が必要ですが、どんなに個人の性格の向上を促しては来ても、それだけでは限りがあります。それをバックアップする方として、社民党議員連盟の立場から必要です。また、健康づくりを進めるための健康増進法を施行し、財源全体での取り組みを行います。



第10号

ときわ福祉だより

平成15年9月1日 (1)

ときわ 福祉だより

第10号

発行 常盤地区市民協議会

連絡先

電話 0724 (28) 1194

松本 ヨネ子

ボランティア研修会

今年の常盤地区第1回ボランティア研修会は、遅い梅雨明けの七月二十七日(日) 常盤青少年会館において開催され、地区のボランティア八〇名の参加がありました。

今年のテーマは「小地域ネットワーク活動を活性化させる新たな視点」と題して、これからのボランティア像を求めて、和歌山大学助教授、堀内氏よりの提言がありました。

恒例の各地域の事例報告は、上松緑町と桜ヶ丘町の2町が発表しました。

上松緑町の角谷さんは、高齢者の多くなった町の現状と子ども会や青年団、婦人会もない現状を、町民全体の交流密度の高さで克服したとの報告がありました。

続いて、桜ヶ丘町の荊木さんは、地元の民話やゲームなどを取り入れた「ふれあい会」の詳細と、その運営を助けた町の役員の活動などを中心にした助け合い運動を報告しました。

メインテーマの「結(ゆ)いの心」で共に生きる社会を創るボランティア像と題しての提言は、ボランティア活動は、自己実現のために基本姿勢として、集い・学び・交わり・結び・つなぎ・励まし・支えあい、をキーワードとして、子ども・高齢者・障害者の障がいを新しい

共助社会の創造を！と訴えられました。

小地域ネットワーク活動が、発足より5年を経過した現在、ややマンネリ化の傾向が感じられる時期、大変示唆に富んだ提言をいただきました。

星(上松町 福谷佳一)



小地域ネットワーク活動の さらなる発展を

地域の皆さんによる支え合い活動である「小地域ネットワーク活動」は、現在、岸和田市すべての小学校区 24 地域で「地区福祉委員会」が設立され、福祉のまちづくりをめざして大きく広がりをみせています。

わが常盤地区におきましても、平成5年10月1日に地区福祉委員会を設立し今年で10周年を迎えました。小地域ネットワーク活動は平常時から要支援者を支援する日常的なネットワークづくりが、緊急時に大きな力を発揮するという確信のもと、岸和田社協が最重点課題として推進してき

ました。そして、平成10年ときわ地域に設立された「小地域ネットワーク活動推進委員会」の発足と共に活動が飛躍的に発展し今日を迎えています。

平成12年に施行された「社会福祉法」において、これからの社会福祉は「地域福祉の推進」を柱にして展開されることが示され、わが常盤地域におきましても、地域福祉、在宅福祉の推進に向けて本格的な取り組みを進めているところです。今後さらに真のセーフティネットとしての役割が果たせるように更なる充実と発展強化をめざし、地域の皆さんのご協力をお願いするしだいです。

福祉部副部長 成田隆一

葛城町のみなさまへ

ひとりとりをつなぐ助け合いネットワーク

「ゆうネット」

H15年度 <保存版>

ゆう葛城 代表 榊原 敬
 ゆうネット 担当 村瀬 雅恵
 西村けい子

ゆうネットってなあに？

- 「ゆう葛城」の中の一つの活動として、
 近所同士の助け合い・支え合いの仲間
 づくりのために生まれました。葛城町に
 住んでいる方なら、どなたでも参加でき
 ます。
- 生活の中でちょっと困った時、プロに頼
 むほどでなく、離れて住む親や子供の代
 わりに手助けが受けられたら、もっと事
 らしやすい町になるでしょう。
- あなたの少しの時間を助け合いに使いま
 せんか？
- 助けたり・助けられたりのやさしい気持
 ちをリレーできる、人と人をつなぐのが
 「ゆうネット」です。

お買い物の代行



お宮への同行



ペットの世話



蛍光灯の取り替えや家具の移動など



簡単な作業



手助けを望まれる方・お手伝いくださる方 は

電話 090-1895-9298

- ・お気軽にお電話ください。
- ・スタッフが伺います。



お薬を代わりにもらってくる



小さな子供さんと一緒に留守番をする



・個人のプライバシーは守ります

- ・できる時に、できる人が、できる事を…が基本です
- ・どなたでも参加できます

お手伝いくださる方 募集！

「ゆう葛城」は、大阪府の補助事業・小
 地域ネットワーク活動を進める組織で
 す。岸和田市社会福祉協議会・修善地区
 市民協議会福祉部会に属する公的組織
 で、住民による「助け合い」の網の目を
 張っていく活動を行なっています。

平成14年度ゆうネット活動報告

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間総数
個別援助活動	外出の送迎	1	1	43	37	26	24	36	25	31	224
	病院への送迎		4	2	8	3	3				20
	料理の補助		1								1
	照明器具の球の交換		3		1						4
	チャイムの電池の交換			1							1
	柿の実もぎ				1						1
	買い物の代行				1						1
	縫い物					1		1	1		3
	食事の介助					1			2	2	5
	換気扇の掃除						1				1
	重いものの移動						1				1
	パソコンの講習								2	1	3
	排水パイプの詰まり解消								1		1
	水道パッキンの取替え修理									1	1
	個別援助活動回数	1	9	46	48	31	29	37	31	35	267
グループ活動援助	外出の送迎					11				2	13
	餅つき機のレンタルと操作								1		1
	ビデオ設営									1	1
	グループ援助活動回数					11			1	3	15
その他のボランティア活動回数	パソコン原稿依頼				1						1
	縫い物							1			1
	パソコンの設定							1			1
	歌のレッスン							2	2		4
	パソコンの講習							1	1		2
	その他のボランティア活動回数				1			5	3		9
総活動回数		1	9	46	49	42	29	42	35	38	291
ボランティアのべ人数		1	9	19	28	32	17	25	25	24	180

資料8：「ゆうネット活動報告」

3. 子どもたちを取り巻く環境

～今、私たちにできること～フィールドワークを通じた調査と提言

私たち「まちづくり・ざいせい岸和田委員会（健康と福祉のまちづくり部会—児童グループ）」は、岸和田での児童への施策がどうあれば良いのかを調査研究するため、一昨年8月から市内外の施設を訪ね、また講師を招き意見交換を重ねてきました。

子どもたちが健やかにすくすくと育ち、発達が保障されることが親の願いであり、一人ひとりの市民の願いでもあります。その為に、子を持つ親や社会が何をなすべきか、コミュニティを形成する地域住民がどのようなアクションを起こさなければならないのか、行政でなければできないことは何なのか、といったことを考え続けてきました。

そのまとめとして、子育て支援の方策やハンディキャップを持つ子どもたちのための施策について提言・提案をいたします。

3-1 子育て支援の現状と課題

3-1-1 現状

【公立保育所】

17園の保育所（資料1）で、通常の保育に加えて長時間保育、ハンディキャップを持つ子どもたちへの保育、園庭開放、赤ちゃんルーム、電話相談、出前講座、中学生の体験学習受け入れといった事業を展開しています。

待機児童は資料2のとおりですが、長年の実績あるハンディキャップを持つ子どもの保育と共に、園庭開放（資料4）の拡充により地域の子育てセンターとしての可能性も見えてきます。

● 園庭開放（週1回午前中）1、2歳が中心

平成12年度 子ども 8,263人 親 6,642人

（別途 あそび教室に子どもが 786人）

平成13年度 子ども 13,717人 親 11,515人

平成14年度 子ども 13,742人 親 11,894人と増加傾向にあります。

園庭開放は、親の悩みを解消する方法として大きな意義を持っているのではないのでしょうか。そこでの保育士や他の親との交流をきっかけとして、専門的な相談機関へとつながっていくようなケースも見受けられます。

● 電話相談（毎日）

平成12年度 155件（内入所相談 93件）

平成13年度 155件（内入所相談 96件）

平成14年度 101件（内入所相談 75件）

● 中学生等の体験学習受け入れ

● 出前講座・公民館等での子育て支援の講座に出向いて講師をします。

● 赤ちゃんルーム（月2回程度） 保健センターからの紹介児で5ヶ月から1歳児 育児不安の除去と母親の交流 一園 2～5人程度

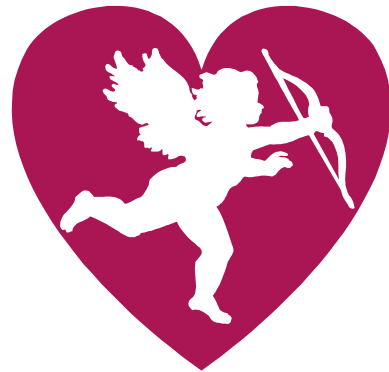
【民間保育園】

16園の保育園（資料1）で、国・府・市からの補助を受けて長時間保育をはじめ多彩な保育（資料5）が実施されています。待機児童は公立より少なめですが、資料3のとおりです。ここでは、市外・市内の2つの事例を紹介します。

事例——久米田保育園 03.4. 28——

市内の下池田町にある民間保育園で、太陽熱の自家発電を利用している施設で、園と連なってログハウス仕立ての「つくしんぼ文庫」と名づけられた2,000冊の絵本が収められた建物が目に付きました。二週間に一回、月曜日の夕方、子どもたちへの読み聞かせの時間を取っており、「保育士には、作者の心が伝わるような読み聞かせができるよう、積極的に研修に参加してもらっている」「子どもたちの目が輝いている」との園長さんの言葉が印象的でした。また、市内の民間保育所で実施しているのは2箇所ぐらいらしいですが、卒園旅行（5歳児28名）を兼ねて貝塚の少年自然の家で宿泊保育を実施しています。みんなで電車に乗るということでマナーを身に付けたり、おねしょをしなくなったりという効果が現れているとのこと。

定員	90人（定員の125%まで可能）
4月当初	103名 5月から108名（長時間対象5名）
配置基準	0歳3:1 1歳、2歳6:1 3歳20:1 4歳、5歳30:1
保育時間	7:00～19:00（土曜日は18:30まで）
保育年齢	0歳（6ヶ月以上）～5歳
障害児	受け入れていない
園庭開放	毎月第3火曜日 10:30～12:00 多い時で20人を超すが、少ない時で4～5人。2～3歳ぐらいの子どもたちが、集団に馴染んで遊んでいる。 園庭は国基準とおりですが、狭く感じられるのは否めない。
懇談会等	個人懇談 年1～2回 クラス懇談 必要に応じて1～2回 年1回祖父母参観
特別保育	宿泊保育、絵本の読み聞かせ、卒園児の小1の児童の授業参観参加 水泳教室（希望者）：毎週一回スイミングの送迎バス2台で送迎。（9:30～） 月3,800円
課題	バリアフリー等への対応での財政的支援



事 例——アトム共同保育園——

1967年に0～3歳児を対象に熊取町にある京都大学原子炉実験所の職員で創られ、長年にわたって職員住宅等で開設されて来ましたが、2003年からは、社会福祉法人アトム共同福祉会設立アトム共同保育園として熊取町立第6保育園の運営を委託されました。法人格を取得する前と取得してからの2回の見学をして、気がついた事を書きます。園は年中無休で（12月30日～1月3日休園）一時保育や休日保育、夜間保育を実施しています。公立保育所の建物を使っの運営になってからも、実績を積み重ねてきた今までどおりの園の方針を変えることなく、「親に見せる保育はしない」「親育ちの応援団としての保育園でありたい」「そのためには、保育者のプロとして成長していきたい」ということで、「運動会は3歳児から参加」、「生活発表会は開催しない」、「保護者懇談会を年3回実施する」という運営内容を変えていません。これらを4月開園時に提案したとき、継続児の保護者からは抗議が続発したそうです。園は、連絡帳の活用や園のボードを使っの説明、園だよりの発行と、さまざまな場面での丁寧な話し合いを重ね、保護者と理解を深める一方で、何よりも子どもたちが喜んで保育園へ通う姿を親に見せることを通して、ついに7月の5歳児の宿泊保育では父親懇談に参加した親の有志が夜警を買って出るという状況が生まれてきました。常に園と保護者との情報交換を密にした取り組みをしています。半年経った10月には保護者から懇談会をさらにもう一回増やしてほしいとの要望が出て年4回に増やしています。また、住宅地に囲まれた環境で、近くの小学校の生徒と園児の交流をとおして、地域の核となる存在になってきています。私たちが描いている保育所の理想像だと思います。子どもは地域の宝、みんなで大切に育んでいかなければならないと思います。

					保育時間	保育料	備 考
	通常保育	一時保育	夜間保育	休日保育	午前 7 時 00 分 ～ 午前 9 時 00 分	町内 300 円/H 町外 400 円/H	30 分単位で計算
4 月	1 7 1 人	2 5 人	9 5 人	1 0 人	午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分	町内 0～2 歳 2500 円/日 町内 3～5 歳 1500 円/日	昼食あり 保育時間が 4 時 間未満の保育料
5 月	1 7 3 人	8 人	8 3 人	2 1 人		町外 0～2 歳 3000 円/日 町外 3～5 歳 2000 円/日	0～2 歳 2,000 円 3～5 歳 1,000 円
6 月	1 7 3 人	2 6 人	1 0 3 人	1 3 人			
7 月	1 7 2 人	1 1 人	1 7 7 人	1 4 人			
8 月	1 7 6 人	2 0 人	1 0 6 人	1 6 人			
9 月	1 7 5 人	4 2 人	1 3 6 人	1 5 人			
1 0 月	1 7 8 人						
★おやつ代 100 円が必要です。 ★夕食が必要な人は当日の 13：00 までに 申し込みが必要。 夕食代 400 円 ※ 日曜・祝日の利用は 1 回につき 500 円 の加算 ※町内の生活保護世帯、市民税非課税世帯 は、午前 9 時から午後 5 時までの利用料 金は 1000 円/日、他は右表のとおり。							

【幼稚園】

幼稚園は、公立幼稚園２３園と私立幼稚園があり、その内容は下の表のようになっています。園庭開放は公立幼稚園では２２園で実施されており、その内容は、年に一回実施している園から毎月実施している園までばらつきがありますが、ほとんどの園では、年３回の実施となっています。

岸和田市立幼稚園 在園児数 2003. 4. 1 (岸和田市教育委員会資料)

*受入可能数のマイナス表示は待機者数をあらわしています。					
幼稚園名	募集人数	4歳児	5歳児	合 計	*受入可能数
		在園数	在園数		
岸 城	175	60	85	145	30
浜	70	10	18	28	42
朝 陽	105	41	42	83	22
東 光	105	42	52	94	11
旭	105	46	64	110	-2
太 田	105	48	49	97	8
天神山	105	16	23	39	66
修 斉	70	23	20	43	27
東葛城	70	8	12	20	50
春 木	105	45	51	96	9
大 芝	105	51	56	107	-4
大 宮	105	40	46	86	19
城 北	105	29	56	85	20
新 条	105	46	60	106	-1
八木北	105	37	38	75	30
八 木	105	43	39	82	23
八木南	105	47	52	99	6
光 明	105	38	28	66	39
常 盤	105	49	56	105	-2
山直北	105	43	66	109	-7
城 東	105	38	15	53	52
山直南	105	13	15	28	77
山 滝	70	5	16	21	49
合計	2345	818	959	1777	568

☆ 市立幼稚園【入園について】

4 歳 児 募 集：人員を超えた場合は、抽選で入園者を決定。

二次募集で、定員に余裕のある幼稚園に申し込むことができます。

5 歳 児：希望者は全員入園していただけます。

岸和田市立幼稚園

保育年齢	4・5歳児（2年保育：異年齢児学級保育）	
通園区域	小学校の通学区と同じ	
定員	園により異なります（4・5歳児を合わせた募集人数です。）	
費用	入園料 5,000円 保育料 月8,000円 雑費 2,500円程度（月額） その他 通園服などが必要です	
送迎	保護者	月・水 AM11:30 まで
保育料減免制	あり	火・木・金 弁当 PM2 まで
入園申し込み	10月中旬～ 各幼稚園へ 10/1号広報紙掲載	

私立幼稚園（市内）

保育年齢	3・4・5歳児（市外一部園で満3歳から）	
通園区域	なし 市外の幼稚園へも通園できます	
定員	園により異なります	
費用	入園料 60,000円程度 保育料 20,000円程度 雑費 園により異なります（月額） その他 園により異なります	
送迎	保護者、通園バス	
保育料減免制	府認可幼稚園のみ	
入園申し込み	10月初め	9月願書配布

【公民館での子育て支援】

● 子育てサロン・子育て支援講座

平成14年度には、市立公民館で「子育て支援講座」として子ども向け事業4事業と親子向け事業1事業が実施されており、「子育てサロン」として週1回、育児相談に応じる常設のサロンが開設されています。

地区館では、9館で合わせて子ども向け事業8事業、親子向け事業9事業、親向け事業2事業が実施され、子育てサロンが1館で開設されていますが、内容によっては人集めに苦労されており、館のみで企画から実施まで全て仕切っていくにはかなりの苦労があるようです。

● 家庭教育学級の開催

幼児と中高生を持つ親の学級が各3学級あり、岸和田全体で18学級の家庭教育学級があります。平成14年度の在籍者数は341名で、年々減少傾向にあります。（資料8参照）

【チビッコホーム】

留守家庭児童対策として19ヶ所のチビッコホーム（資料6）が小学校の教室を使い、45名定員で開設されています。現在の児童数の推移からは、少子化による児童数の減少は見られないなかで、チビッコホーム入会希望者の伸び率は児童数の伸び率を上回っています。多くで待機者が出ています。

学校間の児童数の差が、チビッコホーム希望者数にも反映されていると考えられます。また、常時定員を上回る学校が6校、半分以下という学校が2校あります。

	H7	H13	H15	7→15 伸び率
児童数	13,112	12,906	13,140	100.2
学童申込	660	794	909	137.7

年度	入会児童数	待機児童数	総合計	ホーム数
7	620	45	665	18
8	636	39	675	18
9	663	26	689	18
10	666	86	752	18
11	709	109	818	18
12	684	84	768	18
13	742	63	805	19
14	738	92	830	19
15	773	136	909	19

	小学校	中学校	合計
平成7年度	13,112	6,687	19,799
平成8年度	12,846	6,652	19,498
平成9年度	12,755	6,530	19,285
平成10年度	12,783	6,452	19,235
平成11年度	12,782	6,266	19,048
平成12年度	12,841	6,228	19,069
平成13年度	12,906	6,159	19,065
平成14年度	13,038	6,010	19,048
平成15年度	13,140	5,995	19,135

	H13		H15	
	児童数	学童申込	児童数	学童申込
城内	975	59	1,016	70
中央＋浜	479	17	561	27
山直北	1,015	48	1,017	53
城東	324	44	322	33

事例 自主学童保育の取り組み—城内校区での取り組み—

城内小学校でのチビッコホーム（学童保育）は、放課後自宅に保護者がいない１年生から３年生までを対象に定員４５名で運営されています。

近年、入学児童が増加し、チビッコホームでも待機児童が発生しています。平成１５年度の待機児童は２５名でした。

そこで、いろいろ苦勞を重ねながらも、夏休み限定で城内小学校生活室南を無償で借り受け、待機児童の保護者による自主保育が実施されました。平日は、塾にかよう、稽古事にかよう、自宅で１人または子ども達のみで過ごしています。

参加児童数：１５名（待機児童数（保護者で把握）は２５名）

場 所：城内小学校生活室南（学校開放事業で無償貸与）

開設日数：２６日（７/２２～８/３０ 土日と８/１３～８/１５ 休会）

出席率：平均 ７３．３％

指導者：有償ボランティア１名（元学童保育指導員）

無償ボランティア５名（ボランティア連絡会の協力）

保護者が交替で

特別行事：ワンワン文庫主催の科学マジックショー

岸和田自然資料館へ見学

経 費：１５，５００円/人の負担金を徴収（謝礼、おやつ、保険）

冷蔵庫、扇風機、携帯電話、消耗品は有志による無償貸与と寄付

☆ １６年度以降の課題

１６年度の入学児童は今年と同じ程度の人数が見込まれています。

保護者が行った入会希望調査では、現在入会しているか又は待機している児童のほとんどが来年度も入会希望しており、新１年生の入会希望者が１５年度と同じ程度（今年４３名）入会希望をすると４０名前後の児童が待機となります。

卒業児童に比べて、入学児童が多いため、特別教室の１部を一般教室に利用します。待機児童の自主保育などに貸してもらえる教室がなくなります。

１５年度は、城内小学校チビッコホームの元指導員の協力を得て開設できましたが、１６年度の見通しはたっていない不安定な状況です。

☆ 保護者の思いは？

待機児童が地域で安心して放課後を送れるようにご協力ください。

待機児童が５時まで安心して勉強し、遊べる場所の確保にご協力ください。

（城内校区の公共施設は殆どありません：城内小学校、岸城幼稚園、図書館、南公園小体育館、町会館の貸与についてもご検討ください。）

学童保育待機児童を対象とした預かり事業（有料）を実施してください。

学童保育対象年齢以上の児童の預かり事業（有料）を実施してください。

城内小学校で実施された自主保育事業を検証すると、活動場所の確保や常時活動してくれる指導員の確保などの課題を抱えています。

費用面でも、市が運営するチビッコホームの2倍以上の負担金が必要となっていました。

学童保育の運営主体と設置場所

	運営主体			場所			
	公設公営	委託	自主	学校	児童館	公共施設	その他
全 国	5 割	4 割	1 割	4 割	2 割	1 割	3 割
岸和田	10 割			10 割			

【幼稚園と保育所の交流】

幼稚園と保育所の交流だけでなく、小学校と保育所の交流へも広がってきているような事例があります。もともと、交流の目的として、「情報及び意見交換」と「地域に広げる」といったことが挙げられており、子ども同士の交流、職員間の交流、保護者同士の交流が考えられていました。

ある保育所の平成13年から14年にかけての事例を紹介します。

- 13年 3月某日 「ゲーム&ドッジボール」 幼稚園児（5歳児）が保育所へ
- 3月某日 「ゲーム&歌を楽しむ」 幼稚園児（4歳児）が保育所へ
- 11月某日 幼稚園を知るために、遊び交流を目的に幼稚園へ
- 11月某日 「焼き芋パーティ」 4, 5歳児が焼き芋を持参して幼稚園へ
- 14年 2月某日 「小学校見学」 1年生とゲームで交流。給食を食べる
- 6月某日 「3年生が保育所へ」 5歳児とゲームを楽しむ
- 7月某日 「七夕まつり」 小学校で幼稚園、3年生と笹飾りをつくる

子ども、教師、保育士、保護者にとってのメリットを検証し、積み重ねていくなかで方向が共有されていくのではないかと思います。

3-1-2 課題

- ・ 地域の保育所として、地域との交流を深めていかなければなりません。
- ・ 親も子ども、健やかに心豊かに育ちあう保育が必要です。
- ・ あずかって貰えればそれでいいと思う親に対しては、子どもと一緒に育つ「共育ち」に向けての支援が大切です。
- ・ 幼稚園・保育所・小学校の交流の推進が、まだまだ十分ではありません。
- ・ 保健センターでの「にこにこ教室」（本稿3-2-1参照）の参加者は、地域で開催されている「子育て支援講座」「家庭教育学級」につながっていないのはなぜか。
- ・ チビッコホームの待機児童の解消が必要です。
- ・ チビッコホームの保育を行う時には、周辺施設（公民館、公園等）を利用してもいいのではないのでしょうか。
- ・ チビッコホームの運営協議会は、14年度の時点では開催回数も少なく、協議の場としての役割を十分果たしているとは言えません。

- ・ 教室を転用したチビッコホームの部屋では、45名の定員に対しては手狭である。
- ・ チビッコホームの連絡ノートの活用や個人懇談会の開催など、保護者と指導員の相互理解のために一定の努力はされていますが、記載内容、開催回数や参加実績から考えるとコミュニケーションが十分とは言えないと思う。



3-2 ハンディキャップを持つ子どもたちへの施策の現状と課題

3-2-1 現状

【ハンディキャップをもつ子どもの学童保育】

平成14年度を初年度として、サン・アビリティーズの施設の一室を利用して夏休み中に実施されました。小学校1年生～3年生を対象に10人ずつ、10日間の3クールで実施されました。使えるスペースが狭小であり、午睡の時などは寝ない子どもが午睡中の子どもの間を動き廻っています。

14年度は、25名の参加者、5名の指導員、15年度は27名の参加者、6名の指導員で運営されていました。

＊ 別に、主として佐野養護学校へ通うハンディキャップをもつ子の親が、ボランティアの力を借りながら自主的に中央公園内の岸城幼稚園園舎跡施設を借用して自主保育をしています。

【保健センター（乳幼児健診、にこにこ教室、のびのび教室）、いながわ療育園、パピースクール】

●保健センター

平成14年度乳幼児健診の受診者数及び受診率

4ヵ月児健診：2,249人（受診率97.9%）

乳児期後期健診：1,994人（受診率87.0%）

1歳半児健診：2,138人（受診率95.3%）

3歳半児健診：2,021人（受診率84.9%）

にこにこ教室

1歳未満児の保護者を対象に、育児経験、地域での交流、相談相手等のフォロー事業として1クール（30組、1ヶ月単位）で4回と、OB会1回で3クール実施しています。

のびのび教室

概ね1～4才児対象の遅滞等の発達相談のフォロー事業で、月火木金の午前中の週4回（4クラス）で、1クラス20組（年度途中に25組に）実施しています。

●いながわ療育園

昭和45年に開設され、四肢・体幹にハンディキャップのある0才から就学前までの児童を対象とし、保護者と一緒に通園して、機能訓練と保育を通じて基本的な能力を養うことを目的とした肢体不自由児通園施設です。暫定定員20名、訓練は1クール40分で3クラス編成され、待機児が10名程度います。

就学後は外来で受診し、30～40名です。

●パピースクール

昭和52年に開設され、無認可の知的のハンディキャップをもつ子どもの通園施設です。定員は25名、月～金9:00～15:15までで、火金はバスで送迎して、他は自力通園です。水曜日の午前中に親子保育（未入所者にも開放）をして、通園児は自閉性

発達障害が7～8割と多くを占めています。使用施設は老朽化していますが、センター内の緑地や公園等を有効利用してオープンな保育ができています。

認可施設ではないことから、施設や定数等の基準に縛られることなく弾力的に運営できる利点があります。一方、多くの待機者がいます。

● その他

保健センターへの保育士の配置により、パピースクール・いながわ療育園・保育所との交流が進みました。

3-2-2 課題

【ハンディキャップをもつ子どもの学童保育】

- ・ 現施設では手狭です。
- ・ 夏休み中の期間の延長が求められています。
- ・ 対象年齢を拡大する必要があります。
- ・ 継続していくことが、とても大切です。
- ・ 現施設内を引き続き使用するとしても、プレイルームのような部屋が必要です。
- ・ 夏休み中以外の放課後に開設する場合、養護学校の児童への対応が求められています。

【保健センター、いながわ療育園、パピースクール】

- ・ 親が子どもの障害を受容するまでに、かなりの困難が伴います。
- ・ ハンディキャップをもつ子どもと、その家族への地域や身近なところでの理解者が少ないと思われます。
- ・ 肢体不自由児の、就学後の継続的なリハビリテーションが不足しています。
- ・ パピースクール卒園者の養護学校・学級のフォローとして、ハンディキャップをもつ子どもの学童保育が必要です。
- ・ パピースクールで水曜日実施の親子保育の20名を毎日通園させるとすれば、アルバイトも含めて5～6人程度の職員を増やす必要があると思います。
- ・ 保健センターでのにこにこ教室等の育児支援の事業と、公民館等での社会教育事業との連携・融合が求められています。

3-3 具体的提案に向けての基本的考え方

ハンディキャップをもつ子どもの出生率は3%と言われています。ハンディキャップを持つ子どもたちの発達の保障は、親や家族のみの力では到底どうすることもできません。その数が少数であっても、公がきちんと関与し、責任を果たさなければならない分野であると考えます。

健常児もハンディキャップを持つ子も、すべての子どもに対して社会が子育てを支援する必要があるのは言うまでもありません。その際、公の果たすべき役割は大きく、しかも大事なことは、「子どもの発達を保障する施策」の多くは市場に委ねる（民間営利の対象・領域とする）ことではないと私たちは考えます。行政が直接に実施はしなくても社会福祉法人やNPO、その他の主体によりサービスの提供は可能でしょうし、その場合、相応の支援による公的な責任を果たしていってもらわなければならないと考えます。

また、財政難の折ということだけではなく、限られた財源の中で、普段から税と負担の適正なバランスを考えておくべきでしょう。

また、親が親としての力を発揮し「プロの親」となり得るような「共育ち」の環境づくりと支援が低年齢児の段階から必要ではないでしょうか。そのためにも、保育所や幼稚園、保健センター、公民館、学校といった施設やそれぞれの専門家が連携していくことが必要だと考えます。

福祉施設だからとか教育施設であるからといった縦割りの発想ではなく、既存の地域の資源（施設や人）の連携や有効な活用に努めていくべきではないでしょうか。

そこで、私たちはウェルフェア（福祉）とエデュケーション（教育）を統合した概念「**ウェル・エデュケーション**」の発想でもって「岸和田の子育て支援」が展開されることを基本的な考え方として提案いたします。

3-4 具体的提案

3-4-1 子育て支援に関する提言・提案

提案1 施設の有効活用を図りましょう

1) 乳・幼児期の保育所（園）や学童保育等で、園庭が狭かったりした時には、公園など近辺の公共施設の有効利用によって、多様なプログラムの展開が可能となります。

2) 待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応を考える時に一時保育、休日保育、夜間保育等の特別保育対応ができるステーション的な保育所の開設を既存の保育所で考えられないでしょうか。

保育所の待機児童の解消に向けて、幼稚園の有効利用ないし開設時間の延長を積極的に考えてみてはいかがでしょうか。

3) とりわけ学童期の留守家庭児童のために学校の大規模改修、建て替えの時にはチビッコホームが開設できるよう配慮した設備の整った部屋の確保が必要です。

一方、放課後の児童の安全対策は、学校にとっても重要な問題です。教育委員会が放課後の児童対策について検討する際にも、チビッコホームが排除されることのないよう、十分に配慮して進めることが大事ではないでしょうか。

子ども、保護者、指導員が一体となってチビッコホームを充実できるように、クラス懇談会の開催などが必要です。

チビッコホームの運営で、保護者ができること（大掃除、簡単な修理、遊び道具の提供など）で、親が積極的に関わります。

自主的な活動に対して（直営で開設が不可能であれば）、公の関与として委託事業、支援事業の創設が必要です。チビッコホームの未設置校、入会児童が極端に少ないチビッコホームについても、直営方式を継続すべきかどうか検討が必要で、支援に当たっては、特に活動場所の提供、指導員の斡旋が必要だと思います。

児童数急増校などで施設の確保が困難な場合には、周辺の公共（公益）施設の有効活用も考えてみてはどうでしょうか。公設での拡充が無理ならば、自主活動に対する場所の斡旋、ボランティアの斡旋、資金援助などの支援策の検討を考えなければなりません。

提案2 人材の育成が大事です

1) 専門家としての専門性を高めていくため、研修制度等の充実が求められています。とりわけ、チビッコホーム指導員の研修の再開が必要だと考えます。

2) 親の責務と成長に向けて

① 子育ては親の責務

保育所が、行事や懇談を通して保護者との交流を深めることで、共に育ちあうことに向けての支援の大きな可能性を秘めているのではないのでしょうか！

② 地域でのリーダーの育成とグループ活動の充実

在宅乳幼児に対する、子育て支援の充実が求められています。そのために地域で開催されている家庭教育学級の再編や充実強化を図る中で、リーダーの育成や活

動の充実を進めていく必要があります。

- ③ 保育所・幼稚園・小学校の交流連携だけでなく、これからは公民館や地区市民協議会を含めた連携を視野に入れていくことが大切です。

3) 子育てボランティアの育成・援助に向けて

ボランティア連絡会に登録するボランティアは、子育て支援にかかわりたいという人が意外に少なく、組織的な活動も少ない中で、子育て支援をボランティア活動の柱の一つに位置付けた活動の強化が求められているのではないのでしょうか。そのために子育て支援ボランティア講座の開設や小地域ネットワークでの「子育てサロン」の積極的な開催も一つの方法ではないのでしょうか。

3-4-2 地域で取り組む子育て支援

提案3 出会いの場の創設を

できるところから新生児を祝う会（子どもと親の地域応援団）を地域で開催してみたいかがでしょうか。地域の市民協や老人クラブ、婦人会、家庭教育学級のメンバー、その他いろいろな団体を中心となって、そこに保育士や保健師そして公民館が応援する。「あなたがたが生まれてきたことを、地域の私たちは祝福し、親のみなさんの子育てを応援しますよ・・・」と、そんな催しを年一回開いてみてはどうでしょう。

提案4 交わりを大事に

公立保育所を地域の子育てセンターにするために、園庭開放を軸にいろいろなメニューの充実を図っていくことが必要ではないのでしょうか

地域で子育てを考える機会の確保を、公民館がいろいろな地域の資源を活用し、プロデュースしてみたいかがでしょうか。もしくは小地域ネットワークによる地域での「子育てサロン」の開催の方が有効で現実的であると考えられるなら、とりわけ乳幼児期を対象とした場合には公民館も一緒になって小地域の活動に合流し連携していくことを考えてみてはどうでしょうか。

提案5 連携を積み重ねていくために

連携を積み重ねていくためには、「人」や「もの」といった要素に加え、「仕組み」も必要になってきます。そのために、子育て支援ボランティアの育成、公民館が親（市民）と資源・人材との媒介の役割を果たすといったこと、支援を求める人と支援してくれる人をしっかり結びつけたり、必要な制度を紹介（アドバイスできる）地域コーディネーター（コミュニティワーカー）の配置やNPOの設立とネットワークの構築を支援していくといったこと等が、考えられるのではないのでしょうか。

3-4-3 ハンディキャップをもつ子どもに関することについて

提案6 保護者への支援を考えましょう

子どものハンディキャップについて、正しい現状認識に向けた学習機会の確保の提供がまず大切であり、そのためには保健センター、保育所、公民館の連携強化が必要で

す。ハンディキャップをもつ子どもの保護者同士の交流を深めることにより、不安や悩みの共有、解消の場の確保や地域の理解者づくりに努めていかなければなりません。

提案7 ハンディキャップをもつ子ども対策の充実

保健センター「のびのび教室」の児童もパピースクールへの入所が可能となり、早期に充実した保育が受けられるように**パピースクールの定員拡大**が必要です。いながら療育園、パピースクールの拡充や就学後の療育の充実に向け、総合的療育・訓練施設の設置が待たれますが、まず**市民の手で**、保護者、ハンディキャップを持つ人、ボランティア、保育士、理学療法士、建築家、行政職員による『(仮称)総合療育園「夢を絵」にするワークショップ市民の会』をつくってみてはいかがでしょうか。

提案8 学童期のハンディキャップをもつ子ども対策の確立

1) 継続した療育・訓練が保障されるために

療育施設卒業後のリハビリ継続を求める保護者は多いが、現状では受け入れることが困難となっています。機能回復のためには、継続した訓練は不可欠で、**総合的な療育施設について検討**が必要ではないでしょうか。

また、総合的療育施設が新設されるまでの間は、保健センターや総合体育館など**既存の施設を有効に活用してリハビリ活動**を支援することが求められています。ただし、ハンディキャップをもつ子どもを指導できる専門の理学療法士、訓練士の配置が必要である思います。

2) サン・アビリティーズを利用した学童保育について

ハンディキャップをもつ子どもの夏季期間中の部屋の利用に当たっては、地域の団体やグループの利用の調整により、**学童保育のための十分なスペースの確保**が重要だと考えます。

3) 積極的な自校チビッコホームへの受け入れ

ハンディキャップをもつ子どもの保護者が、学童保育を必要とする度合いは、健常児に比べて高いと判断でき、市内の小学校に通うハンディキャップをもつ子どもについては、各校に設置された**チビッコホームに優先的に入会できるよう選考段階での配慮**が必要ではないでしょうか。

4) 養護学校通学児童の学童保育制度の確立

ハンディキャップをもつ子どもについては送迎、必要設備について特別の対応と専門知識を有する指導員の確保が必要であることから市内に拠点施設を新たに確保するよりも、**養護学校における学童保育の設置**が有効だと考えます。

なお、運営費については、学童保育を必要とする児童の居住地の市町村並びに府が利用者数に応じてその費用を分担するなどの工夫が必要ではないでしょうか。

資料 1

保育所入所児童数（平成 15 年 4 月 1 日現在）

	定員	人数	欠員	円滑
1 浜	50	56	0	6
2 千喜里	90	103	0	13
3 大宮	90	103	0	13
4 旭	90	103	0	13
5 山直北	120	124	0	4
6 新条	100	102	1	3
7 春木	110	113	0	3
8 八木南	120	116	6	2
9 東光	120	132	0	12
10 城北	120	137	0	17
11 桜ヶ丘	90	90	6	6
12 大芝	120	112	14	6
13 城内	120	127	0	7
14 八木北	120	122	3	5
15 城東	120	120	4	4
16 修斉	120	123	4	7
17 中央	120	132	0	12
小計	1,820	1,915	38	133

	定員	人数	欠員	円滑
1 双葉	120	137	0	17
2 八木	120	131	0	11
3 五風会	60	69	0	9
4 山直南	120	124	0	4
5 星光	120	137	0	17
6 はちまん	90	99	0	9
7 この花	90	101	0	11
8 光陽	120	138	0	18
9 久米田	90	103	0	13
10 杉乃木	120	137	0	17
11 やまだい	90	102	0	12
12 光明	60	69	0	9
13 天神山	90	101	0	11
14 東岸和田	120	137	0	17
15 めだか	60	67	0	7
16 ピープル	90	79	11	0
小計	1,560	1,731	11	182

合計

定員	人数	欠員	円滑
3,380	3,646	49	315

資料 2

公立保育所待機児童数（平成15年4月1日現在）

	定員	申請児童数 (A)	就労希望 (a)	保留・未到来 (b)	無認可・1希望のみ (c)	待機児童数 (A)-(a+b+c)	前年同時期 待機児童数
浜	50	6	4	0	0	2	1
千喜里	90	23	2	11	2	8	11
大宮	90	9	4	0	2	3	7
旭	90	15	3	2	3	7	1
山直北	120	3	2	0	1	0	4
新条	100	6	0	1	2	3	5
春木	110	8	5	0	1	2	9
八木南	120	10	4	1	4	1	4
東光	120	16	3	1	4	8	4
城北	120	17	6	3	3	5	10
桜ヶ丘	90	2	0	1	0	1	1
大芝	120	8	5	2	0	1	7
城内	120	14	2	3	3	6	3
八木北	120	5	1	0	2	2	8
城東	120	3	1	0	1	1	4
修斉	120	11	2	3	2	4	4
中央	120	13	0	8	0	5	7
公立合計	1,820	169	44	36	30	59	90

(保育課資料)

民間保育所待機児童数（平成15年4月1日現在）

	定員	申請児童数 (A)	就労希望 (a)	保留・未到来 (b)	無認可・1希望のみ (c)	待機児童数 (A)-(a+b+c)	前年同時期 待機児童数
双葉	120	5	1	1	1	2	3
八木	120	4	1	0	2	1	5
五風会	60	13	0	1	7	5	1
山直南	120	1	0	0	1	0	1
星光	120	4	0	0	2	2	1
はちまん	90	11	2	0	7	2	5
この花	90	14	1	3	5	5	8
光陽	120	49	5	8	28	8	6
久米田	90	23	5	7	7	4	7
杉乃木	120	11	0	2	7	2	1
やまだい	90	9	1	2	5	1	5
光明	60	2	1	0	0	1	2
天神山	90	9	5	2	1	1	0
東岸和田	120	13	4	3	4	2	5
めだか	60	6	0	1	2	3	2
ビーブル	90	10	4	4	2	0	
民間合計	1,560	184	30	34	81	39	52
総合計	3,380	353	74	70	111	98	142

平成14年度園庭開放参加者数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人	子	大人
浜	7	6	19	17	7	7	11	11	7	6	4	4	8	8	11	7	16	11	10	7	5	5	5	4	110	93
千喜里	36	34	100	92	72	69	140	131	101	93	89	82	97	91	89	79	72	65	33	26	35	29	37	30	901	821
大宮	35	29	71	59	58	52	58	52	37	31	42	35	59	54	57	51	37	36	38	33	50	44	29	25	571	501
旭	136	122	230	201	178	160	302	253	192	147	239	203	207	178	234	208	155	138	143	121	124	106	119	103	2259	1940
山直北	35	25	100	75	59	46	92	68	62	50	93	73	78	60	101	76	79	58	56	37	42	32	53	40	850	640
新条	25	19	41	37	39	32	70	60	37	29	49	46	41	37	48	40	45	32	20	13	21	14	28	22	464	381
春木	38	34	85	73	78	69	100	89	88	76	89	79	76	75	73	64	75	68	51	44	66	56	60	54	879	781
八木南	34	31	83	78	41	40	54	52	27	26	44	44	53	53	55	54	52	49	30	27	33	30	40	38	546	522
東光	59	50	146	129	92	81	144	122	116	103	131	111	104	91	101	87	70	62	53	47	59	50	64	55	1139	988
城北	36	28	73	57	42	37	75	68	49	41	68	61	55	50	49	44	33	30	28	26	36	35	27	20	571	497
桜丘	44	40	64	59	47	44	86	74	74	54	77	67	47	41	37	34	32	25	19	19	29	27	35	31	591	515
大芝	40	32	97	82	64	57	89	72	61	52	58	49	75	61	67	58	80	68	34	32	26	22	31	25	722	610
城内	62	48	116	108	84	80	130	120	71	67	101	93	95	91	111	110	67	65	54	47	55	49	57	50	1003	928
八木北	55	40	80	65	57	45	130	103	59	49	85	68	68	61	50	47	55	45	37	34	28	23	43	37	747	617
城東	29	29	96	89	80	74	97	83	62	52	78	66	82	69	105	93	70	59	47	42	43	37	23	33	812	726
修斉	30	28	62	58	36	32	67	58	41	34	52	46	42	36	37	34	33	28	17	13	9	9	16	14	442	390
中央	56	51	119	105	84	74	162	128	98	76	97	79	107	89	128	107	126	103	57	54	55	42	46	37	1135	945
合計	757	646	1582	1384	1118	999	1807	1544	1182	986	1396	1206	1294	1145	1353	1193	1097	942	727	622	716	610	713	618	13742	11895

13年度 632 535 1052 899 1458 1265 1820 1515 665 539 1434 1206 2013 1681 1275 1069 991 813 421 343 809 697 1147 953 13717 11515

平成14年度 民間保育所特別保育事業内訳

事業名等 保育所名	定員	開所時間	開 所 時間数	延長保育 促進業		長 時 間 延 長 保 育 促 進 基 盤 整 備 事 業	保 育 所 研 究 指 定 園 事 業	乳 児 保 育 促 進 事 業	地 域 子 育 て 支 援 事 業	保育所地域活動事業				
				11 時 間 開 所 時 間 の 推 進 分	延 長 保 育 分					世 代 間 交 流 事 業	地 域 の 異 年 齢 児 交 流 事 業	子 育 て 家 庭 へ の 育 児 講 座	退 所 児 童 と の 交 流	低 学 年 児 童 の 受 入 れ
双葉児童園	120	7:30~19:00	11h30m	○	○					○			○	
八木保育園	120	7:00~19:00	12h	○	○					○	○		○	○
五風会保育園	60	7:00~19:00	12h	○	○					○	○		○	
山直南保育園	90	7:00~19:00	12h	○	○			○		○			○	○
星光保育園	120	8:00~18:00	10h											
はちまん保育園	90	7:30~19:00	11h30m	○	○		○			○	○	○	○	
この花保育園	90	7:00~19:00	12h	○	○			○					○	
光陽保育園	120	7:00~19:00	12h	○	○		○	○	○	○	○		○	○
久米田保育園	90	7:30~19:00	11h30m	○	○					○			○	
杉乃木保育園	120	7:00~20:00	13h	○		○		○		○	○	○	○	○
やまだい保育園	90	7:00~19:00	12h	○	○			○		○	○		○	
光明保育園	60	8:00~18:00	10h								○		○	○
天神山保育園	90	7:00~19:00	12h	○	○			○					○	
東岸和田保育園	120	7:00~19:00	12h	○	○					○		○		
めだか保育園	60	7:00~20:00	13h	○		○				○	○	○		
合 計	1,440			13	11	2	2	6	1	11	8	4	12	5

表 A 平成 15 年 5 月 1 日現在の小学校 1～3 年児童数およびチビッコホーム

番号	学校名	1 年	2 年	3 年	1～3 年合計 (A)	入会希望 (B)	割合 (B) / (A)	待機
1	八木南	140	122	119	381	55	14.4%	10
2	八木北	87	92	93	272	45	16.5%	
3	城北	94	94	89	277	42	15.2%	
4	新条	124	144	127	395	56	14.2%	12
5	朝陽	125	134	103	362	50	13.8%	5
6	大宮	114	118	125	357	54	15.1%	9
7	春木	87	82	105	274	43	15.7%	
8	常盤	110	122	98	330	58	17.6%	13
9	八木	110	110	102	322	52	16.1%	7
10	城内	201	157	183	541	71	13.1%	26
11	大芝	116	101	122	339	63	18.6%	18
12	旭	165	116	135	416	64	15.4%	19
13	天神山	57	45	57	159	37	23.3%	
14	東光	111	127	128	366	41	11.2%	
15	山直北	206	149	185	540	55	10.2%	10
16	太田	83	94	107	284	52	18.3%	7
17	城東	52	63	57	172	34	19.8%	
18	浜	74	71	80	225	28	12.4%	
19	山直南	55	51	49	155	16	10.3%	
合計		2,111	1,992	2,064	6,167	916	14.9%	136

出所) 小学校児童数は教育委員会資料より

注 1) 浜は浜小学校と中央小学校の合計。個別の児童数は下表を参照。

注 2) 入会希望者は入会者と待機者を合わせたもの

表 B その他の小学校児童数

学校名	1 年	2 年	3 年	1～3 年合計
修育	49	32	53	134
東葛城	21	18	9	48
光明	75	62	60	197
山滝	13	21	27	61
中央	39	34	48	121
浜	35	37	32	104

チビッコホーム
のない小学校

出所) 表 A に同じ

資料 7

地区	市町村	(a)	(b)	(c)	(d)=(b)+(c)	(d)/(a)	未設置校区 (区)
		小学校在籍 児童数 (人)	放課後児童クラブ 在籍児童数 (人)	待機児童 数 (人)	在会希望 者数 (人)	在会希望率	
三島	1 吹田市	10,356	1,721	1	1,722	17%	0
	2 茨木市	7,385	1,061	13	1,074	15%	2
	3 摂津市	2,273	444	10	454	20%	0
	4 島本町	871	168	0	168	19%	0
豊能	5 豊中市	10,699	1,848	0	1,848	17%	0
	6 池田市	2,524	486	0	486	19%	0
	7 箕面市	3,423	484	4	488	14%	1
	8 豊能町	675	69		69	10%	2
	9 能勢町	510	27		27	5%	4
泉北	10 泉大津市	2,546	494	0	494	19%	0
	11 和泉市	6,008	850	0	850	14%	3
	12 高石市	1,748	411	19	430	25%	0
	13 忠岡町	512	87	0	87	17%	0
泉南	14 岸和田市	6,607	780	136	916	14%	4
	15 貝塚市	2,978	485	10	495	17%	0
	16 泉佐野市	3,198	443	11	454	14%	3
	17 泉南市	2,175	274	0	274	13%	1
	18 阪南市	1,833	278		278	15%	3
	19 熊取町	1,317	235		235	18%	0
	20 田尻町	208	37	7	44	21%	0
	21 岬町	446	71		71	16%	0

地区	市町村	(a)	(b)	(c)	(d)=(b)+(c)	(d)/(a)	未設置校区 (区)
		小学校在籍 児童数 (人)	放課後児童クラブ 在籍児童数 (人)	待機児童 数 (人)	在会希望 者数 (人)	在会希望率	
南河内	22 富田林市	4,107	782		782	19%	0
	23 河内長野市	3,490	539	0	539	15%	1
	24 松原市	4,147	673	4	677	16%	0
	25 羽曳野市	3,737	520		520	14%	0
	26 藤井寺市	2,004	324	39	363	18%	0
	27 大阪狭山市	1,593	222	0	222	14%	0
	28 太子町	530	91		91	17%	0
	29 河南町	511	21		21	4%	4
	30 千早赤阪村	150	14	0	14	9%	0
	31 美原町	1,140	206	0	206	18%	0
中河内	32 八尾市	8,080	1,836	0	1,836	23%	0
	33 柏原市	2,381	534	3	537	23%	1
	34 東大阪市	14,116	2,115	44	2,159	15%	0
北河内	35 守口市	4,246	578	18	596	14%	4
	36 枚方市	12,097	2,046	17	2,063	17%	0
	37 寝屋川市	7,227	1,295	10	1,305	18%	0
	38 大東市	4,151	544		544	13%	0
	39 門真市	3,974	388	8	396	10%	0
	40 四條畷市	1,748	304	0	304	17%	1
	41 交野市	2,586	431		431	17%	0
合計		82,015	13,463	143	13,606	17%	11

出所) 他市町村の児童数は大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課発行の「大阪府における放課後児童健全育成事業等の実施状況」より

注1) 待機児童数の空欄は未回答

注2) 東大阪市・富田林市は公立・民立クラブの合計児童数

注3) 小学校在籍児童数は放課後児童クラブ未設置校を含む

番号	学級・ グループ名	学 級 生 数 (平成 年度)												保 育 児 数 (平成 年度)																
		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年							
													全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満	全体 2歳 未満						
1	あけぼの	31	20	18	16	20	19	17	12	16	13	19	5	2	7	5	4	5	4	4	1	2	3	2	3	5	1			
2	あすなろ	27	38	30	29	34	33	30	18	22	18	16	14	12	5	10	14	6	1	6	4	2	7	1	4	4	0			
3	いしがき	29	28	21	20	27	19	20	25	21	28	32	8	6	7	4	2	4	1	7	3	4	1	7	1	8	3	4	1	
4	いずみ	31	20	21	22	15	10	12	15	25	29	31	11	2	5	6	2	4	1	8	1	6	1	14	6	18	5	17	5	
5	くすの木	20	13	15	20	23	24	25	27	23	26	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	クレヨン	29	31	24	22	20	20	16	30	28	29	13	24	32	23	20	17	22	10	10	3	24	6	28	12	39	15	9	4	
7	さくら	32	35	27	27	32	35	39	29	26	20	15	5	9	6	7	6	4	9	5	5	5	5	4	5	5	5	5		
8	しんぷう	22	21	17	21	26	22	17	30	38	33	14	7	7	8	7	8	8	1	10	4	14	2	25	1	16	1	2	0	
9	すきっぷ	33	37	33	28	32	29	36	27	25	25	19	23	21	22	16	18	20	21	5	8	7	1	8	1	7	1	7	1	
10	すまいる								25	26	25	26								31	17	32	5	27	12	27	14			
11	大宮たまねぎ	28	25	30	36	34	26	19	23	21	12	13	6	5	4	11	9	9	3	3	1	9	6	4	1	3	1	3	1	
12	たんぽぽ	29	18	24	14	15	14	16	16	30	25	24	32	24	26	18	7	19	7	19	6	15	3	31	4	24	6	15	6	
13	ときわ	23	29	22	29	28	28	24	27	19	19	9	8	5	4	4	6	4	1	4	6	3	6	3	7	2	4	0	4	0
14	どんぐり	18	19	19	24	24	20	14	13	13	12	12	8	10	16	18	13	9	5	9	3	10	5	9	2	8	2	8	4	
15	育み	51	40	54	41	40	31	31	22	24	23	23	9	4	8	2	1	3	3	1	2	0	5	2	0	2	0	2	0	
16	ひだまり										22	21													0	0	0	0	0	0
17	わかくさ	23	18	17	8	10	16	11	13	15	15	18	4	2	4	1	0	5	4	4	6	4	6	2	3	3	3	3	3	3
18	わかたけ	37	33	36	26	29	24	22	19	18	18	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																														減

4. おわりに ーたどり着いた場所ー

私たちは、この委員会活動を通じて、いろいろな人と会い、いろいろな人と議論をし、いろいろな人の立場や事情を知りました。

こういった調査研究活動を通じて、普遍的に私たちが気づいた大切なことは、次のことです。

地域で支えあうこと・ともに生きること

ずっとずっと以前から、日々同じ空気を吸って、日々同じ水を飲み、同じ風景を眺め、私たちは地域で暮らしてきました。同じところに住まい、同じ生活を営むもの同士が助け合い、支えあって自分たちのことを自分たちで考え、行動することが今の時代だからこそ必要とされているのではないのでしょうか。

いろいろな制度に対して、いかにあるべきかということも、もちろん大切なことですが、自分たちが自分たちで支えあう仕組みづくりがもっと重要だと私たちは考えます。

そのために地域に力がなければ、行政の力を借りて、自分たちのことは自分たちでできる力を育てていく必要があると考えます。

時間的な制約のため、今回は残念ながら、障害者問題にはあまり立ち入って検討を行うことができませんでした。もし、この委員会活動にもっと時間があれば、平成15年4月に導入された支援費制度についても調査研究、提言・提案を行うつもりでした。しかし、もし支援費制度について調査研究を行っていても、制度の問題点や課題の発見、行政への提案はそれなりにできたと思いますが、つきつめた解決の方策は 取り組んだテーマと同じ場所にたどりついていただけたのではないかと思います。

どんな問題の解決も、地域に住む全ての人が暮らしやすい地域づくりのためには、一人ひとりが隣の人を気にかけるということ以上に優れた方策はないということです。

たどりついた場所はあまりにもありきたりでしたが、それをひとつでも現実のものとしていくためには、途方もない努力が必要であることも事実だと思います。

私たちは自分たちの提言・提案を自分たちの手で現実のものとしていきたいと考えています。

(終わり)

☆ 安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

ー地域に生きる力をつくり上げる試みー

報告1 コミュニティバス充実調査報告

はじめに

第1部 公共交通と岸和田市の現状

1. 少子高齢化による移動制約者の増大
2. 自動車利用と公共交通の衰退
3. 『第3次岸和田市総合計画』の公共交通政策
4. 岸和田市の交通政策とローズバスの現状
5. コミュニティバス導入の自治体事例
6. ローズバス路線拡大の実地走行から見たもの

第2部 公共交通の必要性と充実課題及び波及効果

1. コミュニティバスの充実等による市民交通権の確保の必要性、波及効果
2. 市民・行政・事業者の協働による協議会の設置

報告2 岸和田にも地場農林水産物の常設直売所を

1. はじめに
2. 調査活動から気づいた教訓
3. 府下トップレベルにある岸和田の農林漁業の実態
4. 提言する常設直売所の概要について
5. 実施に向けた具体的方策について
6. 農林水産物直売所：「地域食文化」の発信基地がもたらす地元の経済効果
7. 今後のまちづくりにどう生かし発展させるか
8. 地場農林水産物の常設直売所と総合計画等との関連

報告3 城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想

はじめに

第1章 7つの基本的考え方

第2章 具体的な検討視点

1. 美しさ・景観統一の計画ー総合計画・都市景観形成基本計画など
2. 岸和田の地域的特色と個性
3. 美しさ・景観統一のガイドライン
4. 移動の容易性（バリアフリー）と岸和田城への眺望
5. 日常的な文化歴史の掘り下げと観光再定義
6. 地域自治組織の役員から見た住民のまちづくり感
7. 少子高齢化、人口減少社会への対応
8. 具体的なモデル構築

第3章 当面の推進策と波及効果

補章 豊かさ

安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会 地域に生きる力をつくり上げる試み

－ 3つの部会提言・提案－

平成 13 年 7 月に岸和田委員会が発足し、その後本部会活動を開始しました。当初は「岸和田委員会」に対する参加の動機や設置の意味について、部会委員の間で大きな隔たりがあり、テーマ設定のために 1 年余りの時間を費やしました。その後 3 つのテーマに絞り調査研究を開始しました。まとめに代えて 3 テーマの提言・提案の特徴を作成順に紹介します。

3 つの提言・提案の特徴

第 1 は、「コミュニティバス充実調査報告」です。ここでは岸和田市で現在運行されているローズバスの路線拡大とバリアフリーを動機に取り組みを始めました。その過程で高齢社会においてますます重要な課題である「移動」を中心に「公共交通の衰退と私的交通の肥大化」「公共交通の役割」「武蔵野市などのコミュニティバス先進事例」「泉州地域のコミュニティバス事例」などを検討しました。それらの調査研究を踏まえて、岸和田市のローズバスについての具体的路線拡大提案と地域で支えるコミュニティバスの充実課題、波及効果などを提案しました。本報告は平成 14 年 11 月 17 日中間まとめ報告会で発表しました。

第 2 は、「岸和田にも地場農林漁業産物の常設直売所を」の提言です。常設直売所を通じて「食の安全とその文化性」「地域農林水産業の健全な発展」、更に「地産地消」「スローフード運動」に象徴される環境保全を基本条件に設定した地域の物質循環、経済循環、文化継承を目指した地域の自立と豊かさの方向性を探りました。提案として、具体的な常設直売所の設置の主旨と目的、組織と運営、更に実施に向けた具体的方策にまで言及しました。常設直売所が持つ農林水産物の販売という一面的な見方ではなく、多面的な機能と効果を可能性として持っていることを示した試みでした。

第 3 は、「城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想」です。調査検討の議論を踏まえて、新しい観光施設の建設や一過性のイベント事業などではなく、既存のまちの資源（人とまちがつくり出す過去から現在までの総体を意味しています）とその潜在エネルギー、即ち、現在の街並みや施設を生かした日常的な生活空間としてのまちとその歴史を基礎にした「まちの再発見」「観光の再定義」「つくり上げていくまちの味わい」などによる魅力の享受と発信を基盤に、城周辺を起点として広くまちづくりを構想しました。

3 年間にわたる本部会活動は市民と市政の今後のまちづくりと市民自治の発展に向けた貴重な経験であったと考えています。この「地域に生きる力をつくり上げる試み」といえる経験を検証し、今後生かしていく努力こそ私たち部会の最低限の要望です。しかし、それ以上の活用を努力を一方で期待しています。

最後に、調査に快く応じてくれた多くの方々、七夕ミーティングに参加されたの方々、他部会委員、市関係者の方々に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

1. コミュニティバス充実調査報告

はじめに

全国の自治体でコミュニティバスの運行が進んでいる。ここ泉州地域も例外ではない。岸和田市をはじめ泉佐野市、泉南市、熊取町、岬町などで運行がなされている。この原因はマイカーを含む自動車利用による私的（企業利用含む）移動の増大により、公共交通機関の一つであるバス利用が減少して、バス路線が赤字に陥り、その負担に耐え切れないバス事業者が赤字路線を次々に廃止していることによるものである。廃止までの過程ではバス事業者の企業努力、国・自治体の支援が行われているが十分な成果があがっていないのが現状である。

この現状は、マイカーを購入しない、できない市民、マイカーを利用できない市民、とりわけ子供、高齢者、障害者などにその影響が大きく、バス路線が廃止されるとたちまち通勤、通学、買い物、通院などの生活全般にわたって大きな障害と負担を発生させる。そのため市民の移動を確保する目的で全国の自治体では赤字バス路線に補助金を出して運行の維持を図り、更に自治体によるコミュニティバスの運行が進んでいるのである。そのことは市民の移動確保が公共性を有するものであり、市民の交通権の確保が求められていることを示している。同時に公共交通という言葉にも象徴的に表されている。

しかし、私的なマイカー利用は生活の利便性、娯楽の享受、生活水準のシンボル化など移動以外の要因を持っているために、移動が私的に解消され「市民・住民の足」「市民・住民の公共交通」という地域公共交通の重要性を見えにくくし、移動制約者の増加、交通過疎地域の拡大をもたらしている現状がある。

私たちは、岸和田市が運行しているローズバスの山手地域への路線拡大の動機から出発し、調査過程を通じて、市民から見えにくくなっている公共交通の困難な現状と市民・住民、自治体の役割を垣間見た。加えて、自動車利用が大気汚染・騒音・振動等の環境汚染を増大し、交通政策としての交通規制が進んでいないことも知った。そして、公共交通の充実がまちづくりの中に総合的に位置付けて対策を計らないと解決は困難でありなかなか成果があがらないことも見えてきた。

本調査報告書では、前述したことを踏まえ、第1部に岸和田市の少子高齢化と障害者の推移、岸和田市の交通政策、ローズバスの現状、各自治体の事例などの現状分析を行い、第2部に現行のローズバス充実を含む公共交通充実の必要性と課題、および波及効果を取り上げた。本テーマは、総合的なニーズ調査、市の実態分析、総合的なまちづくりへの位置付けなど専門家でない私たち委員の力量を超える課題であった。そのため本調査報告書は概略程度にとどまっている。今後専門家を交えた市民・住民、行政、事業者の3者による取り組みを期待するものである。

なお、図表は末尾に添付資料としてまとめ、図表番号は出典文献の場合、出典ページをそのまま複写し、図表番号をそのまま使用した。図表はすべて岸和田市作成の文献によるため文献名は省略した。

第1部 公共交通と岸和田市の現状

1. 少子高齢化による移動制約者の増大

岸和田市でも少子高齢化が急速に進んでいる。とりわけ高齢化の進行は顕著である。

一般的に、15歳未満の子供・児童層と65歳以上の高齢者、身体障害者は「交通貧困層」「交通弱者」「移動制約者」と呼ばれている（以下「移動制約者」と呼ぶ。）。そこではじめに65歳以上の高齢者の推移を見てみる。表1「岸和田市校区別65歳以上人口の推移」に見られるように、平成7年と12年を比較すると65歳以上人口は5,919人増加し、人口に占める割合は15.5%、対前回比率は24%の増加となっている。ちなみに同様の比較で人口増減は5,286人、2.7%とともに増加しているが、65歳以上人口の増加率が9倍に及び、その大きさが際立っていることが分かる。

校区別に見ると次のような特徴が挙げられる。

第1に、65歳以上人口比率を校区と市全体で比較すると、浜側市街地に属する従来から高齢化地域と指摘されている中央、城内、浜、朝陽、東光、大宮では人口比率は増加しているが、対前回比率では市全体より低くなっている。このことからこれらの校区では高齢化の進行が飽和点に近づいていることが推測される。同様に農山村集落地も同じ傾向を示している。

第2に、65歳以上人口比率は市全体より小さいが対前回比率が市全体より大きくなっている校区が住宅開発市街地に属する太田、天神山、八木、八木南、山直北、城東、常盤の7校区である。これらの7校区は住宅開発によって形成された住宅地が多く新しい町、若い町と思われていたが、この5年間で急速に高齢化が進んだことを示している。全てが住宅開発によって新しくつくられた天神山校区が38%と増加しているのが象徴的である。

次に、15歳未満の人口は平成12年で32,579人（国勢調査平成12年）、身体障害者6,980人（平成12年身体障害者手帳交付者数）となっている。65歳以上人口とあわせて「移動制約者」数は70,597人、全人口に対する割合は35.3%に及ぶ。

以上の点から、従来の高齢化校区から新しい町、若い町と思われていた校区にも急速に高齢化が訪れており、ここから現時点の高齢化と将来予測を考慮すると一層の高齢化が明らかである。更に今後「移動制約者」が増大することも必死である。

従って、少子高齢化による成熟型社会を迎えた公共交通政策の必要性が明らかであると推測される。

2. 自動車利用と公共交通の衰退

公共交通の利用状況の内、バス利用の減少をもたらす原因となっている自動車数の動向を見てみる。表9-2「自動車登録台数」はここ5年間で67,000台前後で推移しているが、その中で普通乗用車の伸びが明らかで、トラックの減少を補い全体として横ばいとなっている。

鉄道の利用を表9-4「各駅別乗車人員（1日平均）」で見ると、南海線・阪和線ともに減少している。平成12年度と平成8年度を比較すると南海線は85.7%に落ち込み、阪和線は93.6%の水準で減少となっている。

次に、データは少し古い表2-1-2「バス路線別乗降客数の推移」によれば、ここでも乗降客数が平成元年度と平成6年度で比較すると77.4%に減少している。そして、平成6年度と平成10年度比較では70.1%に引き続いて落ち込んでいる。バス路線については（5）バス（図5-22）「バス路線」と（表5-41）「バス路線一覧」を参照いただきたい。

自動車利用が増加し、鉄道・バスの利用が減少しつづけるもとで（表5-39）「自動車交通量の推移」、

表138「交通事故の概況」に明らかなように交通量、事故数は増え、そして二酸化窒素濃度などの大気環境は環境基準を達成しているが横ばいで推移し改善が見られず、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは基準を超えている。

このように見てくると、自動車利用は私的利便性（企業活動を含む）をもたらしているが、一方で交通事故、環境汚染、公共交通の衰退、国・自治体の財政負担などの社会的費用、「移動制約者」の私的負担などを増大させていることを認識する必要がある。

3.『第3次岸和田市総合計画』の公共交通政策

『第3次岸和田市総合計画』、第3篇目標別計画「IV安全で快適な都市的魅力のあるまち」の「6. 交通体系」（140ページ）に公共交通が位置付けられている。施策内容、（1）総合的な交通政策の推進では次のように述べられている。

「自動車交通の需要が増加しつづけるなかで、交通渋滞による市民生活や経済活動への支障が顕著になっている。このような状況の解消を図るため、市民・事業者などの協力を得て、（中略）交通量の削減や交通需要の平準化に向けた交通需要の管理システムの構築に努めます。また、市民が自動車に替わる、歩行、自転車、バス、鉄道などの環境負荷の小さい合理的な交通手段を利用しやすい環境を整えるなど、総合的な交通政策の推進に努めます。」

このように述べているが、具体的には道路整備、駐車場・駐輪場の整備が中心となっている。また、「3. 公共交通の充実」では、南海電気鉄道（株）、西日本旅客鉄道（株）への要望、国・府への働きかけとなり、コミュニティバスの運行に合わせた既存バス路線の再編によるバス路線網の整備とバスターミナルの整備が市独自施策である。前述に引用した「交通量の削減や交通需要の平準化に向けた交通需要の管理システムの構築、市民が自動車に替わる、歩行、自転車、バス、鉄道などの環境負荷の小さい合理的な交通手段を利用しやすい環境を整える」という施策内容と一致しているとは言い難い。更に「移動制約者」に対する利用拡大の政策観点が乏しく、自動車優位の交通体系であると指摘できなくもない。

4. 岸和田市の交通政策とローズバスの現状

（1）岸和田市内バスサービスの現状

平成11年3月『公共交通システム調査検討業務報告書』によれば、市内を走る路線バスは、牛滝線、葛城線、東ヶ丘線、福田線の4系統17路線であり、いずれも、南海岸和田駅を起点として南海電鉄が運行している。

路線別運行便数（岸和田駅発）は、平日で牛滝線58便、葛城線59便、東ヶ丘線37便、福田線28便の計182便が日運行便数となっている。

主要施設について最寄りバス停の運行本数を整理すると、ターミナルである岸和田駅を除けば、市民病院の146便が最も多く、次いで久米田駅95便、東岸和田駅59便、山直市民センター54便、和泉大宮駅52便の順となる。

南海電鉄の路線バスのほかに、市の福祉総合センターでは、心身障害児のためのパピースクール及び各種福祉講座受講者等のための送迎サービス（小型バス）を、社会福祉協議会に委託して実施している。

岸和田市内をサービスする路線バス事業は赤字ではあるが、地域住民にとってはかけがえのない公共交通機関である。事業者である南海電鉄としても、経営の合理化・効率化等によって路線の存続に努めている。しかし、一日平均利用客が5人に満たないような区間については、経営努力でカバーするにも限界があり、以下の路線について、南海電鉄から廃止、ないしは市による助成措置などの支援要請がなされている。

<路線バス運行補助金（平成13年度）と廃止路線>

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 葛城線の河合～塔原間 | 葛城線（河合塔原線間 9,500千円） |
| ② 福田線 | 福田線（全線 13,000千円） |
| ③ 葛城線の阿間ヶ滝行き | 廃止 |

（２）ローズバス運行状況について

平成12年6月1日（木）から約2年間の施行運転。運転手5名。

月曜日から土曜日まで1日12便（右回り6便、左回り6便）。

日曜日・祝日・祭日・だんじり祭り期間及び、12月30日～1月4日までの間運休。

運賃—大人100円／子ども50円。中学生以上は大人運賃、小学生は子ども運賃。

同伴する幼児（1歳以上6歳未満）については、1人を無料とし、2人目から子ども運賃。

身体障害者、知的障害者は、大人50円、子ども30円。

幼児が1人だけで乗車する場合、子ども運賃がかかります。

ローズバス運行状況

約2年間のローズバス試行運転の輸送実績は、平成12年度では右回り乗車数19.1人、左回り乗車数17.0人の左右1台当たり乗車人員18.1人、平成13年度では右回り乗車数19.3人、左回り乗車数18.2人の左右1台当たり乗車人員18.8人、平成14年度では6月までの左右1台当たり乗車人数が18.9人となっている。結果、2年間の輸送実績から1便平均18.6人が乗車していることになる。

当初市の予想では12人で予算を取った為、平均乗車人数18.6人は好評であると考えている。また、南町町会から要求があり、南町のバス停を新設するなど、市民からの期待も大きい。

ローズバスの利用者数を停留所別に見ると、「南海岸和田駅前」と「市民病院前」の乗降が圧倒的に多く、その他に「港緑町」や「競輪場前」の乗降も多く見られる。利用者の年齢では、60歳以上が56.2%を占めており、利用目的は通院が圧倒的に多く、次に買い物、公共施設利用という状況になっている。ワンコインについては、88.7%が満足と答え、バスの満足度90.2%、今後の運行については98.5%が賛成している。

<ローズバス運行補助金について>

平成12年度 運行補助金 30,000千円 予想より好評のため補助金
約25,000千円で済んでいる。

平成13年度 運行補助金 28,000千円

平成14年度 運行補助金 27,000千円

（３）市民アンケートから見る市民ニーズ

ローズバス利用者からのアンケート調査では、90.2%の利用者が、満足と答え、98.5%の利用者が運行に賛成している。また、ワンコインに対する感想は98.0%が安い、普通と答え、かなり好評と考えられる。

しかし、『岸和田市総合計画についての市民アンケート調査—第3次総合計画策定に向けて』で、「鉄道、バスの利便性」についての結果、「満足している」（かなり満足、まあ満足を加えて）と答えているのは、47.3%と半分にも満たない結果がでている。地域別では岸和田中部（光明・常盤校区）、牛滝の谷（山直北・城東・山直南・山滝校区）で不満足が高くなっている。また、「住み続けたくない理由」のトップが「通勤・通学に不便」で32.3%となっている。

このアンケートはローズバス以外のバスと電車も含んだ結果ではあるが、少なくとも地域別に見ると、バス利用について市民が不満と感じていることは充分考えられる。

しかし、ローズバスについてのアンケート調査では利用者している市民のみを対象としているため、

利用者以外の市民にアンケートを行う必要があると言える。

また、今後の運行については、『岸和田市内バス運行連絡協議会（参加者：議員、南海、市、民間代表者）』にはかり、更に 2 年間の施行期間をもって検討していくことに決定したが、協議の場では、市民からの発言はなく、市民の意見が反映されていない状況となっている。そのため、市民も参加した組織を築き、市と市民が協力し合い、一緒になって考えていくことが必要で、そこからコース拡張についてや潜在ニーズの調査など、市と市民の協力で本格実施に向けて取り組んでいくことが重要である。

（４）今後の運行について

平成 14 年 6 月 1 日からも試行の継続している（岸和田市内バス運行連絡協議会にはかり試行継続を決定）。継続期間は平成 14 年 6 月 1 日から平成 16 年 5 月まで。

（継続の理由）

- ・規制緩和によって赤字路線が廃止された等の場合、市民の足を減少させないため。
- ・乗車率が 20 人近くあり、好評であるとして考えられたため。

＜道路交通課とのヒアリングについての感想＞

今後の運行について、道路交通課とのヒアリングでは、この先アンケート調査を行う予定がまだない等、具体的な方向が出来ていないように感じた。2 年間の試行としてスタートしたローズバスだが、また、更に 2 年間の試行期間として運行している。延期については、規制緩和によって岸和田市の交通機関がどのようになるか予想が難しいためと思われるが、試行期間の単なる 2 年間の延長とならないように、本格的な実施に向けての調査を行ってほしいと思う。

また、市に任せるだけでなく、市民も含めた組織を築き、協議の場や調査に市民も参加し、市と市民が協力し合いながら、問題点や潜在ニーズを探り、解決方法を共に考えていけたらと強く感じました。

＜参考＞

ローズバス （日野自動車） 定員 32 名（座席数 16 席）
 台車数 3 台（右・左回り 各 1 台）（予備車 1 台）
 長さ 6.99m 幅 2.3m 高さ 2.9m
 燃料 軽油 ノンステップ

5. コミュニティバス導入の自治体事例

（１）特徴的事例－東京都武蔵野市・三重県鈴鹿市・愛知県豊田市

東京都武蔵野市

コミュニティバスの成功例でもっとよく知られているのは、東京都武蔵野市が 1995 年から運行している「ムーバス」である。「ムーバス」の成功は運行までの周到な調査と組織設置などの準備にある。

1993 年 12 月に発表された『武蔵野市コミュニティバス実施検討委員会報告書』（以下『実施検討委員会報告書』と呼ぶ。）は、1992 年にまとめられた「武蔵野市市民交通システム」調査報告を受けて出されたもので、市役所、バス・タクシー企業の幹部、自動車メーカー、運輸省、警察庁、武蔵野署の専門家、大学の研究者が参加し、足を使った調査研究がなされている。そして、「NO の論理よりも YES の論理」の姿勢を貫く積極的な報告がなされている。

『実施検討委員会報告書』の内容は、「I. 調査の目的と方法」に始まり、コミュニティバスのシステム検討、導入の計画、実施方策と課題などの構成となっている。これらの内容は全国の自治体がコミュニティバスの導入を検討する上で貴重な内容となっている。

例えば、ニーズ調査のために、高齢者利用施設へのヒアリング、老人クラブへのヒアリング、運行予定エリアの高齢者・主婦へのグループインタビュー調査と補完アンケートなど、更にビデオによる高齢

者の行動調査など調査部分のみでも多彩な内容となっている。

提案に当たって 5 点を述べているが、ここでは特に重要である 3 点のみを紹介したい。

- ① 高齢者は街に出たがっている。世間の常識と違って、高齢者は決しておとなしく動かずにいられる時代ではない。
- ② 高齢者が抵抗なく歩ける距離はかなり短い。持病がなくても 100 メートルごとに腰を降ろせるところが必要だと願い、東京では 300 メートルが限界である。
- ③ 高齢者は鉄道よりバスを好む。「鉄道は階段が辛いからバスを使う」という高齢者が多かった。

実現に向けた取り組みの必要性では、以下の 2 点などが述べられている。

- ① 高齢化社会の先取りであり、高齢者の生活エリア内の交通機能を担う新しい視点に立った取り組みである。
- ② 発展・充実の武蔵野市方式としてイニシャルコストを武蔵野市が負担し、ランニングコストを原則として利用者が負担し、その不足分を武蔵野市が補う方式を取る。

次に、推進体制の整備では、担当課を中心に関係部局を加えた実施本部、関東運輸局、交通管理者、道路管理者、バス事業者、利用者代表等の参加や意見などの調整、専門家や有識者のアドバイスや指導を得る連絡調整機関の設置をしている。更に、支援システムの確立では「コミュニティバス運行支援協力会」の必要を挙げている。「コミュニティバス運行支援協力会」は「地域が育てるコミュニティバス」を実現するために、市民参加の積極的な推進と市民宣伝、改善要望、バス停のメンテナンスなどの必要性を満たすためのシステムである。末尾資料、支援システムの概要「コミュニティバス運行支援協力会」の組織図を参照のこと。

以上簡単に紹介したが、武蔵野市はコミュニティバスを単なる自治体によるバスの運行に終わらせるのではなく、高齢社会における地域社会と地域交通システムを実現しようとする周到で、積極的な新しい試みであることがうかがわれる。そして、何よりも周到な準備を教訓として学ぶことができる。その上で、それぞれの自治体では、地形、人口構成、人口密度、既存の交通体系などの地域特性に合った方策に加工する必要がある。

これらの結果、武蔵野市の「ムーバス」は 1998 年度から黒字に転換し、同年には第 2 路線を開設、2000 年 11 月に第 3 路線を開設して、交通空白地域の解消に努めている。

<追 記>

2003 年 8 月（財）大阪市町村振興協会の「武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」の取り組み」の研修時に「コミュニティバス運行支援協力会」の設立の有無を質問した。武蔵野市の課長によれば「黒字に転換したために協力は設立されなかった」とのことである。私たちは赤字黒字の有無に関係なく「コミュニティバス」は後述するように市民・行政・事業者が協働で支えるものとする。この点は武蔵野市が平成 15 年 3 月に作成した平成 14 年度「武蔵野市ムーバス・フォローアップ調査報告書」の（3）市民交通政策としての課題に「ムーバス支援組織の設立」をあげていることからその重要性が明らかである。

三重県鈴鹿市・愛知県豊田市

武蔵野市の「ムーバス」を大都市モデルとすると、三重県鈴鹿市の「Cバス」はマイカー普及率の高い農村地域モデルと言われている。「Cバス」は高齢化・過疎化が進む西部丘陵地帯と約 25 キロメートル離れた中心市街地を結んでいる 29 人乗りのバスである。「Cバス」の特徴は、100 円と 200 円の運行設定、本数を増やしダイヤを定時設定し、バス停の位置を地元の人に決めてもらうなどの市民参加を取り入れた点にある。

市民参加による運行をコスト面で更に深めた例として愛知県豊田市の「ふれあいバス」の試みがある。

「ふれあいバス」は、自治区の代表者である各区長をはじめ、11 自治区ごとに選出された運営委員（5 から 10 人）によって構成されている「ふれあいバス運営協議会」設置が特徴として挙げられる。この「運営協議会」が、会員世帯からの会費、年間定期券の販売収入、運賃収入、及び豊田市からの補助金によって、「ふれあいバス」を貸し切って運行している。運行路線のダイヤの設定、バス停位置なども、「運営協議会」で決定される。即ち、潜在需要を開拓し、会員拡大を進め、利用者を増加させるかは、地域の市民に任されている。

ただ、豊田市の場合、会員制の導入が地域を主体とした利用の事前確保と利用者負担原則に置かれており、「運営協議会」に交通事業者と直接交渉させることなく行政が調整役を担っている点が問題だと思われる。もう一步進めて 3 者による協働の運営協議会設置が望ましいと思われる。

これら 3 市からコミュニティバス運行にとって市民・住民と協働したシステムを構築して運行することの大切を学ぶことができる。

なお、本稿は本文中の『武蔵野市コミュニティバス実施検討委員会報告書』と『住民と自治 2001 年 7 月号』（自治体研究社）の特集「市民の足＝バス走れ」を参考にした。

（２）泉州近隣都市の事例－泉佐野市を中心に

実施日 2002 年 9 月 19 日

調査委員 村上 佃 今西

調査担当課 生活環境部 市民生活課 交通対策係 係長 北庄治俊明氏

泉佐野市コミュニティバス実施状況ヒアリング報告

① 準備

- ・ 検討にあたっては検討委員会を立ち上げている。（路線バス休止にともなう代替対策検討委員会。H11.4 以降 16 回開催）検討委員会で府内や先進地を視察。群馬に視察を行う。山間部の多い泉佐野市に近い環境でのコミュニティバスの実施状況を見てきている。赤字のバス路線を廃止し、市営の福祉バスを拡充する形でコミュニティバスに発展解消して発足。

② 運行

- ・ 三コースを巡回している。（市役所、医療センター、南海佐野駅前 3 コース共通で乗り継ぎしやすい）土日祝日も運行。年末のみ休みあり。
- ・ 便数は 1 日 8 便、1 周約 70 分。当初 6 便予定だったが要望により増便した。巡回方向を左右にしたらもっと使いやすいという意見もあったが、バスの台数の倍加になるので経費が掛かりすぎるため行っていない。便数も現行水準が限界で、増便の要望はあるが予定していない。
- ・ バス停の間隔は決まっていない。集落には 1 つ、市街地はなるべく多くしているという。乗客がバス停に居なければ通過する。（担当課の考えとして、多くてもよい、という印象を得た。）
- ・ 料金は全区間 100 円（無料は乗客が気まずくかえって乗りにくい）。

③ 利用状況把握、運用充実に向けて

アンケートを取り利用実態をつかんでいる（バス停、来庁者から 175 回収）。今後も行いう予定。また市民からの公募でモニターを集め、バスに対する意見を集約している（アンケートへの回答、会議への参加などで意見を提供する）。このように市民の声を集め、バスの運営に反映させていく努力をしている点が評価できる。更に、運営協議会を立ち上げ、自治会、障害者団体など住民の入ったものとしたいとの意向もあるが、これは調整できていない（事前検討の中で提案されている）。

乗客の主な利用目的は、駅、病院、市役所、公共施設（市役所を含め通勤利用はほとんどない模様）。主な利用者は高齢者、浜手、府営住宅・市営の住民。

利用実態は 1 車当たり 11～12 人。需要予測は 15 人ぐらいだったがまだ伸び悩んでいる。

運賃収入は運営費の 1/3 程度。不足分は市の補助金からまかなっている。以前赤字であった南海バ

ス路線と市営の公共施設巡回バスを統合し、今のコミュニティバスを運行している。以前の赤字路線への補助金 1,543.7 万円（H12）と福祉バスの運営補助金 3,780 万円の合計 5,323.7 万円より、現在の補助金総額 2,659.2 万円（H14）のほうが安上がりになり、コースは拡充された。運営効率を向上させ、サービスアップしつつ、経費削減を実現している。このことは、運営効率化もさることながら、新しい利用者を獲得している成功例と言える。アンケートなどからの需要予測など、利用者のニーズを踏まえた運営検討がカギではないか。更なるアンケート調査の準備など、担当局に本格運行を踏み切り、更に充実させていこうという気概が感じられた。

④ 設備

標柱は市の財産。駅前バス停の屋根は再開発時の改修で施工。コミュニティバスは市の事業なので設備も市が所有する。バス会社はいろいろ変わるかもしれないが、バス会社所有にすると標柱を取り替えになって困るので。

感想

アンケート調査等で利用者の声をつかみ、需要予測を行うなど、声に応えたものとなるよう改善を行い、乗客増にむけて取り組んでいる。コースや便数などで市民要求に応えねば利用が増えない。

※ 『泉南市、阪南市のコミュニティバス実施状況』資料から

泉南市 H14・2 よりコミュニティバス試験運行中。4 コースで 100 円。

年末以外連日運行。リフト式低床バス。今後本運行の予定。

阪南市 現在、阪南市福祉バス（リフト付きマイクロバス）を運行中。今年度内でコミュニティバスに切り替えの方向で検討中。福祉バスは廃止される見通し。

周辺の自治体でも、検討から、本運行に向けて条件整備を進めている状況がある。

6. ローズバス路線拡大の实地走行から見たもの

ローズバス路線拡大のために平成 14 年 10 月 14 日に上野、村上を含む部会メンバーが实地走行を行った。实地走行ルートは次のルートである。

（1）实地走行ルート

福祉センターー下松駅ー桜台中学校前ー福田ー蜻蛉池公園前ー職業能力開発短期大学前ー稲葉ー山直市民センターー小松里ー福祉センター

（2）实地走行から見たもの

コミュニティバス運行でまず問題がある点は、岸和田市の道路交通課西村参事によれば「低床バスは路面との干渉があるので、山手への運行が困難」とのことであったが、实地走行を行ってみて、上記ルートなら大丈夫だと思われる。

停留所の設置はコミュニティバスを整備する上重要な点で、どこに設置するかなど多くの問題があるが、現在の南海バス停留所との兼用でよいと考える。なぜならコミュニティバス専用の停留所を整備するとコストがかかるし、市民・住民参加の協議会が設置されていない段階で「バスは来てほしいが、家の前には停留所はいらない」との声を配慮する必要がある。

景観の面では蜻蛉池公園周辺が整備されておりコミュニティバスを運行する価値があると思う。

一度試験運行を希望する。特に稲葉ー小松里間には、和田病院、亀井病院、久米田整形病院があるので、コミュニティバスを運行することによって高齢者などの交通弱者にも安心して通院に利用してもらえる。また、山直・城東地区からカンカンや公共施設へのアクセスが可能となるので利用者の増加が期待できる。

（3）山手地区循環ルート案

現行岸和田市が補助を行っている福田線をコミュニティバスルートとし、職業能力開発短期大学前

から稲葉を経由させ、牛滝線と繋ぐ。池尻まで下り久米田駅大阪側を下り、現行の左回りローズバス路線に接続する。起点を下松駅とし可能ならば2台で左右2ルート運行が望ましい。ただし、福田線は現在通勤、通学に利用されているので通勤、通学の時間帯午前8時以前、及び午後4時前後は直線ルートとする。末尾資料（図5-22）バス路線を参照。



第2部 公共交通の必要性と充実課題及び波及効果

1. コミュニティバスの充実等による市民交通権の確保の必要性、波及効果

第1部では、岸和田市における高齢化等の社会的な動態変化、とりわけこの5年間で高齢化がいかに急激に進んでいるか。更に、自動車利用の推移、総合計画の内容、ローズバスを含む岸和田市の交通政策、コミュニティバス導入の自治体事例、ローズバス路線拡大の実地走行など主に現状について述べてきた。

第2部では、第1部を受けて公共交通の充実の必要性と課題を述べ、波及効果についても触れたい。また、障害なく移動する権利が市民・住民に平等に有り、市民・住民の交通権の確保に基づき国、自治体が整備の義務を負っていることを付け加えておきたい。ただ、ここでは簡単な課題の提示に留めたい。それははじめにも述べたように、今後岸和田市には、市民・住民、事業者、行政など武蔵野市に見られるような多彩な組織による協働組織の設置を希望している。その協働組織で現在のローズバスの試行から本格実施へと拡大し、更に市民交通システムのあり方を調査し実施に移していくことを検討してもらいたい。私たちの充実課題、波及効果をその組織にゆだねることが最良と考えるからである。

(1) 少子高齢化と障害者等の福祉政策

第1部で指摘したように高齢化の進行は急激で、交通量の増加は高齢者、子供、障害者に対して交通事故の危険を高めている。高齢化社会に入った福祉政策として移動制約者の安全で、快適な移動を保障する公共交通体系の整備が求められている。その場合、生活圈単位で交通手段の利用決め、規制と促進を図るまちづくりを構想する必要がある。例えば、第1次生活圈は徒歩を基礎に、次に自転車を利用する。更に、第2次生活圈では路面電車や鉄道、バスなどの公共交通、最後に自動車の順に交通体系が構築されることが望ましい。

また、徒歩・自転車利用のためには交通安全対策を施した歩道の整備、自転車専用道路の建設、自動車の乗り入れ規制がなされた公共交通へのアクセス道路の整備、同時に歩行者・自転車利用に対する交通ルールの啓発が求められる。そして、自転車利用の促進のために自転車店マップの整備や自転車店がレンタル自転車を扱うことも有効ではないか。

(2) 移動空白地域の解消と既存バス路線の充実

バス路線の廃止、縮小は、現在の自動車、及びマイカー中心の交通利用状況では今後ますます加速化し、公共交通の空白地域が拡大していくだろう。更に高齢化社会が深まればいつまでもマイカーによる移動で代替できる状況ではなくなってくる。移動制約者の増大は地域コミュニティの縮減を招き活気の乏しい地域社会をもたらすことにつながっていく。市民・住民の移動を確保し公共交通の空白地域解消と既存バス路線の充実させていくことが地域の活性化をもたらす。

(3) 環境負荷軽減と静かで美しいまちづくり

自動車利用による交通渋滞が道路建設や整備の費用を増加させ、また交通事故を増加させている。そして、自動車等による大気汚染・騒音・振動等の環境改善を停滞させている。公共交通の利用拡大はこれらの問題を解決する糸口であり、都市や地域の景観を美しく保つことにもつながる。公共交通体系の充実には交通規制の強化と都市計画、まちづくりの問題が一体的に含まれている。

また、岸和田市環境計画に述べられている「岸和田市の快適環境に関する市民意識調査」「市民・事業者の環境に対する意識調査」において、「快適で健康な環境づくりの重点事項」として、市民はきれ

いな空気を確保することを最も強く望んでおり、次にまちの清潔さ、のびのび歩ける街路及び豊かな緑の確保が快適で健康な環境づくりを行う上で重要としている。静かで美しい街、人にやさしい街が今求められている。

（４）波及効果－高齢者の病気予防、医療費抑制効果、地域経済の活性化

地域内の移動を容易にすることは、人の交流を促し地域経済の活性化に寄与する。また、移動制約者が身体を動かし、買い物、娯楽、趣味を享受することは生きがいの促進につながり、病気予防の効果を生み、医療費の抑制に寄与する。買い物などの消費、生産活動の高まりは地域経済の活性化をもたらす。

公共交通体系の充実を狭いバス路線の充実という視点で捉えるのではなく、その波及効果をうまく引き出していく政策体系の構築が望まれる。

２．市民・行政・事業者の協働による協議会の設置

全国的な先進自治体の事例で示したように、バス運行一つを取り上げてもバス事業者、行政などが単独で運行する時代は終わったといえる。市民・住民を単なる利用者から運行の共同者として位置付け、コミュニティバス運行を糸口として地域社会の経営、運営への参加システムを築いていくことが重要である。そのことが現在のバス問題、公共交通問題が抱えている赤字解消を含むコスト問題、交通規制を組み合わせた定時制の確保、利用率の改善、バス停の確保、環境改善などの解消につながっていく。更に、地域づくり、まちづくりの総合的な観点と政策決定の道筋が拓かれていく。岸和田市で早急に市民・住民、行政、事業者の協働を築く協議会を立ち上げることが求められる。

最後に、岸和田市が平成11年3月に作成した『公共交通システム調査検討業務概要報告書』に触れたい。「6. 今後の検討課題」の「6-2 個別的な課題」では需要予測が実施されていないこと明らかにし、予測を現実のものとする条件づくりの必要性を述べている。この点を含め「6. 今後の検討課題」の実現を望むものである。

以上、私たちはここで提起した課題について新しい組織で検討することを切望する。

最後に、調査に当たってご協力いただいた方々に感謝を申し上げたい。

参考資料

この報告書作成に当たっては次の文献を参考にした。

- 1) 『第3次岸和田市総合計画』(平成13年3月)
- 2) 『岸和田総合計画についての市民アンケート調査ー第3次総合計画策定に向けて』(1999年・平成11年3月)
- 3) 『岸和田市環境計画』(平成10年3月)
- 4) 『岸和田市生活環境資料集』(平成12年3月)
- 5) 『公共交通システム調査検討業務概要報告書』岸和田市作成(平成11年3月)
- 6) 『統計で見る岸和田市ー平成13年度版』
- 7) 地域と自治体第21集『特集都市と交通問題ーその現状と課題』自治体研究社1993年
- 8) 『住民と自治2001年7月号』特集「市民の足＝バス走れ」自治体研究社
- 9) 『住民と自治1998年5月号』特集「公共交通の課題と可能性」自治体研究社
- 10) 『武蔵野市コミュニティバス実施検討委員会報告書』1993年12月
- 11) 泉佐野市コミュニティバス、泉南市コミュニティバス、阪南市福祉バス各市資料
- 12) 『山間地域におけるデマンドバス運行に関する研究(仮)ー大阪府岬町を事例として』平松聡、平成14年7月
- 13) 平成14年度『武蔵野市ムーバス・フォローアップ調査報告書』平成15年3月

表1

岸和田市校区别65歳以上人口の推移(平成7・12年国政調査結果より)

校 区	65歳以上人口(人)		65歳以上人口比率(%)		対前比率(%) 人 口
	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年	
中 央	884	914	23.5	25.2	103%
城 内	1,810	2,133	16.0	18.5	118%
浜	913	996	19.1	22.2	109%
朝 陽	1,907	2,158	15.8	17.8	113%
東 光	1,228	1,582	16.8	19.4	129%
大 宮	1,539	1,948	12.8	16.6	127%
春 木	1,531	1,875	15.1	18.9	122%
大 芝	1,308	1,644	10.7	13.4	126%
城 北	1,065	1,389	11.9	16.2	130%
新 条	933	1,371	12.7	15.3	147%
八 木 北	646	929	9.6	12.9	144%
浜側市街地計	13,764	16,939	14.2	17.2	123%
旭	1,121	1,269	10.8	12.1	113%
太 田	976	1,241	9.0	10.3	127%
天 神 山	264	364	5.1	7.7	138%
八 木	897	1,214	11.1	14.4	135%
八 木 南	1,278	1,746	10.7	14.3	137%
山 直 北	1,408	1,889	10.9	13.4	134%
城 東	654	891	11.6	16.8	136%
常 盤	1,337	1,709	10.7	13.4	128%
光 明	786	885	15.1	16.0	113%
住宅開発市街地計	8,721	11,208	10.6	13.1	129%
修 齊	1,029	1,121	17.5	18.0	109%
東 葛 城	352	373	18.3	20.2	106%
山 直 南	826	942	16.0	17.5	114%
農山村集落地計	2,207	2,436	17.0	18.1	110%
山 滝		455		18.7	
岸和田市計	25,119	31,038	12.9	15.5	124%

* 山滝校区は「公共交通システム調査検討業務概要報告書」に記載がなかったため、平成12年のみを記載した。

福 祉

62 身体障害者手帳交付者数

年 度	総 数	視力障害	聴力障害	言語障害	肢体障害	内部障害
平成6年度	5 765	649	443	72	3 578	1 023
7年度	5 524	548	436	53	3 410	1 077
8年度	5 742	538	450	47	3 553	1 154
9年度	5 958	536	460	49	3 674	1 239
10年度	6 272	542	474	44	3 875	1 337
11年度	6 610	561	497	47	4 087	1 418
12年度	6 980	584	510	53	4 326	1 507

資料：高齢障害福祉課

63 療育手帳交付者数

年 度	総 数	障害程度A	障害程度B ₁	障害程度B ₂
平成6年度	709	412	297	} B ₁ に含む
7年度	744	432	312	
8年度	767	448	197	122
9年度	785	466	198	121
10年度	832	491	212	129
11年度	855	492	222	141
12年度	912	526	231	155

資料：高齢障害福祉課

64 募 金 状 況

(単位 千円)

年 度	日 赤 募 金			共 同 募 金		
	目 標 額	実 績 額	達成率 (%)	目 標 額	実 績 額	達成率 (%)
平成6年度	8 932	12 617	141.3	12 000	11 554	96.3
7年度	9 468	11 674	123.3	12 500	11 936	95.5
8年度	10 036	11 161	111.2	13 000	13 452	103.5
9年度	10 309	11 708	113.6	13 500	13 747	101.8
10年度	10 309	11 050	107.2	14 000	13 669	99.1
11年度	10 309	11 292	109.5	14 500	13 872	95.7
12年度	10 309	12 469	121.0	15 000	13 517	90.1

資料：高齢障害福祉課（日赤募金）、岸和田市社会福祉協議会（共同募金）

92 自動車登録台数

年 度	総 数	各年度末								
		ト ラ ッ ク			バ ス		乗 用 車		特 殊 車	
		総 数	普 通	小 型	普 通	小 型	普 通	小 型	特殊用途	大型特殊
平成8年度	66 015	10 780	4 108	6 672	110	117	15 001	38 339	1 311	357
9年度	67 164	10 682	3 727	6 955	110	119	16 703	37 816	1 371	363
10年度	67 192	10 173	3 607	6 566	113	122	17 823	37 170	1 427	364
11年度	66 897	9 841	3 517	6 324	113	131	18 473	36 472	1 502	365
12年度	67 133	9 768	3 520	6 248	126	123	19 309	35 855	1 580	372

資料：近畿運輸局大阪陸運支局和泉自動車検査登録事務所

(注) トラックの総数には被けん引車を含む。

93 軽自動車等の台数

年 度	総 数	各年度末								
		軽 自 動 車				原 動 機 付 自 転 車			二輪の 小 型 251cc以上	小 型 特 殊 車
		総 数	軽四貨物	軽四乗用	軽二輪	総 数	50cc以下	51～ 125cc		
平成8年度	56 632	30 885	17 864	11 496	1 525	24 028	22 322	1 706	1 226	493
9年度	55 738	30 616	16 777	12 390	1 449	23 377	21 712	1 664	1 245	500
10年度	54 713	30 331	15 922	13 005	1 403	22 642	21 020	1 621	1 235	505
11年度	54 192	30 506	15 242	13 921	1 341	21 915	20 320	1 592	1 250	521
12年度	53 048	30 077	14 764	15 311	1 309	21 234	19 651	1 577	1 227	510

資料：市民税課

(注) 1 軽自動車の総数には軽三輪を含む。

2 軽二輪とは126cc～250ccの二輪を言う。

3 原動機付自転車の総数にはミニカーを含む。

94 各駅別乗車人員（1日平均）

年 度	南 海 線					阪 和 線			
	総 数	春 木	和泉大宮	岸和田	蛸地蔵	総 数	久米田	下 松	東岸和田
平成8年度	31 143	10 002	3 711	14 331	3 099	22 826	8 536	3 828	10 462
9年度	29 214	9 395	3 398	13 589	2 832	22 168	8 056	3 758	10 354
10年度	28 531	9 272	3 246	13 237	2 776	21 777	7 660	3 839	10 278
11年度	27 476	8 961	2 986	12 878	2 651	21 303	7 408	3 788	10 107
12年度	26 694	8 669	2 853	12 628	2 544	21 354	7 337	3 764	10 253

資料：南海電鉄南海鉄道営業本部 統括部、JR阪和線東岸和田駅

交 通 事 故

138 交通事故の概況

年 次	事 故 件 数			死 傷 者 数		
	総 数	人身事故	物損事故	総 数	死 者	傷 者
平成6年	5 289	1 277	4 012	1 551	10	1 541
7年	5 655	1 399	4 256	1 694	11	1 683
8年	5 890	1 405	4 485	1 723	12	1 711
9年	5 813	1 302	4 511	1 605	9	1 596
10年	5 929	1 227	4 702	1 547	11	1 536
11年	6 301	1 492	4 809	1 874	9	1 865
12年	6 412	1 613	4 799	2 039	7	2 032

資料：岸和田警察署

(注) 1 通常、交通事故の発生件数については、人身事故件数を計上しているが、本表では、物損事故も含めた事故件数を掲げた。

2 高速道路（阪和自動車道と阪神高速湾岸線）で発生した交通事故は除く。

139 類型別交通事故発生状況

年 次	総 数	人対車両	車 両 相 互						車両単独	踏 切
			総 数	正面衝突	追 突	出合頭	左 折	右 折		
平成6年	1 277	117	1 066	31	251	387	79	169	92	2
7年	1 399	131	1 191	40	302	432	87	189	77	—
8年	1 405	123	1 725	42	321	439	92	141	57	1
9年	1 302	111	1 127	38	328	365	98	128	64	—
10年	1 227	127	1 051	25	323	340	77	141	48	1
11年	1 492	134	1 296	41	387	425	101	166	62	—
12年	1 613	123	1 409	40	459	438	91	185	81	—
死 者	7	3	3	—	1	2	—	—	1	—
傷 者	2 032	125	1 820	58	703	528	92	225	87	—

資料：岸和田警察署

(注) 1 車両相互の内訳は、主要な類型だけを掲げたため総数と一致しない。

2 高速道路（阪和自動車道と阪神高速湾岸線）で発生した交通事故は除く。

表 2-1-1 鉄道駅別乗降客数の推移（一日平均乗降客数[人/日]）

	駅名	平成元年度	平成3年度	平成4年度
南海本線	春木	9,952	10,026	9,660
	和泉大宮	4,155	4,246	4,018
	岸和田	17,291	16,950	15,688
	蛸地蔵	3,814	3,778	3,495
JR 阪和線	久米田	9,304	9,472	9,245
	下松	2,995	3,324	3,491
	東岸和田	8,746	9,650	9,884

表 2-1-2 バス路線別乗降客数の推移（平日の一日平均乗降客数[人/日]）

	平成元年度	平成6年度	区間（平成6年度）	本数
牛滝線	4,274	3,143	牛滝山～岸和田駅前 山口～岸和田駅前 （内畑経由）白原車庫～岸和田駅前	上 56 本 下 58 本
葛城線	3,894	3,497	塔原～岸和田駅前 （河合経由）白原車庫～岸和田駅前 阿間河滝～岸和田駅前 （流木経由）天神山三丁目～岸和田駅前 （畑町経由）天神山三丁目～岸和田駅前	上 89 本 下 85 本
福田線	1,134	678	福田～岸和田駅前 （職業能力開発短期大学前～岸和田駅前）	上 22 本 下 22 本
東ヶ丘線	1,701	1,201	（今木経由）東ヶ丘町～岸和田駅前	上 36 本 下 36 本
合計	11,003	8,519		

(5) バス

バス路線は南海線岸和田駅を起点として、4路線が設定されている。いずれのバス路線においても平成10年度の乗降客数は、平成6年度に比べて減少している。

(図5-22) バス路線



(3) 自動車

平成10年度の自動車登録台数は、平成元年度に比べて17,000台近く増加しており、その多くが乗用車で占められている。軽自動車等についても、総数は横ばいであるが、軽四輪乗用車は約10,000台増加している。

また、市内の主要幹線道路における自動車交通量の状況は、大阪臨海線及び磯之上山直線で交通量の増加が大きく、国道26号や（旧）国道170号では減少している。

(表5-37) 自動車台数の推移

(単位：台)

	総数	トラック		バス		乗用車		特殊車	
		普通	小型	普通	小型	普通	小型	特殊用途	大型特殊
平成元年度	50,514	3,174	7,408	116	99	2,444	36,026	967	280
平成2年度	53,250	3,423	7,525	119	96	3,522	37,293	982	291
平成3年度	56,083	3,693	7,493	126	117	5,019	38,255	1,074	306
平成4年度	57,927	3,763	7,379	144	118	6,750	38,330	1,127	316
平成5年度	59,632	3,820	7,333	144	113	8,608	38,179	1,100	335
平成6年度	61,144	3,830	7,060	120	107	10,472	38,073	1,149	333
平成7年度	63,334	3,916	6,880	116	117	12,596	38,153	1,218	338
平成8年度	66,015	4,108	6,672	110	117	15,001	38,339	1,311	357
平成9年度	67,164	4,110	6,572	110	119	16,703	37,816	1,371	363
平成10年度	67,192	3,985	6,188	113	122	17,823	37,170	1,427	364

資料：近畿陸運局大阪陸運支局和泉自動車検査登録事務所／各年度末

注記：トラックには軽率引車を含む

(表5-38) 軽自動車等の台数

(単位：台)

	総数	軽自動車			原動機付自転車		二輪の小型	小型特殊車
		軽四貨物	軽四乗用	軽二輪	50cc以下	51～125cc	251cc以上	
平成元年度	57,764	19,800	3,351	1,260	29,758	2,172	1,017	406
平成2年度	57,792	19,993	4,198	1,338	28,713	2,121	992	437
平成3年度	57,891	19,873	5,509	1,406	27,599	2,062	991	451
平成4年度	58,049	19,567	6,815	1,417	26,731	2,048	1,003	468
平成5年度	56,962	18,939	7,718	1,435	25,472	1,867	1,059	472
平成6年度	56,866	18,636	8,887	1,462	24,396	1,817	1,173	495
平成7年度	56,308	18,343	10,120	1,467	22,908	1,775	1,196	499
平成8年度	56,632	17,864	11,496	1,525	22,322	1,706	1,226	493
平成9年度	55,737	16,777	12,390	1,449	21,712	1,664	1,245	500
平成10年度	54,711	15,922	13,005	1,403	21,020	1,621	1,235	506

資料：市民報課／各年度

注記：軽自動車には軽三輪を含む。軽二輪とは126～250ccの二輪を言う。原動機付自転車にはミニカーを含む

(表5-39) 自動車交通量の推移

(単位：台／日)

路線名	平成2年度		平成6年度	
	測定交通量	昼夜率	測定交通量	昼夜率
大阪臨海線	20,397	1.28	26,714	1.47
堺阪南線	14,860	1.39	15,174	1.44
国道26号	52,275	1.44	48,602	1.45
大阪和泉泉南線	10,029	1.44	9,746	1.47
磯之上山直線	18,003	1.28	23,972	1.45
(旧) 国道170号	5,917	1.21	3,027	1.22
岸和田港塔原線	12,476	1.25	14,645	1.28
阪和自動車道	—	—	18,760	1.35
阪神高速湾岸線	—	—	25,256	1.32

資料：H2年度－大阪府土木部道路課、H6年度－道路交通情勢調査表

注記：測定交通量は昼間12時間の測定による

水 件 し て よ う し か	何				係 員
	課長	係長	係長	係長	
					

様式3号(第4条関係)

平成14年4月4日決裁



平成14年4月4日

南海バス株式会社
取締役社長 東 眞也 殿



岸和田市長 原 昇

平成13年度岸和田市路線バス運行存続補助金確定通知書

平成13年度岸和田市路線バス運行存続における補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 補助事業の名称 岸和田市路線バス運行存続補助事業
- 2 補助金の額 金50,500,000円

内訳 路線バス運行補助金 22,500,000円
ローズバス運行補助金 28,000,000円



南バス丙第 151 号
平成 14 年 4 月 4 日

岸和田市長
原 晃 様

申請者 堺市成島野子丁2番地1
南和バス株式会社
取締役社長 東 啓一



平成 13 年度 補助事業実績報告書

平成 14 年 3 月 31 日付けで補助金の交付決定を受けた、岸和田市路線バス運行事業の平成 13 年度実績について、次のとおり報告いたします。

記

補助事業の実績	「岸和田市ローズバス 平成13年度収支表」のとおり	
補助事業の経費の使用方法	岸和田市内におけるバス路線の運行	
補助金額について		交付決定額
	葛城線(河合塔原間)	9,500千円
	福田線(全 線)	13,000千円
	ローズバス(全 線)	28,000千円
	合 計	50,500千円
補助事業の完了期日	平成 14 年 3 月 31 日	
補助事業の効果	岸和田市内におけるバス路線の運行存続	

岸和田市ローズバス 平成13年度収支表

1. 輸送経費について

(単位：千円)

科 目	金 額
人 件 費	
燃 料 油 脂 費	
車 両 修 繕 費	
車 両 償 却 費	
保 険・諸 税 等	
そ の 他 経 費	
運 送 費 用	
一 般 管 理 費	
営 業 費 用	

2. 運送収入について

(消費税抜き)

	運 行 日 数 収	入 人	員 回	数
	(日)	(円)	(人)	(回)
4 月	24	486,152	5,463	288
5 月	24	460,638	5,063	288
6 月	26	547,924	6,163	312
7 月	25	565,124	6,471	300
8 月	27	583,190	6,748	324
9 月	22	443,400	4,909	258
10月	25	498,730	5,620	300
11月	24	460,505	5,714	288
12月	24	438,705	5,004	288
1 月	22	382,390	4,373	264
2 月	23	462,448	5,064	276
3 月	25	479,686	5,532	300
計	291	5,808,892	66,124	3,486

3. 赤字額について

$$\begin{aligned}
 \text{赤字額} &= \text{年度内経費} - \text{年度内収入} \\
 &= 35,120 \text{千円} - 5,809 \text{千円} \\
 &= 29,311 \text{千円}
 \end{aligned}$$

平成12年度ローズバス輸送実績(6月～3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
右回り乗車数(ア)			2,581	3,188	3,556	2,666	2,870	2,775	2,436	2,304	2,685	2,894	27,955
一便平均			16.5	21.3	22.0	19.8	19.9	19.3	16.9	17.5	19.5	18.6	19.1
左回り乗車数(イ)			2,159	2,896	3,221	2,444	2,658	2,559	2,100	1,985	2,280	2,635	24,937
一便平均			13.8	19.3	19.9	18.1	18.5	17.8	14.7	15.0	16.5	16.9	17.0
左右総乗車数(A)=(ア)+(イ)			4,740	6,084	6,777	5,110	5,528	5,334	4,536	4,289	4,965	5,529	52,892
実働日数(ウ)			26	25	27	22.5	24	24	24	22	23	26	243.5
総便数(B)=(ウ)×6便×2			312	300	324	270	288	288	288	264	276	312	2,922
左右1台当り乗車数(A)÷(B)			15.2	20.3	20.9	18.9	19.2	18.5	15.8	16.2	18.0	17.7	18.1

平成13年度ローズバス輸送実績

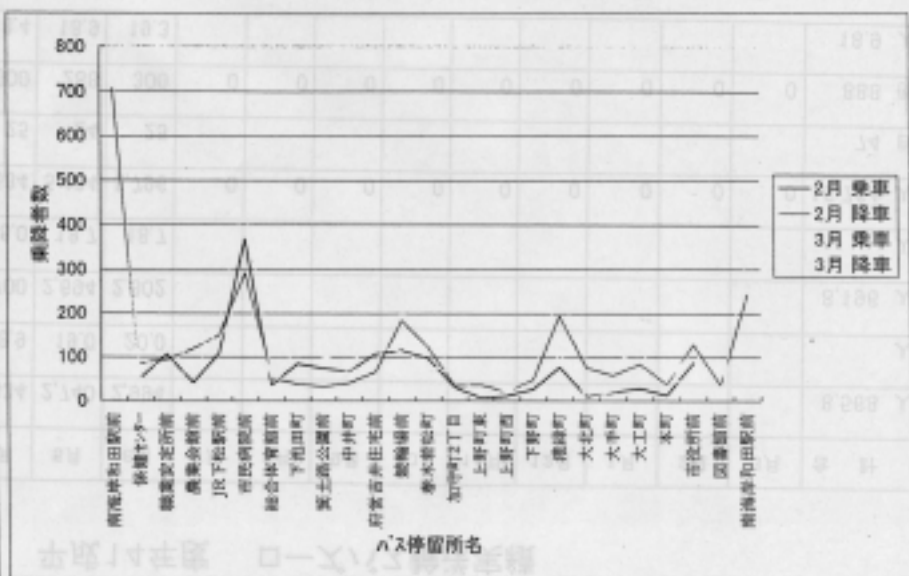
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
右回り乗車数(ア)	2,938	2,637	3,155	3,199	3,376	2,551	2,885	2,711	2,499	2,220	2,672	2,890	33,733
一便平均	20.4	18.3	20.2	21.3	20.8	19.8	19.2	18.8	17.4	16.8	19.4	19.3	19.3
左回り乗車数(イ)	2,525	2,428	3,008	3,272	3,372	2,358	2,735	2,463	2,505	2,153	2,392	2,642	31,853
一便平均	17.5	16.9	19.3	21.8	20.8	18.3	18.2	17.1	17.4	16.3	17.3	17.6	18.2
左右総乗車数(A)=(ア)+(イ)	5,463	5,065	6,163	6,471	6,748	4,909	5,620	5,174	5,004	4,373	5,064	5,532	65,586
実働日数(ウ)	24	24	26	25	27	22	25	24	24	22	23	25	291
総便数(B)=(ウ)×6便×2	288	288	312	300	324	264	300	288	288	264	276	300	3,492
左右1台当り乗車数(A)÷(B)	19.0	17.6	19.8	21.6	20.8	18.6	18.7	18.0	17.4	16.6	18.3	18.4	18.8

平成14年度ローズバス輸送実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
右回り乗車数(ア)	2,834	2,740	2,994										8,568
一便平均	18.9	19.0	20.0										
左回り乗車数(イ)	2,700	2,694	2,802										8,196
一便平均	18.0	18.7	18.7										
左右総乗車数(A)=(ア)+(イ)	5,534	5,434	5,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,764
実働日数(ウ)	25	24	25										74
総便数(B)=(ウ)×6便×2	300	288	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
左右1台当り乗車数(A)÷(B)	18.4	18.9	19.3										18.9

平成12年度 ローズバス乗降実績(左回り)

	2月		3月	
	乗車	降車	乗車	降車
南海岸和田駅前	706		729	
保健センター	52	87	51	95
臨海文化広場前	106	95	74	73
臨海公園前	42	119	58	133
JR下松駅前	109	160	170	130
市民会館前	368	291	466	278
総合体育館前	56	52	55	47
下池田町	85	39	120	64
富士見公園前	74	33	101	60
中井町	67	42	91	70
南宮古井住宅前	107	66	122	86
競輪場前	115	183	112	204
春木若松町	97	122	83	145
加守町(丁目)	32	35	58	71
上野町東	8	37	16	49
上野町西	12	21	20	21
下野町	27	50	40	58
鹿野町	77	194	107	262
大北町	11	76	7	91
大平町	20	58	22	90
大工町	29	84	39	113
本町	13	38	29	45
市役所前	87	128	65	118
図書館前		36		19
南海岸和田駅前		244		325
合計	2,280	2,280	2,635	2,635



地域巡回ローズバスアンケート表

(あてはまるもの1つに○をつけてください)

① 地域巡回ローズバスを何で知りましたか

1. 広報きしわだ 2. くちコミ 3. 新聞 4. その他

② ローズバスの利用目的

1. 通勤 2. 通学 3. 通院 4. 買い物 5. 仕事
6. 公共施設利用 7. レクリエーション 8. 知人宅訪問 9. その他

③ 利用者の住所

1. 岸和田市 2. 貝・市 3. 忠岡町 4. 和泉市 5. その他

④ 利用者の年齢

1. 12才以下 2. 13～20才 3. 21～39才
4. 40～59才 5. 60才以上

⑤ バスの利用回数

1. 21回以上 2. 20回～10回 3. 5回～9回
4. 4回以下 5. 初めて

⑥ 外出機会の変化

1. 外出が増えた 2. 変わらない

⑦ バスの利用意向

1. よく利用する 2. たまに利用する 3. あまり利用しない
4. 不便な点が改善されれば利用する 5. わからない

⑧ バスの満足度

1. 大変満足 2. 満足 3. やや不満 4. 不満 5. どちらともいえない

⑨ 1000円運賃に対する感想

1. 安い 2. ふつう 3. 高い 4. わからない

⑩ 今後の運行について

1. 賛成 2. 反対 3. どちらともいえない

地域巡回ローズバスアンケート集計表

調査日平成13年7月25日

アンケート調査対象194名

①ローズバスを何で知りましたか

1. 広報きしわだ	95	49.0%
2. くちコミ	58	29.9%
3. 新聞	8	4.1%
4. その他	33	17.0%



②ローズバスの利用目的(複数回答)

1. 通勤	20
2. 通学	1
3. 通院	84
4. 買い物	53
5. 仕事	6
6. 公共施設利用	44
7. レクリエーション	9
8. 知人訪問	11
9. その他	8

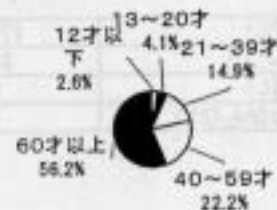
③利用者の住所

1. 岸和田市	171	88.1%
2. 貝塚市	4	2.1%
3. 忠岡町	1	0.5%
4. 和泉市	1	0.5%
5. その他	17	8.8%



④利用者の年齢

1. 12才以下	5	2.6%
2. 13~20才	8	4.1%
3. 21~39才	29	14.9%
4. 40~59才	43	22.2%
5. 60才以上	109	56.2%



⑤今までのバス利用回数

1. 21回以上	79	40.7%
2. 20~10回	39	20.1%
3. 5~9回	26	13.4%
4. 4回以下	25	12.9%
5. 初めて	25	12.9%



⑥ 外出機会の変化

1. 外出が増えた	95	49.0%
2. 変わらない	99	51.0%



⑦ バス利用の意向

1. よく利用する	111	57.2%
2. たまに利用する	68	35.1%
3. あまり利用しない	6	3.1%
4. 不便な点が改善されれば利用する	2	1.0%
5. わからない	7	3.6%



⑧ バスの満足度

1. 大変満足	85	43.8%
2. 満足	90	46.4%
3. やや不満	9	4.6%
4. 不満	0	0.0%
5. どちらともいえない	10	5.2%



⑨ 100円運賃に対する感想

1. 安い	172	88.7%
2. ふつう	18	9.3%
3. 高い	0	0.0%
4. わからない	4	2.1%



⑩ 今後の運行について

1. 賛成	191	98.5%
2. 反対	0	0.0%
3. どちらともいえない	3	1.5%



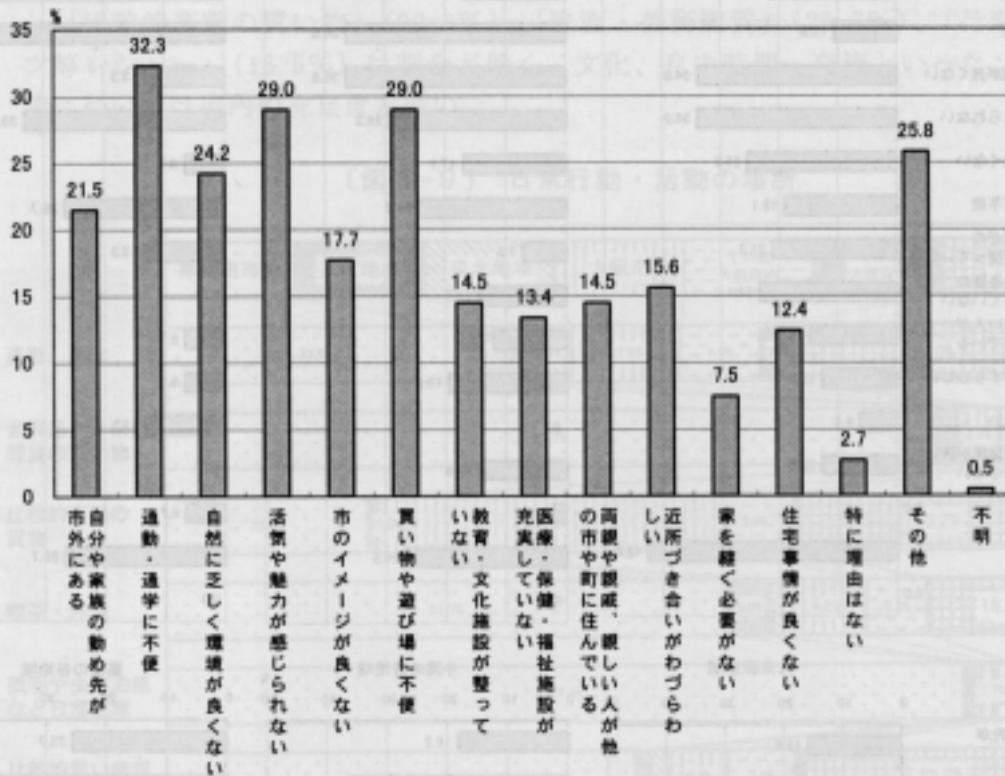
(3) 住み続けたくない理由

◆都市の利便性向上や活気、魅力の創出が課題となっている。

「通勤・通学に不便」(32.3%)、「活気や魅力の乏しさ」(29.0%)、「買い物や遊びに不便」(29.0%)といった理由が多く、これらの解決が今後の課題としてとらえられる。

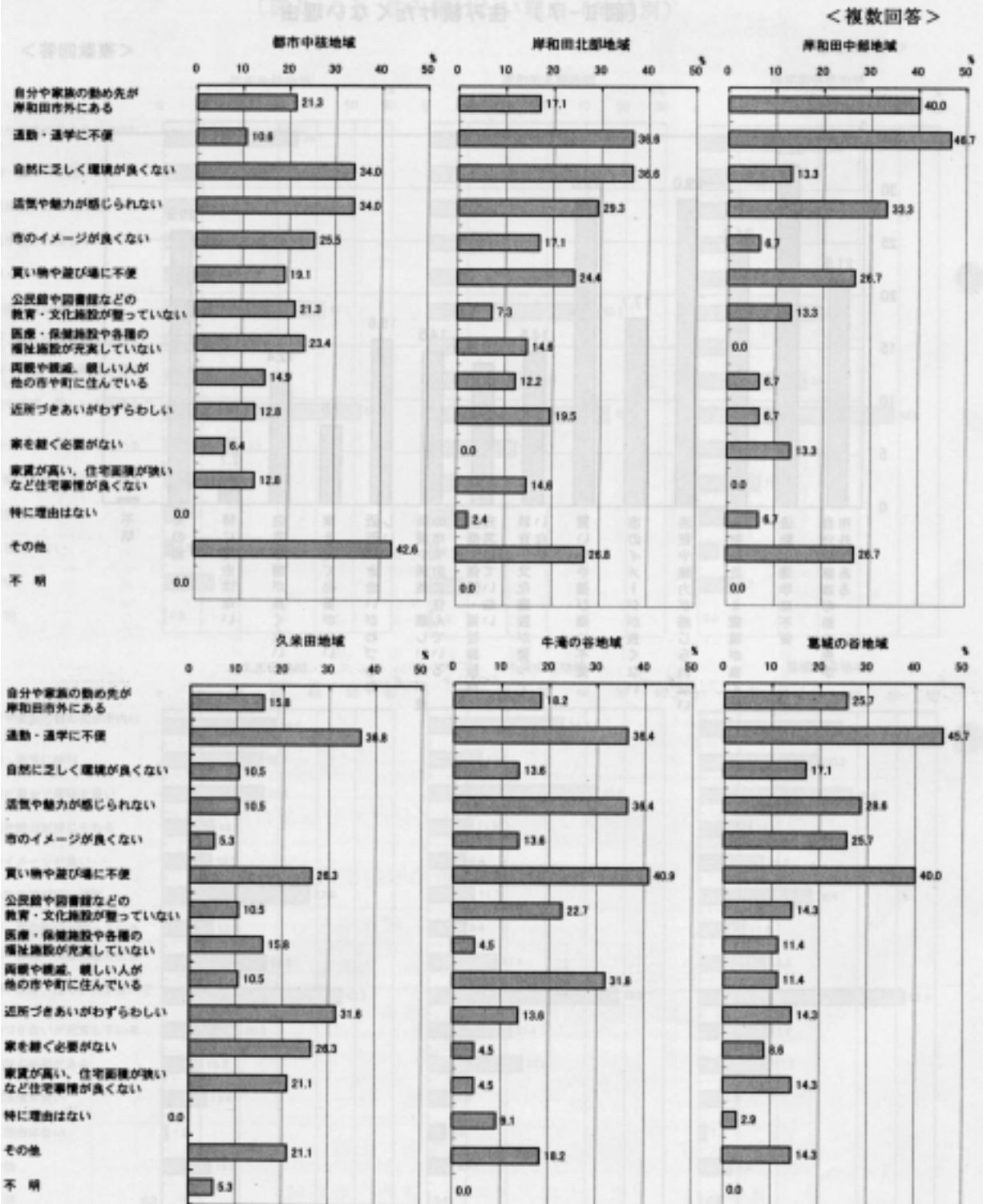
〔図Ⅱ-7〕 住み続けたくない理由

<複数回答>



◆都市中核、岸和田北部の各地域では、自然や環境の保全が課題となっている。
地域別にみると、「都市中核」、「岸和田北部」では「自然に乏しく環境が良くないから」が多く、「牛滝の谷」、「葛城の谷」では「買い物や遊び場に不便だから」が多くなっている。

〔図Ⅱ-8〕 住み続けたくない理由（地域別）



3. 生活環境の満足度

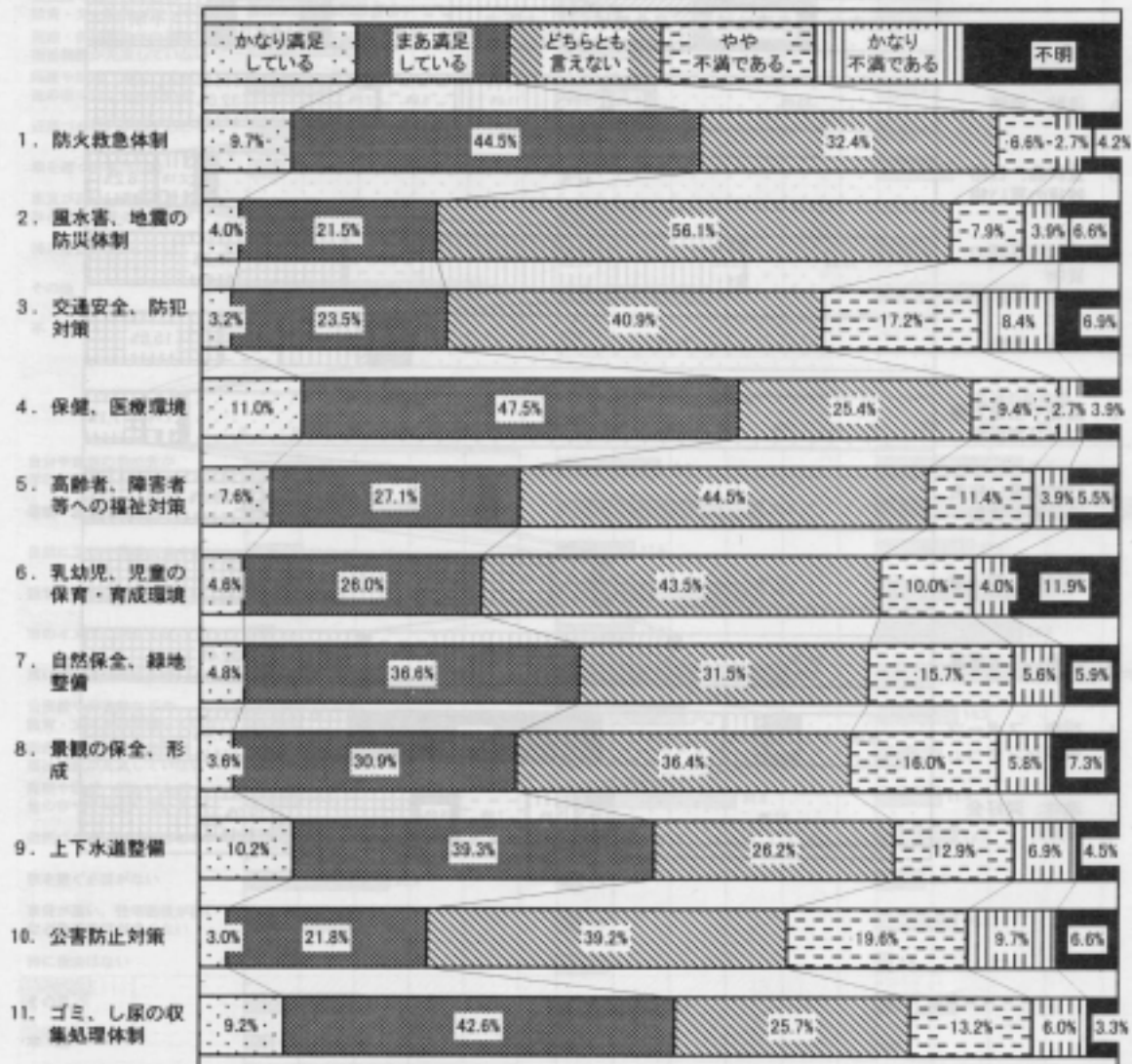
◆だんじり祭り、伝統行事活動の満足度がきわ立って高い。

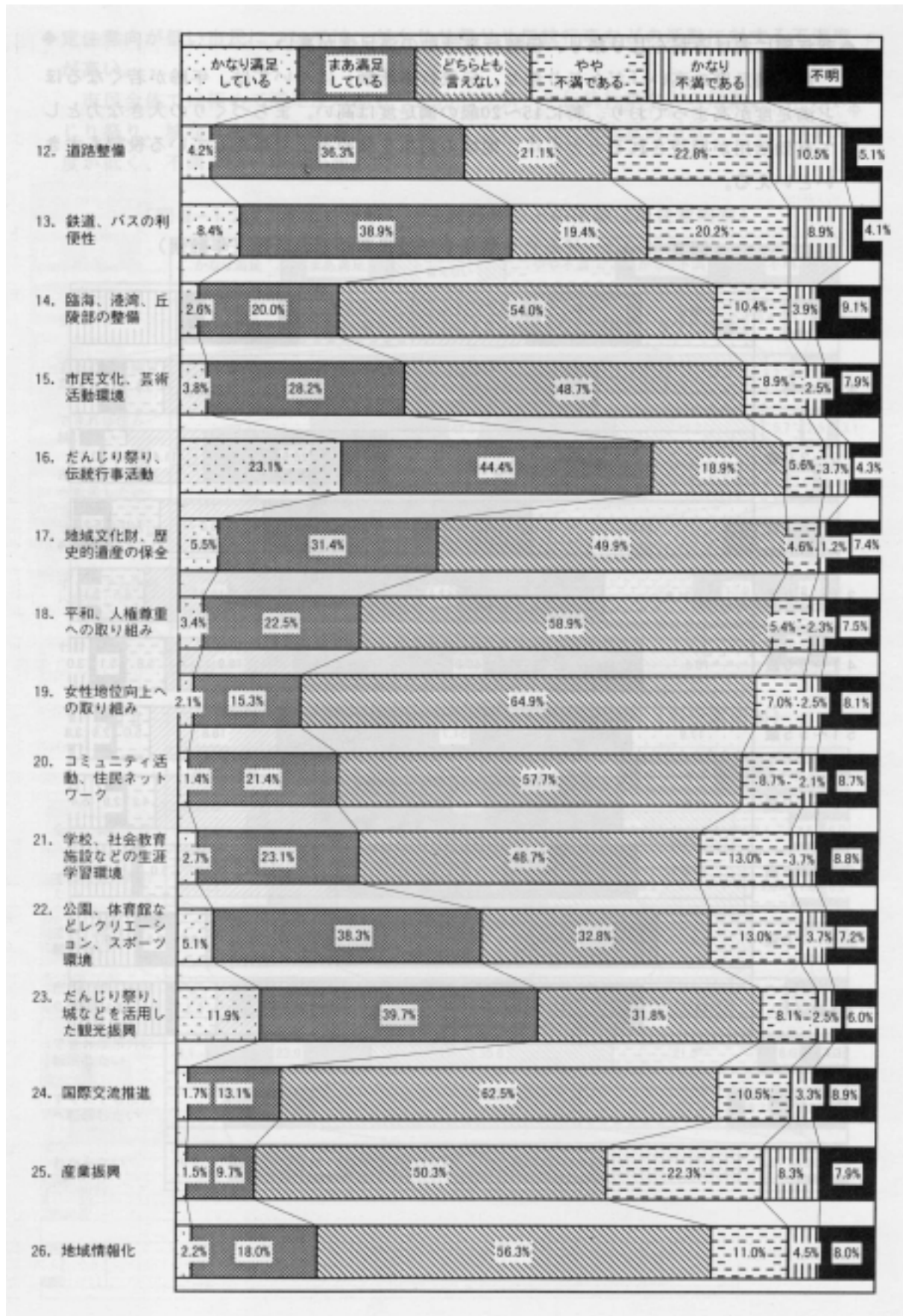
満足度（「かなり満足」「まあ満足」を合せた割合）が高い項目としては、「1. 防火救急体制」、「4. 保健、医療環境」、「9. 上下水道整備」、「11. ゴミ、し尿の収集処理体制」のほか、特に「16. だんじり祭り、伝統行事活動」が目立って多くなっている。また、「23. だんじり祭り、城などを活用した観光振興」も比較的満足度が高い。

一方、「3. 交通安全、防犯対策」、「10. 公害防止対策」、「12. 道路整備」、「13. 鉄道、バスの利便性」、「25. 産業振興」といった項目では、不満足度（「かなり不満」「やや不満」を合せた割合）が他の項目と比べて高くなっている。

また、「19. 女性地位向上への取り組み」、「24. 国際交流推進」といった項目では、「どちらとも言えない」の割合が高く、関心の低さがうかがえるが、今後のまちづくりを通じた啓発の強化・充実が求められる。

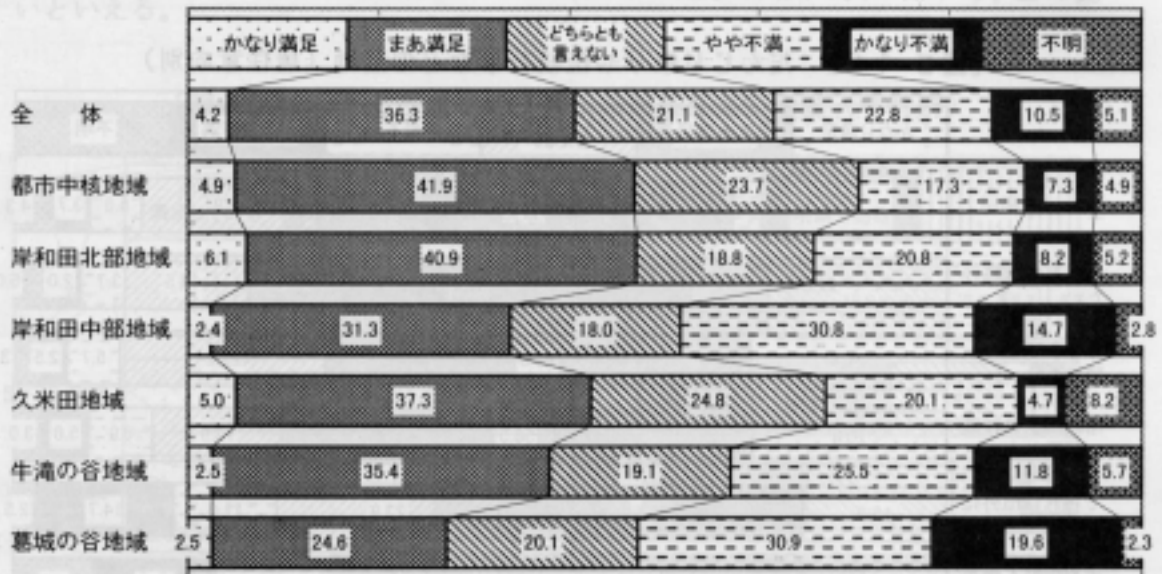
【図Ⅱ-10】生活環境の満足度





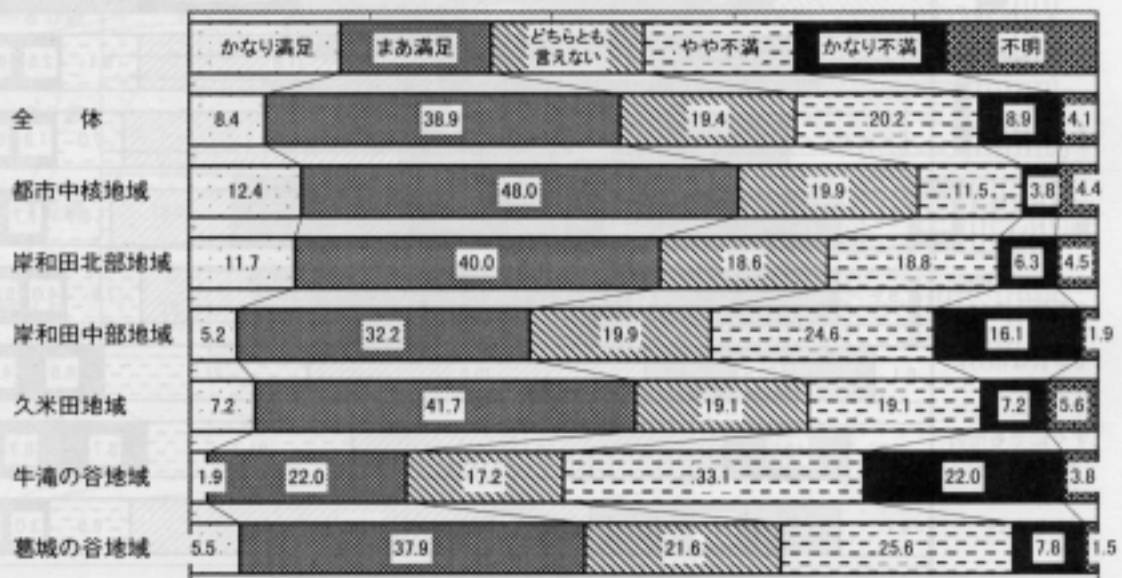
地域別にみると、「生活道路や幹線道路の整備」では「葛城の谷」の満足度が他の地域よりも低くなっている。

〔図Ⅱ-14〕 生活道路や幹線道路の整備（地域別）



「鉄道・バスの利用の便利さ」では、「都市中核」の満足度が高い一方、「岸和田中部」や「牛滝の谷」の不満足度が高くなっている。

〔図Ⅱ-15〕 鉄道・バスの利用の便利さ（地域別）



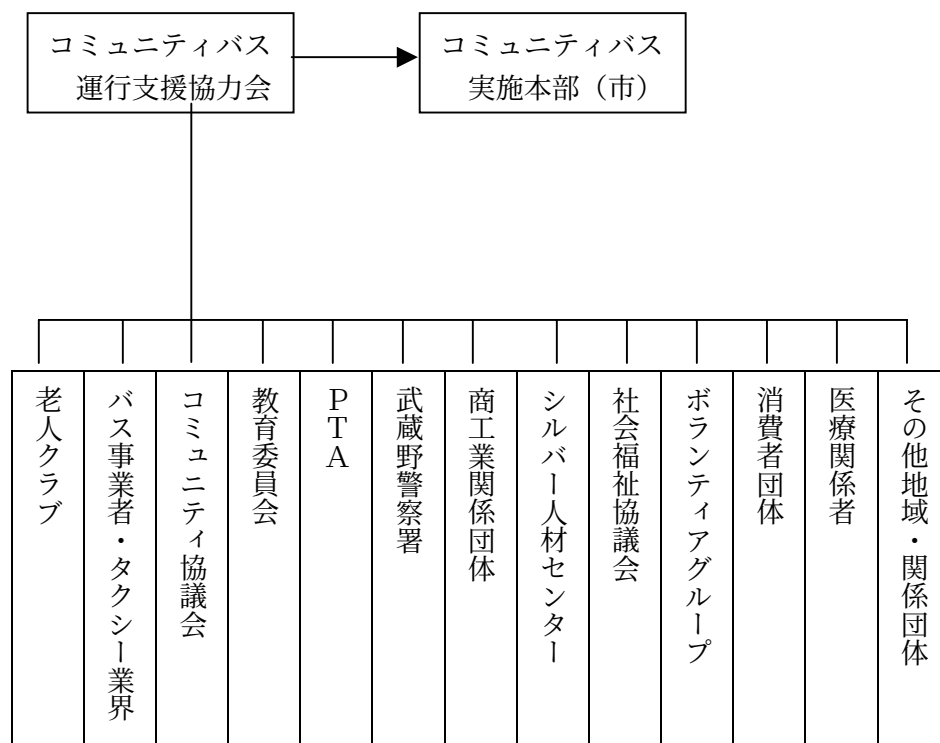
(武蔵野市資料より)

3) 支援システムの確立

□ 主旨

- ・ 高齢者が不安を抱くことなく気軽に利用できるようにするためには、地域団体を中心としたサポートシステムが必要である。
- ・ 「地域が育てるコミュニティバス」を目指すためにも、住民の参加を積極的に推進する。
- ・ 利用者へのPR、コミュニティバスの改善、バス停等のメンテナンス等、地域住民の支援や参加のシステムが必要となる。

□ 支援システムの概要



2. 岸和田にも地場農林水産物の常設直売所を

1 はじめに

岸和田市は気候温暖で、葛城山麓から大阪湾までの東西に長い市域であるため、自然豊かで山の幸、野の幸、海の幸に恵まれ、府下で1位の漁獲高を占める漁業と、みかん・たけのこ・桃・水なす・しゅんぎくなどの特産物を持ち、農作物作付延面積・生産農業所得では府下第2位にある農林業を誇っている。またこのことが、豊かな自然環境を荒廃させず、まちの景観を美しくして住む者に快適さを提供している。この岸和田市に残された貴重な自然は、市民生活にとって必要不可欠のものと誰しも思うのではないだろうか。

とはいっても、担い手の不足や採算性の問題で、市内の随所に耕作されていない荒廃した農地が散見される現状もある。この不耕作農地をよみがえらす事は、環境保全・景観保全・快適なまちづくりのためにも是非取り組まなければならないことの一つである。

一方、私たちの食べ物を取りまく状況は、輸入食品の増加、加工食品の氾濫、外食産業の増加などで時代と共に様変わりをし、その上昨今は食べ物の安全についてかつてなく考えざるを得ないような偽装表示などの「事件」の続出で、市民の中には「どこの誰がつくったものかが分かっている安心な食べもの」を求める意向が高まっている。そのためにも、本市の農林漁業を、市民の宝として発展させていくことは、正に市民合意を得ることがらであると確信する。

そこで、岸和田市の安全で豊かな食生活と快適なまちづくりをすすめるために、そして1次産業に従事する人々の生きがい、働きがいを支えるために、地場の新鮮・安全で良質な農林水産物を常時市民に提供出来る体制を整えることが特に今重要であると考ええる。

そのうえ地場産業の振興は、地域経済の発展にも寄与出来ると考える。

2 調査活動から気づいた教訓

私たちは、この間岸和田の農林漁業の実態について調べたり、近隣の先進常設直売所を見学したりして学習した。また漁業協同組合と農業協同組合を訪問し、関係者のご意見を聞かせてもらったり、地元スーパーの経営者のご意見を聞いたり、岸和田市内の朝市・夕市の設置状況についても、部分的にはあるが聞き取るなどの調査活動を行ってきた。

岸和田市内農産物直売所（朝市・夕市）聞き取り一覧

03 年 5 月現在

名 称	所在地	開設日・時間	組織のあり方等	特徴、問題点など
山直下野菜 研究会 （田治米町浅井さん に聞く）	J A山直 下支店広 場	火・木・土 AM6：00～ 11：00	摩湯、岡山、田治米、三 田、今木各町の班長で役 割分担。会長 井上 茂氏 生産者番号（50 名余登 録）で伝票方式、残り物 は持ち帰り。J A も協 力。	売り上げ 1 回 14～20 万 地元固定客 200～300 名あり。 スーパーサンエーや地元小売 店との摩擦はなし。ただし木 曜日はサンエーも安売りをす るので売れ残ることあり。
	地藏ヶ浜 漁協 作業場	月 2 回日曜 PM3：00～		
中島池市民農園 （見学）	土生町	毎日曜日 AM6：00～	農事組合法人 10 名余 組合長 木下良三氏	固定客約 30 名。 生産ほ場のそばで開設し、客 の様子を見ながら収穫して即 売するので最高に新鮮。 PR していないので、場所が分 かりにくく、広がり少ない。
水なすの館 （阿児農水課長に 聞く）	稲葉町	当面月 2 回 5/24（土） 初回	生産者運営委員 10 名 で。 国・市補助事業のコミュ ニティセンター（14 年 度）内に朝市の場所を提 供。	水なす中心の地元野菜を今後 販売する方針。初回は@80 円 で好評完売した。
いよやかの郷 （電話で聞く）	大沢町 いよやか の郷広場	毎日曜日 AM8：00～	大沢町付近山手農家が 出荷	テント 2 基。 まだ他に知られていない。 客は泊まり客が中心。

直売所構想あり

・神於山ファーム			農事組合法人 5 月～ 組合長 原 吉男氏	府民生きがい農園、市民農園 更に直売所構想あり。
・ふぁーむ 21 （花・植木中心）			農事組合法人 組合長 藪 広司氏	体験農業を実施。R170 沿線に 直売所の計画あり。建築確認 段階で頓挫。
・南大阪（岸和田） ファーマーズ （仮称：こうの里）			農事組合法人準備 代表 上田 和義氏	農家 24 名発起人 R170 沿線に 直売所計画具体化。補助金申 請の段階で頓挫。

調査活動対象

私たちは、この間下記の施設を訪れたり、関係の方々の意見を聞かせていただいたりし、更に入手した資料の学習をした。それぞれのところで、ていねいにおつき合いいただき、貴重なご意見をいただいたことに感謝している。

○堺市ハーベストの丘農産物直売所（訪問）

平成 12 年度開設。年間常設。生産者会員 220 名余。年間約 2 億円近くの売り上げあり。運営は生産者代表・堺市・J A・府の運営委員会。他府県産物も品揃えにあり。

○堺市鉢ヶ峰営農組合コスモス館（訪問）

平成 11 年度開設。年間常設。生産者 45 名の営農組合運営。約 4,000 万円の売り上げあり。

○和歌山県田辺市秋津野「きてら」（資料学習）

平成 11 年開設。農家 16 名、非農家 15 名で出資（@10 万）。年間常設。地産地消、スローフード運動を貫いている。約 4,000 万円近く売り上げあり。

○和歌山県打田町 J A 紀の里「めっけもん広場」（訪問、資料学習）

平成 12 年開店。大型農産物直売所。登録農家 1,500 戸。I T 革命を取り入れ生産者が携帯電話で自分の商品の売れ行きを確認出来るシステムを導入。土日は 4,000 人の入客あり。

○岸和田市漁業協同組合

青年部長、副部長と対談

○岸和田市農業協同組合

組合長、参事、営農部長と対談

○株式会社スーパーサンエー

代表取締役会長 植林章伍氏と対談

○「岸和田ファーマーズ・こうの里」（仮称）

事務局：岸和田商工会議所 西岡氏・世話人橋本氏と対談

いずれも、新鮮で生産者の顔の見える安心な食べ物を消費者にという意気込みで努力をされていて感動した。そしてそれを通して以下のような教訓を得た。

(1) 生産者・消費者双方の暮らしを支える常設の直売所が望まれる

岸和田市内にはすでに朝市・夕市や契約野菜即売会が随所に設置されているが、開設頻度の高いもので週3回から低いものは年間3回であった。常設ではないので、生産者にとってはその時に合わせて作物を栽培する難しさと共に、開設日以外には別の出荷先を探さなくてはならず、また消費者にとっては必要なときにいつでも買えるという状態ではないので、普段は生産者の顔の见えないものを不安ながらも購入している状態であり、どちらにとっても生活を支えるものになりきれていない弱さがあるように思われた。

(2) 組織は生産者・消費者一体で

また、ほとんどの朝市・夕市の運営は生産者側のみに任されており、開設日の設営はほとんど生産者側が一方的に背負って苦勞している様子であった。(中には午前3時から設営準備しているところも)

生産し販売する人に対して、消費者はお客さまだけでは本当の意味での交流を深め理解し合えることにはならないと思われた。

(3) 目先の採算重視ではなく地産地消を貫く

また、調査した既存の直売所の中には、お客さんの要望や採算を重視し、遠い他府県産や外国産を置いて品揃えをしているところも見受けられた。

地元スーパーでは、地場産物になるべく置きたいと努力されている様子がよく分かったが、規模が大きくなり採算を重視すると、全国レベルのグループで共同仕入れをするようになり、そうなると小回りがきかなくなり、安全面を追求はしているが遠い他府県に産地を育成したり、ひいては外国に産地を育成したりすることになっていく話を聞いた。規模が大きくなれば必然的に地産地消を貫くことが困難になるのだろうか。

この点注目すべきは、和歌山県田辺市・秋津野直売所「きてら」が、明確に地産地消の主旨を貫き、むらづくりと一体で立派に成功させている先進事例であった。

これらのことを踏まえて、今この岸和田市にとっての直売所はどのようなものがよいのかについて部会で討議し、以下にまとめた。

今後、岸和田市のまちづくりにこの提言が何らかの形で生かされるよう期待する。

3 府下トップレベルにある岸和田の農林漁業の実態

数字でみる 岸和田市の漁業・農林業

近畿農政局大阪統計情報事務所編集
大阪農林水産統計年報から平成 13 年分抜粋

1 漁業（漁獲量）（単位 t）

漁獲量は府下の約 7 割を占め、市町村の中ではだんぜんトップ。（上位 5 位まで）

	大阪府	岸和田市	泉佐野市	岬 町	堺 市	阪南市
漁 獲 量	15,529	10,479	1,302	1,104	699	495
府下の割合	100	67.5%	8.4%	7.1%	4.5%	3.2%

2 農林業

●農作物作付延面積（単位 ha）

府下作付面積の 6.8%を占め、市町村では堺市に次ぐ 2 位の位置に。（上位 5 位まで）

	大阪府	堺 市	岸和田市	和泉市	泉佐野市	能勢町
面 積	13,100	948	890	839	789	777
府下の割合	100	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.9%

●生産農業所得（単位 100 万円）

約 14 億円で府全体の 7.8%の所得をあげて、市町村では堺市に次いで 2 位に。

	大阪府	堺 市	岸和田市	泉佐野市	和泉市	羽曳野市
農業所得	17,530	1,456	1,372	1,354	1,322	1,136
府下の割合	100	8.3%	7.8%	7.7%	7.5%	6.5%

●みかん・たけのこ・しゅんぎく・こまつなの収穫量は府下のトップレベル。

①みかん（単位 t） 岸和田市と両隣の 3 市で府下のみかん収量の約 7 割。

	大阪府	和泉市	岸和田市	貝塚市	富田林市	泉南市
収穫量	21,300	7,290	6,430	1,130	788	771
府下の割合	100	34.2%	30.2%	5.3%		

②たけのこ（単位 t） 岸和田市と両隣の 3 市で府下の約 6 割のたけのこを生産。

	大阪府	岸和田市	貝塚市	和泉市	島本町	
収穫量	873	173	172	163	121	
府下の割合	100	19.8%	19.7%	18.7%		

③しゅんぎく（単位 t） （府下上位 5 位まで）

	大阪府	堺 市	岸和田市	貝塚市	八尾市	東大阪市
収穫量	4,540	1,670	679	535	333	290

④こまつな（単位 t） （府下上位 5 位まで）

	大阪府	堺 市	岸和田市	八尾市	東大阪市	松原市
収穫量	5,220	1,270	674	479	364	351

4 提言する常設直売所の概要について

○設置の主旨と目的

- ・ 新鮮・安心、生産者の顔の見える食べ物を市民に提供。
- ・ 地産地消は、地元の環境保全に貢献し更に他府県・外国の環境も破壊しないことを実証する場に。
- ・ 身土不二。出来るだけ近くでとれたものが体によいことを実証する場に。（中国の故事に『人は四里四方のものを食べよ』とあり、ほぼ 15 km 四方か）
- ・ まちづくりと一体ですめる事が大切。きしわだ都市政策研究所のスロータウンというテーマに呼応して、スローフード運動（この地でしかとれない味・郷土料理を守る、その食材を提供する生産者を守る、子供も含めて消費者に正しい味の教育をする、放っておけばなくなりそうな味・品種を守るなど）をこの場から。
- ・ 地元産業の振興につながり、地域経済の循環を促す。
- ・ 兼業農家や、生きがい農園・家庭菜園従事者にとって、販売場所が確保出来て生産意欲が高揚し、生産が維持循環（再生産）出来ることにより市内に点在する不耕作農地の解消を目指す。
- ・ 地域に埋もれた農林漁業加工品や伝統食を発掘し、伝承する場にする。
- ・ 生産者、消費者の交流、コミュニティの場となるように発展させる。
- ・ 市民の豊かな食生活を支える「地域食文化」の発信基地に、また子供達にとっては一次産業教育の場になり、高齢者の生きがいにつながることをめざす。
- ・ 市内既存の直売施設とのネットワーク化を図り、共存できるようにする。
- ・ 採算よりも、地域へ貢献する 0.5 次産業（生きがい・趣味・学習・交流を目的とする）をめざす。

○組織と運営

- ・ 主旨に賛同する生産者と消費者の出資者で直売所を組織し、誰にも門戸を開き出入り自由とする。年 1 回の総会で収支を明らかにする。
- ・ 出資金を出せば誰でも出資者となれる。
- ・ 当初は任意団体から出発し、法人組織へと発展させる。
- ・ 生産者と消費者双方数名の運営委員会を設け、定期的に協議する体制をつくる。
- ・ 出荷者は登録制で生産者番号を持ち、出荷物にその番号をつける。
- ・ 出荷札には、生産者の名前や写真・コメントなどをつけて、生産者の顔が見えるよう工夫する。
- ・ 出荷時間は、一定時間を決める。（農林産物と漁業産物では異なる事を考慮）
- ・ 売れ残り品はその日の内に出荷者の責任において処分する。
- ・ 開設時間は AM9:00～PM6:00。定休日を週 1 回設ける。
- ・ 販売手数料を出荷者から取り、運営委員会、売り子等は有償ボランティアとする。
- ・ 出来るだけ売り場における生産者と消費者の直接対話を心がける。

○販売施設

- ・ 設置箇所数は、市域の広がりから複数箇所必要と考えるが、段階的に発展させていく。
- ・ 市内の空き店舗・休業している企業施設・小中学校の空き教室などの活用は考えられないか。
- ・ 既存の八百屋さんとの連携を考える。

○販売品目

- ・ 地元で漁獲・生産・加工された海産物、農林産物。及び花とその加工民芸品。観葉植物など。

○価格設定

- ・ 基本的に再生産を保障出来る価格を生産者自らがつける。補正は運営委員会で行う。

5 実施に向けた具体的方策について

①準備段階

- (ア) 生産者と消費者で準備会を組織し、以下について申し入れや協力依頼をする。この中で販売場所の候補地とリーダーとしての人材を検討する。
- (イ) 既存の朝市・夕市の代表者、地元スーパー経営者、地域の八百屋経営者のこれまでの経験やノウハウを生かすために、協力体制を整える。また、出来上がった直売所とのネットワークを組むことを申し入れる。
- (ウ) 生産者組織に協力を依頼する。…漁業協同組合青年部、農業研究クラブ連絡協議会、林業組織、等の意見を十分聞く。この中で、リーダーとして生産・出荷調整役を担当する人材を発掘する。
- (エ) 消費者組織に協力を依頼する。…消費者研究会は、長年地場農林業を振興する目的で、年間3回の契約野菜即売会を続けてきているので経験を聞く。
- (オ) まちづくり組織との話し合いは必ず。…直売所の意義やまちづくりにおける位置付けなどに理解を深め、具体的に施設候補があがれば地元の市民協議会や、中学校区連合町会などに合意を得る。
- (カ) 国・府の行政で地産地消を推進する末端の部署（府農と緑の総合事務所）の指導援助を受ける。
- (キ) 場合によっては、補助奨励事業を導入することを研究する。（市農林水産課、府農と緑の総合事務所等へ相談）

②出資者募集

- (ク) 主旨を理解し賛同する生産者・消費者から出資者を募る。

③出荷者登録

- (ケ) 生産者の出資者を中心に、出荷者を募り登録する。

④運営委員会を立ち上げ、実施後も継続して運営に当たる

- (コ) 準備会の発展で、生産者消費者双方から数名の運営委員会を組織し、運営方針や、出荷方法、販売方法など具体的に協議する。この場合地元スーパーや農協、漁協など、流通・販売のプロの助言を得る。

6 農林水産物直売所：「地域食文化の発信基地」がもたらす地元の経済効果

- ① 地元農林水産物直売所の設置により、高齢者・兼業農林漁家は、出荷する場所が確保出来て、その結果生産活動が盛んになる。このことが直接的に1次産業の所得増につながる。
- ② 1次産業の所得増は、地域経済の循環につながり地元経済を潤す。
- ③ 農地の活用が高まり、環境保全に貢献出来る。農地が景観・空気の浄化・防災・治山治水等で環境に及ぼす効果は計り知れない。

1991 年の三菱総合研究所の報告によると、日本の水田の保水機能をダムに置き換えると年間4兆

7000 億円の効果があり、景観・大気保全・生物保全・農村文化による精神的受益などを総合的評価すると、年間 12 兆円の効果があるとしている。とりわけ都市部の受益は大きく、大阪府の水田による受益は1兆100億円といっている。

- ④ 農林水産業の振興により、農山村部に活性化をもたらし、市内農山村部に残された貴重な地域文化・伝統行事などがそこに住む人々により継続される。このことが、岸和田の個性と魅力を生かす産業振興の基盤づくりに貢献する。
- ⑤ 「食文化」の発信基地が、市民の暮らしといのちを支える。心身両面から市民が健康的になり、ひいては医療費の節減につながる。
- ⑥ 伝統食の伝承などで高齢者の役割が見直され、生産者・消費者双方の高齢者の暮らしが、生きがいのある健康的な暮らしに変化していく。介護・医療の面から社会的負担の軽減につながる。

7 今後のまちづくりにどう生かし発展させるか

- ① 直売所を拠点として、食べものの生産過程から流通過程まで子供も含めて地域に明らかになる。そのことで生産者と消費者の間に「口に入れるものを任せている、任されている」という信頼感が芽生える。そのことによって地域のコミュニティ活動が活発化することが予測され、まちづくりに果たす役割も大きいと確信する。
- ② 今後この拠点から、担い手不足に悩む1次産業の労働力補完や、消費者側からは体験させてもらい癒される関係が生まれ、そのことによって不耕作農地の解消や、地域の農地をみんなで守る機運が生まれてくることを望む。
- ③ 市民がこの「拠点」を大切に思うようになれば、安心出来る食べものをつくり出すために山や農地を美しく、そして川を、海を美しくしなければならぬ機運が盛り上がり、景観上も美しいまちへと発展して行くであろう。
- ④ 地元経済の発展に寄与することにはならない上に子供達の教育上もとかく問題となっている、大型量販店やコンビニの進出に対して、行政で規制するよりも、よりよいまちづくりの観点から地域で慎重に協議出来るようにまちづくりが成長していくことが期待される。
- ⑤ 岸和田には多種多様な産業が存在しているが、この直売所づくりの過程から異業種間交流の場がつけられ、それぞれの得意分野を活かしながらネットワーク組織がつけられ、これを通して「地域の経済循環」が果たされるように発展していくことが期待される。

8 地場農林水産物の常設直売所と総合計画等の関連

① 地場農林水産物の常設直売所と総合計画等の関連

これまでは「生産者と消費者の交流・理解を深め、地域農林水産業を振興し健全な発展を図るために、新鮮・安全で良質な農林水産物を常時市民に提供出来る体制を整える」ことを提案するために、調査報告、実施方策について述べてきた。

ここではこれまでの主旨と「岸和田市第3次総合計画」「岸和田市産業振興ビジョン」との関連を探っていく。このことを通じて本提言と市計画等の共通点や相違点を明らかにしていきたい。

② 岸和田市第3次総合計画との関連

第3次総合計画は基本構想「第3章 施策の大綱」や「目標別計画」の「目標Ⅴ 活力ある産業振興

のまち」で産業振興を謳っている。しかし、農林漁業振興は近代化や基盤整備に力点が置かれ、むしろ観光・集客産業面で自然資源、歴史・文化資源など本市固有の地域資源の活用が謳われており、本提言の主旨に沿っている。

ただし、都市農業の促進の項では消費者ニーズに対応した新鮮で安全な農産物の生産や、地域産品や自然環境の活用などを生かした都市住民との交流が謳われていることを付け加えておきたい。

③ 岸和田市産業振興ビジョンとの関連

産業振興ビジョンは、基本理念で「産業発展のみを考えるのではなく、産業の発展を通じて市民が安心して住み、学び、働き、楽しく豊かに生活ができるまちづくり、訪れる人にとっても楽しめるまちづくりを実現することを目指している。この点は本提言とも一致している。

更に、第2章、「第1節 岸和田市の地域特性と産業構造の変化」(3) 産業が持つ地域への影響、即ち、第1の地域外資本への依存傾向、第2の自営業者の衰退による雇用の不安定化、第3の職住の乖離、第4の生活密着型地域構造の喪失など、4項目で示されている不安定要因の回避は本提言の目指すところでもある。

第4章、「第1節 自治体の産業振興の意義と必要性」では(2) 市民によるまちづくりの推進が謳われている。ここでは「市が産業振興に取り組む場合に、市民生活の向上と市民が暮らしやすいまちづくりを進める一環として位置付けることが必要」としている。本提言も地域文化の継承、地域経済循環、地域を基盤にしたまちづくりを強く打ち出している。

また、産業振興の基本目標では「市民そして未来を担う子どもたちが地域の産業を身近に見たり体験したりできる場を整備する」ことを求めている。本提言の「地域食文化」の発信基地や子供達にとっての1次産業教育の場とする項目とも一致する点である。

④ 第3次総合計画、産業振興ビジョンの不足分を補う提言

以上見てきたように、産業振興ビジョンと本提言には一致する点が多く見られる。ただ、産業振興ビジョンは、岸和田市の産業全般を扱う性格上、本提言と一致する具体的な項目は見受けられなかった。しかし、これまで述べたように主旨の一致点を考えると、本提言は、第3次総合計画、産業振興ビジョンの不足分を補う具体的な提言として十分に位置付けられると思われる。

3. 城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想

はじめに

本「安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会」は、この間「城周辺整備」について検討を進めてきた。そのために岸和田市より「第2次城周辺整備計画」「岸和田市中心市街地活性化基本計画」の説明、同地区（トライアングルゾーン）の現地観察会、岸和田TMO代表や旅行業者へのヒアリングなどを実施してきた。

その後、新しい観光施設の建設や一過性のイベント事業などではなく、既存のまちの資源（人とまちがつくり出す過去から現在までの総体を意味している）とその潜在エネルギーを生かす、即ち、現在の街並みや施設を生かした日常的な生活空間としてのまちとその歴史を基礎にした「まちの再発見」「観光の再定義」「つくり上げていくまちの味わい」などによる魅力の享受と発信を基盤に、城周辺を起点として広くまちづくりを構想する議論に発展してきた。

この間の本部会の経過については、平成15年7月5日の「まちづくり・ざいせい岸和田委員会・第2回七夕ミーティング」の別添資料を参照願いたい。この議論経過を踏まえて、本素案は「城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想」として検討を進めた。

これに基づいて、本「基本構想」は、地域的な限定や実施目的の絞込みではなく、広くまちづくりの推進の中に位置付け、「住み心地よさ」「豊かさの実感」「つくり上げていくまちの味わい」という広い総合的な観点をもとに構想し、具体的な項目に向かって議論を進めていく。

本部会の安全・快適な都市的魅力の実現は個別の指標で実現できるものではない。そのため一段広い「住み心地よさ」を始めとする3つのキーワードをもとに総合的な観点から構想し絞り込んでいくことが、本部会趣旨に沿うものとする。

従って、次に「第1章 7つの基本的考え方」「第2章 具体的な検討視点」を述べ「第3章 当面の推進策と波及効果」、更に「補章 豊かさ」について考えてみたい。

第1章 7つの基本的考え方

城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想の「基本的考え方」を次に示してみたい。

1. 定住原則と住み心地よさ

人が住み、更に住み続けたいという住民の「住み心地よさ」が溢れるまちづくりを目指す。住民が醸し出す「住み心地よさ」が感じられないまち、人が住んでいないまちに魅力はない。当然そのようなまちに市民も住民も、市外から訪れる人も楽しみを感じることはない。

2. つくり上げていくまちの味わい

「住み心地よさ」は、安全であり、快適さが保障されていることである。また、幼児から高齢者までの各現世代と将来世代に対して保障されていることを示す。その保障は現在と過去の人々が築き上げてきた努力の賜物であり、履歴である。まちの評価は歴史的営みの評価であり、「つくり上げてきたまちの味わい」の評価であり、将来に向かって私達が「つくり上げていくまちの味わい」の課題を明示している。

私達はまちの「住み心地よさ」を通じて、過去から現在へ通じる人々の営みの努力を読み取り、享受することができる。更に、過去から継承される思い出と記憶の源泉ともなっている。同時に私達が営みの努力を継承していく責任もまた背負っていることを示している。

3. 観光の再定義

まちは歴史と文化により創られた履歴と「住み心地よさ」を明示するものである。街並から歴史と文化の履歴を読み取り、住民から「住み心地よさ」を感じ取り共感する文化的、歴史的探求の楽しみを市民・住民、市外の人々に開いていく日常的、文化的観光を目指す¹⁾。

日常的な何気ない風景や街並みを改めて見直し、深く探求するまちづくりを実践し、そのことを通じて市民・住民、市外の人々の心に語りかけていく。

4. まちの象徴と個性

街並みの美しさはその美しさの基準や象徴が求められる。岸和田市の場合には岸和田城を象徴として、城を取り囲む城下町の風情を基準にまちづくりを進めることにより統一感が築かれてきた。この観点を失ってしまうと統一感のないバラバラな街並みがつくられ、日本中のどこにでもあるまち、都市化に押し流されたまち、個性のない無名のまちとなってしまう。高度成長期以後この流れが顕著になっている。今一度、城をまちの象徴として街並みの統一感を再構築することが求められる。ただし、丘陵部から山間部にかけては農村的風景を取り入れ都市と農村の協調をつくり出す調整が必要である。

5. 統一感と美しさ

街並みに統一感があり、移動が容易で、ゆったりとした時間が流れ、自然との一体感が感じられる美しいまちは、その醸しだされる雰囲気から私達に「住み心地よさ」や「豊かさ」を実感させる。

6. 豊かさの実感

「豊かさの実感」には生活の安定が必須である²⁾。そして「豊かさの実感」は単に財（モノ・サービス）の所有の豊かさだけでなく、権利や自由の豊かさでもある。政治・経済・社会など人の営みの総体が「豊かさの実感」につながり「住み心地よさ」感覚と結びつく。また、「豊かさの実感」を実現するまちづくりは地域経済の安定と結びつくものでなくてはならない。なぜなら、地域経済の不安定さが街並みを乱し、人が住みたくないまちへつながっていくからである。

7. 豊かさの世代継承

「城周辺とまちづくりの推進」に向けた取り組みは「豊かさの実感」を高めていく総合的な観点を目指すことが大切であり、一時的な観光振興や利便性の享受に陥るものではない。なぜなら、現在世代はその「豊かさ」を過去世代からの遺産として受け継ぎ、維持発展させ将来世代に引き継ぐ義務を負っているからだ。それは「生命と文化の豊かさの連鎖」であり、「豊かさの世代継承」でもある。



第2章 具体的な検討視点

第1章で示した「7つの基本的考え方」を基準にしながら、第1に岸和田市の各計画や政策、第2に地域自治組織の役員を通じた岸和田市民のまちづくりや景観に対する思いや活動の一端、第3にフィールドワークの報告などに基づいて具体的な検討の視点を考えていく。

1. 美しさ・景観統一の計画－総合計画・都市景観形成基本計画など

岸和田市ではまちの美しさや景観を保ち、美しさや景観を統一させるためにどのような計画を策定しているのか概観していく。

『第3次岸和田市総合計画』では次のように謳われている。

「基本構想 第3章 施策の大綱」の「目標Ⅳ 安全で快適な都市的魅力のあるまち」（4）都市景観・アメニティの項目は「豊かな市民生活を創出するために、歴史・文化・環境を生かした街並みの保全や都市空間の修景に努め、魅力のある都市景観を保全・整備します。また、総合的な快適環境の向上を図り、アメニティの高い都市づくりを推進します。」と謳っている。ここでは、都市景観に主眼が置かれ、土地利用区域区分では都市区域を対象とし、田園、山間区域は自然景観に区分されている。美しさ・景観統一の観点からは連続した空間であることを意識させる区分や説明が望ましい、また、田園、山間景観を一概に自然景観と捉えるよりは人との係りを示す「里山景観」と捉えるほうが適切と考える。

更に、基本計画を見ていく。

基本方向は「都市景観形成基本計画」や「都市景観条例」に基づき、市民や事業者との協働による保全・創出を進め、更に、岸和田城、旧街道、伝統的な街並みを保全、整備し、市民の自主的な取り組みによる都市の美化、個性化を謳っている。ここでは、地域住民の理解、協力、自主的な保全を求めていることが特徴として挙げられる。

都市計画マスタープランは、都市計画の形成方針で岸和田らしい個性ある都市景観の保全・形成・再生を図るとしている。マスタープランでは景観については僅かに触れられているだけである。

では、更に詳しく見ていく。

「都市景観形成基本計画」は1991年（平成3年）3月に策定された。「魅力ある都市景観の形成には永い年月を必要とし、そのため、景観整備の方針、まちづくりの方針を一定方向へ導いていくための指針となるものが重要です。」とはじめに述べている。本計画では「都市景観」を海、山、川等の自然景観を含めた都市景観を対象とし、広義の都市景観として捉えていくとしている。また、優れた都市景観は市民に『我が街岸和田市』に対する愛着と誇りを醸成し、訪れた人々に印象深い感銘を与えると述べている。

都市景観整備の基本姿勢では、行政が整備を推進することはもとより、市民の主体的な都市景観形成に対するコンセンサスの形成と、その実現に向けた取り組みなしに実現しないことを強調している。

景観形成の基本目標は、単に造形的な快適性の追及にとどまらず、『都市の豊かさや潤い』更には我がまちらしさ『アイデンティティ』を感じさせる要素を誘導・整備・演出することが大切であると指摘し、次の3つを掲げている。

指針1－歴史と伝統を感じさせる都市景観の創出

指針2－豊かな自然とのふれあいのある都市景観の創出

指針3－都市的魅力に溢れた都市景観の創出

指針1では、岸和田城への眺望、岸和田城からの眺望など、歴史的景観に対する眺望は都市景観イメージ形成上重要であると指摘している。岸和田城への眺望及び岸和田城からの眺望については、後の項で具体的なフィールドワークの結果を移動の容易性と併せて報告する。

計画の実現化では、制度的担保として都市景観条例の制定と市民と行政の協力を指摘している。市民の役割として、「市民は都市景観を形成する主体であり、地区の景観形成のゆくえを握るものである」という認識の必要性」を強調している。行政の役割では、「単に条例や規制、誘導によって、外観の美化を進めるだけでなく、コミュニティの形成や文化の継承など、都市の内面にも係わる広範な景観に対する取り組みの必要」を求めている。

【コミュニティの形成や活動を通じた都市景観を形成する主体である市民】と行政の協働が重要であることは、これまでの内容で重ねて強調されている中心課題であることが理解できる。

次に、岸和田の地域的特色と個性を「都市景観形成基本計画」の都市景観の基本構造、都市景観特性から簡単にさらしておく。

2. 岸和田の地域的特色と個性

「都市景観形成基本計画」によれば、次の2点を景観構造特性に挙げている。

第1に、比較的性格の似通った空間が市域の東西方向に帯状に広がり、その空間が南北方向に積層状に展開している。

第2に、これらのゾーン内あるいはゾーン間を貫く形で軸的なシンボル景観となり得る空間が存在している。

更に、都市景観特性を景観要素ごとに、自然景観5区分、公共施設景観2区分、歴史的景観4区分、建築物景観3区分を行い、景観類型別の景観特性と課題を述べている。次に、基本計画では基本景観区を設定し基本景観区計画、基本景観軸計画、重点整備地区を策定している。詳しくは「都市景観形成基本計画」を参照いただきたい。

重点整備地区は12区域があり前述指針の「指針1－歴史と伝統を感じさせる都市景観の創出するために」、①岸和田城周辺地区、②阿間河滝周辺地区が抽出されている。私達が考える城周辺は基本景観区でいえば、臨海、旧市街・歴史、開発市街地（業務・住宅）景観区を視野に置き構想している。まちづくりの統一感の醸成という観点から連続性に重点を置いて考えている。

3. 美しさ・景観統一のガイドライン

岸和田市の景観条例は平成6年3月に策定されている。ここでは「都市景観形成基本計画」や「都市景観条例」を更に具体化し、実際の規制や誘導の指針となる景観ガイドラインをもとに美しさ・景観統一を考えていく。

ちなみに、次の3つの景観ガイドラインがつくられている。括弧内は策定年度。

『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅠ－大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準』（1996年度・平成8年度）。

『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅡ－岸和田市公共建築物等のデザインマニュアル』（1997年度・平成9年度）。

『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅢ－岸和田市色彩景観誘導マニュアル』（1998年度・平成10年度）。

この中で『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅡ－岸和田市公共建築物等のデザインマニュアル』は、第1章の「岸和田市における景観行政の位置付け」、第2章の『景観』とは何か』に見られるように、景観形成に関する詳細なテキストにもなっている。このテキストを市民と行政が学習し活用していくことが、入り口の取り組みとして大切だと考える。

景観ガイドラインⅡの「マニュアルの位置付け」にも次のように述べられている。

景観に配慮するための「計画手法」の基本的な考え方が職員に理解され、かつ、公共施設がその存在する「まち」に調和し、利用の対象である「住民」の生活を支えること、更に「行政」の景観形成への総合的かつ継続的な取り組み「姿勢」という要件が成立してはじめて公共施設の景観形成が実現すると考えられます。

岸和田市において、景観形成への総合的かつ継続的な取り組み「姿勢」が維持されているのかを問い掛けたい。

3つの景観ガイドラインを通じていくつか課題を挙げてみたい。

第1は、大規模建築物、公共建築物、色彩景観の3項目だけでよいのか。民間施設や住宅への規制の問題である。景観ガイドラインⅡでは「規制を一方的に行政から民間に押し付けるというのは本来の「自主的な取り組み」という景観形成の主旨からはずれる」と述べている。「自主的な取り組み」には賛同するが、そのためには前述のテキストを市民・事業者と行政の学習を通じた協働の取り組みが当然求められる。

第2は、景観形成が地域の評価を高め、住みやすさやまちのにぎわいを生み出し、更に、観光促進、住民の共感や愛郷心の醸成、経済的効果が発生することを、取り組んでいる住民や行政から意識的に情報発信することである。

第3に、今日の財政危機、経済不況を理由に景観形成をなおざりにしないことである。まちは「第1章 7つの基本的考え方」でも述べたように過去から現在、未来へと継続する長期の観点が重要である。現在の短期的判断は慎むべきである。

第4に、市民の合意形成による美しさ・景観統一を生み出していく上で、行政姿勢として色彩景観誘導に力点を注いではと考える。視覚による認識が市民にとって分かりやすく、統一感を感じやすいと考える。

今回景観形成に係る市の資料や取り組みを調査し、調査研究の蓄積は十分あると感じた。今後は市民・事業者と行政の協働による実践とそのフィードバックの豊かな積み重ねの時期である。

4. 移動の容易性（バリアフリー）と岸和田城への眺望

移動の容易性とまちの発見

本部会では2002年2月3日、南海駅周辺地区、旧港再開発地区、岸和田城周辺地区の3地区よりなる中心市街地活性化計画のトライアングルゾーンについて、タウンウォッチングを実施した。タウンウォッチングから次のことを感じた。

第1に、岸和田祭の地車曳行により道路の段差が解消され、岸和田祭が移動の容易性を生み出している。健常者では歩行がやさしく、歩く楽しみを感じることができた。

第2に、まちを歩くことによって岸和田のまちの現状を改めて知り、まちを再発見し、再評価が生まれた。日常の風景は無意識に通り過ぎて行き、いかにまちを知らないかを自覚した経験であった。ここから7つの基本的考え方に掲げた「まちの再発見」「観光の再定義」が芽生えた。

第3に、中心市街地は商業地区でもあるために、広告や看板、派手な意匠の建物が目立ち雑然とした感じで統一感に乏しく美しさを感じることができなかった。

第4に、城周辺や本町地区は落ち着いた佇まいと統一感が感じられた。

このタウンウォッチングでは景観の観点が乏しかった。従って、再度岸和田城をランドマークとして岸和田城への眺望、岸和田城からの眺望に関してフィールドワークを実施した。

岸和田城への眺望

岸和田城への眺望、岸和田城からの眺望に関するフィールドワークは2003年3月9日に実施した。

以下フィールドワークの結果を簡単に報告する。

（１）岸和田城からの景観

旧港地域には浪切りホール、カンカンベイサイドモール、マンションなどが見られた。岸和田駅周辺では大型ビルが２棟、中央公民館近くにもビルがある。下松、東岸和田駅周辺には大型ビルが多く見られた。岸和田城から東岸和田駅までは箱庭のように見通しよい。

（２）東岸和田からの岸和田城への景観

マンションサバービア９階の外の階段から岸和田城はビルの隙間からかろうじて見えるていどで、１４階建てのビルが多く見通しが悪い。全体としてビル、看板が多い。更に国道 26 号線の高架があり６階ぐらいから上でないと岸和田城は見えない。

（３）カンカン屋上からの岸和田城への景観

南端からのみかろうじて岸和田城が見える。ただし、市役所が手前にかぶり天守閣の屋根が見える程度である。そして、左右に 14 階建てのマンション（最近の建築）があり視界が狭い。

（４）浪切りホールからの岸和田城への景観

南端からのみかろうじて岸和田城が見える。ただし、市役所が少しずれて視界はややましである。

（５）まとめ

南上町のような地域は岸和田城との景観のマッチもよく、景観の為の高さ制限にも意味があると思う。しかし、旧港地区では大規模開発が進み、ヨーロッパ風のゲームセンターの建物や高層建築物が並び岸和田城との調和という点ではもはや全市的コーディネートは困難と思える。ただし、地域限定ならば可能性が考えられる。

岸和田市として何をテーマにして統一感を出していくのか、そのコンセンサスをどうやってつくるのか、市内全体の高さ制限や街並に対する市民のコンセンサスがなければ更に景観は乱れていくのではと危惧を感じた。

５．日常的な文化歴史の掘り下げと観光再定義

街並みや景観を含むまちは、現在と過去の人々が築き上げてきた努力の結果を示しており、それは履歴であり、歴史である。同時に、まちは歴史と文化に裏打ちされた「住み心地よさ」を明示してもいる。街並みや景観、住民の営みから歴史と文化の履歴を読み取り、住民から「住み心地よさ」を感じ取り共感する文化的、歴史的探求の楽しみを市民・住民、市外の人々に開いていく文化的観光を目指すことを、第 1 章の 7 つの基本的考え方で「観光の再定義」とした。

私達は日常生活においてパターン化された生活サイクルを繰り返している。そのため日常生活空間である風景に注意することなく、「通り過ぎる風景」「無意識の風景」として当然視し固定化している。それ故に、日常生活空間である風景は実は知られざる未知の領域として取り残されている。従って、その履歴や由来などの歴史文化、空間的配置などの情報は作成されず、整理されてもいない。その点は「4. 移動の容易性（バリアフリー）と岸和田城への眺望」における 2 つのフィールドワークが示している。市民である委員でさえトライアングルゾーンの歩行の容易性が地車曳行に起因すること、岸和田城の眺望が高層マンションによりさえぎられていること、街中にある神社、お寺の新たな発見など、フィールドワークを試みなければ知ることはなかっただろう。

このことから日常的な「通り過ぎる風景」「無意識の風景」には文化や歴史が深く刻印されているが、埋もれてしまっている。空間的な移動による一般的な観光ではなく、日常的な風景を深く掘り下げた観光こそ岸和田にふさわしい。そのためまず情報収集とまだつくりだされていない歴史・神話づくりの作業が求められる。

6. 地域自治組織の役員から見た住民のまちづくり感—つくり上げていくまちの味わい

これまで岸和田市の総合計画などやフィールドワーク報告を通じて検討を重ねてきた。

次に視点を替えて、景観やまちづくりに係り活動している地域自治組織（町会・自治・地区市民協議会など）の役員から見た地域住民・団体のまちづくり感、まちづくりへの合意づくりの為の住民参加と実践への思いの一端、即ちつくり上げていくまちの味わいの課題を地域内から考えて見る。

現状認識と進むべき方向

ボランティア元年と言われている平成7年に起きた阪神淡路大震災を風化させないために地域は今、積極的に活動を展開している。少子高齢化や環境問題などへの対応をはじめとして地域内の諸問題について自主的に活動している地区市民協議会が市内24校区に設立された。地区市民協議会は、住みよいまちづくりをすすめることを目的とし地域の問題を地域住民自らで解決しようとする真の住民自治を確立するために組織され活動を展開している。

地区市民協議会は部会組織を中心に活動しており、環境部会・福祉部会・青少年部会・人権部会・体育文化部会・広報部会に分かれている。各部会活動は地区の役員を中心に各種団体や地域ボランティアが各部会に分かれ事業を企画立案し、住民参加のもとに活動を展開している。

岸和田市総合計画の地域別構想では、小学校を単位とする1次生活圈、中学校を単位とする2次生活圈、そして、市内を都市中核地域・岸和田北部地域・葛城の谷地域・岸和田中部地域・久米田地域に6分割した3次生活圈を設定し、6館構想とも呼ばれている市民センターが地域ごとに設置されている。市民センターには、図書館分館、公民館、高齢者ふれあいセンターなどがつくられ、各地域コミュニティ活動の核として位置付けられている。

私が属する岸和田北部地域では、既に岸和田北部まちづくり推進協議会を発足し、春木駅前交番の建て替え計画や南海本線立体交差事業推進に積極的に取り組んでいる。

阪神淡路大震災の教訓として私には絶対忘れてはいけないことがある。それは災害時に地域の人びとが助け合い支え合うことで、大きな勇気と安心を得たこと。この教訓から予想される南海地震や東南海地震などの災害時に、高齢者や身体の不自由な人たちのために、今安否確認マニュアルの作成を急いでいる。

私は行政システムが中央分権型から地方分権型に移行し行政が担う業務が増大するなかで、公的な領域に地域住民が積極的に参加する市民参加型システムの構築が急がれると考えている。そして、行政と市民が話し合い役割分担を明確にしながら相互に協働して、まちづくりを進めていく、まちづくりへの転換が求められている。行政が独占するのではなく、行政と市民が対等な関係を再構築し、共に公共を担う新たな公共の創造が期待されている。そのため情報公開により行政と市民がパートナーであることを自覚し、安全・快適な都市的魅力のあるまちづくりを進めていくことが大切だと考えている。

まちなみ・景観形成の統一

地区市民協議会では、少子高齢化を迎え安全・快適さの実現を、人と地球にやさしい環境づくりと考え、自然や歴史・心の豊かさを実感できるまちづくりに積極的に取り組んでいる。地域の特性を生かした都市景観の形成を図るため、地区公民館や図書館または公園の整備を積極的に実施している。

役員や各種団体と協力し環境美化運動などを通じて、より良き環境、景観づくりを目指す活動、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを展開している。すべてのものにやさしい、すべての人にやさしいまちづくりは、都市景観の形成や高齢者や障害者・子供に配慮したまちづくりとして地域に定着していると実感する。

市民参加型のまちづくり

行政システムが中央集権型から地方分権型システムへと移行し、行政主導型からパートナーシップ型のまちづくりへと移行している。同時に、国、地方の財政危機から行財政改革が急ピッチで進められている。この状況は地域のことは地域で決めるという自治能力が問われていることを示している。これまでの市民と行政の関わりは、行政側が事業などの案を市民に示し、市民がこれに意見・要望を言う一方通行型の行政であった。私は市民参加型のまちづくりとは、市民自らが考え決定し行動すること、即ち、市民自らが自分たちの地域のことは自分たちが責任をもって決定する新たな公共の役割が求められていると考えている。また、市民参加型のまちづくりは、市民と行政が協働して地域の課題解決を目指すワークショップ方式の実践が急がれている。なぜなら自治・分権型地域社会を創造していくためには、市民の参加・参画なくして実現することはできないからである。

つくり上げていくまちの味わいー市民活動サポートセンターの設置

私は現在地区市民協議会会長で、会長は地域のコミュニティ活動だけでなく、公共的なニーズに応える活動を行政とのパートナーシップで実践している。平成7年から10年にかけて実施した「岸和田市都市計画マスタープラン」策定では、地域の特性を生かし、真の市民参加型のマスタープランづくりに取り組んだ。身近な問題から中長期にわたる問題まで、タウンウォッチングも行い熱心に議論を重ねた。行政と地区役員とが回を重ねる毎に相互に信頼関係が深まり、本音での議論に終始し、我がまちの将来ビジョンについて語り合った。この経験はまちをつくり上げ、まちの味わいをつくり出す営みの過程であったと思う。この経験から市民活動を活性化させるためには、市民活動を支援する【市民活動サポートセンター】の設置が急がれると考える。

7. 少子高齢化、人口減少社会への対応

平成12年の国勢調査によれば岸和田市の65歳以上の人口比率は15.5%を占め、中央・浜校区では4人に1人が65歳以上である。加えて、2006年（平成18年）には日本の人口は1億2千万人でピークを向かえ、2050年には1億人程度まで落ち込む予測がなされている。少子高齢化に加え、人口減少に至った社会を活力が失われた社会と考えるのか、落ち着いた味わいのある社会と考えるのか意見の分かれるところであるが、本報告の基本的考え方では後者を目指し、人口の数的増減より質的充実を図るべきだと考える。本項では岸和田市の人口予測と人口減少に係わる点を『第3次岸和田市総合計画』に見てみる。

なお、本「城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想」及び他の部会報告、提言においても少子高齢化、人口減少社会への対応を考慮する必要があると考える。

『第3次岸和田市総合計画』では、2010年度（平成22年度）の岸和田市の人口をおおよそ215,000人と想定している。「岸和田市総合計画についての市民アンケート調査」（平成11年3月）では、望ましい将来人口として「現状ぐらいの人口規模でよい」が56.8%で、「人口を増やすのがよい」が11.6%、「もっと少ない人口でよい」が5.7%となっている。市民は人口の現状維持を望んでいる。本計画の「4. 2010年への課題と姿勢」、（2）時代潮流と課題では「おおむね10年後には減少局面に向かうものと予想されます」と述べている。そして、女性の社会的役割の一層の高まり、育児支援の強化、高齢者の社会参加の推進など、地域社会として持続的な発展を図ることが急務となっているとしている。

しかし、「第3章 計画の基本指標」人口の項では、今後10年間に限り岸和田市としては関西国際国際空港第2期工事の完成や既成市街地の整備などの結果、定住の魅力は一段と高まるとして、引き続き人口のゆるやかな増加を見込んでいる。

岸和田市と日本全体の社会変化を考慮すると、少子高齢化は視野に入っているといえるが、人口減少社会への対応は2005年度（平成17年度）の点検、評価時点での後期課題となるだろう。

8. 具体的なモデル構築

これまで7つの基本的考え方に基づき、岸和田市の総合計画などの検討や地域自治組織の現状と役員の思い、フィールドワークの報告などを行ってきた。当初はここで具体的な地区を定めて、例えば岸和田城が眺望できる地区を定めてモデル構築や都市計画法による地区計画づくりを提案しようと考えていた。しかし、総合計画、都市景観形成基本計画などを検討した結果、地域を限定するモデル構築の提案は好ましくないと考えに至った。美しさ・景観統一を目指すまちづくりは地域を深く知り学び、地域の事柄を決定し管理していく住民相互の協働、住民と事業者と行政による相互の協働から生じる自主性がまず形成されることが基本的前提だと感じた。そして、既に岸和田市の各計画やガイドライン、住民の経験の蓄積がある。それらを踏まえて、次の点を挙げておきたい。

第1に、「都市景観形成基本計画」、「岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅠ－大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準」を始めとする3つの景観ガイドラインに沿って着実に実行していく。

第2に、「岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅡ－岸和田市公共建築物等のデザインマニュアル」をテキストに地域ごとに住民と事業者を対象に恒常的に懇談会・学習会を開催していく。

第3に、景観形成を含むまちづくりの統一感を持たせるシンボルとして岸和田城を位置付ける。フィールドワークでも明らかなように岸和田城への眺望は乱されている。せめて借景として岸和田城を生かすべきである。

第4に、岸和田TMOなどの事業者によるまちづくり、景観形成の取り組みが経済効果を生み出すことを具体的事例でもって示し、情報発信していく。

第5に、市政全般にわたって市民参加・協働をいっそう促進する。市政について市民が参加し、討議し、合意形成を図る経験を積み重ねていくことによって、遠いようだがまちづくりなどに関して着実な進展がもたらされる。後述する「住民自治的波及効果」の還流といえる。

最後に、地区市民協議会に地域を管理、運営する為の権限、財源を移譲し、更に行政職員の一部を配置する地域内分権を提案したい。自己決定権のないところに岸和田城の活用、景観形成、広くまちづくりへの自主的な取り組みは生じないし、住民自治は育たないとする。

第3章 当面の推進策と波及効果

1. 地区市民協議会、町会、自治会での議論・修正と市民的合意形成

『第3次岸和田市総合計画』の基本構想に謳われている「新しいまちづくりの推進」に沿って、市民との協働によるまちづくりを推進するために本報告書、及び本部会の報告書、提言を広く市民・住民の関心の喚起と議論の材料とするために、地区市民協議会、町会、自治会での議題に取り上げていただくことを提案したい。それらの場での議論の深化と修正（見送り、消滅も選択肢として可能）によって市民的合意形成（公共性の形成）を図り、次に自治体施策へとつくり上げていく過程が望ましい考える。

2. 財政問題に関する波及効果

最後に、財政問題に関する波及効果を住民自治、地域経済の点から考えていく。ただし、財政問題の捉え方は、財政を住民の生活を保障し、安定させる社会的基盤（社会資本）の整備と維持を図るシステムと捉え、財源の削減、効率化による会計上の収支均衡を意味するものではない。更に、財政危機は収支の赤字発生や拡大ではなく、住民・市民が税負担と公共サービスの享受の評価を行い、その評価を投票、住民参加などの政治的意思決定を通じて実行しない、実行できない、財政システムの機能不全と考える。その意味からまちづくり・財政問題について市民自らが参加し調査研究に基づいて提言・提案を行う本委員会は財政システムの機能回復の試みといえる³⁾。

3. 住民自治的波及効果

地域の住民が美しさ・景観統一を目指して地域を深く知るために調査や学習を通じて、地域の実態を把握し、問題点や課題を出し合い、討議と合意形成を行うことは住民自治そのものである。従って、地域からの要求実現や全市的に施策を実施する場合、行政が事前の地域調査や施策・事業の調整費を軽減することができる。更に、施策・事業の運用にも適応性が増す。即ち、施策・事業の調査、調整、運用面での時間と労力の削減ができ財政費用削減効果を生み出し、行政サービスの効率性が増す。そして住民の評価へと循環していくシステムが作動していく。

住民自治が進展することは財政効果だけではなく、次に述べる経済的波及効果の基盤づくりにもつながる。

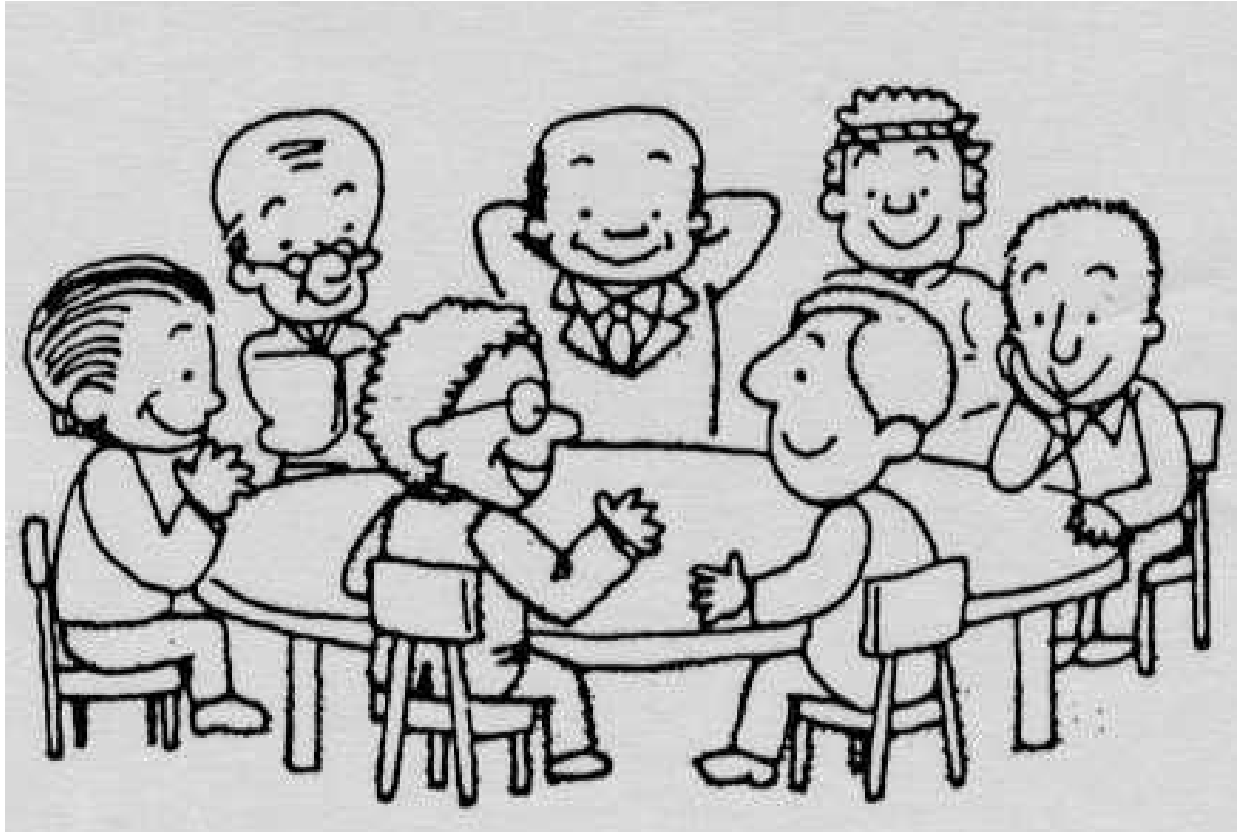
4. 地域経済的波及効果

岸和田市産業振興ビジョン、第1節産業振興の基本目標「①岸和田の個性と魅力を生かす産業－歴史・文化・自然の資源の発掘と活用」には次のように謳われている。

地域の歴史・文化・自然の諸資源を発掘、活用し、岸和田の個性と魅力を生かす産業を目指します。
 （中略）地域のイメージ形成にも大きな影響を与えます。それらを製品の企画や販売にどのように生かすのか、まちづくりとあわせて検討を深めることが重要です。それは、商店街等の活性化を考える上でも大切な視点です。（中略）しかし、地域に住んでいる人々さえその存在や由来を知らない場合が少なくありません。まず、地域の事業者や住民自身がその存在や価値を学び合い、地域への「愛着」を育むことが前提条件となります。

歴史・文化・自然の資源の発掘と活用は、これまで美しさ・景観統一、まちづくりの推進を述べてき

た本論の主旨に合致するものである。更に、岸和田市の産業の将来像、観光・集客産業の項目ではエコミュージアム、グリーンツーリズムの提案も行われている。地域経済的波及効果以前に美しさ・景観統一を含むまちづくりの取り組みは産業振興と合致し、経済的効果があることを示している。



補章 豊かさ

「豊かさの実感」を感じるための「豊かさ」とはなにかを補章では考えてみたい。

従来日本では、「豊かさ」の言葉は大きく3つの意味で使用されてきた。第1は、既に物が溢れ物質的に豊かになったが、殺伐とした事件の発生や若者のモラルを無視した行動などを指摘して心が貧しい、心の豊かさが必要だという使われ方である。第2は、物が豊かに溢れ生活全般が便利になり一見豊かになったように感じられるが、生活の質の観点からよく見ると物が溢れているだけで、日々の生活に追われ暮らしている現実気が付く。決して豊かさを感じられる社会ではないという質の喪失・充足としての使われ方である。第3は、次に紹介する政治、経済、社会（ここには地域社会も当然含まれる）を人間の営みにおける相互依存関係の中からつくり上げていくよりよい生と考え、よりよい生の基準としての豊かさである。第3の「豊かさ」について考えてみたい。

1. 人間生活の「豊かさ」

神野直彦氏は、人間の「豊かさ」をつくり出すためには地域社会の再生が必要だと述べている。

地域社会が人間生活の「場」として存在し、文化、学問、芸術、科学を発展させることが地域経済を活性化させることにもなる。もちろん、地域社会は相互に助け合い、安心を分かち合い、相互に高め合うため、地域社会での人間の生活を保障する福祉や医療、人間を高める教育というサービスが共同事業として供給されていなければならない。（神野直彦『地域再生の経済学』より）

神野氏は、地域での人間の相互的関係の豊かさと、共同事業としての社会保障の供給が相乗機能する「場」として地域社会を捉え、人間生活の「豊かさ」をつくり出す不可欠の条件だと考えている。

2. 「豊かさ」と分権的システムづくり課題

重森暁氏は、戦後日本の地域政策と人間発達を考えるうえで、「豊かさとはなにか」をアマルティア・センに注目して議論を展開している。

センは「豊かさ」の説明として、およそ3つのアプローチがあるとしている。第1は、裕福アプローチ、第2は、効用アプローチ、第3は、潜在能力アプローチである。潜在能力アプローチは、各人の潜在能力を生かすための選択の自由、選択のための機会と条件の整備、潜在能力の実現といった視点から「豊かさ」評価する。（『分権社会の政策と財政—地域の世紀へ』より）

重森氏はセンの潜在能力アプローチを、各人が人間的発達への意欲をもち、そうした意欲にしたがって自らの生き方を選択し、自己の潜在能力を開花しうるということが「豊かさ」の意味だといっている。

そして、潜在能力アプローチの要点を次のようにまとめている。

各人の潜在能力（人がある基本的なことがらをなすこと）アプローチは、第1に、各人の潜在能力を生かすための選択の自由を保障し、第2に、選択のための機会と条件の整備がなされていること、第3に、潜在能力の実現であり、更に特徴を次の2点にまとめている。

第1に、諸個人の多様性、即ち固有価値を認め、男性と女性、年齢、人種、障害、健康状態などの差異に応じた潜在能力の実現。

第2に、欲求充足という功利主義の視点だけでなく、生き方の選択といった価値評価の問題を豊かさ

指標に組み入れている。

更に、内発的地域発展と人間発達のための分権的システムづくり課題として、4点をあげ、第1点目に「雇用や環境、安全性や文化性といった観点から、大企業や国家の官僚的行政にたいして規制を加える権限と力量を自治体と地域住民がもつことである。更に、地域固有の潜在能力を生かす道を地域住民自身が選択できるようにしなければならない。」と指摘している。（重森暁『分権社会の政策と財政—地域の世紀へ』、第1章地域と人間発達より）

3. アマールティア・センの「社会的コミットメント」

川本隆史氏は、センの「社会的コミットメント」を次のように説明している。

第1に、社会が価値あるものとして積極的に選び取り、肩入れすべき価値という規範的な意味。

第2に、社会の関与による所産という記述的な意味。

個人の自由を高く掲げるだけでなく、それが人間の「相互依存性」から生み出されたもので、社会の関与抜きに個人の自由は保障されないことがセンの社会倫理学の構想である。

（川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークングへ』より）

神野・重森・川本各氏に見られるように「豊かさの実感」は、第1に、与えられるものではなく、相互につくり上げ、与え合う中からつくられていくものであり、第2に、自由や権利を含む制度はそれらの営みの果実であり、不可欠の条件であり、第3に、それらは出来上がってしまうと固定化されるのではなく、社会の変化に応じて不断に内容の検討と充実を図る更新の循環作業が必要であることが理解できる。

注

- 1) 市民と住民の区別は政治に参加できる権利があるのか、ないのか重要な点である。例えば、自治体の政策・施策・事業に反対の意思表示を市民は選挙等によって示すことが可能だが、住民にはその権利がない。市民は市民権を有する人である。

市民権—①人民ないし国民の権利。人権または民権に同じ。また、公権とも同義に用いる。

②市民としての行動・思想・財産の保障され、居住する土地や国家の政治に参加することのできる権利。

住民—その土地に住む人。分かりやすい例として、18歳未満の人、在日外国人は選挙権を有していない。

市民権、住民については『広辞苑』より引用。ただし、例は筆者による。

- 2) 「豊かさの実感」については補章を参照のこと。
- 3) 財政危機は一般的に会計上の収支不均衡や赤字の発生、拡大と受け取られる傾向がある。しかし、真の財政危機は住民・市民が税負担を拒んだり、税金の使われ方や公共サービスの現状に無関心となったり、選挙時に投票を行わず、まちづくりにも参加しないなど、投票、住民参加などの政治的意思決定に無関心となり、実行しない行財政システムの機能不全と考える。本委員会は公募市民と自治体職員により財政危機を回避し財政健全化に向けて、3年間の調査研究に基づいて提言・提案を行っている。市民自ら参加することによって、行財政システムの機能を市民レベルから回復しようとする意味において貴重な取り組みである。更に、自治体の危機は自治権などを根底から放棄しようとする市町村合併に集約される。市町村合併は行財政危機以前の自治体の存在に係る問題である。その意味から自治体が消滅する、市域が拡大する市町村合併は、本委員会が行っている行財政システムに対する機能回復の試みや住民参加の努力を無効にする、相反する事柄と考えられる。

参考文献

この報告書作成に当たっては次の文献を参考にした。

- 1) 『第3次岸和田市総合計画』(平成13年3月)
- 2) 『岸和田市都市計画マスタープラン』(平成10年3月)
- 3) 『第2次岸和田城周辺整備計画』(平成13年3月)
- 4) 『岸和田市産業振興ビジョン』(平成13年3月)
- 5) 『岸和田市観光振興基本計画』(平成2年1月)
- 6) 『岸和田市中心市街地活性化基本計画』【概要版】(平成12年3月)
- 7) 『岸和田市都市景観形成基本計画』(1991年・平成3年3月)
- 8) 『岸和田市都市景観条例関係集』(平成7年7月)
- 9) 『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅠー大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準』
(1998年・平成10年4月増刷)
- 10) 『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅡー岸和田市公共建築物等のデザインマニュアル』
(1997年・平成9年3月)
- 11) 『岸和田市らしさを目指した景観ガイドラインⅢー岸和田市色彩景観誘導マニュアル』(1998年・
平成10年3月)
- 12) 『岸和田市商業タウン・マネジメント構想』岸和田商工会議所(2001年・平成13年3月)
- 13) 『岸和田TMO 平成14年度事業計画書』岸和田商工会議所
- 14) 『観光立都・大阪』宣言、大阪観光推進宣言策定委員会(平成13年3月)
- 15) 桑子敏雄『感性の哲学』、NHK ブックス(2001年)
- 16) 池上惇・小暮宣雄・大和滋編『現在のまちづくり 地域固有の創造的環境』、丸善ライブラリー(平
成12年)
- 17) 松谷明彦・藤正巖『人口減少社会の設計 幸福な未来への経済学』、中公新書(2002年)
- 18) 松原隆一郎『失われた景観 戦後日本が築いたもの』、PHP 新書(2002年)
- 19) 神野直彦『人間回復の経済学』、岩波新書(2002年)
- 20) 神野直彦『地域再生の経済学』、中公新書(2002年)
- 21) 「特集『まちの中でネットワークをつくる』」、『住民と自治』2002年11月号自治体研究社
- 22) 「特集『まちにこだわって生きる』」、『住民と自治』2002年10月号自治体研究社
- 23) 「特集『民営化・市場化と公共性』」、『住民と自治』2002年8月号自治体研究社
- 24) 「特集『まちに学ぶ・職場に学ぶ』」、『住民と自治』2001年5月号自治体研究社
- 25) 「特集『住民自治ー公開・参加・決定の到達点』」、『住民と自治』1996年11月号自治体研究社
- 26) 重森暁『分権社会の政策と財政ー地域の世紀へ』、桜井書店(2001年)
- 27) 川本隆史『現代倫理学の冒険ー社会理論のネットワーキングへ』、創文社(1995年)
- 28) 暉峻淑子『豊かさの条件』、岩波新書(2003年)

☆ 環境のまちづくり部会

まえがき

各グループ報告

- 1 岸和田市の廃棄物の処理にかかる費用
 - 1-1 岸和田市の廃棄物の量
 - 1-2 家庭と事業系廃棄物の経費
 - 1-3 市民一人当たりの廃棄物の処理単価
 - 1-4 岸貝清掃の決算概要
 - 1-5 平成13年度・14年度決算から見えてきたこと
- 2 事業系ゴミの実態調査から見えてきたこと
 - 2-1 事業系ゴミを取り上げた理由
 - 2-2 事業系ゴミ発生量の現状調査
 - 2-3 事業所での種類別ゴミ排出状況聞き取り調査
 - 2-4 事業系ゴミ回収業者聞き取り調査
 - 2-5 岸貝清掃での事業系ゴミ搬入状況調査
 - 2-6 事業系ゴミの実態調査から見えてきたこと
- 3 種類別ゴミの減量化と適正処理のありかた
 - 3-1 生ゴミについて
 - 3-2 廃プラについて
 - 3-3 古着について
 - 3-4 紙類
- 4 私たちの新しい焼却場
 - 4-1 岸和田市のゴミを処理する施設
 - 4-2 新ゴミ処理施設建設にかかる課題
 - 4-3 新ゴミ処理施設に対する提案・提言

環境のまちづくり部会

「やってよかった、調べてわかった、ゴミ問題」

—持続可能な地域社会を目指して—

まえがき

岸和田市の財政が厳しく、将来の歳入増加が見込めない中で財政の健全化を図るためには、財政支出を抑制する必要がある。そのためには行政が取り組むあらゆる施策に対して、情報の早い段階からの公開と計画策定への市民参加の機会を保障し、事業者と市民がその内容をよく理解し費用対効果について納得できるものである必要がある。

市民も厳しい市の財政状況を理解し、行政と市民が共に公益性・共益性を考え、力を合わせてまちづくりを進めていくなかで、行政の経費削減を実現させたい。

環境問題では、京都議定書（温室効果ガスの排出削減量を2008年～2012年までの期間中に1990年比で6%削減する）の着実な実施に向けて、国は地球温暖化防止行動計画と法的、経済的、規制措置をはじめとした様々な取り組みを進め、国、自治体、企業（事業者）、国民それぞれが実行すべき基本方針を決め、循環型社会をめざしている。

これを受け岸和田市では、平成14年度に全市でプラスチックの分別回収を実施、家電リサイクルも始まった。平成14年7月からは一般ゴミの一部有料化を実施、ゴミ袋は中身の見えるものを使用、粗大ゴミも有料になった。また、昭和44年に建設された岸和田市貝塚市清掃施設一部事務組合（以下、「岸貝清掃」という）の清掃工場が老朽化し、平成13年5月新清掃工場に関わる都市計画案の公示があり、平成14年8月新清掃工場建設工事に着手された。

環境のまちづくり部会のメンバーは、自然環境・都市整備・ゴミ問題などそれぞれの思いで集まった。岸和田市より財政の状況と将来見通し、環境対策の取り組み、特に新清掃工場の建設、ゴミ発生状況と減量対策等についての報告を受け、共通の現状認識を得るなかで、ゴミ問題をテーマに選択した。市民・行政・事業者それぞれにできることを模索し、課題別に4グループに分かれて調査研究した。

戦後日本経済のめざましい発展は、同時に大量消費と大量廃棄を生み出した。そこで発生した多くの都市ゴミは、ドイツやアメリカと比べて焼却処分されている比率が高い。環境部会で主催した公開講座で京都大学の植田教授は「環境対策はまちづくりと連動した環境政策として地域価値の創造につながるものとしなければならない」として、ドイツのフライブルグという町のことなどを事例に挙げ話をされたように、日本はゴミ政策（ゴミ文化）においても欧米に比べて如何にも遅れている。

環境のまちづくり部会の約3年間にわたる調査と分析、提言・提案が、分野も狭く、岸和田の将来像—地域価値の創造—が見えないままになされることは残念だが、郷土を愛し、持続可能な社会の実現を願っての試みであった。

私たちも多くの方々と認識を深め合い、岸和田市が財政問題を含めた先駆的な環境政策を進めることに助力して行きたい。

1 岸和田市の廃棄物の処理にかかる費用

(決算グループまとめ・平成13・14年度決算から見てきたこと)

～ 決算を分析するわけ ～

私たちがゴミや資源として出したものは、岸和田市や委託業者が収集し、焼却や埋め立て、リサイクル等をして処理されています。自分が出したゴミや資源がどのように運ばれていくのか？どのようにリサイクルされているのか？どれくらいの費用がかかっているのか？ ……

これらをできるかぎりわかりやすく見ることができるようにすることで、少しでも私たちが出すゴミや資源について考えることにつながればと作成しました。

1-1 岸和田市の廃棄物の量

私たちは、岸和田市の家庭と事業系から排出される廃棄物（ゴミ・資源）の量を調べました。下のグラフは、家庭から排出された廃棄物の量を表したものです。

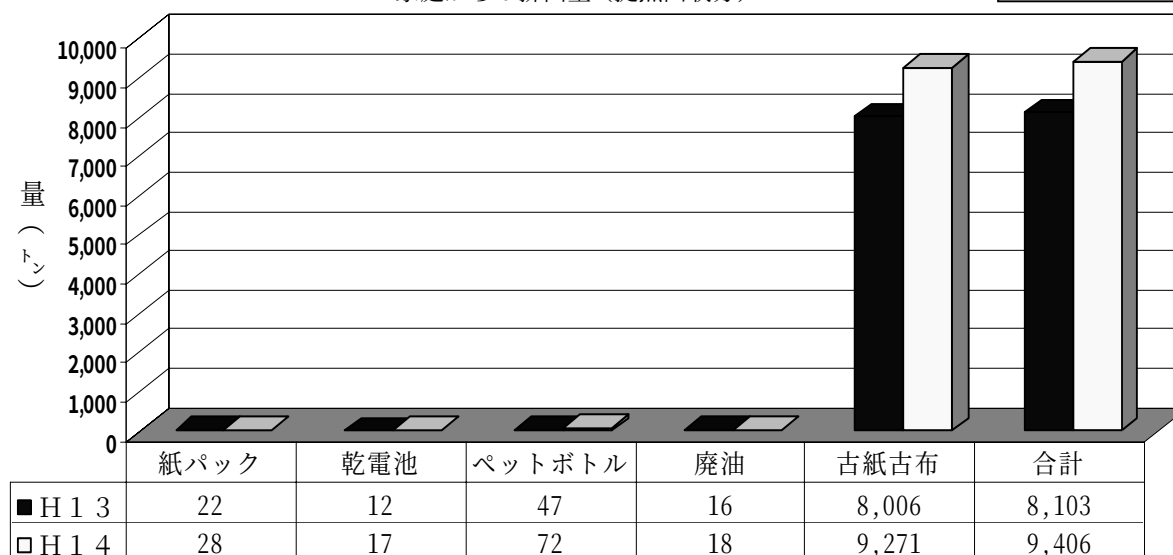
家庭からの排出量（岸和田市・委託業者収集分）

グラフ1-1



家庭からの排出量（拠点回収分）

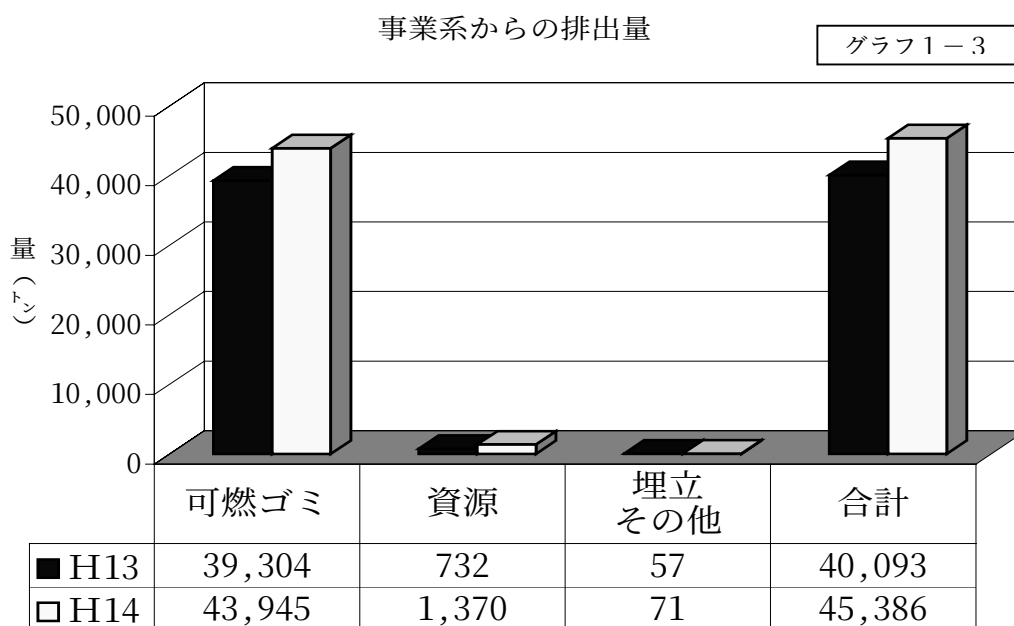
グラフ1-2



*出典：岸和田市環境整備課資料

- ① 家庭からの可燃ゴミは平成13年度を100とすると、平成14年度は79となり減っています。
- ② 資源物の分別が市民に定着していることが、数量の増加となって表れています。特に廃プラスチックの増加、古紙古布の16%増は、市民のゴミ減量化への取り組みの表れではないでしょうか。
- ＊ 廃プラスチックは、平成14年度から全市で分別収集が始まりました。

次に、事業系から排出された廃棄物の量を表したのが、下のグラフです。



＊出典：岸和田市環境整備課資料

- ① 事業系からの可燃ゴミは平成13年度を100とすると、平成14年度は119となり増えています。
- ② 事業所から資源（主に缶・ビン）が搬入されていますが、本来は、岸貝清掃工場へ搬入するのではなく、各事業所で再生業者へ引き取ってもらう等の対応が必要です。

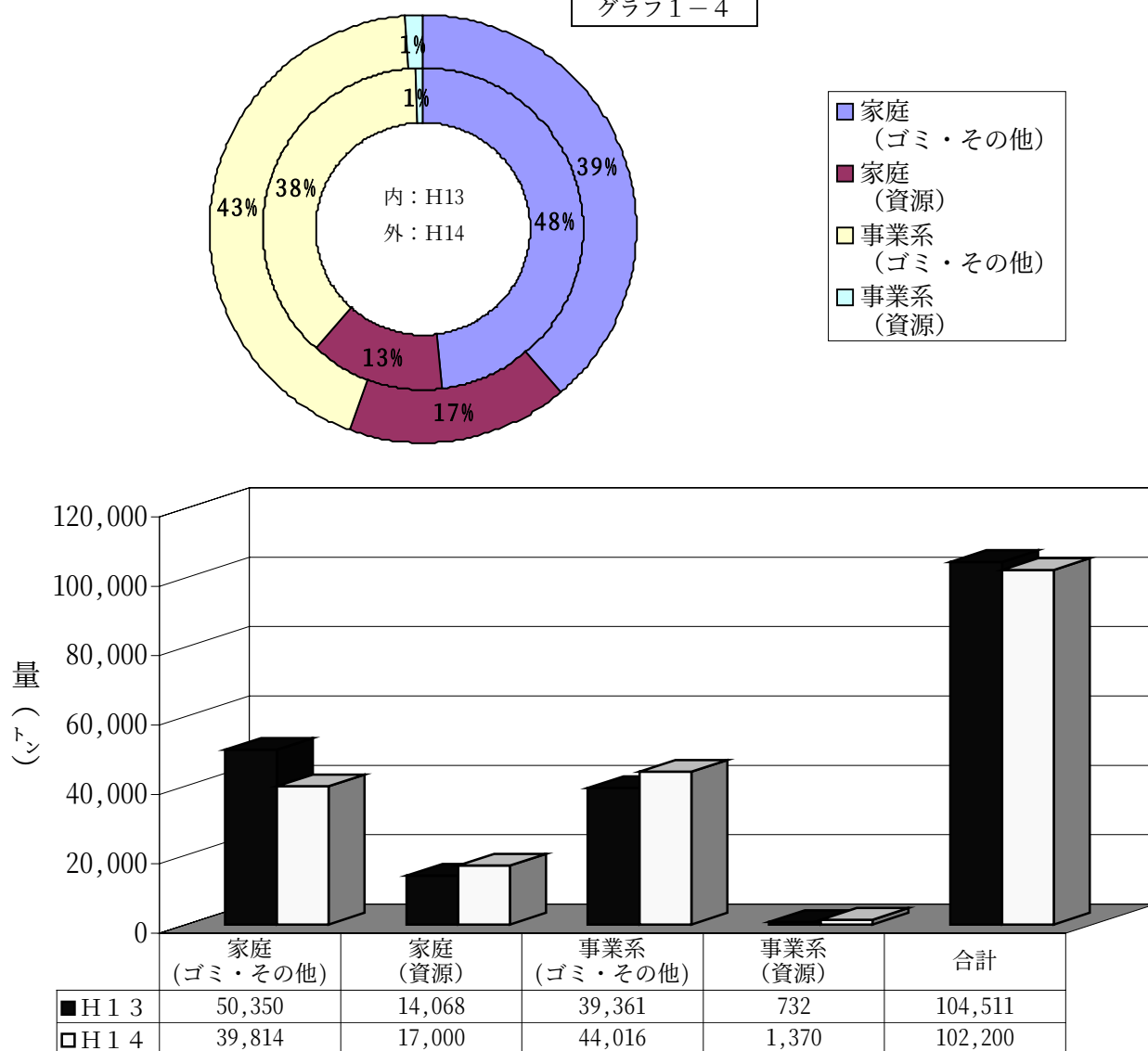
＊事業系廃棄物は、事業所が許可業者と契約を行い収集運搬するものと、直接、岸貝清掃工場に持ち込むものがあります。また、一部の家庭から岸貝清掃に持ち込まれる分も、ここでは事業系として算入しています。



ここでは、家庭と事業系の廃棄物の排出量が全体に占める割合を表しています。

家庭・事業系の排出量の割合と量

グラフ 1-4



* 出典：岸和田市環境整備課資料

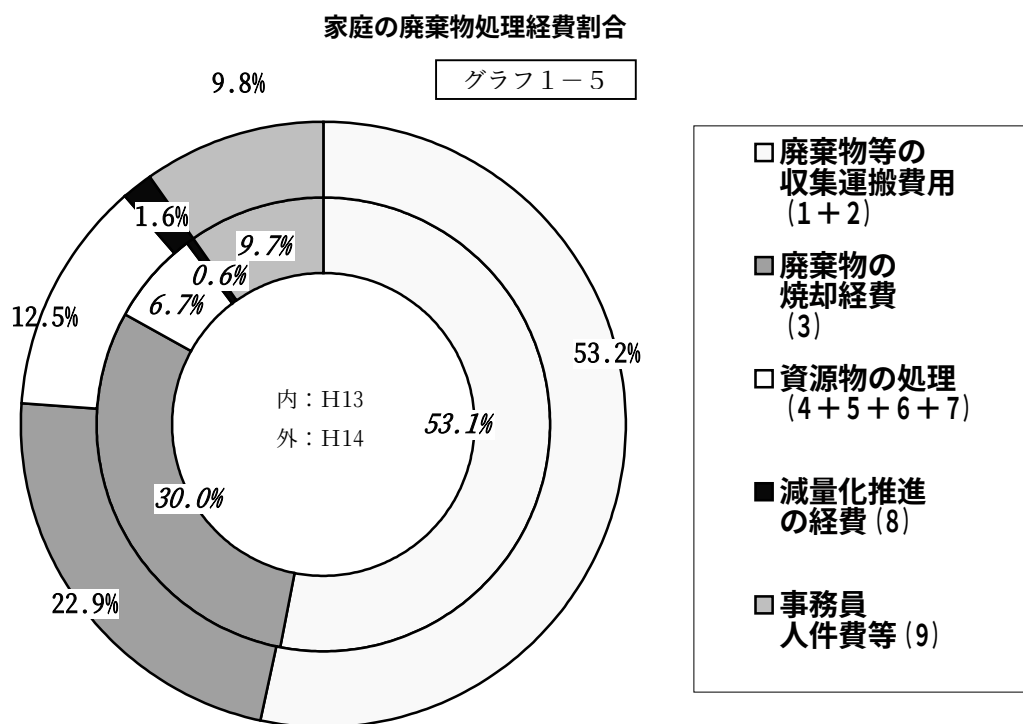
- ① 廃棄物の総量は、平成 13 年度を 100 とすると、平成 14 年度は 98 となり排出される廃棄物の全体量は減っています。
 - ② 家庭及び事業系のゴミ・その他の総量は平成 13 年度を 100 とすると、平成 14 年度は 94 となり、焼却処理される量も減っています。
 - ③ 岸貝清掃工場へ搬入されるゴミの割合は、平成 13 年度は家庭と事業系で 56：44、平成 14 年度は 47：53 となり、総量に占める家庭と事業系のゴミの割合は逆転しています。
 - ④ 家庭の資源化率は、13 年度 21.8%、14 年度 24.1%です。
 - ⑤ 家庭は減量・資源化ともに進んでいる一方、事業系の減量・資源化は立ち遅れています。
- * 資源化率=資源量／総排出量

1-2 家庭と事業系廃棄物の経費

1) 家庭

平成13年度 2,442,767 千円 平成14年度 2,540,743 千円

次に、家庭から排出される廃棄物の収集運搬や焼却処理の過程、啓発等にかかる経費を表したのが、下のグラフと表です。



* 出典：岸和田市環境整備課資料

	経費の内容	平成13年度	平成14年度	フロー図番号
1	ゴミ等の収集運搬（市直営）	471,080 千円	478,571 千円	①+③+⑤+⑦
2	ゴミ等の収集運搬（委託・許可）	825,160 千円	873,845 千円	②+④+⑥+⑧
3	ゴミの焼却処理	731,972 千円	581,141 千円	③+⑤
4	資源物の処理 （缶・ビン・金属）	41,224 千円	43,548 千円	⑬+⑭
5	資源物の処理 （ステーション回収廃プラスチック）	67,152 千円	212,583 千円	⑭+⑮+⑯
6	資源物の処理 （拠点回収紙パック・乾電池・ペットボトル・廃油）	6,146 千円	6,146 千円	⑨+⑩+⑪+⑫
7	集団回収助成金 （新聞・雑誌・ダンボール・古布）	48,027 千円	55,615 千円	⑳
8	減量化を進める費用	15,801 千円	41,528 千円	㉑
9	事務員人件費・需用費等 （環境整備課・廃棄物減量推進課）	236,205 千円	247,766 千円	㉒

- ① 家庭から排出されるゴミや資源の収集運搬（普通ゴミ週2回、缶・ビン週1回、廃プラ週1回、粗大ゴミ申込制）は、市が直接するものと、業者に委託するものの2つの形態があり、そのための経費は、廃棄物の処理等に必要な経費の半分以上を占めています。
- ② 市の場合は、平成13年度では1㌧あたり46,939円、委託の場合は1㌧あたり18,217円の経費がかかっています。（平成14年度：市直営 50,744円 委託 23,260円）
- ③ 集められたゴミは岸貝清掃工場へ搬入され、焼却されるなどしてフェニックス（泉大津）に運搬され埋め立てられます。また、資源は再生業者へ渡されます。これらの全ての工程で経費がかかっています。
- ④ 平成14年度から廃プラスチックの回収が全市で実施されたことにより、その処理の経費が増えています。
- ⑤ スーパー等で資源物を回収した分についても、再生業者へ渡すための運搬費がかかっています。
- ⑥ 町内会等で行っている新聞紙等の集団回収に対しては、その活動を奨励することから、1kgあたり6円の助成が行われています。
- ⑦ その他啓発（エコロジカレンダー作成・減量化推進委員の活動・資源物回収袋等）のための費用、事務を行う職員の人件費や事務所の経費（消耗品・通信運搬費等）が収集運搬以外にも使われています。
- ⑧ 家庭ゴミの有料化に伴う無料シール券の発行や郵送により、減量化を進める経費が増えています。
- ⑨ 廃棄物の処理等の経費のうち半分以上を占める収集運搬費について、見直しが必要です。



2) 事業系（焼却処理・最終処分地への運搬等）

平成 13 年度

552,189 千円

平成 14 年度

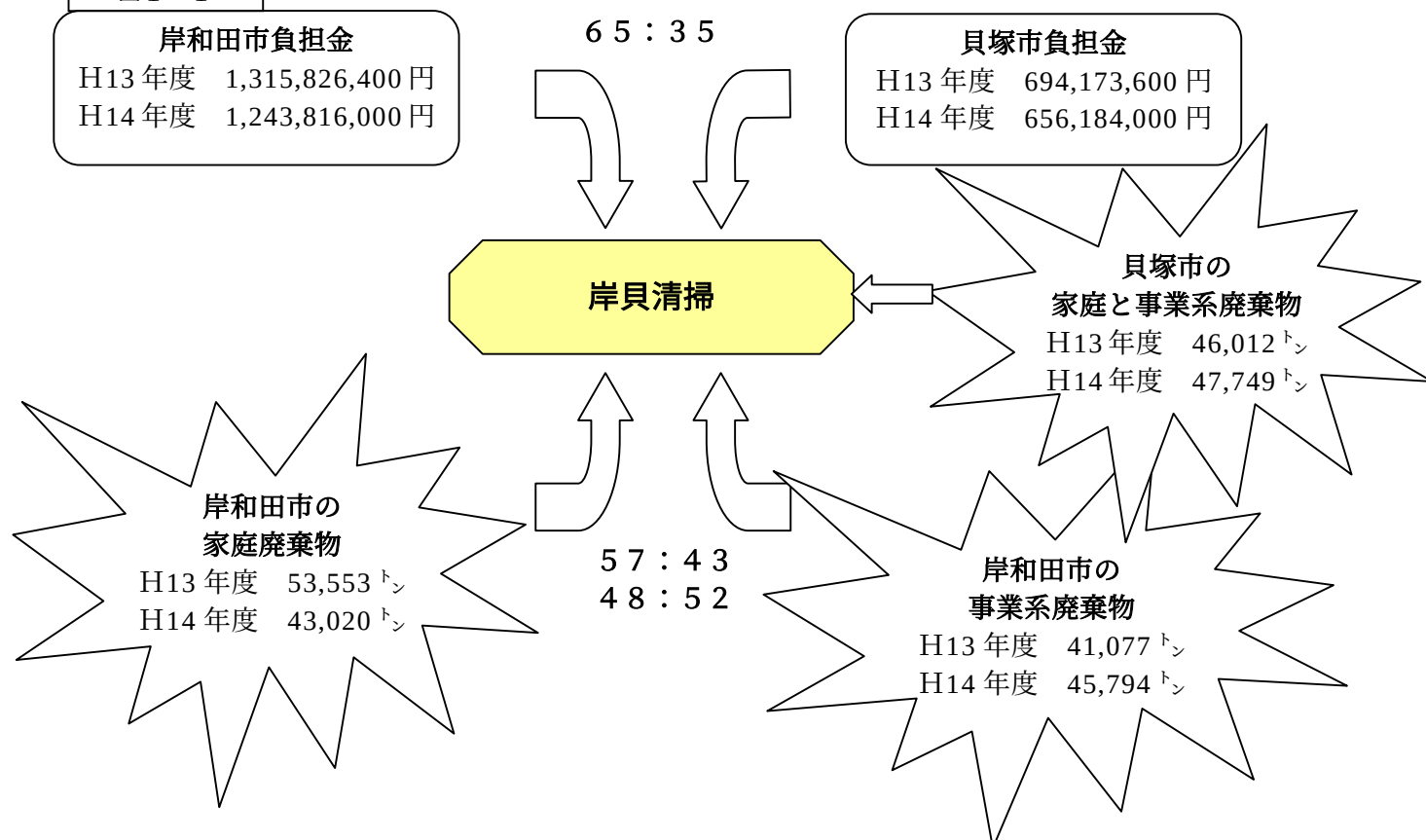
629,569 千円

事業系の廃棄物については、焼却処理をするための経費がかかっています。収集運搬については、家庭とは異なり、事業所は市の許可を受けた業者と契約を行っています。そのため、収集運搬の経費については各事業所が負担することとなります。

事業系のゴミを焼却処理するための経費は、岸和田市、貝塚市から支出される負担金によってまかなわれます。

＊下図の数値については、岸貝清掃の資料を用いて作成しています。岸貝清掃では、粗大ゴミの許可業者収集分を事業系として集計しているため、これまでに出現している数値と差があります。（後掲フロー図の量）

図 1-1



平成 13 年度、岸貝清掃には、負担金として岸和田市と貝塚市から経費を支出し、両市の負担金の割合は、概ね 65 : 35 となっています。（負担金は、固定費と両市の人口比率に応じて決められています。）

岸和田市（家庭・事業系）の廃棄物を岸貝清掃で処理するための経費は、概ね 1,284,160,780 円となっています。

岸和田市の家庭と事業系の廃棄物の重量比は、57 : 43 となっていることから、総経費の 43 % が事業系の廃棄物の処理に必要な経費と考えられます。

一方、事業系のゴミを許可業者が、岸貝清掃工場へ搬入する場合には手数料がかかり、また、事業者が直接、岸貝清掃工場へ搬入する場合にも手数料がかかります。

これらの手数料は、岸貝清掃の収入となり、岸和田市分では、平成 13 年度では、許可業者からの手数料収入は 35,252 千円（1,187 円／t）、直接搬入による手数料収入は 60,720 千円（5,838 円／t）となっています。平成 14 年度は、それぞれ 36,937 千円（1,107 円／t）、70,813 千円（5,699 円／t）となります。

許可業者の手数料は 2,520 円／t、直接搬入では 7,980 円／t と決められており、先に述べた 1 t あたりの手数料と差がでています。これは、許可業者については、減額や免除の制度があり、直接搬入については、一部無料制度があることから生じています。

1-3 市民一人あたりの廃棄物の処理単価

これまで家庭及び事業系の廃棄物の量や経費についてみてきましたが、廃棄物の処理等の経費を市民一人あたりでみると、どれくらい負担していることになるのかを表したのが下の表です。

表1-1

1) 家庭

	平成13年度	平成14年度
ゴミや資源の収集運搬	6,364 円／人	6,617 円／人
	17,527 円／世帯	18,030 円／世帯
ゴミの焼却処理	3,594 円／人	2,843 円／人
資源物の処理	798 円／人	1,555 円／人
その他	1,237 円／人	1,415 円／人
計	11,993 円／人	12,430 円／人

2) 事業系

	平成13年度	平成14年度
ゴミの焼却処理	2,774 円／人	3,080 円／人

1) + 2)

合 計	14,767 円／人	15,510 円／人
-----	------------	------------

＊人口及び世帯数は、10月1日現在を使用。

H13 人口：203,686 人 世帯数：73,956 世帯

H14 人口：204,399 人 世帯数：75,008 世帯

私たちが消費した後に排出するゴミや資源を収集運搬し、焼却処理するには、平成13年度では市民1人あたり14,767円（平成14年度：15,510円）の経費がかかっていることになります。



1-4 岸貝清掃の決算概要

廃棄物の焼却処理等については岸貝清掃工場で行われます。工場は、岸貝清掃が運営しており、ここではその経費がどのように使われているのかをみておきたいと思います。

①議会費（平成13年度 3,894千円 平成14年度 3,527千円）

岸貝清掃では、廃棄物の焼却処理等の業務をしています。また、業務をおこなうにあたっては、予算や計画を決めていかななくてはなりません。これらを話し合い、決定していくために必要な組織が「組合議会」です。

岸貝清掃の組合議会の運営していく上で必要な費用を、まとめて議会費と呼んでいます。内容については、議員の報酬や議会をおこなうための消耗品の購入、印刷費、会議記録の作成費等にあてられています。

②一般管理費（平成13年度 245,190千円 平成14年度 259,786千円）

岸貝清掃の全般的な事務（管理・企画調整・財務等）に要する経費の中で、組合で働く人やアルバイトに支払う給料や手当、健康保険等の事業者負担金、業務をおこなう上で必要な物品購入や光熱水費等の支払等にあてられています。

③総務管理費（平成13年度 546,610千円 平成14年度 521,057千円）

岸貝清掃工場へ搬入された廃棄物を焼却する業務は、業者へ頼んで行っています。廃棄物を焼却した後に残る灰は、泉大津にある最終処分場（フェニックス）へ、また、缶・ビン、粗大金属は、それぞれ決まった所へ運ばれ再生等の処理がされます。これらの業者に頼んで行っている処理処分費用の支払にあてられています。また、フェニックスへ搬入する物の量に応じて、フェニックスの整備のための費用を支払っています。

④監査委員費（平成13年度 281千円 平成14年度 290千円）

岸貝清掃のお金の使い方（歳入・歳出）について、適正に行われているかどうかを調べてもらう必要があるため、検査をおこなう人（監査委員）に支払う費用や資料の印刷費にあてられています。

⑤施設管理費（平成13年度 1,244,692千円 平成14年度 696,951千円）

工場へ運ばれる廃棄物を継続して適切に焼却するためには、焼却炉等の日頃の点検や故障等をしたときの修理等が重要になります。これには、専門的な知識を必要とするため、点検や工事等の作業を専門の業者に頼んでおり、その支払にあてられています。

また、廃棄物を適正に焼却処理するには、多くの薬品や燃料が必要であり、これらを購入する費用も含まれています。

⑥清掃施設整備事業費（平成13年度 3,634,964千円 平成14年度 4,142,126千円）

阪南2区（埋立て地）において、新しい清掃工場の建設計画が進んでいます。この工場を建てるためには、まず、阪南2区の中の土地を買うことが必要となります。

主に、この土地を購入する費用と新しい工場をつくるための計画づくりを、専門の業者に頼むための費用にあてられています。

⑦元金（平成13年度 377,092千円 平成14年度 411,939千円）

⑧利子（平成13年度 116,257千円 平成14年度 145,059千円）

公債費

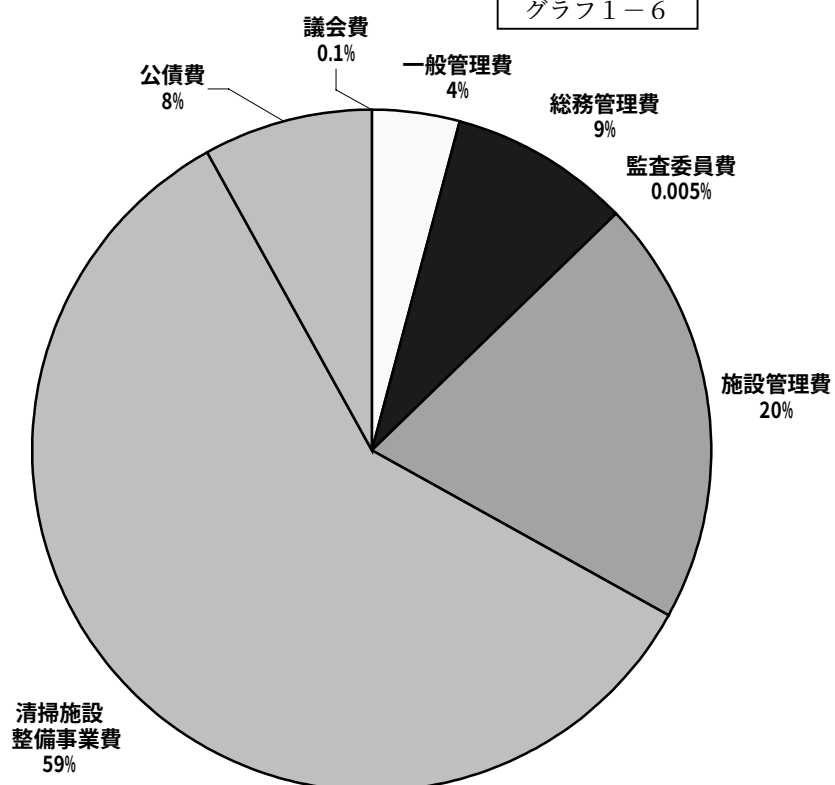
新たに工場を建てるためには、莫大な資金が必要になり、手元にある費用だけではまかなうことができないので、借入れを行った上で土地を購入し、工場を建設することになります。この借入れをした分を何年間に分けて返していくための元金と利子の費用です。

⑨公平委員費（平成14年度 63千円）

岸貝清掃の職員の勤務条件に関する措置の要求の審査や判定、職員に対する不利益処分に対する裁決や決定等をおこなうために公平委員会が設置されています。内容については、委員の報酬や委員会をおこなうための消耗品の購入、印刷費、会議記録の作成費等にあてられています。

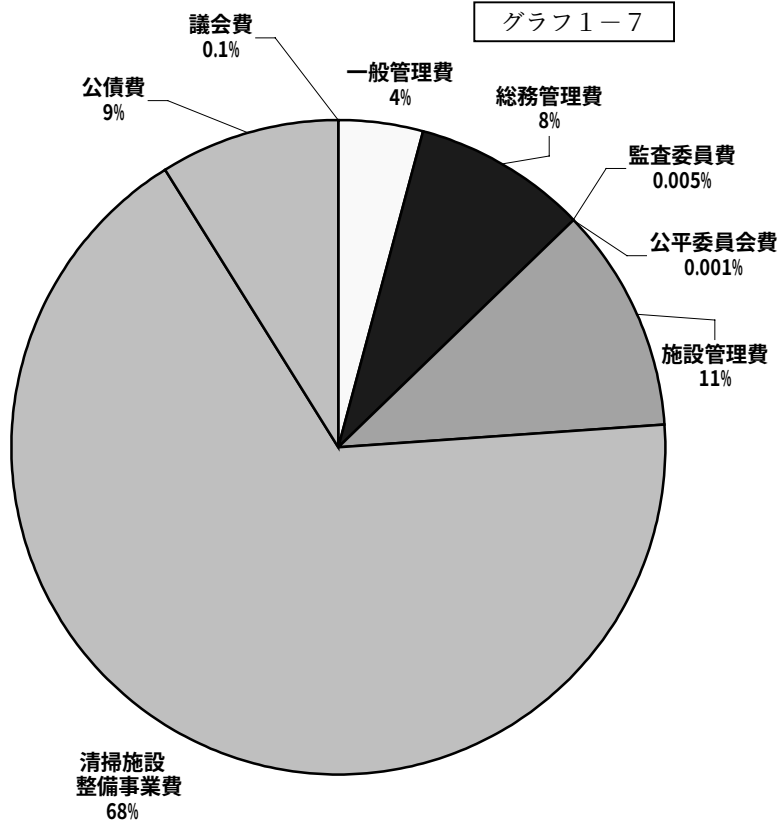
平成13年度岸貝清掃歳出の割合

グラフ 1-6



平成14年度岸貝清掃歳出の割合

グラフ 1-7



＊出典：岸和田市貝塚市清掃施設組合資料

次に、岸貝清掃工場で廃棄物を焼却処理するために、1 t 当たりどれくらいの費用がかかっているかを表したのが下の表です。

焼却処理のトン単価 表 1 - 2

年 度		平成 13 年度	平成 14 年度
ゴミ量 (t)		140,642	136,608
決算額 (千円)		6,168,980	6,180,798
内 訳	①議会費	3,894	3,527
	②一般管理費	245,190	259,786
	③総務管理費	546,610	521,057
	④監査委員費	281	290
	⑤施設管理費	1,244,692	696,951
	電気料	152,346	146,770
	水道料	8,594	7,237
	燃料費	25,361	27,147
	消耗品費	20,105	23,428
	医療材料費	47,148	90,930
	修繕費	29,139	34,916
	工事請負費	907,379	309,891
	その他	54,620	56,632
	⑥清掃施設整備事業費	3,634,964	4,142,126

t 単価 (円)	43,863	45,245
	14,480	10,818
	17,988	14,895
	10,209	10,514

- a 決算額÷ゴミ量
b (②+③+⑤) ÷ゴミ量
c (②+③+⑤+⑦+⑧) ÷ゴミ量
d (②+③+⑤-投資的経費) ÷ゴミ量

②③⑤は、焼却処理のための直接的な費用になります。
⑦⑧は、施設の整備補修や土地の取得等のために使われています。
岸貝清掃の焼却処理のトンあたりの単価を算出するには様々な考え方がある中、私たちは、上表の c の 17,988 円（平成 14 年度：14,895 円）が適当であると考えます。
それは、廃棄物の焼却処理を安全適正に行うためには⑦⑧は不可欠な費用であり、これらを含めて処理単価を算出する必要があるとの認識からです。

***平成 13 年度は、ダイオキシン対策のために多額の費用が必要であったため、経費が高くなっています。**
***岸貝清掃では d を焼却処理のトン単価として採用しています。**
***ここでの投資的経費とは、工事請負費のうちで、具体的には、焼却炉や煙突の更新、ダイオキシン対策の費用になります。**

1-5 平成13年度・14年度決算から見てきたこと

岸和田市では、平成13年から、ゴミの減量・資源化への取り組みが始まり、更に平成14年には廃プラの分別、家庭ゴミの透明袋使用と一部有料化、粗大ゴミの有料化へと拡大しています。

様々な取り組みがなされたこの2年間の決算を分析し、見てきたことから、私たちは次の改善策を提案します。

① 収集運搬の費用削減

・収集回数の見直し（缶・ビン、廃プラ）

廃棄物処理経費の半分を占める収集運搬費の削減のため、普通ゴミ週2回、缶・ビン週1回、廃プラ週1回、粗大ゴミ有料申込制となっている収集回数を、缶・ビン、廃プラについては隔週とする。

・委託業者との契約内容の見直し

収集するゴミ量に関わらず世帯数でおこなわれている市と委託業者との契約を見直し、「ゴミを減らせば経費が減る」内容に変える。

・職員の適正配置

市民に対し、ゴミの分別の徹底や減量化への啓発活動等を積極的におこなうための適正な体制、人員配置をおこなう。

・生産者責任の明確化

拠点回収しているペットボトルなどの収集運搬については、生産者責任を明確にするとともに、製造者・流通事業者と再生資源事業者を直接つなぎ、市が介在しないシステムに改める。

② 減量化対策

・回収袋（缶・ビン、廃プラ用）の廃止

普通ゴミに透明袋を使用するようになり、「廃棄物は透明袋に入れる」ということが市民に定着してきた現在、これら回収袋の配布は不要である。

・シール制の見直し

基本的には市民に新たな負担を課すべきではないが、シールの配布枚数の妥当性やシール制自体が持つ問題点などを調査し、市の有料指定袋の販売などについて、広範な市民との話し合いの中で検討する。

③ 事業系ゴミの減量・資源化の推進

事業者は、「排出するゴミは自ら処理する」という自己処理の原則を守り、また行政は、事業系ゴミの分別・減量の実態を定期的に調査し、必要に応じて公開するなど分別指導の徹底を図る。

④ 岸貝清掃工場の焼却処理のトン単価に見合う焼却処理手数料の見直し

許可業者が事業系ゴミを搬入したり事業者や一般家庭が直接搬入したりする場合には、定められた焼却処理手数料を支払う必要があるものの、現実には減額や一部無料の制度が存在している。新清掃工場の稼働による公債費負担やランニングコストの増加が見込まれるなか、従量制の導入や減免率の見直しなど、焼却処理のトン単価に見合う手数料を検討する。

図1-2 平成13年度岸和田市が負担するゴミ処理（運搬・焼却）経費 フロー図

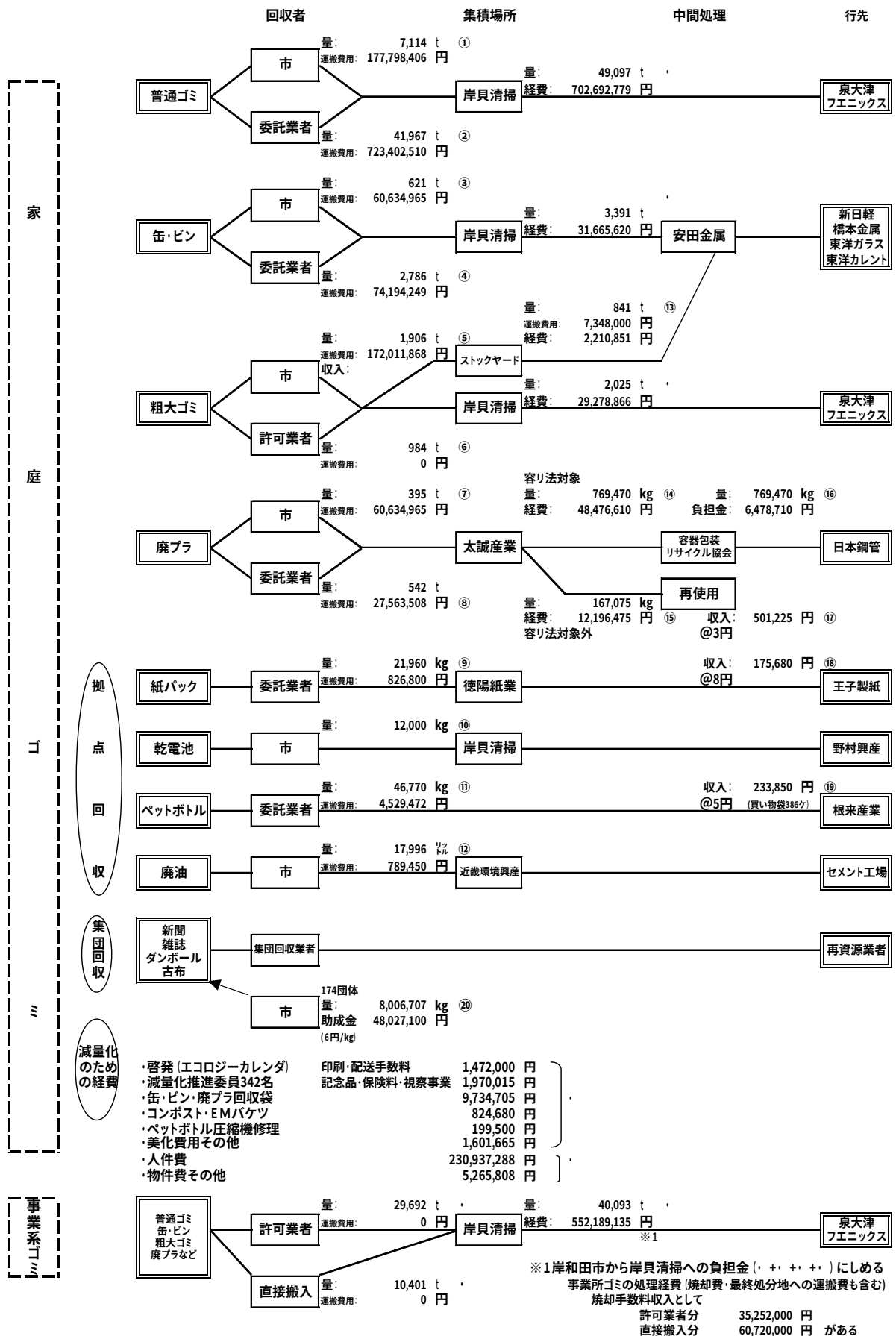
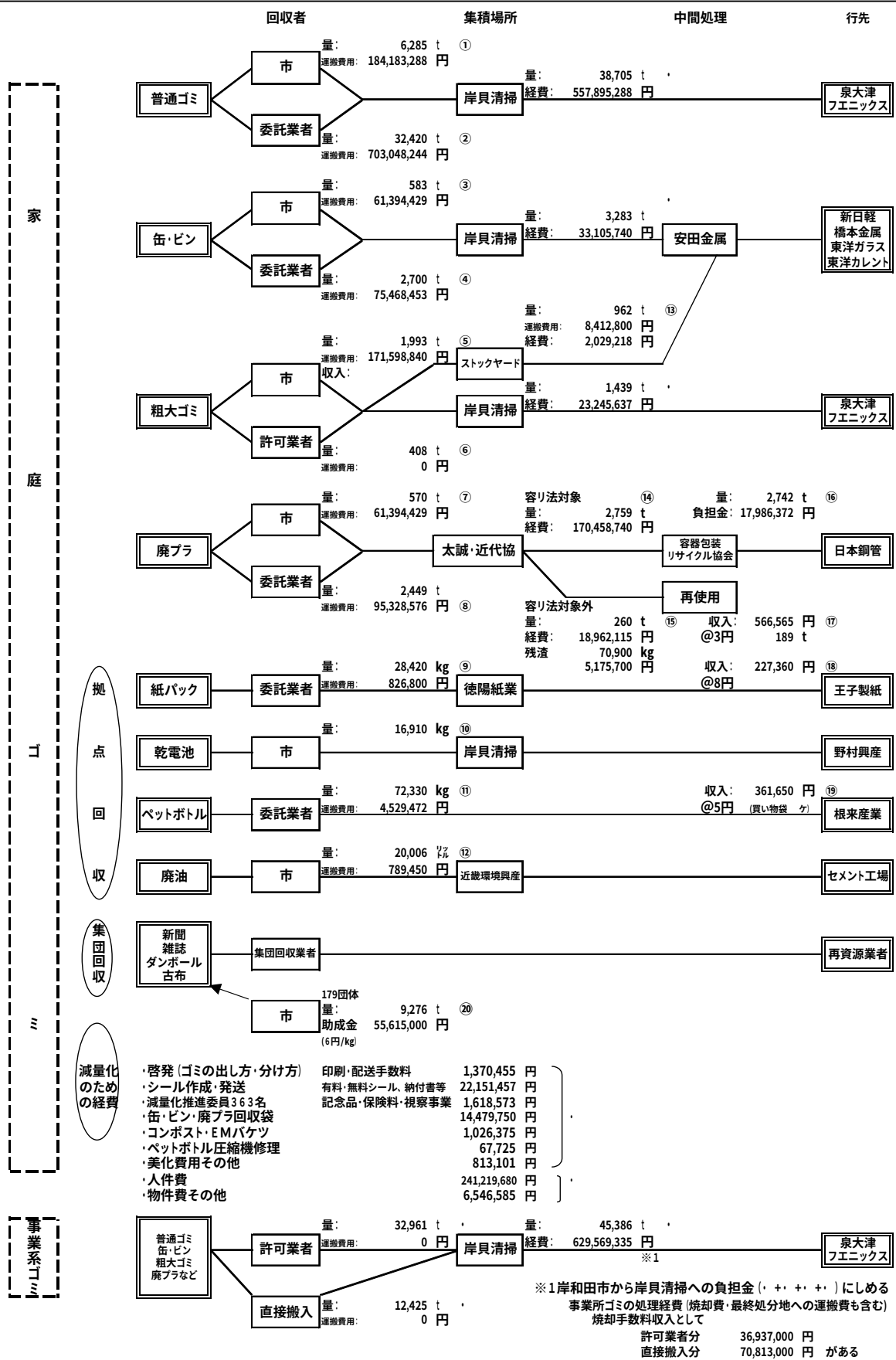


図 1－3 平成14年度岸和田市が負担するゴミ処理（運搬・焼却）経費 フロー図



2 事業系ゴミの実態調査から見えてきたこと

2-1 事業系ゴミを取り上げた理由

岸和田市ではゴミの減量化に取り組み、一般家庭ゴミは平成 13 年度、14 年度と大幅に減少した。一方、事業系のゴミ減量はあまり進まず、平成 5 年度に 30,800 t であったものが平成 14 年度には 45,794 t と年々増加し、全体のゴミの量に占める事業系ゴミの比率が、家庭ゴミと逆転し、51.6% となった。

今後、ゴミの減量化を推進するためには、この事業系ゴミをいかに減らして行くかに取り組む必要がある。

2-2 事業系ゴミ発生量の現状調査

岸貝清掃工場に搬入されたゴミの量を年度別に家庭ゴミと事業系ゴミに分け、更に家庭ゴミは直営・委託別に、事業系ゴミは許可・直接別に分けたゴミの種類毎の数量を表 3-1 に示す。この数値は、岸貝清掃が年度毎に公表しているものである。この表の数値を元にゴミ搬入量の項目別数量から、家庭ゴミと事業系ゴミの増減について分析する。

表3-1 岸和田市ごみ搬入量内訳表

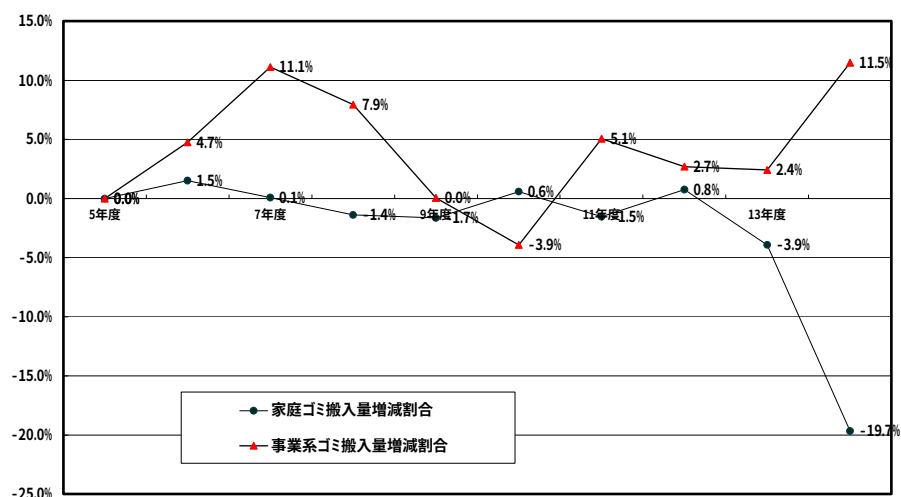
(単位: t)

区分 年度	搬入量 合 計	家 庭 ご み 搬 入 量										事 業 系 ご み 搬 入 量								
		市 直 営 収 集						委 託 収 集				合 計	許 可 収 集	直 接 搬 入					合 計	
		普 通 ご み	粗大ごみ			資 源 ご み 小 計	普 通 ご み	資 源 ご み 小 計	普 通 ご み	資 源 ご み 小 計	普 通 ご み			資 源 ご み 小 計	普 通 ご み	粗大ごみ				計
			可 燃 ご み	不 燃 ご み (金属等)	計											可 燃 ご み	不 燃 ご み (金属等)	計		
5	87,510	14,325	925	757	1,682	1,245	17,252	37,250	2,208	39,458	56,710	20,659	6,059	3,299	783	4,082	10,141	30,800		
6	89,833	14,399	534	1,098	1,632	1,378	17,409	37,696	2,466	40,162	57,571	21,515	6,876	2,947	924	3,871	10,747	32,262		
7	93,458	14,763	648	1,086	1,734	1,443	17,940	37,196	2,478	39,674	57,614	23,864	7,303	3,977	700	4,677	11,980	35,844		
8	95,500	15,251	543	1,236	1,779	1,425	18,455	35,883	2,474	38,357	56,812	26,047	7,682	4,006	953	4,959	12,641	38,688		
9	94,578	15,437	530	1,256	1,786	1,373	18,596	34,717	2,559	37,276	55,872	28,399	6,706	2,841	760	3,601	10,307	38,706		
10	93,373	15,423	695	1,269	1,964	1,391	18,778	34,826	2,587	37,413	56,191	28,846	5,130	2,200	1,006	3,206	8,336	37,182		
11	94,391	15,452	964	17	981	1,255	17,688	35,208	2,435	37,643	55,331	29,871	6,670	1,642	877	2,519	9,189	39,060		
12	95,859	11,489	1,147	26	1,173	1,005	13,667	39,509	2,575	42,084	55,751	30,689	6,544	1,650	1,225	2,875	9,419	40,108		
13	94,630	7,131	1,041	24	1,065	605	8,801	41,966	2,786	44,752	53,553	30,676	8,771	841	789	1,630	10,401	41,077		
14	88,814	6,285	947	84	1,031	583	7,899	32,421	2,700	35,121	43,020	33,369	8,870	2,234	1,321	3,555	12,425	45,794		

平成5年度から14年度までの家庭ゴミと事業系ゴミの対前年増減比を図3-1に示す。図3-1を見ると家庭ゴミの対前年度増減比は平成12年度までは微増減を繰り返すが、平成13年度から減少に転じ、平成14年度には19.7%と急速に減少した。平成14年度は、家庭ゴミの一部有料化が始まり、透明、半透明のゴミ袋が義務づけられ、廃プラスチックの分別収集も全市域で実施されたことが急激な減少につながったと考えられる。

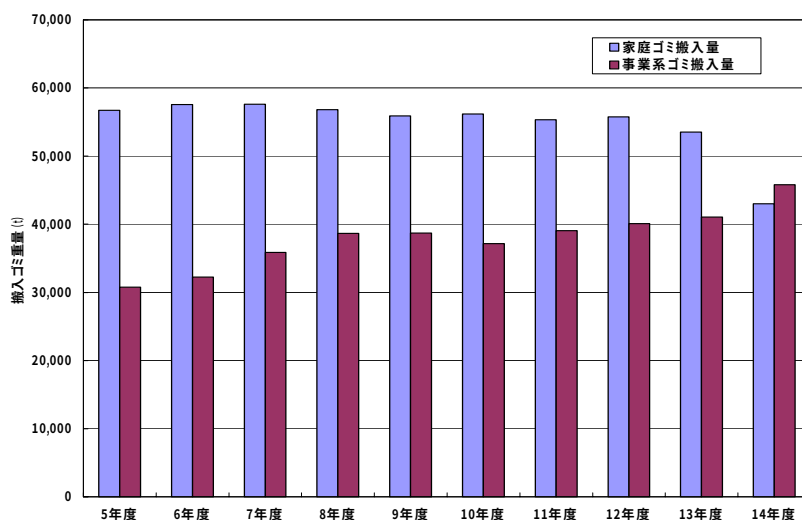
一方、事業系ゴミは平成8年度まで対前年より増加し続けているが、平成9年度には増加が止まり、平成10年度には減少に転じている。しかし、平成11年度から再び増加に転じ、平成14年度には11.5%の急速な増加となっている。

図3-1 家庭ゴミと事業系ゴミの対前年度増減率



次に、家庭ゴミと事業系ゴミの搬入される量を図3-2に示す。家庭ゴミと事業系ゴミの割合は、平成5年度 65:35 で家庭ゴミが圧倒的に多くを占めていた。しかし、事業系ゴミは平成10年度を除いて年々増加し、ついに平成14年度には 48:52 となり、市民の出すゴミよりも、事業系ゴミの方が多量に搬入されるという大逆転が生じた。また、平成5年度から14年度まで、岸和田市の人口は6.3%増加したが、家庭ゴミは24.1%減少している。事業者（法人）数は13.4%増加し、事業系ゴミは48.7%も増加している。この状況が今後も続くと、岸貝清掃工場は事業系ゴミを主に処分する施設になりかねない。

図3-2 家庭ゴミと事業系ゴミの年度別搬入量比率



岸貝清掃工場に持ち込まれる事業系ゴミを、如何にして減らして行かかが、大きな課題である。実態把握と問題点を明らかにするため、以下の3つの調査を実施することにした。

- ① 事業所での種類別ゴミ排出状況聞き取り調査
- ② 事業系ゴミ回収許可業者の聞き取り調査
- ③ 岸貝清掃工場に搬入される事業系ゴミの内容物調査

2-3 事業所での種類別ゴミ排出状況聞き取り調査

事業所での種類別ゴミの排出調査を実施するに当たり、岸和田市が事業者を対象に調査したゴミの種類別（厨芥類、紙類、段ボール、缶・ビン、プラスチック、布類、木竹わら）の排出量調査（751事業者）を整理し、種類別ゴミ発生量調査表を作成した。その一部を、表3-2（次頁）に示す。

この表から、ゴミの種類（紙類、段ボール、厨芥類、缶・ビン、プラスチック、布類、木竹わら）と排出量で事業所を層別に分け、22の事業所を選定し、訪問調査を行った。各事業所には、事前に調査用紙を送付し、ゴミの種類別にどのような廃棄処理をしているか、焼却ゴミを減らすためにどのような対策をとっているかを聞き取り調査した。調査結果の詳細については、一覧表として添付資料№1-1～3に示す。

聞き取り調査から言えること

- ① 規模が比較的大きい事業所では、ゴミの分別もよく実施し、種類別に処理業者に委託して、リサイクルの努力がされている。
- ② 中小規模の事業所では、発生量の特に多い種類のゴミについては、特定の処理業者に委託しリサイクルの努力がされている。
- ③ 中小規模の事業所では、量も少なく、多種類のゴミが排出される場合、事業所内にゴミの種類別置き場を確保することは困難である。
- ④ せっかく事業所でゴミを分別していても、パッカー車のゴミ収集時に他のゴミと混合収集されている。
- ⑤ 中小規模の事業所でも、納入業者に発生ゴミを持ち帰らせる努力をしている。
- ⑥ 多くの事業者が、ゴミ回収についての情報不足を不満に感じている。

表3-2 事業所別、種類別ごみ発生量調査表（その部）

会社名	一般廃棄物処理量(1ヶ月当り)						直接搬入	処理業者				特別管理 一般廃棄物									
	厨芥類	紙類	布類	木・竹・わら	その他	合計		(株)大八清掃	(株)教野清掃	阪神設備工業(株)	有り	無し	有れば排出量(kg)	委託している事業者	(1)びん類	(2)かん類	(3)プラスチック類	(4)段ボール	(5)その他	1ヶ月当り合計	
事業所 a	500	200				5200	0	0	1	0	0	1					400		16000	16400	
事業所 b	4000	12.5	0	0	25	4087.5	0	0	1	0	0	0		業者イ					4000	4000	
事業所 c	1850	100				1950	0	1	0	0	0	1				28		3726		3754	
事業所 d	1800	10				1810	0	1	0	0	0	0			30	50	20	1200	2400	3700	
事業所 e	1800					200	0	0	1	0	0	1			1	1	1	2000	1500	3500	
事業所 f	1500					1500	0	1	0	0	1	0	10	業者ロ	10	5	50	2000	100	2165	
事業所 g	1500	30000				31500	0	1	0	0	0	0			600	600	300	300		1800	
事業所 h	1500	130		80	1400	3110	0	1	0	0	0	1			50	120	400	960		1560	
事業所 i	1500					1500	0	0	1	0	0	0						1500	0	1500	
事業所 j	1260	7500		1	3500	12261	0	1	0	0	1	0	35	業者ハ	150	190	70	900		1310	
事業所 k	1200	15		500	300	2015	0	1	0	0	1		4000	業者ニ	50	60	100	800	200	1210	
事業所 l	1000	600	400	300		2300	0	0	0	1					100	200		800		1100	
事業所 m	800	64.8				864.8	0	0	0	1	0	1				17.2		867		884.2	
事業所 n	800	1200	0	0	400	2400	0	0	1	0	0	0			200	600	0		0	800	
事業所 O	800	5		0.5		805.5	0	1	0	0	0	0					2	700		702	

2-4 事業系ゴミ回収業者聞き取り調査

事業系ゴミ回収許可業者（藪野清掃社株式会社、阪南設備工業株式会社、大八清掃株式会社）の聞き取り調査を実施（平成 15 年 8 月実施）した。

聞き取り調査した内容は次のとおりである。

Q 1. 家庭のゴミは減っているのに、事業系のゴミが増加している理由は？

- A 1. 家庭ゴミが一部有料化されたので、家庭ゴミが事業所に持ち込まれている。
焼却場に直接持込まれるゴミと大型ゴミは、事業所系にカウントされている。
- A 2. 家庭のゴミが有料となったため、事業所にゴミが持ち込まれている。
家庭のゴミが、勤め先やコンビニのゴミ置き場に持ち込まれている。
事業所の数では、コンビニや飲食店が増加している。
- A 3. 全体としての事業所数が出ていない。
事業所の規模別にランク分けする必要がある。一文菓子屋も事業系扱いである。
コンビニや飲食店が増えている。
他市から持ち込まれるゴミが問題となったが、当社は一度もない。

Q 2. 家庭ゴミは分別しているが、事業所の分別が遅れているのでは？

- A 1. リサイクルするための分別は、大きな保管場所が必要で、そのような場所を確保できない事業所が多い。
- A 2. 分別には、大きな保管場所が必要で費用もかかる。市も指導をしているが命令できない。
段ボールはゴミではなく有価物である。この認識を徹底することが大事である。
許可業者でない廃品回収業者が、段ボールを回収し、事業者別に別途料金を請求している。そのため、事業者から収集料金の減額を求められる。
しかし、段ボール価格が安価になると、廃品回収業者は回収に来なくなり、結局、事業系ゴミとして排出される。

Q 3. 事業所のゴミ収集料金はどのようにしているのか？

- A 1. 有料契約している事業所数は 3,000 件程度であると思う。
ゴミ収集料金が 5,000 円以上の事業所が、市への納付金対象となっている。
料金改定の都度、全事業所を納付対象にして欲しいと市は言う。
4 度目の改訂で、平成 16 年 4 月より全事業者を対象に、重さに応じて処理料を納付するように話し合いが続いている。
- A 2. 岸和田市の条例（平成 15 年 3 月末廃止）で決められていた、週 1 回 45 ℓ 袋 1 個 400～800 円で 1 ヶ月 2,400 円～4,800 円を基準にしている。
契約する前に、調査票で収集時のゴミ量（ゴミ袋の数）を 1 ヶ月間、調査している。
ゴミの量は、1 ヶ月、一般家庭で 7～8 kg、飲食店では 14～15 kg である。

Q 4. 岸和田市のゴミ収集、分別と減量に対する指導が十分行われているか？

- A 1. 和歌山市でも事業をしているが、岸和田市より遙かに厳しく実施されている。
岸和田市の指導はあまい。
許可業者は岸和田市がお客さまである。岸和田市の指導には従い、積極的に協力していくつもりである。
- A 2. 大量廃棄事業所（2.5 t 以上排出／月 137 事業所）に対して、岸和田市は 20% の減量を要請しているが、指導は手ぬるく、不十分である。
- A 3. 市の取り組みは手ぬるい。
分別回収、古紙回収の助成等の取り組みを始めるのは他市より早い、進め方が中途半端である。

Q 5. 一般ゴミ以外の特殊な廃棄物が有る場合どうされるのか？

- A 1. 医者注射針、放射性物質等個別回収の必要なものは、いつでも対応出来るように特別管理事業者との連携もとれている。
千石荘病院の解体工事も請け負って、廃棄物の処理は万全に行っている。
廃棄物の処理ルートについての確認もしている。
- A 2. 缶・ビン等は車の横とか天井に積み込んで、岸貝清掃工場の缶・ビン置き場に出している。
古紙は別途回収業者を紹介している。
産業廃棄物の処理費用は高く、2t車1台で10万円程度する。

Q 6. 事業所ゴミ回収の営業活動は実施しているのか？

- A 1. 新規に増加する事業所には営業活動をしている。
- A 2. 同上
- A 3. 許可業者間で営業の区域分けはしていない。

Q 7. 段ボールも一般ゴミとして処理されているのか？

- A 1. 量の多い事業所には回収業者を紹介している。

Q 8. 事業所が分別していても、パッカー車で一括収集されるのか？

- A 1. 費用の関係で分別収集の契約が出来ない事業所が多い。
そういう所は一括収集している。

Q 9. 事業所によっては生ゴミを自己処理している所もあるが・・・？

- A 1. 行政から事業所に対して分別の指導をしているが、手間と金がかかるので余り進んでいない。

Q10. その他の問題は？

- A 1. 最近ワンルームマンションで住民登録されていない住民が、有料のラベルを貼ってゴミを出している。こうされると、市から収集費が出ないので無料サービスとなる。
その上、ゴミの出し方がちぐはぐで困っている。

事業系ゴミ収集許可業者3社の聞き取り調査から言えること

(1) 事業系ゴミ収集許可業者について

- ・ 分別収集をするには、車両費を含めて大幅なコストアップとなる。
- ・ 分別収集の契約は、費用が高くなるので進んでいない。
- ・ 収集ゴミの処分費用（岸貝清掃に支払い）が自己申告で不明確である。
- ・ 許可業者が岸貝清掃へ支払うゴミ焼却手数料は自己申告に基づき支払われていて、搬入ゴミ量に比例した料金体制になっていない。
- ・ せっかく分別したゴミが、パッカー車で一括収集されている。
- ・ 事業所数ではコンビニや飲食店が増えている。
- ・ 事業所が許可業者と契約する収集料金の算定基準は2社で不明であるが、1社は岸和田市の条例価格（平成15年3月廃止）をもとに算定している。

(2) 事業者について

- ・ ゴミの分別には広い場所と多くの手間が必要で、コストアップになる。
- ・ 小規模事業所では、費用が高つくので、分別収集の契約がされていない。
- ・ ゴミの少ない小規模事業所は、家庭ゴミとして処理されている所が多い。

(3) 行政について

- ・ 行政の指導は、許可業者、事業所ともに十分に行われていない。
- ・ 行政は事業系ゴミの実態把握が不十分で、その結果についても、事業者に情報提供していない。

2-5 岸貝清掃工場への事業系ゴミ搬入状況調査

事業系ゴミの搬入には許可業者搬入（ゴミ排出事業所が回収許可業者に搬入を委託）と、直接搬入（事業者が自ら搬入）とがある。

平成14年度の事業系ゴミ搬入量は許可業者搬入 33,369 t、直接搬入 12,425 tでその比率は3：1である（表3-1参照）。搬入車両数は1日平均で許可業者 68 台、直接搬入 139 台で、1：2の割合で直接搬入が多い。

事業系ゴミの搬入状況を知るため、岸貝清掃工場に持ち込まれる事業系ゴミの内容物の目視調査を行った（平成15年11月12日実施）。また、岸貝清掃職員への聞き取り調査も同時に実施した。調査対象となった搬入車の数が少ないので、断定した評価はできないが、以下のとおりであった。

（1）岸貝清掃工場に搬入される事業系ゴミの実態調査結果

- ・ 調査時間中にパッカー車4台、2 t車1台の搬入があり、パッカー車からゴミピットに投入されるゴミの種類は、段ボールが予想以上に多く目についた。
- ・ たたんで、まとめられた段ボールが、平然とピットに投入されていた。
- ・ 2 t車は、商店の改装から出たと思われる粗大ゴミであった。
- ・ 一方、直接搬入車は、確認できただけで14台、目立って多いゴミは建築廃材、他に剪定枝や紙類であった。
- ・ 直接搬入の中には、一般市民による搬入もあり、寝具、布団及びカーペット等の粗大ゴミが目立って多く、自家用車で小型電化製品や瀬戸物などが、搬入されていた。

（2）岸貝清掃職員への聞き取り調査結果

- ・ 平成14年からダイオキシンの排出基準が厳しくなり、野焼きや小型焼却炉の使用ができなくなったので、合わせ廃材として建築廃材、布、紙類の搬入が増加している。
- ・ 現在、岸貝清掃は、許可業者の搬入するゴミに対する、焼却処理手数料を改正する準備を進めている。
- ・ これまでは、小規模事業所（収集料金が5,000円未満／月の事業所）が無料であったことが、料金算定を不明瞭にしていたので、搬入総重量で料金を徴収するように改訂したい。平成16年4月1日より実施する予定で、許可業者に得意先名簿の提出を依頼している。
- ・ 減免率（68%）をどうするかは、今後の問題である。
- ・ 焼却処理手数料（直接搬入の料金）は7,980円／tであるが、実際にかかっている焼却処理費より、かなり安い。焼却処理手数料をもっと高くすれば、ゴミの減量が進む。

2-6 事業系ゴミの実態調査から見えてきたこと（課題解決の提案）

各種事業所の種類別ゴミ発生量調査、各種事業所訪問調査、ゴミ回収許可業者の聞き取り調査及び岸貝清掃工場でのゴミ搬入実態調査から見えてきた課題を受けて、次のとおり提言・提案する。

（1）事業系ゴミの減量と分別の推進

事業者は

- ① 排出するゴミは、自ら処理するという自己処理の原則を理解し、「分別しなくても、何でも持っていってくれる」という意識を改める。
- ② 紙、段ボール、缶・ビンなど、資源ゴミの分別を徹底し、資源ゴミ回収業者に引き渡す。
- ③ 資源ゴミ回収業者を積極的に活用し、焼却ゴミの減量に努める。
- ④ 焼却処理されている生ゴミ、厨芥ゴミは、生ゴミ処理機の導入等で、焼却ゴミの削減に努める。
- ⑤ 特に、官公庁は率先してゴミの分別をおこなう。機密書類以外の紙ゴミはもちろん、個人情報を含む紙ゴミについてもシュレッダー処理等し、資源ゴミ回収業者に引き渡す。

事業系ゴミ回収許可業者は

- ① 段ボール、缶・ビンなど事業者から出る資源ゴミは受け取らず、資源ゴミ回収業者を紹介する。
- ② 資源ゴミ回収業者と連携し、事業者がゴミの分別をしやすい体制を整備する。

行政は

- ① 大量排出事業者（排出量が2.5t以上／月の事業者 137社）に、焼却ゴミの削減計画を提出させ、削減実績を報告させる。また、分別回収を重点的に指導し、焼却ゴミの減量化をはかる。
- ② 岸貝清掃工場に資源ゴミが持ち込まれると、処理に費用負担が生じるので、分別された事業系資源ゴミは、事業者の責任において、資源ゴミ回収業者に確実に引き渡される体制を確立する。（資源ゴミの価格変動に左右されない、定期的な資源ゴミ回収体制の確立）
- ③ 資源ゴミ回収業者の情報を事業者提供し、分別回収をやり易くする。
- ④ 搬入されるゴミを岸貝清掃工場点検し、段ボールなど資源ゴミの混入が目立つ場合は、搬入ゴミの持ち帰りを指示するような、徹底した指導をおこなう。
- ⑤ ゴミの分別、減量の実態を定期的に調査、公開し、必要に応じて分別の指導を徹底しておこなう。
- ⑥ 事業者がゴミの分別、減量を推進すれば、事業者のゴミ処理経費負担が軽くなるような制度を構築する。

（２）事業系ゴミ焼却費の適正化

行政は

- ① 岸貝清掃で、焼却にかかる必要経費から、事業系ゴミ処理費用を算定する。
- ② 小規模事業者（回収許可業者に支払う収集料金が5,000円未満の事業者）の焼却処理費は、現行で無料としている。今後は、搬入されるゴミの総重量で焼却処理費を決定するよう改める。
- ③ 直接搬入で支払う手数料7,980円／tに対し、回収許可業者が支払う手数料は、2,520円／tと、68%の減額がなされている。この減免率の引き下げも検討すべきである。
- ④ 現在、許可業者は3社であるが、競争原理の導入から許可業者を増やす検討も必要である。
- ⑤ 官公庁の搬入するゴミについて、焼却処理費は無料となっている。官公庁も一事業所であることから、有料化を検討すべきである。

事業系ゴミ回収許可業者は

- ① 事業者とゴミ収集契約を結ぶ場合、収集費用（運搬費と焼却処理費）の算定基準の明確化に努める必要がある。

事業者は

- ① 収集費用（運搬費と焼却処理費）を適正に支払う。
- ② 小規模事業所であっても、事業系ゴミ回収業者と回収契約し、家庭ゴミとして排出することの無いようにする。
- ③ 現行の回収費よりも、当然高くなると考えられることから、より一層のゴミ減量に取り組む必要がある。

添付資料：事業所聞き取り実態調査結果

添付資料No1－1 事業系ごみ処理の訪問による実態調査結果

	業 種	家庭とは	従業員	月廃出量	岸・貝で焼却	新聞チラシ	雑 誌	ダンボール	布 類	缶・ビン	廃プラ	上質紙	その 他	紙 類	厨芥ごみ		費用月計	事業者の意見
事業所 1	小売業 家電	独立	50人以下										板鉄プラ他			配送梱包	産廃業者	
						岸・貝		分別		岸・貝	分別	岸・貝	分別			分別		
					大八清掃	大八清掃		大八清掃		大八清掃	大八清掃	大八清掃	産廃業者			配送センター	大八清掃	
					27,510												27,510	
事業所 2	飲食業	独立	50人以下	500-1000	500-1000													
								岸・貝		岸・貝				岸・貝	岸・貝			
					大八清掃			大八清掃		大八清掃				大八清掃	大八清掃		大八清掃	
					40,000												40,000	
事業所 3	飲食業	独立	50人以下	500kまで	500kまで													回収システムを確立して欲しい。
								分別		分別					岸・貝			
					指定業者			不明		不明					指定業者			
事業者 4	その他 学校	独立	50人以下	100kまで	100kまで													回収システムを確立して欲しい。
						分別	分別	分別	分別	岸・貝	市の回収	分別						
					藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃	持ち込み		藪野清掃						
											無料							
事業所 5	小売業 ガソリン	独立	20人以下	200kまで														納入業者に持ち帰らせている。
						分別		分別	分別	分別	分別	分別						
					大八清掃の一部	大八清掃		大八清掃	大八清掃	大八清掃	大八清掃	大八清掃					大八清掃	
					3,600												3,600	
事業所 6	小売業 酒販	併設	5人以下	100kまで														回収業者の後処理が問題である。
								分別		分別		分別						
								大八清掃		大八清掃		大八清掃					大八清掃	
																	3,000	
事業所 7	運送・倉庫	独立	20人以下	1000kまで														分別しても回収時に混合する。
					一部が岸貝へ			岸・貝	分別	岸・貝		岸・貝						
					藪野清掃			指定業者	藪野清掃	指定業者		指定業者					指定業者	
					6,000												6,000	
事業所 8	製造業 ケーキ	独立	500人以下	1トン以上														納入業者に持ち帰らせている。
								分別		分別	分別	分別						
								藪野清掃		藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃					藪野清掃	
																	136,000	

添付資料No1-2 事業系ごみ処理の訪問による実態調査結果

	業 種	家庭とは	従業員	月廃出量	岸・貝で焼却	新聞チラシ	雑 誌	ダンボール	布 類	缶・ビン	廃プラ	上質紙	その他	紙 類	厨芥ごみ		費用月計	事業者の意見
事業所 9	小売業 スーパー 商業施設	独立	1501人	64トン									店内ゴミ箱					分別しても 回収時に一 部が混 合されて いる。
					一部が岸貝へ	分別	分別	分別	岸・貝	分別	分別	分別	岸・貝					
					藪野清掃	泉南紙料	泉南紙料	泉南紙料		藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃	藪野清掃				全費用 2,000,000	
事業所 10	飲食業	併設	5人以下	200k まで	200kまで	2紙				少量								
						岸・貝				市の回収	岸・貝				岸・貝			
					大八清掃 4,000	大八清掃					大八清掃				大八清掃		大八清掃 4,000	
事業所 11	サービス 印刷	独立	2人	100k まで														
								分別						分別				
								岸和田紙業						岸和田紙業				
事業所 12	小売業 酒販	独立	8人	500k まで						ごみ袋1つ				ビン類				
								町の回収		市の回収				分別				
										缶のみ				大阪業者			特定業者 年10万前後	
事業所 13	小売業 八百屋	併設	2人	1トン位	1トン位			1日10枚		販機4台分								
								分別		分別					厨芥その他			
								岸和田青果		岸和田青果					岸和田青果		岸和田青果 3,200	
事業所 14	建設業 塗装	独立	10人 以下	いろいろ	3,200													
								分別		分別				刷毛・道具				
								産廃業者		産廃業者				産廃業者			産廃業者	
事業所 15	小売業 ガソリン	独立	2～3人	100kまで				現場費		現場費								
					大八分計											油水分離	3ヶ月分	
						分別	分別	分別	分別							分別	3～4万円	
事業所 16	加工業 繊維再生 カーペット 他	独立	6人	7～8トン	大八清掃 4,000	岸和田紙業 無料	岸和田紙業 無料	岸和田紙業 無料	岸和田紙業 無料	大八清掃	大八清掃	大八清掃	大八清掃			産廃業者 3～4万円	大八清掃 4,000	
													繊維くず				業者 7～8万円	
													分別					
事業所 17	加工業 繊維再生 カーペット 他	独立	6人	7～8トン									業者					
													7～8万円					

添付資料No1－3 事業系ごみ処理の訪問による実態調査結果

	業 種	家庭とは	従業員	月廃出量	岸・貝で焼却	新聞チラシ	雑 誌	ダンボール	布 類	缶・ビン	廃プラ	上質紙	その他	紙 類	厨芥ごみ		費用月計	事業者の意見
事業所17	サービス業 休憩・宿泊	独立	500人以下 常時120人	1ト以上	大八分計								スクラップ		堆肥化		大誠産業	
						分別		分別		分別			分別		分別リース		105,000	
					大八清掃	大八清掃		大八清掃		大八清掃	大八清掃	大八清掃	専門業者	大八清掃	大誠産業		大八清掃	
					52,500								年5～10万		105,000		52,500	
事業所18	製造業 職布	併設	2～3人	10キロ位	6ヶ月位ためて								繊維くず					
					60キロ													
					持ち込み								持ち込み				持ち込み	
					500								k g 8円				キロ8円	
事業所19	小売業 スーパー	独立	1店6～70人 全部660人	1ト以上	大八分計					少量	ペットボトル		牛乳パック	廃油	厨芥その他	鮮魚アラ		環境問題に積極的に取り組んでいる。
						分別		分別		市の回収	市の回収	持ち込みか	市の回収	天ぷら油		分別		
					大八清掃	大八清掃		金沢商店		家庭回収	店舗回収	大八清掃	店舗回収	納入業者	大八清掃	専門業者	大八清掃	
					56,000			無料		無料	無料		無料	有料		有料	56,000	
事業所20	その他 病院	独立	約800人	1ト以上								シュレッダー	一般ゴミ		ペットボトル	医療廃棄物	大八・岸貝	回収システムが一部不十分でる。肥料化した生ごみの行き先がない。
					岸・貝分	岸・貝	岸・貝	分別	院内洗濯	分別	岸・貝	岸・貝	岸・貝	岸・貝	分別	分別	150,000	
					大八清掃	大八清掃	大八清掃	納入業者		大八清掃	大八清掃	持ち込み	大八清掃	大八清掃	大八清掃	産廃業者	大八・分別	
					150,000			専門業者		専門業者					根来産業	2～300万	180,000	
事業所21	卸売業 青果	独立	100人以下		2ト程度								木パレット	廃油		鮮魚アラ	他	回収システムが一部不十分でる。
								岸・貝		分別	分別	分別	分別	天ぷら油		分別	150,000	
					藪野清掃			藪野清掃		安田興行	フジタ工業	藪野清掃	阪南産業	納入業者		林興行	藪野清掃	
					360,000					25,000	30,000	無料	1車20,000	有料		10,000	360,000	
事業所22	小売業 スーパー	独立	100人以下	1ト以上						少量	ペットボトル		牛乳パック	廃油	厨芥その他	鮮魚アラ	他分別処理	回収システムが一部不十分でる。
						分別		分別		市の回収	市の回収	分別	市の回収	天ぷら油		分別	多い	
					大八清掃	センター		徳用紙業		家庭回収	店舗回収	センター	店舗回収	植田油脂	大八清掃	林興行	大八清掃	
					58,096			5,000		無料	無料		無料	1,383	58,096	8,000	58,096	

3 種類別ゴミの減量化と適正処理のありかた

3-1 生ゴミについて

～燃やさないで！！堆肥にしよう！！～

1. 岸和田市の現状

平成14年度に廃プラスチックの全市での分別収集が始まり、家庭ゴミの一部有料化が実施され、透明・半透明袋の使用が義務づけられた。その結果、ダンボール箱をゴミ袋代わりに使用することもなくなり、分別さえきっちりすれば、家庭ゴミの組成の大半は生ゴミという状況にある。生ゴミを堆肥化している家庭ではほとんどゴミが出ない。

一方、事業系ゴミではレストランなどの外食産業と病院、学校、介護施設などの給食に伴う厨芥ゴミが出され、卸売市場、スーパーなどから野菜くずが生ゴミとして大量に出されている。収集許可業者が事業所から集めてくるゴミの約3分の1が生ゴミであると推定される。(531事業所が市に提出した排出ゴミ量の報告結果から作成した表Aによる)

(表A) 事業系ゴミの組成比率

厨芥類	31.9%
紙類	48.0%
布類	5.1%
木、竹、わら	3.5%
その他	11.5%

岸貝清掃工場には家庭ゴミと事業系ゴミが搬入されているが、両方を合わせたゴミの組成は表Bの通りである。乾燥重量比で生ゴミは14.49%であるが、乾燥前には50.46%の水分が含まれており、その大半が厨芥ゴミに含まれていたと考えられるので、搬入時の生ゴミ重量は全ゴミ量の2分の1を超えると推定される。

水分	50.46%
可燃	42.55
灰	6.99

(表B) H14岸貝清掃工場のゴミ組成比率(乾燥重量)

紙・布	53.57%
木・竹・わら	5.50
厨芥ゴミ	14.49
皮・ごむ・プラスチック	14.62
不燃ゴミ	5.42
その他	6.40

2. 生ゴミのリサイクルを考える

もともと、生ゴミは動・植物の死骸であり、自然界では土の中の微生物によって分解され土に戻り、植物の成長の栄養素となる。この物質循環は人類が地球上に出現する以前から何億年も持続してきた自然界の知恵である。ゴミの焼却処分は明治33年から伝染病予防対策として行われてきた方法であるが、今や、生ゴミは燃やすのではなく、生態系の物質循環の原理に基づき、堆肥化し土に戻すことが、循環型社会形成の第一歩であり、子孫に持続可能な社会をひきつける原点であると考え。

なぜ生ゴミをリサイクルするのか

1. 生ゴミはゴミ全体のおよそ1/2を占める。もし生ゴミを減らすことができれば、効果的なゴミ減量になる。
2. 焼却処理により発生する二酸化炭素（CO₂）は地球温暖化の原因になる。
3. 生ゴミ焼却後の灰が埋立地に埋め立てられるとカリウムをはじめミネラルが植物の養分にならずに循環の輪から外れる。

【私たちが取り組んだ学習経過】

①基本理念の学習 ー平成15年2月21日ー

和歌山大学の橋本先生から、市民が出した生ゴミを堆肥化し、それを農家が野菜づくりに使い、出来た野菜を市民が食べる。そのような地域の中で物質循環する社会づくりの理念と具体例を学ぶ。

②エコファームの見学 ー平成15年3月15日ー

橋本先生の推薦によりコープこうべの生ゴミ堆肥化・農業・消費者への循環の実践を見学し、生ゴミ堆肥化を企業として取り組んでいる例を知った。（後掲参照）

③豊中市「緑と食品のリサイクルプラザ」見学 ー平成15年9月26日ー

市民と行政との協働による活動であり、啓発の一環として岸和田市も新清掃工場で行う取り組みをいかと期待を持って見学した。（後掲参照）

④わが家の生ゴミ堆肥化、大交流会

「わが家の生ゴミ堆肥化」大交流会

EMバケツ、コンポスター、ダンボール箱、電気式生ゴミ処理機等により生ゴミの堆肥化に取り組んでいる「まちの達人」による手づくりのパネルディスカッション

コーディネーター	池田由起	（甲南女子大学非常勤講師）
とき	11月23日（日）午後1時～4時	
ところ	マドカホール 創作実習室2	
参加者	48名	

事例発表者・まちの達人

奥 清司 大芝校区の人達に呼びかけ、EMぼかしによる堆肥化をすすめている。

加藤吉子 10年前より仲間と共にEMぼかしによる堆肥化に取り組んでいる。

白木 茂 コンポスターを利用し、生ゴミ・枝葉を混ぜて堆肥化。野菜づくりをしている人達に利用してもらっている。

竹中正子 ダンボール箱、ミミズ箱による生ゴミの堆肥化に取り組んでいる。

堀田信夫 無農薬、有機農業をしている。EMぼかしで発酵させた小学校の給食の生ゴミを堆肥として利用。

坂口課長（市・廃棄物減量推進課）コンポスター、EMバケツ貸し出し状況など生ゴミ堆肥化のための市の取り組み。

② エコファーム（みずほ協同農園、コープ土づくりセンター）を訪ねて

「エコファーム」は流通の過程でできる野菜くずなどを堆肥化し土に戻し、野菜などをみずほ協同農園がつくり、できた野菜などをコープこうべが販売するとした、資源循環と環境共生型農園の取り組みを進めている。

「(有)みずほ協同農園」は三木市細川町瑞穂の地元農家によって 1998 年 1 月に設立され、13ha の農地では土づくりセンターでできた堆肥をふんだんに使った野菜の生産と出荷をおこなっている。更に、組合員が参加できる観光農園、体験農園（1 区画 10 坪、2001 年度は 312 区画）、農業講座（2001 年度は 310 人受講）などを開設し、消費者と生産者がともに、農業について考える場となっている。また、循環型社会への関心が高まり 2001 年の視察・見学者は 196 団体 5,371 人となる。

「コープ土づくりセンター」は神戸市内と三木市内のコープこうべ 33 店舗から、生鮮食品の加工くず（加工品の廃棄物は含まない）などを原料として堆肥を生産している。

<施設の規模>

- ・敷地面積 3,324 m²
- ・堆肥生産施設 1,368 m²
- ・生産保管施設（管理室を含む） 225 m²
- ・処理能力 10 t / 日（最大時）
- ・堆肥化方式 スクープ式（かくはん機による発酵促進方式）
- ・計画原料量

有機資源（店舗からの野菜・肉・魚の加工くず）	5.4 t / 日
もみがら（水分調整材）	1.5 t / 日
肥育牛糞	1.5 t / 日
返送堆肥（堆肥の一部を返送して発酵を促進させる）	0.9 t / 日
- ・年間堆肥生産計画量（最大） 877 t

<建設費、その他>

- ・建設費 4 億円（国の補助金を得る）
- ・1 t の処理にかかる費用 約 45,000 円（一般廃棄物として処理するより経費はかかり利益はないが、補助金収入もあるので採算は取れているとのこと）
- ・堆肥はみずほ協同農園に 2,850 円 / t で出荷、一般には 5,000 円 / t で出荷する。

<訪問しての雑感>

すばらしい取り組みだと思った。この谷間の全農家 27 軒の協力を得てのスタートまでには、大変な苦勞と熱意があったことと想像する。堆肥工場の臭気には微生物脱臭槽で工夫されてはいるが、においは残っている。地元の協力なくしてはうまくいかないのではと感じた。

建設費に国の環境行政の助成があり採算が取れている状態なので、補助金がなければ事業としての成立は難しいと思われる。しかし、事業系の廃棄物処理のモデルとして、また目指す方向として、流通事業者をリードしてくださることを力強く思った。

③ 豊中市「緑と食品のリサイクルプラザ」の見学（2003.9.26）

「豊中市で学校給食の生ゴミと街路樹などの剪定枝からつくられた堆肥（土壌改良材）“とよっぴー”が地元の家庭菜園愛好者らの人気を集めている。市民主導で4年前に始まった実験が実を結び、昨年からは堆肥化施設が稼働」という新聞報道（2003年7月、朝日）を見て、岸和田市でも参考になるのではと考えました。市民13名、市職員3名が大阪空港に隣接する施設を見学し、市民の代表者高島さんと中島さんからお話をうかがいました。

設 備 概 要

所在地	豊中市原田中2丁目68番地
敷地面積	1,409.31m ²
通路面積	557.35m ²
全体敷地面積	1,966.66m ²
建物	堆肥製造工場・事務所棟 = 熟成槽棟 (軽量鉄骨造平屋建) = (鉄骨造平屋建)
面積(延床面積)	234.46m ² (100.00m)
建設費用	5,039万円
職員	4名

機 械 設 備

最大処理能力	生ゴミ 1,000kg/日 剪定枝 1,250kg/日
発酵槽	円筒型1,800φ×1,800L 4基
1次熟成槽	コンクリート槽 2.6mW×3.3mD×2.5mH 3基
生ゴミ混合機	1軸混合型 2,670kg/日
予備混合機	2軸混合型 1,580kg/日
搬送装置	ベルトコンベヤー 1式
脱臭装置	吸着塔 1基

市民の活動が給食センター堆肥化事業に発展

生ゴミ堆肥化実験
プロジェクトの活動経過

平成11年（1999年）8月、市民が行政や市労働組合・事業者の協力を得ながら、市役所食堂の調理残さいと食べ残しを活用した堆肥化実験を始めました。この活動は、その後も継続して取り組み、翌年には給食センターから排出される生ゴミと街路樹の剪定枝を活用した実験に移行し、出来あがった堆肥（土壌改良材）は市民の手を経て農家の野菜栽培や市内の公園などの花壇づくりに利用する活動として発展しました。

この間、国では「食品リサイクル法」が制定され、食品廃棄物の発生抑制、減量、再利用が求められてきたことから、行政に給食センターの生ゴミ堆肥化事業の提案を行う一方、農家との連携により製造堆肥を利用して栽培した野菜類の直販活動や花壇づくりである「花いっぱい運動」を展開し、今日に至っています。

平成14年（2002年）からプロジェクト名称を「花と緑のネットワークとよなか」に改称し、活動の輪を広げ、地方分権時代にふさわしい行政と市民による協働の事業として注目されています。

豊中市の41小学校の給食約2万食から出る生ゴミに水分調節材として剪定枝を1.25の重量比で混合し、発酵をさせます。見学当日の生ゴミは、調理くず647kg、食べ残し304kgで合計951kgでした。発酵槽で発酵させたものを週に一度取り出し、一次熟成槽で1ヶ月間、二次熟成槽で3ヶ月間熟成させると出来上がり、月2回市民に有料で配布される。価格は10リットル袋入り（3kg）が100円、20リットル（6kg）が150円、袋を持参すると40リットル（12kg）で200円と安価である。同時に協力農家の野菜販売もおこなう。平成15年度の「とよっぴー」生産予想は83トンで、うち38トンが有料配布で約70万円の収入を予定している。残りは小学校・幼稚園、農家、公園の花壇、イベントに配布される。

堆肥化施設の経費は年間約3000万円で市が負担する。その内訳は剪定枝のチップ化（委託）約1000万円、人件費約1500万円、雑費（光熱費・袋代など）約500万円である。

「とよっぴー」の課題としては、①給食は年間183日なので、休みの間は堆肥ができない。②もっと環境啓発に使いたい。③「とよっぴー」を使ってできた野菜を給食に使用したい。一ということがあげられます。とよなか市民環境会議で取り組んできた市民の生ゴミ堆肥化実験は豊中市が事業化することで市民と市の協働が進んでいます。

岸和田市でも新清掃工場で、同じような取り組みができればいいのにと考えています。

3. 岸和田市での生ゴミリサイクルの実践事例

＜事業系＞

学校給食残渣の堆肥化**《生ゴミ処理機で堆肥化》**

新条小学校では830食の給食から出る生ゴミを電動式生ゴミ処理機（処理能力30kg／日）で堆肥化している。“新条ひろば”の活動（広場に畑、池、小山をつくって、地域の中に自然を取り戻そうとする試み＝教育文化部会の報告参照）に役立ててもらう目的で、府立和泉高等学校の創立百周年記念事業の一環として、平成13年12月に機械の代金346,500円に1年間のメンテナンス料をつけて寄贈された。水切りや細かく刻むなどの作業は、調理員や児童が担当しているが、1ヶ月あたりの特殊発酵剤の費用15,000円の他にモーターの修理費や管理費などを加えると1ヶ月に2万円の経費が必要となる。お金がないので、平成15年度は8ヶ月間稼動したものの冬場は止めている。この経費の捻出が大きな課題である。

《EM処理で堆肥化》

常盤小学校では、平成10年頃からEMぼかしによる堆肥化に、岩倉恒美先生が熱心に取り組んでこられた。800人以上の児童の給食の食べ残しは時には1日20Lバケツ5つを越える。これを30個のEMバケツで処理している。購入費用はボランティア教育推進校の助成金を使い、その後、市の無償貸与も受けた。

毎日1.5kg投入するEMぼかしは買うと800円かかる。最初は市から無償供給してもらっていたが、その後、岩倉先生がつくっており、平成14年春に転勤した後も続いている。

年間11tの残飯を処理しており、岸貝清掃工場での焼却費用の節約にもつながっている。できたEM液肥はトイレの消臭に効果があり、EM堆肥は学級園の作物がその効果を実証した。

しかし、学級園では使い切れない量のEM堆肥ができるため、塔原町で有機農業をしている堀田信夫さんにEM堆肥を使ってもらっている。週1回とりきてもらい、畑のうねに埋め込む。生ゴミの形がなくなり分解されてしまうまでの間、その畑は休ませなければならない。生ゴミのいい発酵臭がするため、タヌキが畑を掘り返し、荒らされ、カラスが集まってきてビニールハウスを破るなどの被害が発生して困っている。肥料としては効果があるが、この先続けることができるか迷っているとのことであった。

また、城北小学校でも平成12年度に楠本勝教頭先生がEMぼかしを自分でつくり、調理員、校務員、児童と一緒に給食残渣をEM処理し、校庭に埋めてできた堆肥を学校園やプランターに使用してきた。液肥はトイレやウサギの飼育舎にまき、消臭、洗浄効果を発揮している。

ただ、両小学校ともEMぼかしをつくる先生が転勤すると後が続かないのが課題である。生ゴミが分解され土に戻り、また植物の生育に役立つという物質循環を子どもたちが自分の目で確かめることは環境教育の面からも非常に大切なことである。EMぼかしさえ多量に入手できれば学校には土に埋める場所の確保は可能である。

P T A、地区市民協議会やEMぼかしを使用している地元の市民などが協力してEMぼかしをつくるボランティア活動をおこし、できたEMぼかしや堆肥を共有使用するような学校との連携を図るまちづくりができればと思う。市の廃棄物減量推進課も積極的に指導に関わり、できるところからモデル事業として取り組んでほしい。

いよやかの郷

～生ゴミ処理機で堆肥化～

市の委託宿泊施設・いよやかの郷には年間約40万人が訪れるが、ここから出る厨芥ゴミ（調理くず、食べ残し）は、生ゴミ処理機をリースして、堆肥化されている。

生ゴミ処理機の最大処理能力は100kg／日、駐車場2台分のスペースのものである。60リットル容器にためておいた生ゴミは一日平均4～5杯、重さ約50kgで、24時間周期で投入される。一昼夜、加熱・攪拌すると生ゴミはすっかり1次発酵が完了し、サラサラの顆粒状になる。生成物は生ゴミ量の約1/5で、3～4日に一度取り出され、肥料や魚の飼料に加工される。脱臭装置が付いているので悪臭は全くない。

リース費用は月10万5000円、電気代は1万3000円かかっている。この生ゴミ処理機をリースしているのは大阪府内で唯一この施設だけであるが、関東では小・中学校はじめ公的施設、卸売市場、商社、ホテル、外食産業などで数多く採用され、東村山市では住民の生ゴミの堆肥化も委託されている。この背景には大阪府内では事業系ゴミの焼却費用が大変安いということがある。岸貝清掃でも焼却にかかる必要経費よりも大幅に安い費用で焼却処分を受け入れている。即ち事業系ゴミの処分のために多額の税金が使われていることになる。生ゴミは焼却するのではなく堆肥化すること、それをゴミ排出事業者自身の責任において実施しているこの施設の方式を、生ゴミ多量排出事業所に広めていくことが、環境保全の面からも、また市の財政面からも大切であると考える。

<生ゴミリサイクルのための市の支援>

岸和田市では家庭の生ゴミを堆肥化するために、コンポスターとEMバケツを無償貸与している。

コンポスターは平成3年から一世帯に1個、年間200個の貸し出しで、これまでも2600世帯に貸与されている。長年使用してこわれてきたものは新品と交換してもらえるが、設置するためには土のある場所を必要とするので、利用できない家庭もある。

一方、EMバケツは平成9年より貸し出しを始め、これまでに3400個が貸与されている。借りる人は30分間のビデオ説明で学習した後、一世帯あたり、2個のEMバケツに1袋のEMぼかし（発酵補助剤）をつけて貸与される。平成14年7月から普通ゴミが一部有料化になって以降、EMバケツの需要が多く、それまで年間200個の予算であったが、平成14年度は予算をやりくりして600個を貸し出し、平成15年度も600個を用意している。EMバケツはあまり場所をとらず、ベランダにも置けるのでやってみようという人が増えている。

岸和田市では電動式の生ゴミ処理機に対して助成を行っていないので、他市に比べコンポスターやEMバケツの普及率は高く、近年市民の関心が深まっている。

廃棄物減量推進課の積算では、一世帯あたり一日600gの生ゴミが出ると想定し、平成14年度の生ゴミリサイクル量をコンポストで531t、EMバケツで179tとしている。

<市民>

生ゴミリサイクルは金属や廃プラスチックのリサイクルと違い、やる気になれば各家庭で取り組めるリサイクルである。生ゴミが全く形をなくし、土に戻ることを目の当たりに確認できることは心地よい快感であり、環境啓発としての意義も大きい。

岸和田市からコンポスターやEMバケツを無償貸与されているのは約4300世帯でその6割が継続使用していると仮定すると3.5%の世帯となり、更に庭に埋めたり、電動式ゴミ処理機を使ったりしている家庭も含めると、全市の約4%で生ゴミ堆肥化に取り組んでいると推測される。

生ゴミ堆肥化の一番簡単な方法は土に埋めることであるが、より効果的な方法としてコンポスターを使う。EM菌などの微生物や腐葉土、堆肥、米ぬか、おがくず、みみずなどを使用するのも良い。

電動式生ゴミ処理機には微生物による分解型、乾燥型などがある。それぞれの家庭がやりやすい方法で取り組みたい。

生ゴミ処理の種類と特徴

種類	コンポスト	EMバケツ	電動式
置き場所	水はけのよい土の上	ベランダや台所でも	ベランダや台所でも。 電機コンセントが必要。
堆肥化での期間	3ヶ月～6ヶ月	一杯になれば土の中に、埋めて二次発酵させる。酸性なので土と混ぜて中和させて使う。	一次発酵は短時間でできる。メーカーによる違いがあり土と混ぜて使用する。
特徴	生ゴミだけでなく、落ち葉や雑草を入れて使う。虫がわく場合もある。	液をこまめに抜く。ぼかしが必要。少し甘酸っぱい臭いがする。	電気代がかかる。資材が必要なものもある。

●コンポストを使った生ゴミ堆肥化



プラスチックやビニールを一緒に入れない



時々かき混ぜて空気を十分に入れましょう



なるべく細かく砕いて入れる



発酵促進剤も併用すると効果が上がる

●EMバケツを使った生ゴミ堆肥化

※下記のことを毎日容器一杯になるまで繰り返す。



密閉容器に生ゴミを入れる



ボカシを均一に入れる



フタをしっかりとする



直射日光の当たらない場所に容器を置く

4. 生ゴミリサイクルの課題

- (1) 生ゴミはゴミではない。資源であるという認識に変えること。
- (2) 事業系ゴミの焼却手数料が安すぎるためにゴミ排出事業所は生ゴミをリサイクルする意欲がわきにくい。
- (3) 農家に生ゴミ堆肥を受け入れてもらう体制ができていない。
- (4) 農家に生ゴミ堆肥を使ってもらうためには異物の混入のない、安全で一定した成分の肥料であることと、安定した供給が求められる。
- (5) 市民が堆肥化を進める場合の問題点として次の事柄が挙げられる。
 - ・ コンポスターやEMバケツを市から借りた人の中には、失敗したり長続きできていない人がかなりいる。
 - ・ EMぼかしを遠くまで買いに行くのが面倒である。
 - ・ 埋める場所がない。
 - ・ 自分の家では使い切れない量の堆肥ができる。

5. 提案

市民へ

まず、ゴミを出さないために

- ・ 食品は買いすぎない、調理しすぎない、食べ残さない。
- ・ エコクッキングを心掛ける。

出てしまった生ゴミは

- ・ 自分にあった方法で堆肥化する。(土に埋める、EMぼかし、コンポスター、ダンボール箱で発酵など。電力消費が問題であるが、電動式家庭生ゴミ処理機もある。)
- ・ 集合住宅で生ゴミ処理機を設置する。

できた堆肥は

- ・ 市民農園や農家で使ってもらう。

事業者へ

- ・ 販売店では消費期限が切れるまでに売り切るなどの発生抑制に努める。
- ・ 食品リサイクル法に基づき、商工会議所や業界団体においてリサイクルの取り組みを進める。(例えば堆肥化や飼料化の事業者と提携した仕組みづくり)
- ・ 業務用生ゴミ処理機の導入。
- ・ 小学校では環境教育の一環として、給食残渣を校庭の隅でEMぼかし、コンポスター、電動式生ゴミ処理機を使って堆肥化する。

行政へ

- ・ 市が貸し出したコンポスターやEMバケツの活用状況を調査し、堆肥化に失敗したり、長続きしない人に対して講習会を開いたり、意見交換の場をつくる。
- ・ 休耕地や市民農園、公共用地内に共同堆肥場をつくる。
- ・ コンポスターの一世帯当たり複数貸し出しやEMぼかしの販売場所の拡大により市民が堆肥化しやすいように支援する。
- ・ できた堆肥が有効利用されるように堆肥をつくる人と必要とする人(市民農園、園芸愛好家、農家)との橋渡しをする。

3-2 廃プラについて

1. 岸和田市の現状

国は循環型社会をめざして「循環型社会形成推進基本 7 法」（廃棄物処理法・資源有効利用促進法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法・グリーン購入法）を施行、それを受け岸和田市では平成 12 年度に廃プラスチックの分別回収をモデル地区で行い、平成 13 年度に実施を始める。

地域別に説明会をおこない、全市で実施するのに年度末までかかった。また、市民に容器包装リサイクル対象のプラスチックと対象外のプラスチックの区別は困難として、すべてのプラスチックを対象とした分別回収になった。

（岸和田市の廃プラスチック回収量と処理にかかる経費）

	13 年度	14 年度	備考
回収量	937 t	3,019 t	
容リ法対象 量	769,470 kg	2,759,000 kg	
経費	48,476,610 円	170,458,740 円	
容リ法対象外 量	167,075 kg	188,855 kg	
経費	12,196,474 円	13,786,415 円	
残渣 量		70,900 kg	
経費		5,175,700 円	
容リ協負担金 量	769,470 kg	2,742,000 kg	
経費	6,478,710 円	17,986,372 円	容器包装リサイクル協会への負担金
経費合計	67,151,795 円	207,407,227 円	

＊容リ法対象とは、容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック

＊容リ協負担金とは、容リ法対象プラスチックのリサイクル費の決められた率（現在 8 %）により財団法人日本容器包装リサイクル協会に岸和田市が支払う負担金のこと

＊残渣とは、中間処理場で汚れのひどいものやリサイクルの対象とならないもの（生ゴミその他）を分別し、岸貝清掃工場で焼却処分しているもの（表の残渣の数字 71t は K 社支払い分。ストックヤードを市が提供しているので T 社の残渣 41 t は無料で数字に出ない）

上の表から、平成 14 年度に 3,019t の廃プラを分別回収するために、回収費を含めて約 3 億 6 千万円の費用がかかっていることが推測される。また、このまま分別が浸透すれば、平成 15 年度にはさらなる増加が見込まれる。

容器包装リサイクル法は生産者責任があいまいで、自治体に負担をしいているのが実情。生産者責任により回収処理費を負担しているのは、拠点回収している白色トレイのみで、ペットボトルについては量販店・店頭での回収になっているものの、回収運搬費は行政が負担している。その他廃プラについても全て行政が負担しており、回収運搬費のほかに燃料化（サーマルリサイクル）のための圧縮費、一部ペレット化するための中間処理費として、また、容器包装リサイクル協会へリサイクル料の 8 % を負担金として支払っている。

2. 廃プラスチックの課題と提案

市民へ

- ・ 買い物袋（マイバッグ）を持参しレジ袋を断る。
- ・ 洗浄やラベルを外す等の排出ルールを守る。
- ・ 汚れのひどいものは廃プラに出さず一般ゴミに、分別に迷うものは一般ゴミに出す。
- ・ ペットボトル、白色のトレイは廃プラに混入せず、スーパー等の拠点回収に出す。
- ・ ペットボトルの商品を買い控え、美しさ、利便性ばかりを求めず商品を選ぶ。
- ・ 繰り返し使える容器（リターナブル容器）に入った商品や詰め替えの出来る商品を選ぶ。
- ・ 使い捨てのプラスチック製品の使用を控える。

製造・流通事業者へ

- ・ マイバッグ奨励宣言（カードにポイント加算、レジ袋の有料化）。
- ・ 過剰包装の抑止（野菜などはラッピングしない。トレイ無しでラップのみとする）。
- ・ 拠点回収の白色の無地トレイのみを使用する。
- ・ 値段表示シールをはがれやすくする。
- ・ 再生品による容器包装。
- ・ 包装しない販売、バラ売り、量り売り等、包装について再考を求める。
- ・ プラスチックの製品については分別しやすくする。

行政へ

- ・ 白色の無地トレイ以外は使用禁止など、包装に関して事業者、市民、行政と話し合いの場を持ち、トレイ追放に岸和田方式を模索する必要がある。
- ・ 中間処理場から岸貝清掃工場に戻される残渣（14 年 112 t 全量の 4 %）が減るよう、分別のルールを市民に周知させる努力をする（啓発広報活動）。

＊ 生活の中に浸透したプラスチック類は、経済性、利便性、衛生面から製造・流通事業者には手放せないものとなっている。また、リサイクルしてもほとんどが元のプラスチックとして再生されていない現状があり、この面での技術開発が望まれる。



3. 中間処理業者との契約書について

岸和田市は廃プラを分別回収するにあたって、平成 12 年に T 社と随意契約を交わす。

随意契約は特殊な技術を必要とし、その業者しか出来ないということで、競争入札しない時に交わされる契約。13 年には T 社と、14 年には T 社と K 社の 2 社と、15 年には K 社と随意契約を取り交わす。

当部会では契約書の内容を検討し、実態に即し、行政・市民にとって望ましいと思われる契約書を以下の事柄を盛り込み作成した。

- ・ 契約書の理念、目的を前文でうたう
- ・ 岸和田市は搬入した量ではなく、適正に処理された数量に対して委託料を支払うべきでこれを明記する
- ・ 再委託については例外規定を盛り込み、その把握を明確にする。
- ・ 使用人の交替については、不適当な場合を具体的に列記する。
- ・ 報告内容を可能な限り具体化し、事前・事後・必要時に分類して明記する。

業務委託契約書（案）

岸和田市（以下「甲」という）と、（以下、「乙」という）は、廃棄物処理法令及び岸和田市廃棄物の減量化および適正処理に関する条例に基づき、岸和田市における、廃棄物の排出の抑制、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、プラスチック一般廃棄物等の適正な処理及び再利用の促進に関し、次の通り業務の委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、プラスチック製容器包装の中間処理業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 前条に規定する委託業務の内容は、本契約書付属の仕様書のとおりとする。

（委託の期間）

第 3 条 この契約の委託期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

（委託料および支払方法）

第 4 条 この契約に係る委託料は、甲が乙の指定場所に搬入した処理物のうち、仕様書に基づく適正処理がなされた量に対して、甲が乙に支払うものとする。

2 委託料の額は、ベール化業務（容器包装関係）については 1 kg につき 55 円（消費税を含む）、フレーク化業務（容器包装関係以外）については 1 kg につき 55 円（消費税を含む）、異物除去業務につき 1 kg につき 55 円（消費税を含む）とする。

3 乙は、1 ヶ月の業務が完了するごとに、甲が定める内容の請求書により、甲に対して契約代金の支払いを請求するものとし、甲はその請求の内容が適正なものであるときは、請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 岸和田市財務規則第 123 条第 2 号の規定に基づき契約保証金は免除する。

（業務遂行上の事故）

第 6 条 乙は業務遂行上、故意又は過失により発生した一切の事故については、乙の責任においてこれを処理し、甲に負担を掛けてはならない。

（関係法令の遵守）

第 7 条 乙は、委託業務を遂行するにあたっては、関係法令および甲の条例等の規定に従う

ほか、頭書の目的を達成するため、必要に応じ、甲の指示を受け、誠実且つ効果的に業務に取り組むものとする。

(再委託の原則禁止など)

第8条 乙は、原則として、委託業務の処理を自らおこなうものとし、第三者をしてその処理を委託することが出来ない。ただし、乙の技術上の問題などよりやむを得ないと甲が認めた場合には、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合においては、第三者に委託する業務は、おおむね廃棄物処理量の全体の10%以内で且つ甲の負担する報酬全体の10%以内の範囲のものでなければならない。

2 前項但書に基づき、乙が第三者に業務の委託をする場合においては、乙の責任において、当該第三者より、甲乙に対して、業務委託の都度、甲の指定する誓約書を差し入れさせるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反し、その他本契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、この契約を解除しようとするときは、その解除しようとする日から3ヶ月前までに文書をもって乙にその旨を申し出なければならない。ただし、乙の所在不明等文書による申し出が出来ないときはこの限りでない。

3 前各項の規定により契約を解除した場合において甲に損害が生じたとき、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(解除等の場合の保証責任の免除)

第10条 甲は、前条によりこの契約を解除した場合において、乙は、これに対して何らの異議を申し述べないことはもちろん、補償金等その名目の如何を問わず一切の要求をおこなわないものとする。

(使用人の交替)

第11条 甲は、委託業務に従事する乙の使用人のうち、下記の各号に該当する者のほか、不適当と認める使用人が従事している場合は、乙に対して当該使用人の交替を求めることが出来る。

- ① 成年被後見人または被補佐人
- ② 破産の宣告を受け復権せざる者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わりたる日または執行を受くることなきに至るまでの者 ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない
- ④ 廃棄物処理法、容器包装リサイクル法その他の産業廃棄物処理法令違反の刑に処せられ、その執行を終わりたる日または執行を受くることなきに至りたる日より2年を経過せざる者
- ⑤ 暴力団員または暴力団関係者

2 乙は、前項の定めにより甲から使用人の交替を求められたときは、異議なくこれに応じなければならない。

(業務状況報告など)

第12条 甲は、乙に対し、以下の業務状況の報告を求め、乙は、毎年業務年度の開始前に、甲に、その報告をしなければならない。

- ① 大阪府に提出した乙の許認可に関する資料の写し
 - ② 労働安全衛生法第3章（安全衛生管理体制）に定める各種監督者・管理者・責任者の氏名
- 2 乙は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、甲に以下の業務状況の報告をしなければならない。
- ① 当該報告年度の各業務の月別処理量
 - ② 乙が協同組合である場合には、本契約の事業を実施した乙の組合員の住所（もしくは本店支店その他の営業所）氏名（法人の場合には代表者の資格氏名）、業務実施期間、業務処理の内容・数量
 - ③ 乙が業務を第三者に委託して実施した場合には、その第三者の住所（もしくは本店

支店その他の営業所）氏名（法人の場合には代表者の資格氏名）、業務実施期間、業務処理の内容・数量

- 3 甲は、前項に掲げたる以外の事項に関しても、必要と認めるときは、乙に報告を求め、又は乙および乙の委託する第三者の事業所内に立ち入り、調査をすることが出来る。
（その他）

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙双方協議のうえ決定するものとする。

この契約を締結する証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各自1通宛保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

誓 約 書（案）

当社（以下、受託者と称します）は、岸和田市と（以下、委託者と称します）との間におけるプラスチック一般廃棄物等の適正な処理及び再利用の促進に関して、平成16年 月 日付で締結された業務委託契約書第8条第2項に基づいて、以下の事項を遵守の上、誠実に業務執行にあたる旨、誓約いたします。

1、廃棄物処理に関する関係法令及び岸和田市廃棄物の減量化および適正処理に関する条例を遵守

2、第6条（業務遂行上の事故）に関する事項

（業務委託契約書の写しを添付）

3-3 古着

1. 古着について

① 消費者センターの不用品交換会（消費生活研究会が受け持つ）

取り組みが始まって約 15 年になる。毎年 6 月に古着の提供者を募集し、1 人 5 点以内で単価の上限は 1 点 1,000 円。毎回 1,000~1,300 点ぐらい持ち込まれている。売上は全額提供者へ渡し、残った古着は返却する。委託された人達で、価格・品質などを厳しくチェックしている。売れ行きは多いときで 50%、最近は 30%の売れ行きで、スーツ・トレーナー・スポーツウェアの順に、安くて良いものが売れている。

② 市役所・公民館のリサイクルボードに書き込んでやり取りする。

③ フリーマーケットに各自の店として出店する。

◆ 市が場所提供し、参加費無料のところ（スポーツカーニバルなど、年 2~3 回）と、参加費有料のところ（市民フェスティバル・競輪場など）がある。カンカン・りんくうパパラなどは比較的参加費は高く（3,000~5,000 円）、若者中心の品物は人気がある。また、古い着物は洋服にリフォームするニーズがあり、また素材に魅力があるものはそれを専門に買いに来る人もいる。

◆ フリーマーケットの数が多くなったことや、量販店の進出などで、安いだけのものは売れにくく、参加費も出ない店もある。売れ残りは廃品回収に出している。

④ 共同作業所の回収日に出す。

◆ 月一回の古紙類の回収時に、古着は約 1 t 出ている。市からの奨励金は 1 kg 6 円で、福田商店に 1 kg 4 円で引き取ってもらっている。拠点回収ではなく個別に回収しているので、老人家庭などに喜ばれている。古新聞と同じく、永年の取り組みや、運動の結果、地域に定着している。

◆ ただし、この部門で障害者を巻き込んで「事業おこし」をと、春木駅下がりの空き店舗などで古着の販売を始めているので、バザーに出された残りも合わせ、売り物になりそうなものは回収に出さずにそちらに回す方が良い。

2. 古着の課題と提案

◆ 古着の多くは東南アジア等で中古衣料として、再利用されるほか、ウエス（工業用雑巾）、反毛（綿に戻したクッション材）などにリサイクルされているが、需給バランスの崩れから在庫がだぶついてきている。また、汚れのひどいものやリサイクルのルートにのらないものは、結局岸貝清掃工場に戻され焼却処分されている。

◆ 行政は、再生できずに焼却処分されている古着の実態を資源回収業者から調査し、リサイクル不可能なもののリストを市民に公表するなど、各家庭が適正に分別し、集団回収に取り組める体制をつくる。



3-4 紙類

1. 新聞の集団回収率の調査

岸貝清掃の資料によると、紙類はゴミの組成（乾燥重量比率）の **48%** を占めるため、紙類の資源化率を高めることがゴミ減量に有効な手段であると考え、新聞紙の集団回収を調査した。

《岸和田市の有価物集団回収状況 平成 12 年度》

有価物集団回収を実施した団体は、町会・婦人会・子供会など **172** 団体（1 年間を通じて活動した団体は **168** 団体）で、**29** の資源回収業者（市内業者は **6**）に引き渡されている。岸和田市の **12** 年度の回収量は新聞・雑誌・ダンボール・古着の合計約 **7,400 t**（新聞約 **5,000 t**）で、この回収により岸和田市では、家庭普通ゴミ焼却分の **12.7%** の資源化が出来た。

1 kg 当たり **6 円** の奨励金が交付されており、総額で約 **4400 万円**、焼却処理費用のおよそ半分であり、また再資源化することに意義がある。

《回収率の算出方法》

- ◎ 新聞 **1 紙・1 ヶ月** あたりの重量（広告を含む）を **11.2kg** とする。
この値は平成 **13 年 12 月** に 2 世帯に配達された重量を計りその平均値をとる。
（新聞 **6.5kg**・チラシ広告 **4.3kg**）（新聞 **5.6kg**・チラシ広告 **5.9kg**）
- ◎ 回収可能な年間総量（**100%** にあたる重量）は **11.2kg×12 ヶ月×世帯数** とする。
- ◎ 世帯数は各団体からの申告数（岸和田市集団回収実施団体登録申請書による）
- ◎ 回収量は岸和田市の廃棄物減量推進課の数値。
- ◎ 回収団体は平成 **12 年度 1 年間** を通じて活動した **168** 団体を対象とする。

《結果》

平成 **12 年度** 有価物（新聞）集団回収量及び回収率 全市平均は **57%**

団体の規模	団体数	平均回収量	平均回収率
500 世帯未満	1 2 0 団体	2 6, 4 2 4 k g	7 0 %
500～1000 世帯未満	3 5 団体	9 1, 7 1 8 k g	5 1 %
1000 世帯以上	1 3 団体	1 7 9, 6 9 2 k g	4 5 %

回収率の高い小規模の団体では、**100%** 以上の団体が **20** 団体もありました。大規模の団体では、平均回収率を下回るところが多い。（次頁の図参照）

※ **100%** 以上の回収率がある理由として、① 2 紙以上とっている家庭があること ② 一般家庭以外に事業所などからの混入、などが考えられる。

《聞き取り調査より》

市内を 6 ブロックに分け、ブロックごとに回収率の違いを考慮して「高い・普通・低い」の 3 ランクごとに 2 団体を選び、**36** 団体（**32** 団体より返答）に電話での聞き取り調査を実施。

◎ 回収作業への関わり方

団体役員がきめ細かく対応・・・多くの役員が参加し、軽トラック数台で町内を回り回収。
手間隙がかかるが、地域住民の交流が深まる利点がある。

回収業者に任せて対応・・・団体は町内放送でお知らせするだけで、回収作業は全て業者に依頼。業者に **1 k g** あたり **1 円** 程度のお礼を支払っている団体もあった。

◎ 回収場所では、拠点回収型と各戸前回収型があり、その併用型もありました。

回収回数は月 1 回が大半ですが、月 2 回、週 1 回も一部ありました。回数を 2 回に増やして回収率が上がった団体もあり、回収拠点・回収回数の多いほうが回収率の高い傾向にあります。

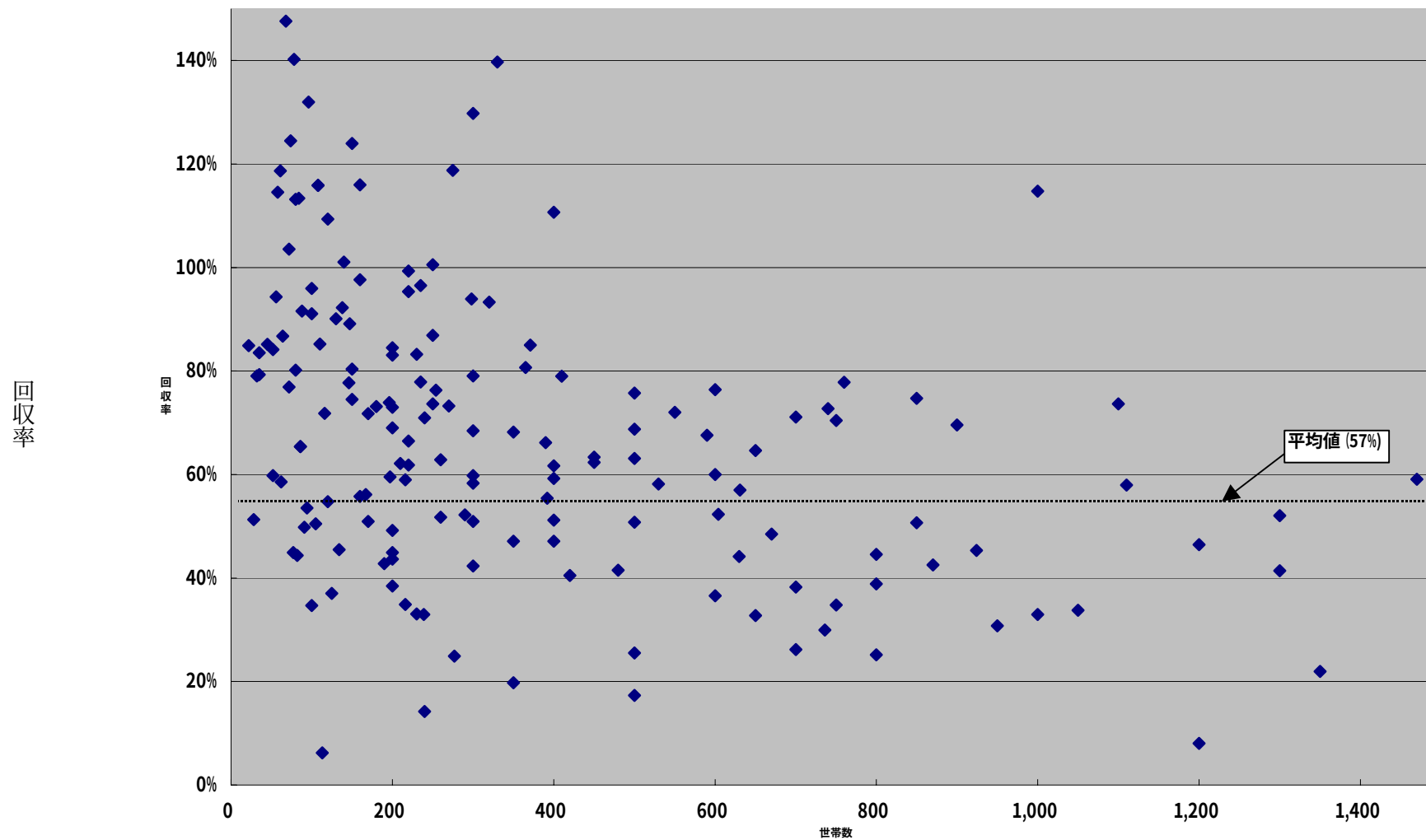
《その後の集団回収の経緯》

有価物集団回収量は新聞・雑誌・ダンボール・古着の合計で、平成 **13 年度** は約 **8,007 t**、**174** 団体、約 **4,803 万円**、平成 **14 年度** は約 **9,276 t**、**179** 団体、約 **5,562 万円** と増加。

市民に分別・資源化の意識が浸透しつつあるが、平成 **12 年度** の回収率の全市平均 **57%** から見れば、まだ、回収率はあげられるのではないかとと思われる。

新聞紙の集団回収率 (平成12年)

<図>



平均値 (57%)

世帯数

40

2. 古紙回収業者の実態調査

古紙回収業者の実態調査				
会社名 調査項目	徳陽紙業	大一資源	松山商店	岸和田紙業
回収業者と 事業所・その他 との契約内容	大手量販店が多数と中小スーパー など 町内対象で集団回収	事業系との個別契約 家庭からの個別回収 町内対象で集団回収	事業系ダンボールが主体 町内対象で新聞回収 岸和田9ヶ所 泉大津3ヶ所	事業系は微少 家庭からの個別回収 町内対象で集団回収
回収物の内容	ダンボール70% 新聞20% 雑誌5% 上質紙5% その他 布類・ビン・缶・プラスチック	ダンボール70% 新聞20% 雑誌7% 上質紙3%	ダンボール70% 新聞紙30% 雑誌・古布少々	ダンボール30% 新聞紙50% 雑誌20%
回収後の 処理方法	福山製紙 王子製紙 高崎製紙	レンゴー 大阪製紙 大王製紙 トキワ産業 問屋・中国向け輸出	問屋 (株) 文本 岡田商店他2社	問屋 (株) 文本
回収業者の 会社規模	従業員5人 自家回収80% 他よりの持ち込み20%	従業員4～7人 その他外部回収時20人前後	家族事業 多忙時は臨時手伝いある	回収車(軽トラック) 本社は大東市
古紙回収業者側 からの提案	・再生品使用のP.R ＊市の各種イベントに利用すること も ・業者保護育成のため製紙メー カーに補助金を与える(市況低迷 時に備える) ・排出マナーの徹底のため、マ ナーの良い団体とそうでない団体 に補助金の差をつける ・業者・市民・行政で情報交換や話 し合いのできる場を設定して欲しい	・業者・行政・市民との3者で循環 型社会を考える ・再生品使用のP.R ・排出コーナーの徹底 ＊回収時に束ねる紐を紙紐にす るなど ・ごみ焼却場がダンボール紙など リサイクルできるものの持ち込み を拒否する体制をつくること ・古紙市況価格の公開	・家庭ごみの排出マナーを周知徹 底して欲しい(有料化後遅れてい る) ・補助金2～3円/kgを市に申請中 であるが厳しい(アルミ缶業者は補 助金がある)	・個人排出の際生ごみ混入があり マナーを徹底して欲しい ・町会等の場合補助金をお願いし たい ・この業界は経営上も就業者にも 厳しい現状であるため業界組合か らの要望にできるだけ反応して欲 しい

- ・調査日 4月4日 泉州銀行本店総務部
(銀行業：本店 約350名 全体 約1,800名)
4月5日 府立岸和田高校事務局
(学校：教諭 約80名 生徒 約1,120名)
- ・内 容 別紙のアンケートを事前送付し、詳細について聞き取りを行った。
- ・備 考 岸和田市内の紙類を大量に扱うと考えられる事業所をピックアップした。
上記2事業所の外に運送業(サカイ引越センター)を予定していたが、時期的に多忙なため断念した。

＜聞取り調査結果のまとめ＞

【全体を通して】

紙類のリサイクルについては、できるかぎり進めるようにしているが個人情報に関するものが多いため、両事業所ともにシュレッダーで裁断処理をしてゴミとして排出されるものが大半を占める状況であった。

【岸和田高校】

紙類のストックする場所も十分に確保されており、現在の量であれば特に問題は生じないとのことである。回収については、地域の老人会が月に1回引き取りにきてくれている。

グリーン購入については、本庁の方でエコ商品等のリストを作成しており、できるだけ再生品を購入するようにしている。

今後の取り組みとしては、教室のゴミ箱を分別できるような形で設置するようなことからなら始められるかも知れない。

余談になるが、教頭先生から表立ってはあまり口に出したりはしないが、環境問題には興味をもっている生徒は多いのではないだろうかとのことであった。また、普通科では環境をメインとする単元はないが府立の高校で総合学科を設置している所では環境学を取り入れている。

基本的には、学校、地域、家庭が三位一体とならないと環境を良くする流れは難しいであろうとの談。

【泉州銀行】

泉州銀行では、コスト削減の効果も狙い紙類をまず使わないことを周知徹底しているが、なかなかうまく機能していないとのこと。イントラネットで文書のやりとりをしているが、電子媒体で保管せずプリントしてファイリングする人が多数を占めている。

再生品の使用は紙類をはじめプリンタトナーや文具等積極的に利用している。また、コピーも使用目的と枚数を明記しないとできないようにしている。

社内教育については、現在の業務体制ではその時間をもつことも厳しい状況となっている。

機密文書は個人情報の漏洩を防ぐ観点から、通常の下紙回収のルートには到底出せない。そのため職員が焼却施設へ自己搬入している。

4. 古紙の市場価格とその他の調査報告

＜調査結果の要約＞

- ① 集団回収で集めている3品目の古紙市場価格は、2002年11月までは底値で安定していたが、2002年12月から価格が上昇してきた。コピー用紙の価格は、下落傾向にある。
- ② 紙の販売価格も古紙の価格下落に伴い、15～20%下落している。
- ③ 2000年10月に対して、2002年3月では、紙の生産量に対して、古紙の消費量が少なくなっており、若干在庫が増えている。
- ④ 新聞雑誌の古紙の輸出は、2001年度以降、増加傾向にある。
2003年度は、2002年度実績を下回るが、中国・台湾・韓国の3ヶ国への輸出量は、増加傾向にある。
特に、中国は、2002年上半期で昨年実績と同じ値で、年間に直すと2倍近い増加率になっている。
2003年度も増加傾向にある。
台湾は、2002年度実績が2001年度より減少したが、2003年度2002年度の150%以上になる。
韓国の2002年度は、2001年度の半分近い数量にダウンしている。しかし、2003年度は2002年度の200%以上に増加している。
- ⑤ 古紙は、紙製品に再利用されているだけではない。紙以外の製品にも再利用されている。(石膏ボードや屋根下ふき材等)
- ⑥ 石油の代替燃料として、紙の固形燃料としての利用が最も知られている。

(1) 主要古紙価格推移(東京近郊製紙メーカー工場着価格)

	1998年1月	2002年5月	2003年11月	1998年からの価格変動
新聞	11～12円	9円	11円	1998年当時に戻っている。
雑誌	5円	5.5円	8～8.5円	過去5年間の最高値になっている。
段ボール	10円	6円	9円	ほぼ1998年当時に戻っている。
上白	51～58円	50円	42～46円	20%近くダウン。

(単位:円/kg・プレス品) プレス品とは、大型梱包機によりプレス梱包されたもの。

(2) 紙の販売価格の推移

	1998年1月	2002年5月	1998年からの販売価格変動
段ボール 外側の原紙 (k-1ライナー)	68～70円	58～60円	約15%ダウンしている。
印刷用上質紙	135～140円	110～117円	約18%ダウンしている。

(単位:kg/円)



(3) 古紙の消費量・紙の生産量の推移

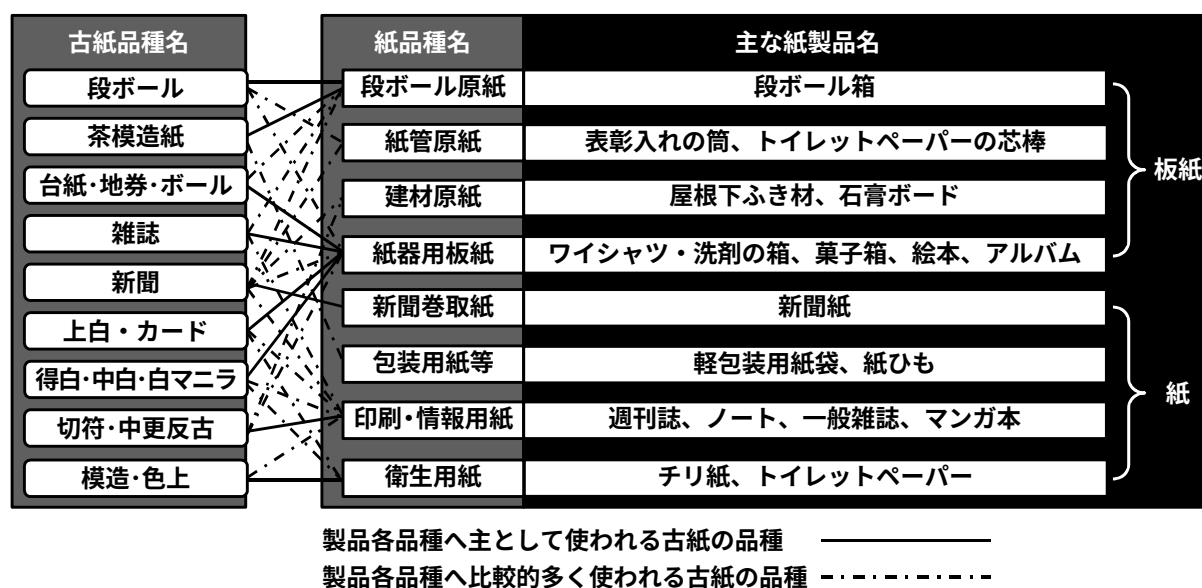
		2000 年 10 月	2002 年 3 月
古紙消費量		1,613,354(t)	1,504,663(t)
紙生産量推移	新聞巻取紙	295,937(t)	311,853(t)
	情報用紙	147,883(t)	142,336(t)
	包装用紙	90,920(t)	85,444(t)
	衛生用紙	154,485(t)	153,082(t)
	雑種紙	94,091(t)	91,077(t)
	その他	866,694(t)	817,563(t)
	合計	1,650,010(t)	1,601,355(t)

(4) 新聞・雑誌等の古紙の輸出量

	2001 年度		2002 年		2003 年度(1 月～10 月まで)	
	輸出累計	対前年度比	輸出累計	対前年比	輸出累計	対前年比
輸出量全体	661,261t	506.2%	848,689	128.3%	653,407t	74.8%
中国	370,263t	770.1%	350,352t	341.5%	454,652t	130%
台湾	86,624t	462.5%	41,064t	92.4%	62,755t	152.8%
韓国	65,737t	218.9%	18,311t	56%	37,471t	204.6%

(5) 古紙から生まれ変わる紙製品

■古紙から生まれる紙製品



5. 紙類についての提案

市民へ

- ・ 分別のルールを守り、地域の集団回収や資源回収業者に出す。
- ・ 過剰包装やパンフレット等、いらないものは断る。
- ・ 使い捨ての紙類の使用を控える。
- ・ 再生紙（トイレットペーパー、事務用紙、ノート等）を選択し購入する。

排出事業者へ

- ・ ダンボール、事務用紙類は資源回収業者に出す。
- ・ 商工会議所や業界団体において、エコオフィス町内会等の手法を取り入れて、分別、再利用を浸透させ、リサイクルの取り組みを進める。（機密書類の処理を共同で業者委託する。ストックヤードの共有等）
- ・ 再生紙（トイレットペーパー、事務用紙等）を選択し購入する。

製造者・流通事業者へ

- ・ 過剰包装の抑止。
- ・ 再生紙を使った製品の品揃えと販売促進。
- ・ 紙を製品にする製造者は、古紙含有の製品作りを心がける。
- ・ 新聞社や出版社等は、再生紙を使い、古紙含有率を高める努力をする。（技術開発）

行政へ

- ・ 平成13年から14年に地域の集団回収では4品目の総量で16%増加しているが、更に回収率をあげるよう、古紙類の有効な分別方式の発信などの啓蒙活動や奨励金（1kg当たり6円）等の支援を続ける。
- ・ 地域、資源回収業者、行政3者の話し合いの場を持ち、古紙リサイクルシステムの維持に努める。
- ・ 行政自らゴミ減量、リサイクルに努める。（電子文書の活用、機密文書のリサイクル）
- ・ 各課の岸貝清掃工場への直接搬入量の公開。

岸和田市のごみ分別収集・回収状況

種別	説明（回収品目等）	排出等	収集回収等
1. 普通ごみ	可燃性ごみ	ステーション無料・有料 処理券を貼付し排出	週 2 回
2. 資源ごみ	空き缶・空きビン等	ステーション （指定曜日）	週 1 回（但し、祝 祭日は休み）
3. 粗大ごみ	（可燃性粗大ごみ・不 燃性粗大ごみ）	電話で申込・各戸 粗大ごみ処理券（500 円・1000 円）を貼付し 排出	随時
4. 不燃ごみ	（蛍光灯・化粧ビン・ せともの類）	粗大ごみと同じ	粗大ごみと同じ
5. 集団回収奨励金 の対象品目	(1)新聞 (2)雑誌 (3)ダンボール (4)古布	地域の集団回収で指定 されている日	（各地域による）
6. 紙パックの回収	牛乳パック、その他飲 料用紙パック	拠点回収 （排出は随時）	週 1 回
7. 乾電池の回収	廃乾電池	拠点回収 （排出は随時）	（収集は随時）
8. ペットボトルの回 収	ペットボトル	拠点回収 （主に店頭回収） （排出は随時）	週 2 回
9. 廃食用油回収	廃食用油	拠点回収 （年 2 回指定する日）	年 2 回
10. その他プラスチ ック製容器包 装・プラスチ ック製品	ペットボトル以外のプ ラスチック製容器 （シャンプー用、菓子 用等）文房具などのプ ラスチック製品	ステーション （指定曜日）	週 1 回 （祝祭日も収集）

流通販売店の自主回収（スーパーが経費負担して処理している）

（白色の発泡スチロ ール製食品トレイ）	白色の発泡スチロール 製食品トレイ	（各流通販売店） 各流通販売店で引き続 き回収を推進してもら う。	（各流通販売店自 主回収の推進）
------------------------	----------------------	--	---------------------

資源ゴミ《行先》

環境部 廃棄物減量推進課

分別排出⇒回収⇒区別⇒リサイクル化

品 名		排 出 方 法	回収方法	集 積 場 所	行 先	再資源化（リサイクル）
缶 類	アルミ スチール	ステーション	市直営・ 委託業者	岸貝清掃工場	新日軽（三重県亀山市） 住友金属（和歌山市）	アルミ缶、その他アルミ製品 鉄製品に再製品化
		市内39の小・中 高等学校	廃棄物減量推進課 減容圧縮機設置			
び ん	酒 ビール	業者引き取り等		⇒	酒、ビール 関係メーカー	酒、ビール用に再利用
	そ の 他 の びん類	ステーション	市直営・ 委託業者	岸貝清掃工場	東洋ガラス(株)滋賀県 東洋カレント(株)滋賀県	粉碎し再製品化及び建築資材等 に再生化（アスファルト等）
牛乳パック類 （洗う、開く、 乾かす）		指定店舗 （28ヶ所） 自主回収8店舗	委託業者	廃棄物減量推進課	（株）K．Y．C （愛媛県川之江市）	ティッシュペーパー トイレットペーパー等に再製品化
ダンボール 新聞紙 雑誌類 布類		集団回収 町会、子供会、 婦人会、老人会 等の団体が日 時、場所を定め 実施	再生資源 回収業者	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	再生加工業者（工場）	再生紙、新聞紙、トイレットペー パー等に再製品化

廃 食 用 油	各町会、自治会 毎に日時、場所 を定め実施	廃棄物減量推進課	廃棄物減量推進課 近畿環境興産（株）	近畿環境興産（株） （岸和田市臨海町）	企業の補助燃料（セメント工 場）
廃 乾 電 池	回収BOX設置 （122ヶ所）	廃棄物減量推進課	岸貝清掃工場	野村興産（株）(トヨタ) （北海道常呂郡留辺蘂町字富士見217-1）	分離作業（マンガン、アルカリ、 水銀、リチウム等再利用）
ペットボトル （洗う、乾かす、 キャップをと る、ラベルをは がす）	量販店、店頭回収 回収BOX設置 減容圧縮機設置 29ヶ所（減量推進課含む）	廃棄物減量推進課	根来産業（株）	再商品化事業者 根来産業（株） （貝塚市二色中町1-1）	繊維製品等

流通販売店の自主回収

トレー （洗う、乾かす）	販売店 回収BOX設置	販売店	販売店	再生加工業者（工場）	再製品化
-----------------	----------------	-----	-----	------------	------

＊粗大不用品の扱いについて

種類	リサイクル品	再商品不可品
木製品	リサイクル室に展示し、環境（リサイクル）フェア時に希望者に無償譲渡（抽選あり）	清掃工場にて焼却処分
家電製品	家電4品目以外の品物	清掃工場より 《産業廃棄物処理場へ》
自転車	フェアで抽選、希望者に無償譲渡	古鉄処分
鉄くず	清掃工場に集積後、住友金属（株）内で鉄製品に再生	
その他	産業廃棄物処理場（泉大津市）フェニックスへ《埋立処分》	

＊不用品のリサイクル⇒情報ボードの利用

設置場所

岸和田市役所新館1階ロビー＜岸城町＞
東岸和田市民センターロビー＜土生町＞
山直市民センターロビー＜三田町＞
環境部廃棄物減量推進課＜土生町＞

譲りたい方⇒《ゆずります》⇒記入して掲示する
譲ってほしい方⇒《いただきます》⇒記入して掲示する
☆記入していただくカードは施設の職員に請求下さい

当事者間で相談の上、話がまとまれば決定してください。

4 私たちの新しい焼却場

☆ はじめに

私たちが岸和田・貝塚の新焼却場計画を知ったとき、まず、「すごいなあ」という感想を持ちましたが、直ぐにその建設のためのお金はどうするのか、いつ完成するのか、そんな大きな施設が必要なのかといったことが頭に浮かびました。いつも環境に関心を持っているメンバーがこの委員会に集まって、早速、「関係者に聞いてみよう」、そして私たちの調査や提案が市民生活に少しでも役立てば良いのになあという思いで活動して、やっと、このような形にたどり着きました。一人でも多くの人に岸和田の新焼却場について関心を持ってもらえれば、これに過ぎる成果はありません。

4-1 岸和田市のゴミ（一般廃棄物）を処理する施設

現状1 岸和田市貝塚市ゴミ処理施設（現工場）の現状

岸和田市は、貝塚市と共に一部事務組合¹を設立し、2市共同で両市の一般家庭や事業所から排出されるゴミを貝塚市半田にあるゴミ処理施設で焼却処理している。この施設の概要は下記のとおりである。

名 称：岸和田市貝塚市清掃工場
 建設年次：1968年～1982年
 敷地規模：10,835㎡
 処理能力：150t／24h×4基
 議会の概要：14名（岸和田市議会議員8名、貝塚市議会議員6名）



また、平成7年から14年までの岸和田市のゴミ量の推移については、ほぼ横ばいで推移している。（決算グループ・事業系ゴミグループ資料を参照）

¹ 地方自治法の規定に基づき、2以上の自治体が団体の事務を共同処理するために設立する特別地方公共団体。〇〇組合という名称が付され、議会も設置される。団体の長である管理者は2年毎に岸和田市長と貝塚市長が交代で行っている。

現状2 阪南2区新ゴミ処理施設（新工場）の建設計画とその経過

岸貝清掃及び岸和田・貝塚両市は、この現工場の老朽化及びゴミ処理量の増加などを理由に地蔵浜沖合の埋め立て地阪南2区に新たに新焼却場を建設中である。当初、この構想が持ち上がったのは平成5年の清掃施設移転候補地選定評価業務報告書の策定が発端であった。以降、次のような経過で建設計画が進められてきた。

平成7年12月	大阪府港湾計画改定（阪南2区に清掃工場の立地を位置付け）
平成10年3月	阪南2区公有水面埋立免許出願（11年1月許可、2月着工）
平成11年8月	新清掃工場環境影響評価方法書の公示及び縦覧
平成13年5月	新清掃工場環境影響評価準備書及び都市計画案の公示及び縦覧
平成14年3月	岸和田市・貝塚市の都市計画審議会に付議、決定
平成14年8月	新工場建設工事着工

また、以上の経過から決定された施設の概要については次のとおりである。

名 称：（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター

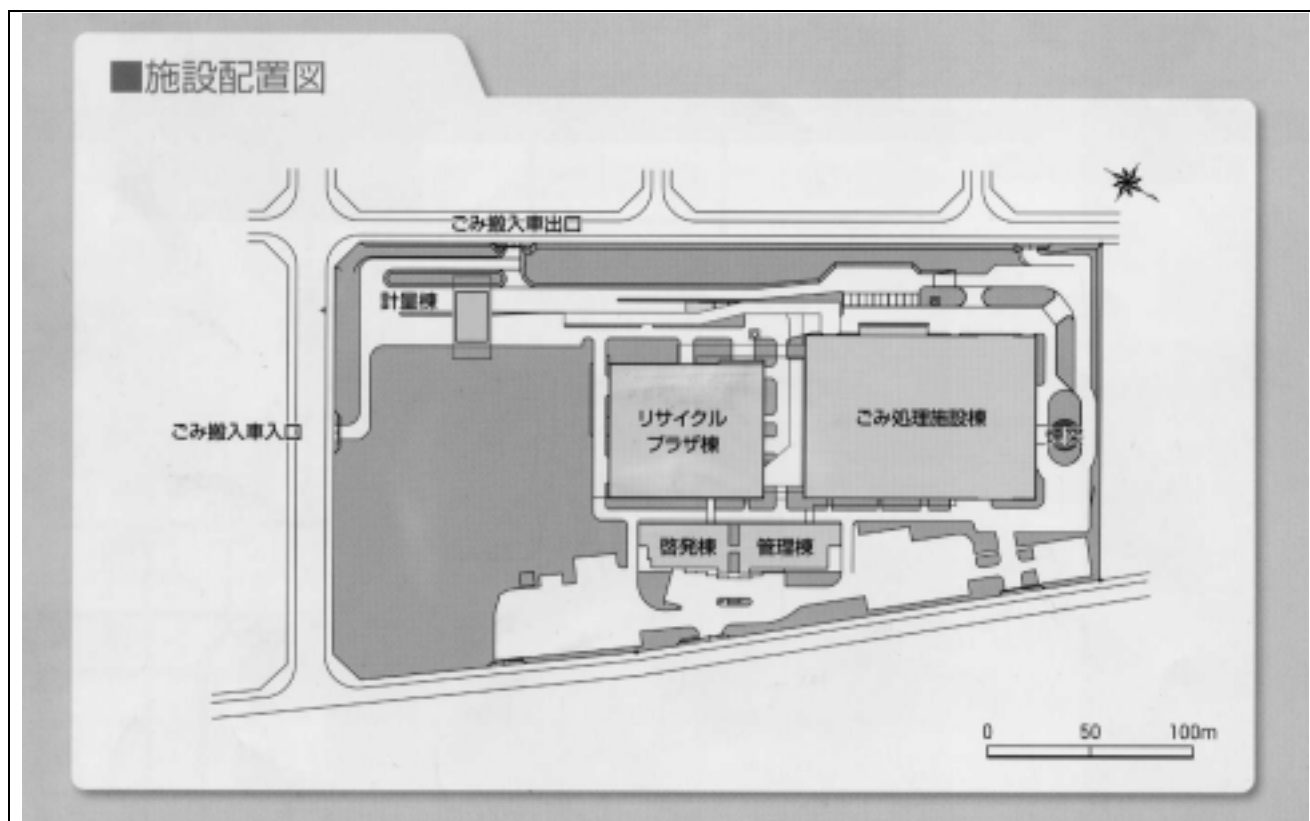
建設年次：平成14年～19年

敷地規模：90,000 m²（9ha）

処理能力：当初 900 t／日→600 t／日→最終 531 t／日

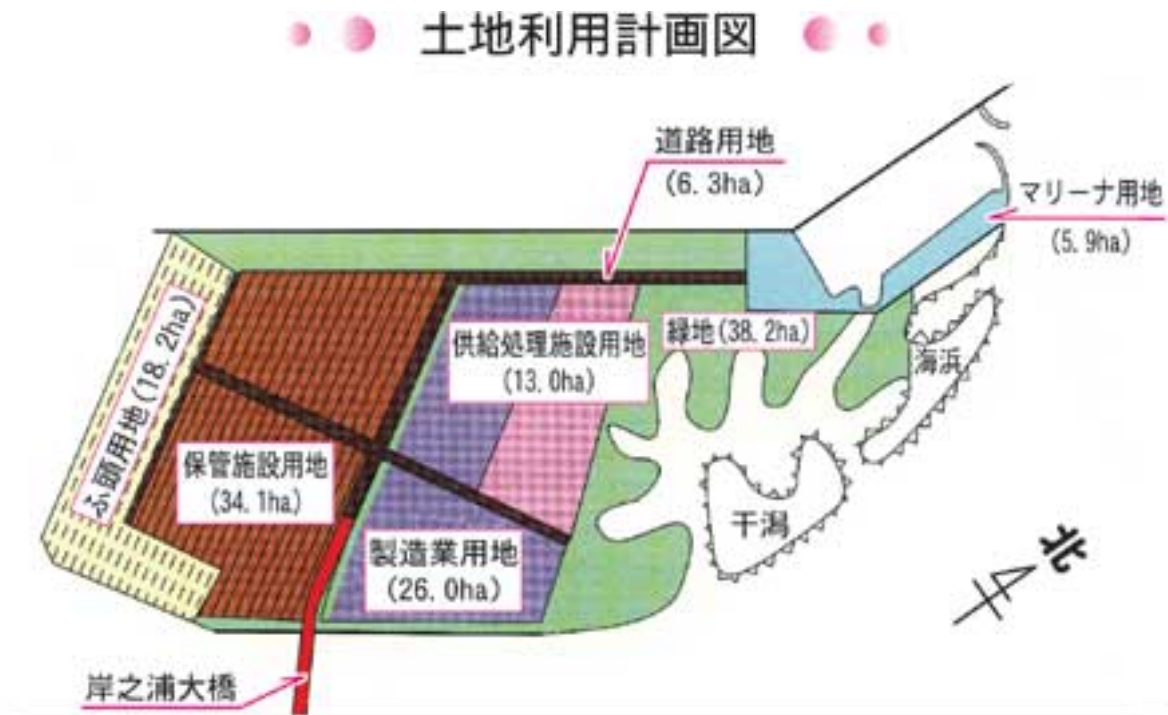
建設予算：土地 108 億円、建設費 296 億円

その他設備：リサイクルプラザ、啓発棟、管理棟



この新焼却場建設計画は上述のとおり、大阪府の港湾計画でも位置付けられており、阪南２区では、図のような土地利用が計画され、新工場は「供給処理施設用地（13.0ha）」の一部（9ha）に建設される。

（図：阪南２区土地利用計画図）



4-2 新ゴミ処理施設建設にかかる課題

私たち「まち・ざい」環境のまちづくり部会では、この一連の新焼却場建設に関して、次のような問題点を認識した。

課題1 啓発施設の整備に関する問題

新焼却場は、建設整備後、小学生などのゴミ教育に資するため、啓発施設が整備される計画となっている。子どもたちの社会見学としてだけでなく、広く市民がゴミを自分たちの問題として認識でき、リサイクルの重要性が理解できるように、この施設内に情報収集と発信機能を備えた基地の役目を持ち、常時一般市民に関心を持って環境の重要性を理解してもらえ、施設整備が望まれる。

課題2 ゴミ量の将来推計と処理能力に関する問題

新焼却場の建設計画策定にあたっては、岸和田市と貝塚市のゴミの将来予測量を算定し、それに見合った処理能力が想定されている。このゴミの将来予測量を算定しているのが平成10年に策定、平成13年に改定された「ゴミ処理基本計画」である。

ところが焼却施設の処理能力を決定する、非常に重要であるこの「ゴミ処理基本計画」について、私たちは何点かの問題があると考えている。

- ① 岸和田市と貝塚市で将来人口の予測方法が異なり、なおかつ人口増加予測が過大な見通しとなっているのではないかとと思われること。
- ② ゴミ処理量の将来予測に関して、近年のリサイクル諸法の整備など、社会状況の変化を十分に踏まえていないのではないかとと思われること。

課題3 敷地規模に関する問題

新焼却場建設用地の面積は9haである。この用地費108億円は岸貝清掃の、実質は負担金という形で、岸和田市・貝塚市両市の負担となっている。焼却場の敷地面積は、100t当たり1ha～1.5haという都市計画標準という基準に基づいており、平成7年当時の建設計画では処理能力900t／日という計画内容だったので9haという敷地面積が決定された経過がある。しかし、以後、いろいろな経過を経て、最終計画は531トンというふうに処理能力の減がなされているので、5.3ha程度で基準を満たすようになっている。もちろん、港湾計画という全体計画の中での土地利用との兼ね合いは考慮する必要があるが、同じ処理能力を有し、埋立地での立地という条件も類似する大阪市の舞州工場の敷地面積が3ha程度であることを見ても敷地面積は過大ではなかったかという指摘ができる。

課題4 周辺土地利用計画に関する問題

新焼却場建設は先にも触れたとおり、大阪府の港湾計画の一部としても建設が進められている。港湾計画の中では、この新焼却場隣接地に焼却場の余熱を利用する施設建設の計画がある。この余熱利用施設の敷地面積は3haの規模となっている。用地購入にあたっては、焼却場と同じ単価で計算すると36億円が必要である。焼却場は岸和田・貝塚両市で分担したが、この用地は岸和田市単独の負担になる。財政難の折、市民にとって真に必要な施設であるのか否かが厳しく問い直される必要があるのではないかと考える。

課題5 新施設のランニングコストに関する問題

新焼却施設のコストは用地費・建設費だけでは済まない。整備後、施設運営にあたってランニングコストが必要である。現時点（平成15年12月）では、その必要額は明確になっていないが、南河内清掃組合施設の事例（下表参照）から推定しても、最新施設にかかるランニングコストは旧施設より増大することが予測される。これらゴミ処理にかかる費用をどうすれば減少できるのか、市民としても考えていく必要がある。

☆ 南河内清掃施設組合 第1工場（旧工場）・第2工場（新工場）のコスト比較
（平成12年度決算より）

① 総処理量 100,876 t
うち第1工場 72,251 t、第2工場 28,625 t

② 歳出 2,245,835千円（33,263円/t）

③ 物件費比較

第1工場と第2工場で別経費として明確に判別できる物件費について比較してみました。

	第1工場	第2工場
焼却ゴミ搬入量	61,043 t	24,694 t
主要薬品（年間） 工場用 処分場用	48,960 千円 1,300 千円	47,060 千円
電力	69,220 千円	119,760 千円
灯油	540 千円	19,690 千円
L P G		90 千円
水		5,820 千円
焼却1トン当たり	1,966 円	7,792 円

④ コメント

岸和田市貝塚市清掃施設組合の現工場の物件費で同じ項目（電気料、水道料、燃料費、消耗品費、医療費、材料費）の合計は、平成13年度決算値で253,554千円（焼却1トン当たり＝3,065円）、平成14年度で295,512千円（3,185円）である。（決算書グループ報告も参照のこと）
これが新工場で処理した場合にどれくらいのコスト増加になるのか、現時点では明らかにはなっていない。

4-3 新ゴミ処理施設に対する提案・提言

以上の岸和田・貝塚両市の新ゴミ処理施設建設にあたって、現状と課題認識を踏まえて、以下の提言・提案をしたい。

提案1 行政に対して

① 啓発施設のあり方について

啓発施設は、新工場操業後、最も重要なポイントになるものとする。施設内の具体的利用方法は、今後、詳細が決定していくものである。学校現場や子供たちの意見を聞くなどしながら検討されることが必要と考えられる。市民が活用しやすい、活用したくなる施設整備を求めたい。なお、後掲資料1のとおり、私たちの具体的活用案を示しておく。

② 早い段階からの情報の公開と計画策定への市民参加

阪南2区の新焼却場建設にあたっては、構想段階で十分な市民の参画があったとはいえない経過が認められる。今後、新焼却場の管理運営などにあたっては、十分な行政情報の公開と市民の参加参画の機会を保障し、改善すべきは、改善していく姿勢が必要だと考える。この点について、岸貝清掃は、別法人組織とはいえ、岸和田市民の税金が分担金として、投入されているものであるから、岸和田貝塚両市民がともに組合に対して意見を述べられるような体制づくりを求めたい。

③ 一旦決めた計画の柔軟な見直し

②とも関連するが、新焼却場建設にあたって、敷地面積や処理能力などに関して十分な精査がなされたものであるとは認められない。大阪府港湾計画という、より上位の計画や国の補助金制度との絡みもあるものと思われるが、その計画内容が現時点での社会経済情勢に合わないものであると認められる場合には柔軟な計画見直しが必要であると考えられる。今後、新焼却場に関して進められるであろう様々な整備に関してはこういった視点で取り扱われるよう求めたい。

④ 余熱利用施設に関して

新焼却場の隣接地に整備予定の余熱利用施設については、既に委員会として岸和田市港湾振興室に「余熱利用施設を含む土地利用計画についての提案書」（後掲資料2）を、市長にあてにも「要望書」とこの提案書を提出しているところであるが、昨今の市の財政状況を踏まえて、真に必要な施設でなければ整備する必要はないものとする。

⑤ スラグの有効活用について

新工場は環境に配慮された最新設備で整備されるものと理解しているが、その最新施設から排出される年間2万トン強にも及ぶ廃溶融スラグについては、再資源化し、建材などへの利用を安全性にも配慮しながら検討するとともに、全国的にも供給過剰気味であることなども念頭に、独自の利用拡大についても検討していただきたい。

提案2 事業者に対して

- ① 事業者・市民・行政による新工場についての交流を
今回、私たち委員が調査研究活動を進めるにあたって、事業者の方々には好意的にご対応いただいた。事業者の方々には事業者でないとわからない現場の実態もあろうかと思われる。そういった状況、考え、思いを共有し相互理解に努める必要があるものとする。また、行政とタイアップして、啓発施設の整備や運営にも参画されることを提案したい。
- ② 適正な費用負担について
ゴミ処理には第1章（決算グループ報告）でも見たとおり、多大な費用を要する。市民も事業者も、ともにこの社会的コストを意識しながら、必要な費用については、きちんと負担していく必要があるものとする。こういった視点から、ゴミ処理工場への搬入負担金については、市民としても事業者の方々に現行よりも負担増をお願いしたい。

提案3 市民に対して

- ① ゴミに対する関心・認識の向上
新工場は平成19年から稼働する予定である。この新焼却場で処分されるゴミは自分たちが排出したものである。従ってその行く末をきちんと見届けることは市民自身の責任でもあると思う。何か問題が起こって、行政や事業者を追求しても損なわれた環境はなかなか回復できないので、普段から個人個人が責任を持って事前に処理・解決する意識を持つことが大切だと思う。
- ② 「事業者、行政とともに」の姿勢と実践
新焼却場はゴミ処理施設であるとともに、新たにリサイクルプラザが整備されることにより、本格的なリサイクルの拠点として機能することも可能になる。ここを事業者、行政とともに実効性ある拠点として活用できるか否かは市民の努力如何だと考えられる。市民主体で行政と対等な立場で焼却場のありようを議論できる市民会議を貝塚市民にも参加してもらって、実践していく必要があると思われる。
- ③ 市民の努力による処理コストの削減
多大な費用を投入して整備される新工場であるが、ランニングコストや施設の負荷軽減には市民の協力が必要である。せっかくなつくられる新施設なので、少しでも長持ちさせて、償却を先延ばしすること、処理サイドの事情を理解して、ゴミ排出抑制に努める必要があると考える。

☆ 持続可能なまちを目指して

新焼却場の建設によって清掃工場の立地環境は市街地から臨海地に移り、更に性能の優れたプラント操業で公害の減少が図られ、従業員の職場環境も良好になると思われる。しかし、ゴミ処理問題は身近でありながら、無関心を装って今の自分たちだけが快適生活で過ごせば良いと考えているのが大半の市民のホンネではないかと思う。良好な環境はタダでは得られない。将来に渡って持続的に発展できる共同社会を維持していくために、今こそ市民一人ひとりが将来に責任を負って、まず家庭での日常教育、学校での体験学習等から着実に行動する必要があると私たちは考える。

新焼却場 提案①

啓発棟の具体的活用案

- 掲示、説明表現の対象は小中学生を基準とする。
- 可能な限り、眼に訴える写真・マンガ・現物モデルを駆使する。
- 市民が見学するだけでなく、利用したり参画したりする為の情報の収集発信基地を置き、専従者で運営する。

① エコ発電設備の設置

太陽発電パネルや風力発電塔の据付で実際に稼動発電をして少量の電力であっても展示施設内の照明に利用する。

② 生ゴミ堆肥化設備の設置

コンポスト、EMぼかし、電動式などの展示。

③ 大型ゴミのリサイクル、古着、不用品の交換及び販売を常時開催する。

運営管理は **NPO** が担当する。

既存組織の統合や連携で行動を一本化する。

④ 小中学生にアンケートを依頼、希望に添う物を備える。

環境に関して何を知りたいか

環境ではどんな事に興味があるか。

⑤ 教える立場の教師の意見を重要視して、展示を考える。

必要な教材を各学校に備える。

⑤ その他 基本資料の展示



(資料 2・提案 1－④関係)

岸和田市産業部港湾振興室御中

平成 15 年 5 月 15 日

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会

余熱利用施設を含む土地利用計画についての提案書

私たちまちづくり・ざいせい岸和田委員会では、岸和田市の財政事情を知り実態を調べ、あれもこれもという時代ではなく、何を選択するかを学習・論議して取り組んでいます。

基本的な考え方

- 1) 過去に計画された事業であっても、時々の情勢や現状・優先順位を鑑み、見直す必要があります。
- 2) 余熱利用施設用地 3 h a (36 億円) は、市の財政状況からすれば府から購入しないほうが賢明と考えられます。
- 3) 財政が非常に厳しいので、緊急性のない施設は不要と考えられます。
- 4) 循環型社会をめざして、焼却ゴミの減量化に取り組み、成果が期待され、更に減量化が進んでゆくものと想定されます。
- 5) 焼却ゴミの減量化は、清掃工場のランニングコストを下げ、時代の要求でもあります。
- 6) 余熱利用施設においては、新焼却施設からの安定的なエネルギーの供給が望めないものと思われます。
- 7) 財政(経済)が健全化するまでは、将来的な負担はできるだけ避けたいと考えます。
- 8) 私たち市民が、温水プール等を利用するときは現在ある施設を利用し、利用について必要不可欠な市民に対しては、別途の方策及び対応ができると考えられます。

私たちは以上のように考えています。

提 案

- 1) 余熱利用施設用地 3 h a について
 - ① 基本的に公共施設の耐震基準対応など、あんしん・安全の事業が優先されると思いますし、財政的にも土地の購入は望ましくはないと考えます。
 - ② 余熱利用施設用地 3 h a をどうしても購入しなければならない場合でも、緊急性のない施設は造る必要はありません。
 - ③ 土地利用については、民間に適正価格で貸すことが望ましいと思われます。事業形態については民間独自事業として、市民が使用できるもので社会的に有効なものを望みます。
- 2) 阪南 2 区整備事業について
 - ① 緑地や人工干潟を生かしての自然観察や研究の拠点についても、清掃工場内の施設(リサイクル啓発棟の一部)を利用してもよいのではないのでしょうか。
 - ② 東西に細長い市の一番西端であり、車以外ではアクセスが悪いので、余程の魅力がないと集客能力は期待できないと思われます。

まちづくり・ざいせい岸和田委員会 運営委員会

環境のまちづくり部会

健康と福祉のまちづくり部会世話人会

教育と文化のまちづくり部会世話人会

安全快適な都市の魅力のあるまちづくり部会世話人会 一同

☆ 次の場づくりに向けて－共感・共鳴による交流の場へ

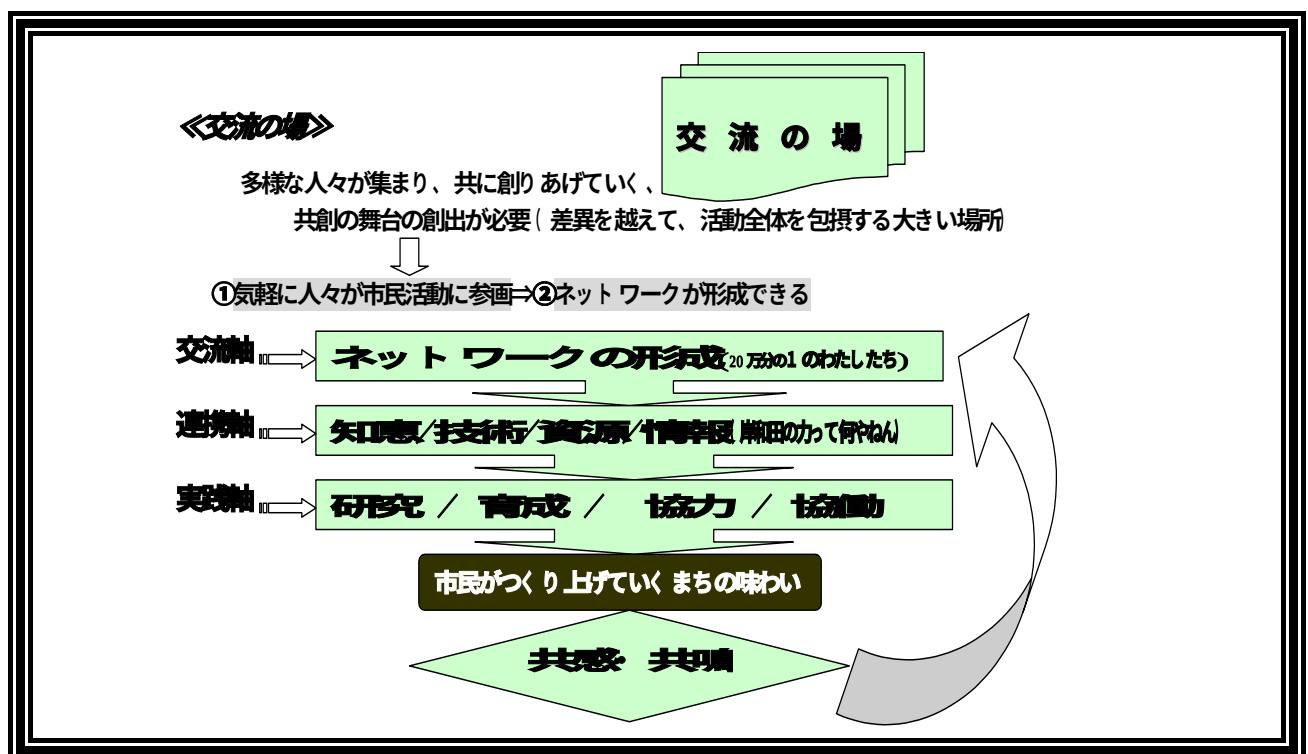
はじめにも述べたように「岸和田委員会」（愛称：まちざい）は平成 16 年 4 月 18 日の報告会を最後に約 3 年間の活動を終了します。終盤は提言・提案のまとめ作業に追われて多忙な時期を過ごしました。でも以前から「岸和田委員会」以後の組織をどうするのか議論を始めていました。

例えば「このまま、まちざいが終わるのはおしいね」「参加者の活動や情報を交換する場があれば」「意見交換が今後も出来れば」「今後もまちざいのような組織があって意見交換や一緒に活動ができればいいのに」「それぞれの活動を出し合って連携していける場があったほうがよいのでは」「まちざいに参加して他の市民の人たちの活動や市政のことがわかった」など、「岸和田委員会」が完全に終了してしまうことを惜しむ声、類似した組織を望む声が多く見受けられました。

一方で、3 年間という期間で調査研究して提言・提案をまとめ上げなければいけない大変さも経験しました。

そこで、一定期間に調査研究して提言・提案をまとめ上げるのではなく、個人を基礎とする多様な市民・住民が集まり一緒に「交流する場」を次の組織にしてはと考えました。交流する中から自然にお互いの連携が生まれたり、同じ問題や課題に直面していれば協同して調査研究して対策を考えたり、報告にまとめて、岸和田市や関係する団体に働きかけることも考えられます。更に、働きかけの内容実現に向けて連携して取り組みを進めることや、広く情報を発信することも考えられます。このような交流の場は、参加者の主体性を原則に、緩やかな関係を築く組織とし、その時々の手柄によって交流の密度が高まったり、ある時は低くなったり、また、連携が広がったり、狭まったり、変化しながら活動する組織と考えています。

ただし、そこでの**連携の基本は他の人々の意見や活動に対する共感や共鳴のエネルギーです**。イメージとして次の図を考えています。



私たちは「岸和田委員会」を通じて、はじめに述べたように多くのことを学びました。この経験をこのまま終わらせるのは残念だと考えています。同時に今後は市民自らが考え、行動し、市と協働し、地域をつくっていく時代です。新しい場で「岸和田委員会」の経験を生かしていきたいと考えています。

第2部 活動経過・資料編

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市民と行政とのパートナーシップを実りあるものとするため、行政の情報公開と説明責任をキーワードとして市民と行政が情報を共有し、本市が直面する財政危機の克服、明日のまちづくりに向けての方策を手を携えながら共に考えていく場として、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会（以下「岸和田委員会」という。）を設置する。

（岸和田委員会の役割と責務）

第2条 直面する財政危機を克服し、明日のまちづくりに向けての方策について、研究提案活動を行っていくものとする。

2 岸和田委員会は、自立的な組織として幅広く市民の意見を収集し、相互の意見調整に努めるとともに、自らの情報公開や情報提供に取り組む。

（市の役割と責務）

第3条 市は、岸和田委員会に対し、積極的に情報提供を行い、提案された内容を最大限、今後の行政運営に生かしていくものとする。

（委員の構成）

第4条 岸和田委員会は、次に掲げる公募の委員により構成する。

- (1) 岸和田市に在住し、又は在勤し若しくは在学する者
- (2) 市職員

（代表の設置）

第5条 岸和田委員会に代表を複数名置き、その選出方法は、別に定める。

（部会の設置）

第6条 岸和田委員会は、第3次岸和田市総合計画の五つの柱を基本として、個別課題に即した部会により構成されるものとし、部会を中心に意見交換、検討及び研究を行っていくものとする。

2 各部会に部会代表を2名置き、市職員である委員（以下「市職員委員」という。）を除く委員をもって充てる。

（運営委員会の設置）

第7条 全体的な活動を進める上で、経常的な運営について検討・決定し、各部会での個別課題に即した検討を包含する全体的な連絡調整を行うため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、各部会の代表、市職員委員で構成し、必要に応じてその他の委員の出席を求め開催するものとする。

（期間）

第8条 岸和田委員会の設置については、平成15年度末までと期間を限定し、その時点で存否を含め見直すものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、岸和田委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月16日から施行する。

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会

委員募集



市民との協働によるまちづくりを推進するため、岸和田市では、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会の設立に向け準備を進めています。ここでは、市民のみなさんが中心となって、岸和田市のまちづくりの課題や財政について意見交換・調査研究し、その結果を市に提言としてまとめていただくことを予定しています。

どうぞ、委員会の設置趣旨等をご理解いただき、奮ってご参加ください。

- 募 集 期 間 平成13年6月1日（金）～6月22日（金）
- 参 加 資 格 岸和田市に在住、在勤、在学（18歳以上）の方
- 募 集 人 員 各部会15名程度（当面、3部会構成で活動します）。応募者多数の場合は抽選を行います。
- 活 動 期 間 平成13年7月～平成15年3月を予定。休日（土日）ないし平日の夜間に活動します（当面月1回程度）。
- 申 込 方 法 別紙申込書に所定の事項をご記入のうえ、企画課まで持参いただくか、FAX（6月22日必着）又は郵送（6月22日消印有効）にてお送りください。尚、Eメール（6月22日必着。記載事項は別紙申込書をご参照ください）でも受け付けています。
- 申 込 先 岸和田市役所企画調整部企画課 岸和田委員会担当
（問 合 先） 〒596-8510
岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所新館2階
電 話： 0724（23）2121（内線2208） 0724（23）9423（直通）
F A X： 0724（23）6749
Eメールアドレス： machizai@city.kishiwada.osaka.jp

第1回 岸和田委員会のご案内

日 時： 平成13年7月15日（日）午後1時～午後5時
会 場： 岸和田市野田町1丁目5番5号
岸和田市立福祉総合センター 電話（0724）38－2321
内 容： 基調講演、オリエンテーション、役員選出等

基調講演

龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎氏 (元 逗子市長)

「市民自治がまちを変える」

逗子市長時代には市民自治に基づく行政を推進するとともに、島根大学および龍谷大学においては、地方自治論および地域経営論の研究を進め、地方自治を地球規模の新たな枠組みの中に位置付けするグローカリズムを提唱しているほか、フィールドワークとして、自治体国際活動・市民自治および地域社会の発展に関する調査研究に取り組んでいる。



南海本線岸和田駅下車 南東へ徒歩5分

※駐車スペースが限られているため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会設置の趣旨

行政の情報公開と説明責任をキーワードに、市民が主人公の市政をより一層推進していくシステムとして、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会を設置し、財政やまちづくりのあり方を共に考えていきます。

市の役割と責務

岸和田委員会に対し、積極的に情報提供を行い、提案された内容を最大限、今後の行政運営に生かしていくものとします。

岸和田委員会の役割と責務

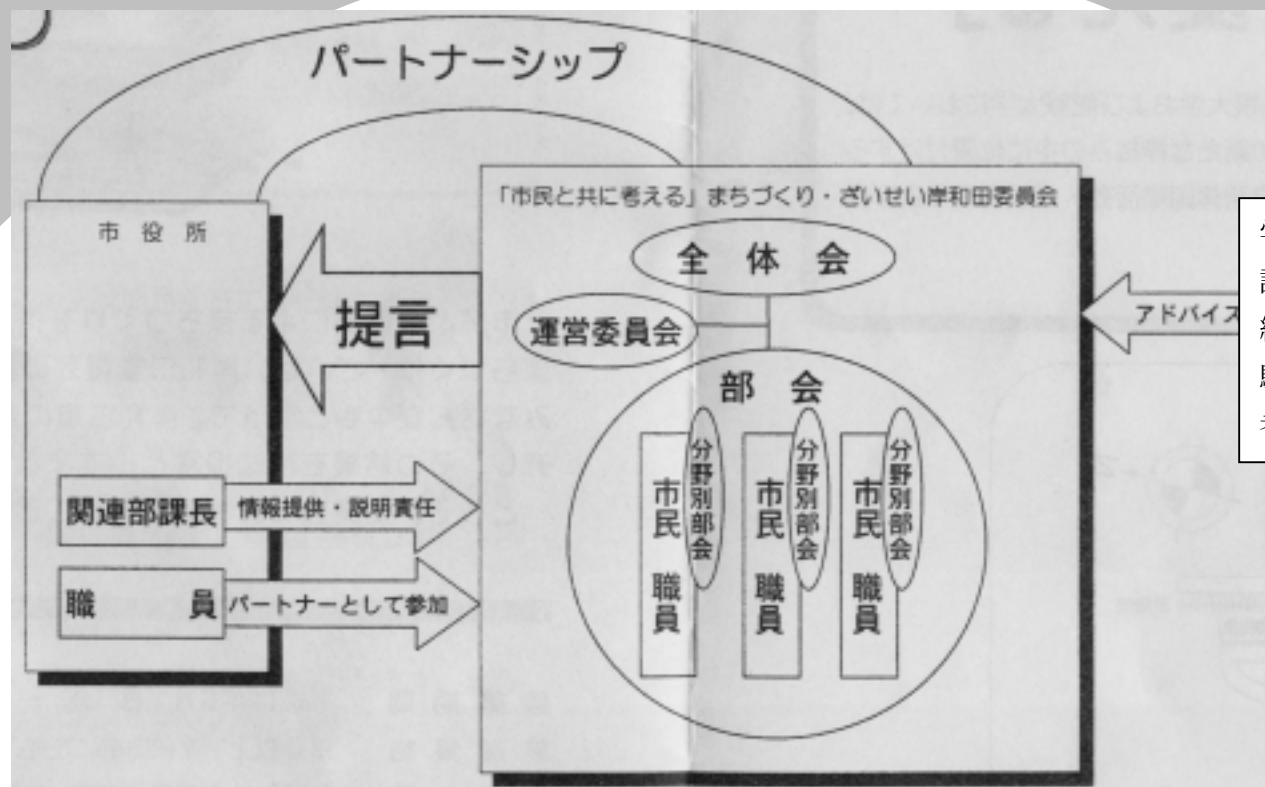
市民が運営主体となる自立的な組織。直面する財政危機の克服、明日のまちづくりに向けての方策について研究提案活動を行うとともに、自立的な組織として、幅広く市民の意見を収集し、相互の意見調整に努め、岸和田委員会自らの情報公開や情報提供に取り組みます。

ワークショップ方式とは・・・？

「参加体験型の共同による学びと創造のスタイル」って言われています。

- ＊ワークショップに先生はいない
- ＊「お客さん」でいることはできない
- ＊初めから決まった答えなどない
- ＊頭が動き、体も動く

そして、交流と笑いがある
そんな性格や特徴をもっています。



教育と文化・健康と福祉のまちづくり部会

平和の追求、人権の尊重を基本としながら、地域の独自性や住民同士の連帯を高めるコミュニティづくり、ライフステージに応じた教育・学習、スポーツ・レクリエーション活動の振興、市民・地域文化の振興を図るとともに、国内外の人々が集う豊かな市民活動の創出に努めるなど、人間らしい心の豊かさにあふれたまちづくりをめざします。

すべての市民が生涯にわたって、心身ともに健康で、安心して自立した生活がおくれるよう、保健・医療体制の充実と相まって、総合的な福祉施策を推進することにより、あたたかい人間関係が地域に育まれるまちづくりをめざします。

環境のまちづくり部会

循環型社会の実現に向けた廃棄物対策の推進、市民生活や産業生活にともなう環境への負担の低減など、環境に配慮したくらしの構築を進めるとともに、環境汚染の防止、自然との共生をめざした公園・緑地・森林などのみどりや河川・ため池など水辺の保全・整備を進め、地球環境とともに市民のやすらぎと健康が守られるまちづくりをめざします。

安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

安全で快適な市民生活の確保に向けて、防災対策の充実、上・下水道の整備・充実、良好な市街地の形成、都市景観など快適環境の創造、住環境の整備・向上などを進めます。

☆ 各部会活動経過表

委員会全体活動

	日付	主な内容	備考
代表者会議	平成14年4月24日	各部会からの活動状況報告	
代表者会議	平成14年5月14日	七タミーティング開催について	
代表者会議	平成14年6月14日	七タミーティングについて	
七タミーティング	平成14年7月7日		
運営委員会	平成14年7月19日	運営委員会の位置付けについて	
運営委員会	平成14年8月27日	中間まとめ素案作成について	
運営委員会	平成14年9月24日	中間まとめ素案について	
運営委員会	平成14年10月28日	4部会交流会及び市長懇談会について	
中間まとめ報告会	平成14年11月17日	各部会の活動成果の中間まとめの市長報告会	
運営委員会	平成14年11月28日	次年度の活動予定案について	
運営委員会	平成14年12月26日	七タミーティングに向けて 新行財政改革の説明会について	
運営委員会	平成15年1月29日	各部会からの活動状況報告	
4部会合同研修会	平成15年2月1日	新行財政改革プランに関する勉強	
運営委員会	平成15年2月27日	各部会からの活動状況報告	
運営委員会	平成15年3月27日	環境部会からの余熱利用施設についての「提案書」について	
運営委員会	平成15年4月28日	七タミーティングの進め方等について	
運営委員会	平成15年5月27日	七タミーティングについて	
運営委員会	平成15年6月24日	七タミーティングの確認点・変更点等について	
七タミーティング	平成15年7月5日		
運営委員会	平成15年7月30日	4部会での取組みについて	
運営委員会	平成15年8月28日	委員会終了後のこと等について	
運営委員会	平成15年9月29日	4部会共通テーマについて	
運営委員会	平成15年10月30日	4部会共通テーマのキーワードについて	
運営委員会	平成15年11月26日	最終報告書のまとめ方等について	
運営委員会	平成15年12月22日	最終報告書について	
運営委員会	平成16年1月28日	最終報告書について	
運営委員会	平成16年2月26日		



教育と文化のまちづくり部会

	日付	主な内容	備考
第 1 回 合同部会	平成13年7月15日	①自己紹介 ②参加動機	
第 2 回 部会	平成13年8月23日	岸和田の財政アクションプラン	
第 3 回 部会	平成13年9月18日	部会の進め方	
第 4 回 部会	平成13年10月17日	①教育行政 ②浪切ホールについて	
第 5 回 部会	平成13年11月15日	委員の自由な意見交換	
第 6 回 部会	平成13年12月11日	テーマの決定	
FW	平成14年1月23日	総合体育館、浪切ホール視察	
第 7 回 部会	平成14年1月23日	世話人選出	
第 8 回 部会	平成14年2月21日	スポーツ振興の現状と課題	
第 9 回 部会	平成14年3月15日	スポーツ行政の課題	
第 10 回 部会	平成14年4月16日	前回調査報告	
FW	平成14年4月24日	スポーツ振興課長ヒアリング（鴨田池につい	
第 11 回 部会	平成14年5月23日	スポーツ施設についての総括	
FW	平成14年6月7日	文化国際課主幹ヒアリング（文化政策につい	
第 12 回 部会	平成14年6月11日	文化施設についての調査結果報告	
臨時 部会	平成14年6月17日	セタミーティングについて	
第 13 回 部会	平成14年7月16日	セタミーティングの総括と今後の進め方	
第 14 回 部会	平成14年8月19日	スポーツ施設・文化施設に関する提案書の検討	
第 15 回 部会	平成14年9月20日	中間まとめ報告に向けて 公民館に関わる部会委員を中心に実情を知る	
第 16 回 部会	平成14年10月22日	公民館の現状についての意見交換	
第 17 回 部会	平成14年11月26日	公民館FWの検討について（公民館と地域活動の2グループを構成） 中間まとめ報告の総括について	
FW	平成14年12月9日	貝塚浜手地区公民館視察	
FW	平成14年12月12日	光陽地区公民館（子ども放送局）視察	
FW	平成14年12月13日	新条小学校（新条ひろば）視察	
第 18 回 部会	平成14年12月19日	FW訪問結果報告と成果	
世話人会	平成15年1月10日	次回部会の運営について	
第 19 回 部会	平成15年1月27日	公民館のまとめ方について	
第 20 回 部会	平成15年2月26日	図書館について市図書館長、岸和田の図書館を 考える会から話を聞く FWの実施について	
FW	平成15年3月14日	図書館（春木市民センター）視察	
FW	平成15年3月18日	図書館（熊取・八尾）視察	
第 21 回 部会	平成15年3月25日	FWの訪問結果報告と意見交換	
第 22 回 部会	平成15年4月18日	図書館のまとめの方向について 学校教育の検討方法について	
第 23 回 部会	平成15年5月19日	学校教育について話を聞く	
第 24 回 部会	平成15年6月17日	第2回セタミーティングに向けて、報告内容の最終検討	
第 25 回 部会	平成15年7月23日	図書館まとめの進行状況について 地域と教育について（中学校の現状を元岸城 中学校長より話を聞く）	
第 26 回 部会	平成15年8月19日	地域と教育（中学校アンケート案検討）につ	
FW	〃	11中学校アンケート（ヒアリング）調査	
第 27 回 部会	平成15年9月26日	図書館まとめ中間報告について 中学校アンケート・学校訪問についての報告	
第 28 回 部会	平成15年10月24日	図書館まとめ・具体的提案のまとめ	
第 29 回 部会	平成15年11月20日	図書館・スポーツ施設・文化施設のまとめに ついて 地域と学校まとめ・具体的提案の検討まとめ	

第 30 回 部会	平成15年12月15日	スポーツ施設・文化施設・地域と学校まとめ 報告・意見交換	
第 31 回 部会	平成16年1月20日	地域と学校まとめ最終案報告・意見交換 文化行政まとめ報告・意見交換 今後の委員会活動について	
第 32 回 部会	平成16年2月23日	提言提案とその後の取り組みについて	



健康と福祉のまちづくり部会

	日付	主な内容	備考
第 1 回 合同部会	平成13年7月15日	①自己紹介 ②参加動機	
第 2 回 部会	平成13年8月8日	①総合計画 ②市財政	
第 3 回 部会	平成13年9月20日	各人の興味と手持ち資料の提示	
第 4 回 部会	平成13年10月27日	福祉サービスと介護保険について	
第 5 回 部会	平成13年11月15日	障害者福祉	
第 6 回 部会	平成13年12月14日	障害者福祉	
第 7 回 部会	平成14年1月18日	部会の総括	
第 8 回 部会	平成14年2月23日	高齢者障害者と小地域ネットワーク	
第 9 回 部会	平成14年3月23日	児童福祉・社会福祉協議会活動	
第 10 回 部会	平成14年4月27日	委員アンケートまとめをベースに議論	
第 11 回 部会	平成14年5月16日	前回議論の継続	
第 12 回 部会	平成14年6月22日	1年間の総括	
第 13 回 部会	平成14年7月17日	セタミーティングの総括と今後の活動について（グループ活動のスタート）	
第 14 回 部会	平成14年8月23日	各グループの調査研究、議論に先立つ共有認識について	
FW	平成14年8月28日	サンアビリティーズ障害児学童保育見学会	児童グループ
第 15 回 部会	平成14年9月21日	中間まとめ案の検討 今後の調査研究活動の方針について	
FW	平成14年10月5日	大宮・太田チビッコホーム訪問	児童グループ
第 16 回 部会	平成14年10月23日	介護保険事業所アンケート案の内容検討	
FW	平成14年11月6日	箕土路青少年会館・春木市民センター子育て支援講座に参加	児童グループ
第 17 回 部会	平成14年11月22日	介護保険事業所アンケートの整理作業 フィールドワークのまとめ	
第 18 回 部会	平成14年12月16日	介護保険事業に関する意見交換 現役保育士を講師に保育現場の話を聞く	
FW	平成15年1月14日	保健センターヒアリング（検診・フォロー事業について）	児童グループ
第 19 回 部会	平成15年1月20日	アンケート結果からフィールドワーク訪問先の検討（高齢G） フィールドワーク結果の確認と次の訪問先に関する検討（児童G）	
FW	平成15年2月7日	いながわ療育園・パピースクール訪問	児童グループ
FW	平成15年2月8日	介護保険事業所（ひまわり）	高齢グループ
FW	平成15年2月10日	介護保険事業所（幸福荘）	高齢グループ
FW	平成15年2月12日	介護保険事業所（華）	高齢グループ
FW	平成15年2月13日	介護保険事業所（萬寿園）	高齢グループ
FW	平成15年2月14日	介護相談員との懇談	高齢グループ
第 20 回 部会	平成15年2月17日	介護保険事業に関するまとめ方について フィールドワークに臨む打ち合わせ等	
FW	平成15年3月10日	熊取町アトム保育園・岸和田めだか保育園訪	児童グループ
第 21 回 部会	平成15年3月17日	介護保険事業まとめ案について（高齢G） フィールドワーク結果報告について（児童	
第 22 回 部会	平成15年4月18日	介護保険事業について 児童を取り巻く環境について	
FW	平成15年4月28日	久米田保育園・新条保育所訪問	児童グループ
第 23 回 部会	平成15年5月20日	グループ活動の報告 フィールドワークの実施計画について	
FW	平成15年5月29日	まちかどデイハウス（遊友）	高齢グループ
FW	平成15年5月30日	まちかどデイハウス（トトロ）	高齢グループ
FW	平成15年6月4日	介護保険事業所（よりあい倶楽部）	高齢グループ
FW	平成15年6月13日	ケアマネの会との懇談会	高齢グループ

第 24 回 部会	平成15年6月17日	第2回七タミーティングの報告内容についての確認	
第 25 回 部会	平成15年7月18日	「ゆうネット」についてゆうネット事務局の人から話を聞く	
FW	平成15年8月22日	自主学童保育（城内小学校）	児童グループ
第 26 回 部会	平成15年8月25日	児童福祉について市児童福祉部長、児童育成課長より話を聞く	
第 27 回 部会	平成15年9月24日	市立校区内地域ネットワーク活動について地区市民協議会の人たちから話を聞く（高齢G）	
第 28 回 部会	平成15年10月23日	提案まとめについて（児童G） グループ活動のまとめ方について（高齢G） 熊取町アトム保育園再訪問予定等について（児童G）	
FW	平成15年10月27日	熊取町アトム保育園再訪問	児童グループ
FW	平成15年11月10日	保健センターヒアリング（「ウエルエージングきしわだ・老年期編」について）	高齢グループ
第 29 回 部会	平成15年11月18日	提言・提案のまとめ骨子検討 フィールドワーク結果報告	
第 30 回 部会	平成15年12月16日	提言提案のまとめ素案検討	
第 31 回 部会	平成16年1月22日	提言提案のまとめ検討	
第 32 回 部会	平成16年2月17日	提言提案とその後の取り組みについて	



安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

	日付	主な内容	備考
第 1 回 合同部会	平成13年7月15日	①自己紹介 ②参加動機	
第 2 回 部会	平成13年8月20日	岸和田の財政	
第 3 回 部会	平成13年9月17日	参加動機（再）	
第 4 回 部会	平成13年10月15日	グループ討議	
第 5 回 部会	平成13年11月12日	部会提案についてグループ討議	
第 6 回 部会	平成13年12月10日	①行財政改革実施計画 ②城周辺整備計画	
第 7 回 部会	平成14年1月21日	部会の進め方について	
FW	平成14年2月3日	中心市街地活性化基本計画地区観察会	
第 8 回 部会	平成14年2月18日	各グループの現地踏査の結果報告と討議	
第 9 回 部会	平成14年3月11日	各グループの取り組み状況について	
第 10 回 部会	平成14年4月8日	中心市街地活性化の取り組みについて他	
第 11 回 部会	平成14年5月17日	これまでの部会活動の振り返り等	
FW	平成14年6月9日	ローズバス山手運行コース案現地視察	コミバスグループ
第 12 回 部会	平成14年6月21日	これまでの部会活動の振り返り等	
第 13 回 部会	平成14年7月12日	七タミーティングの報告と行政運営に関する提案書の検討	
第 14 回 部会	平成14年8月9日	ローズバスについての検討 行政運営に関する提案書の検討 城周辺整備に関する再検討の方法	
FW	平成14年8月22日	市道路交通課ヒアリング	コミバスグループ
FW	平成14年8月29日	岸和田市都市政策研究会WG研究員との懇談	コミバスグループ
FW	平成14年9月19日	コミュニティバスについて泉佐野市を訪問・ヒアリング実施	コミバスグループ
第 15 回 部会	平成14年9月27日	ローズバスの検討に関する報告 高田昇立命館大学教授の講演会	
FW	平成14年10月9日	コミュニティバス提案書の検討	コミバスグループ
FW	平成14年10月14日	ローズバス路線拡大の实地走行	コミバスグループ
第 16 回 部会	平成14年10月16日	グループ活動報告 産地直売所の研究について	
第 17 回 部会	平成14年11月12日	中間まとめ提案内容についての検討 直売所に関するFW計画について	
FW	平成14年12月8日	ハーベストの丘、コスモス館訪問	産直グループ
第 18 回 部会	平成14年12月13日	FW報告 城周辺整備に関する検討の方向性について	
第 19 回 部会	平成15年1月24日	市農林水産課・商工観光課より岸和田の農林水産業、産業ビジョンについて話を聞く	
第 20 回 部会	平成15年2月21日	産地直売所グループ活動報告 城周辺整備構想について	
FW	平成15年3月2日	中島池朝市見学会	城周辺グループ
FW	平成15年3月9日	城周辺写真撮影等	コミバスグループ
FW	平成15年3月13日	J A岸和田訪問	城周辺グループ
第 21 回 部会	平成15年3月18日	FW結果報告 城周辺整備構想について（継続）	
第 22 回 部会	平成15年4月22日	田辺市の産地直売所「きてら」の事例研究 各グループの今後の進め方について	
第 23 回 部会	平成15年5月19日	岸和田ファーマーズの研究 城周辺整備構想について（継続）	
FW	平成15年5月26日	スーパーサンエー訪問（農産物の流通について）	産直グループ
第 24 回 部会	平成15年6月12日	第2回七タミーティングの報告内容についての確認	
第 25 回 部会	平成15年7月24日	七タミーティングの総括・今後の展開	
第 26 回 部会	平成15年8月20日	直売所と総合計画の関連・常設直売所提案（素案）について	
FW	平成15年9月3日	南大阪ファーマーズについてヒアリング	産直グループ

第 27 回 部会	平成15年9月25日	市農林水産課長と商工観光課主幹との懇談	
第 28 回 部会	平成15年10月17日	常設直売所提案（案）について岸和田市農業 協同組合営農部長と懇談 部会まとめ案について	
第 29 回 部会	平成15年11月20日	部会提言提案（コミュニティバス・常設直売 所・城周辺とまちづくり）のまとめについて	
第 30 回 部会	平成15年12月17日	部会提言提案まとめ内容確認と意見交換	
第 31 回 部会	平成16年1月26日	部会報告書概要版内容確認と意見交換	
第 32 回 部会	平成16年2月19日	提言提案について	

☆ 環境のまちづくり部会

	日付	主な内容	備考
第 1 回 合同部会	平成13年7月15日	基調講演 ①自己紹介 ②参加動機	
第 2 回 部会	平成13年8月22日	①総合計画 ②財政状況	
第 3 回 部会	平成13年9月19日	岸和田のゴミ問題について	
第 4 回 部会	平成13年10月17日	今後の部会活動について	
第 5 回 部会	平成13年11月7日	ゴミ減量について3委員より報告	
第 6 回 部会	平成13年12月12日	部会取り組みテーマの決定	
FW	平成14年1月16日	市役所内ゴミ箱調査	
第 7 回 部会	平成14年1月23日	調査結果報告会	
第 8 回 部会	平成14年2月13日	追加調査項目の打ち合わせ等	
第 9 回 部会	平成14年3月13日	古紙回収業者聞き取り調査について	
FW	平成14年4月4日	事業所ヒアリング（泉州銀行）	
FW	平成14年4月5日	事業所ヒアリング（岸和田高校）	
第 10 回 部会	平成14年4月10日	アンケート結果検討等	
FW	平成14年4月12日	助役と語る会	
FW	平成14年4月18日	古紙回収業者ヒアリング（大一資源、徳陽紙業、岸和田紙業）	
第 11 回 部会	平成14年5月15日	調査結果報告会	
第 12 回 部会	平成14年6月12日	一年間のまとめ	
FW	平成14年6月27日	岸貝清掃訪問	
FW	平成14年7月8日	南河内清掃工場訪問	
第 13 回 部会	平成14年7月10日	七タミーティングの総括と今後の活動について	
FW	平成14年8月6日	徳陽紙業訪問	
FW	平成14年8月7日	市環境整備課にて廃プラ油化プラントの見学	
第 14 回 部会	平成14年8月7日	各グループ活動の報告と今後の活動	
第 15 回 部会	平成14年9月19日	藤永延代さんを招いて講演会と意見交換	
第 16 回 部会	平成14年10月22日	中間まとめ報告内容についての最終確認（紙ゴミ）	
第 17 回 部会	平成14年11月20日	岸貝清掃施設組合事務局次長よりゴミ処理の現場の話を聞く	
第 18 回 部会	平成14年12月17日	新たに①新焼却場②事業系ゴミ③予算書の3つのテーマ設定をしグループ活動をスタート	
FW	平成14年12月25日	市環境整備課を訪問、市のゴミ関連予算についてヒアリング実施	決算書グループ
第 19 回 部会	平成15年1月14日	①事業系ゴミグループ＝事業所訪問を計画 ②新焼却場グループ＝岸貝組合より再度のヒアリング ③予算書グループ＝市民が見てもわかる予算書作りに取り組む	
FW	平成15年1月21日	岸貝清掃施設組合訪問	新工場グループ
FW	平成15年1月31日	事業系ゴミ調査（市民病院）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年2月1日	事業系ゴミ調査（卸団地）	事業系ゴミグループ
第 20 回 部会	平成15年2月18日	各グループ活動の報告 ・13年度予算書完成 ・市港湾振興室へのヒアリング計画 ・和歌山大学橋本教授と懇談を予定 等	
FW	平成15年3月7日	市港湾振興室ヒアリング	新工場グループ
FW	平成15年3月15日	神戸生協訪問 生ゴミ堆肥化についてヒアリング	種類別ゴミグループ
第 21 回 部会	平成15年3月20日	余熱利用施設に関する提案書（新焼却場関連）	
FW	平成15年3月22日	事業所ヒアリング（サンエー）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年4月12日	事業所ヒアリング（カンカン、イズミヤ）	事業系ゴミグループ

FW	平成15年4月15日	近代化協議会訪問	事業系ゴミグループ
第 22 回 部会	平成15年4月24日	各グループ活動報告と今後の活動内容について	
FW	平成15年5月14日	岸貝清掃組合	新工場グループ
第 23 回 部会	平成15年5月15日	各グループの活動状況報告とFWなどの今後の予定について ゴミ有料化についての住民アンケート結果について	
FW	平成15年5月19日	対市港湾・提案説明	
FW	平成15年5月20日	事業所ヒアリング（1カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年5月22日	事業所ヒアリング（3カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年5月24日	事業所ヒアリング（2カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年5月26日	事業所ヒアリング（5カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年5月29日	事業所ヒアリング（3カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年5月31日	事業所ヒアリング（1カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年6月5日	事業所ヒアリング（2カ所）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年6月7日	余熱利用施設について京都大学植田先生と懇	新工場グループ
第 24 回 部会	平成15年6月10日	七タミーティングの発表内容の最終確認	
第 25 回 部会	平成15年7月24日	七タミーティングの総括・今後の展開	
第 26 回 部会	平成15年8月18日	各グループの活動状況・FW結果報告 （各種ゴミ処理経費・岸貝清掃決算・余熱利用施設要望書・岸貝清掃訪問結果等）	
FW	平成15年8月21日	収集許可業者ヒアリング（阪南設備工業株）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年8月25日	収集許可業者ヒアリング（大八清掃社株）	事業系ゴミグループ
FW	平成15年8月25日	収集許可業者ヒアリング（藪野清掃社株）	事業系ゴミグループ
第 27 回 部会	平成15年9月17日	各グループの活動状況・FW結果報告 （ゴミ処理経費フローチャート・収集許可業者実態調査等）	
FW	平成15年9月26日	豊中市「緑と食品のリサイクルプラザ」見学	事業系ゴミグループ
第 28 回 部会	平成15年10月16日	各グループの活動状況・FW結果報告 （業務委託契約書・豊中「緑と食品のリサイクルプラザ」見学等） 公開講座について	
FW	平成15年11月12日	岸貝清掃（搬入される事業系ゴミの実態調	事業系ゴミグループ
第 29 回 部会	平成15年11月13日	予算書・業務委託契約書・岸貝清掃搬入ゴミ 実態調査等報告 公開講座に向けて	
公開講座	平成15年11月23日	「わが家の生ゴミ堆肥化」大交流会	
公開講座	平成15年11月30日	「持続可能な経済と社会の創造に向けて」講	
第 30 回 部会	平成15年12月17日	決算書・業務委託契約書まとめ報告・意見交	
第 31 回 部会	平成16年1月14日	各グループ報告書（案）の内容確認と意見交	
臨時 部会	平成16年2月2日	部会報告書概要版内容確認と意見交換	
第 32 回 部会	平成16年2月18日	提言提案について	

月別部会別 参加状況表（平成13年7月～平成14年6月）

月	部会名	委員	市民	職員	議員	計	月	部会名	委員	市民	職員	議員	計
7月	教育と文化	23				23	1月	教育と文化	17				17
	健康と福祉	26				26		健康と福祉	18				18
	環境	17				17		環境	16				16
	安全・快適	15				15		安全・快適	14				14
	計	81				81		計	65				65
8月	教育と文化	21				21	2月	教育と文化	19		1		20
	健康と福祉	21				21		健康と福祉	19		1		20
	環境	17				17		環境	11		4	2	17
	安全・快適	13				13		安全・快適	12		2	4	18
	計	72				72		計	61		8	6	75
9月	教育と文化	18				18	3月	教育と文化	16		1		17
	健康と福祉	23				23		健康と福祉	22		1		23
	環境	15				15		環境	15	1	2	2	20
	安全・快適	16				16		安全・快適	13		3		16
	計	72				72		計	66	1	7	2	76
10月	教育と文化	19				19	4月	教育と文化	19		1		20
	健康と福祉	17				17		健康と福祉	15		1	1	17
	環境	15				15		環境	12		1	1	14
	安全・快適	11				11		安全・快適	11		1		12
	計	62				62		計	57		4	2	63
11月	教育と文化	15				15	5月	教育と文化	18	1			19
	健康と福祉	16				16		健康と福祉	16		1		17
	環境	14				14		環境	18		1		19
	安全・快適	15				15		安全・快適	11				11
	計	60				60		計	63	1	2		66
12月	教育と文化	15				15	6月	教育と文化	15			1	16
	健康と福祉	19				19		健康と福祉	15		1		16
	環境	14				14		環境	13		1		14
	安全・快適	13				13		安全・快適	11	1	1		13
	計	61				61		計	54	1	3	1	59

小計	教育と文化	215	1	3	1	220	1部会平均	教育と文化	17.9	0.2	0.6	0.2	18.9
	健康と福祉	227	0	5	1	233		健康と福祉	20.6	0.0	1.0	0.2	21.8
	環境	177	1	9	5	192		環境	14.8	0.2	1.8	1.0	17.8
	安全・快適	155	1	7	4	167		安全・快適	14.1	0.2	1.4	0.8	16.5
	計	774	3	24	11	812		計	67.4	0.6	4.8	2.2	75.0

注) 市民・職員・議員欄は傍聴者の数である。
平成14年2月以前は傍聴制度なし。

月別部会別 参加状況表（平成14年7月～平成15年6月）

月	部会名	委員	市民	職員	議員	計	月	部会名	委員	市民	職員	議員	計
7月	教育と文化	13				13	1月	教育と文化	17				17
	健康と福祉	13				13		健康と福祉	15				15
	環境	11				11		環境	15		2		17
	安全・快適	12				12		安全・快適	5				5
	計	49				49		計	52		2		54
8月	教育と文化	17				17	2月	教育と文化	15		3		18
	健康と福祉	12				12		健康と福祉	13				13
	環境	14				14		環境	12	3		1	16
	安全・快適	10				10		安全・快適	7				7
	計	53				53		計	47	3	3	1	54
9月	教育と文化	17		5		22	3月	教育と文化	12	1	2		15
	健康と福祉	14				14		健康と福祉	15	1			16
	環境	15	2	3		20		環境	9				9
	安全・快適	7	2	3		12		安全・快適	5				5
	計	53	4	11		68		計	41	2	2		45
10月	教育と文化	15			1	16	4月	教育と文化	8	1	1		10
	健康と福祉	16	1			17		健康と福祉	13				13
	環境	12	1			13		環境	12		1		13
	安全・快適	8				8		安全・快適	6				6
	計	51	2		1	54		計	39	1	2		42
11月	教育と文化	11				11	5月	教育と文化	18				18
	健康と福祉	10				10		健康と福祉	15				15
	環境	14		1		15		環境	14		1	1	16
	安全・快適	7				7		安全・快適	8				8
	計	42		1		43		計	55		1	1	57
12月	教育と文化	11				11	6月	教育と文化	13		2		15
	健康と福祉	13				13		健康と福祉	12				12
	環境	12		1		13		環境	11				11
	安全・快適	9				9		安全・快適	7				7
	計	45		1		46		計	43		2		45

小計	教育と文化	167	2	13	1	183	小計平均	教育と文化	13.9	0.2	1.1	0.1	15.3
	健康と福祉	161	2	0	0	163		健康と福祉	13.4	0.2	0.0	0.0	13.6
	環境	151	6	9	2	168		環境	12.6	0.5	0.8	0.2	14.0
	安全・快適	91	2	3	0	96		安全・快適	7.6	0.2	0.3	0.0	8.0
	計	570	12	25	3	610		計	47.5	1.0	2.1	0.3	50.8

注) 市民・職員・議員欄は傍聴者の数である。
平成14年2月以前は傍聴制度なし。

月別部会別 参加状況表（平成15年7月～平成16年2月）

月	部会名	委員	市民	職員	議員	計	月	部会名	委員	市民	職員	議員	計
7月	教育と文化	11				11	11月	教育と文化	12				12
	健康と福祉	12				12		健康と福祉	13				13
	環境	14		5		19		環境	11		3	1	15
	安全・快適	3		1		4		安全・快適	6				6
	計	40		6		46		計	42		3	1	46
8月	教育と文化	12				12	12月	教育と文化	13				13
	健康と福祉	10				10		健康と福祉	10				10
	環境	12			1	13		環境	9				9
	安全・快適	6				6		安全・快適	4				4
	計	40			1	41		計	36				36
9月	教育と文化	17				17	1月	教育と文化	14			1	15
	健康と福祉	9				9		健康と福祉	7			1	8
	環境	11				11		環境	12			1	13
	安全・快適	6	1	3	1	11		安全・快適	5		1	1	7
	計	43	1	3	1	48		計	38		1	4	43
10月	教育と文化	14				14	2月	教育と文化	18		1		19
	健康と福祉	13				13		健康と福祉	15		1		16
	環境	12		4		16		環境	11		1		12
	安全・快適	5				5		安全・快適	5		2		7
	計	44		4		48		計	49		5		54

小計	教育と文化	111	0	1	1	113	小計平均	教育と文化	13.9	0.0	0.1	0.1	14.1
	健康と福祉	89	0	1	1	91		健康と福祉	11.1	0.0	0.1	0.1	11.4
	環境	92	0	13	3	108		環境	11.5	0.0	1.6	0.4	13.5
	安全・快適	40	1	7	2	50		安全・快適	5.0	0.1	0.9	0.3	6.3
	計	332	1	22	7	362		計	41.5	0.1	2.8	0.9	45.3

注) 市民・職員・議員欄は傍聴者の数である。
 平成14年2月以前は傍聴制度なし。
 平成16年3月にも部会を開催しています。

合計	教育と文化	493	3	17	3	516	合計平均	教育と文化	15.4	0.1	0.5	0.1	16.1
	健康と福祉	477	2	6	2	487		健康と福祉	14.9	0.1	0.2	0.1	15.2
	環境	420	7	31	10	468		環境	13.1	0.2	1.0	0.3	14.6
	安全・快適	286	4	17	6	313		安全・快適	8.9	0.1	0.5	0.2	9.8
	計	1676	16	71	21	1784		計	52.4	0.5	2.2	0.7	55.8

第1回「市民と共に考えるまちづくり・ざいせい岸和田委員会」

2001. 7. 15 (日) 午後1時～ 福祉総合センター

テーマ：「市民自治がまちを変える」

龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏

みなさんこんにちは。暑いですね。京都は昨日36度を越えたようでございまして、昨日宵々々宮ということで、祇園祭が始まりますと暑くて大変なんです。岸和田の方も結構熱いですね。浜風があってこちらのほうがまだ過しやすいようでございますが、みなさんからだにはお氣をつけください。

今日は暑い中たいへんたくさんの方々に来ていただき、まちづくり・ざいせい岸和田委員会に100名近くお集まりになり、行政の方がお考えになっていたよりはるかにたくさんの方が集まってくださり、岸和田はこれから頑張っていかなければという思いがしております。

私は、「市民自治」つまり市民のみなさんがまちづくりの主角として、どのように関わっていけるかということについて話をさせていただきます。

ご紹介いただきましたように、龍谷大学法学部で地方自治を教えております。ただ、私は経歴からいくと専門家ではございません。最初は天文学者でございました。宇宙ばかり見て人間の世界に全然興味がありませんでした。ですから今、木星へ行くロケットがあって帰ってこれないかもしれないが行く人がいる？と言われれば一番に手を挙げたいという思いを持っております。博士課程まで天文をやっておりましたが、父親が亡くなりまして、長男であったものですから会社の後を次がなければいけないということで、いきなり会社の経営者になりました。今でいうベンチャービジネスをやったわけです。その当時、ごみの焼却炉の性能が悪くて全然燃えないんです。大量の灰の中に生ゴミが入っている状態で大変ひどかったのです。そのころからごみが増え始めていて、これからどうなるのだろうかという時代でした。

ある先生とお話した時に、これからごみ問題が非常に大変だということで、特許を出しまして、まったく新しい機械を世に問うたのです。ところが、ごみというのは公共事業でして、市役所が担当しています。しかし、市役所はなかなか新しい機械は入れてくれないわけです。新しい機械の特許を出して設計して、作って売り込みをしたのですが、8年間売れませんでした。毎年赤字で、その当時は銀行もやさしくて、政府系、町の金融機関も8年間貸してくれたのです。8年目にやっと1台売れまして、それから、どっと売れ始めました。

今、その会社はその方面で日本で4本の指に入る会社になっています。それで、夏休みもとれないくらい忙しいんです。従業員は大学院出はひとりもいません。しかし、非常に高い給料ですし、毎年1回海外旅行も行きますし、仕事が忙しくてしょうがないという状態になっています。その会社を12年間やりました。

私の住んでいる神奈川県逗子というところは首都圏であります。67%の緑がありました。米軍の基地があるからです。基地は開発されないからです。米軍がいたから守られていると、市長も言っていました。しかし、それを壊して米軍の住宅にする。市に相談なしにです。今は沖縄もそうですが、地元の意見を聞いてしてくれるのですが、その当時は、政府も基地問題に反対するなんてとんでもない。ということで、多くのために逗子のみなさまには安部を守るため義性になっていただきたい。といわれるような時代だったのです。要するに地元のことを全然考えてくれないんです。私は星のことが好きで、人間のことに興味がありませんでしたし、会社の社長ですから、どちらかというと右のほうの考えの持ち主ですから、安部は大事かもしれないが、なんとというやり方だと思ったのです。

日本は、民主主義国家ではないか。なんで地元の意見も聞かずに大事にしている緑を壊すんだ。というふうになったのです。逗子はその当時7割の人が安部に賛成だったのですが、9割の人が、米軍住宅問題反対だったのです。結局市民運動をしたんです。しかし、私は迷いました。その当時会社も経営してましたし、取引先は全部大会社だったので、絶対潰れると思ったのです。でも、よく考えると、子どものことを考えると、今、自分が責任をもった市民として行動しないとどうなってしまうんだろうと思ったのです。市民運動は嫌いだったのですが、こればかりはしょうがないと初めて市民運動をやりました。

逗子は岸和田が大阪に通勤される人が多いのと似ていて、逗子市民の人口5万8千人のうち8千人が東京、横浜に通勤していました。昼間残るのは女性と高齢者、私のように地元で会社をやっている人間なんです。だから、運動は9割が子育て中の女性で、子どもたちのために私たちがやらなければならないということでした。その当時の市長さんは保守系で、

米軍住宅は国の政策だからしょうがない。ということで最終的に受け入れてしまったのです。しかし、市民の9割は反対だったわけです。今でも、よく行政が考えていることと市民全体の考えとが違って困るということがありますが、あの時はその典型ですね。このままでは住宅にされてしまいますから、市長さんをリコールして、その結果お辞めになったわけです。

そうしたら誰か出なければということですが、運動やっていた多くの人は米軍住宅なんかわからないということで、候補者にさせられたんですね。私は行政のことなんてわからないし政治は嫌だし、嫌だと言ったんですが、結局人柱として出たわけです。ただし、選挙には絶対勝つと思っていました。私みたいに政治が嫌いで、住民運動なんか嫌いでしょうがなくて、でもこの町のために、子どもたちのために動かなきゃいけないと。自分でさえやったんだから、他の人もみんなそうだと思ってたんです。結局勝ちました。ただし、4千票くらい差がつくと思ってたのですが、千5百票の差だったのですが、やはり組織票があったんですね。

しかし、逗子は革新系のまちだと思われていますが、実はそうではないのです。私も室町時代末ぐらいから続く旧家なのですが、そういう古い家のネットワークがありまして、いまだに屋号で「まわりのきーちゃん」と言われます。そういう昔からまちに住んでらして、まちを守ってきた人たちのネットワークはすごく強いんです。選挙のときも「まわりのきーちゃんなら相手には投票できないな。」と言われました。やっぱり地元っていうのは強いものなんだとすごく思いました。やはり地域というのはいざというときの連帯感があるんですね。そういうことがあって市長になれたと思います。そういう意味で地域の中での人の繋がり、歴史の積み重ねのなかで生まれてきたネットワークというのは、すごく大事なものだと思うのです。

市長になってから、政治のことをまったく知りませんでしたから、どうして良いか困ったんですね。ただひとつはっきりしていたのは、市民がまちをつくっていくんだ。市民が要求するだけではなく、自分たちが責任をとってまちを動かしていくようにしなければならぬ。ということで、私が市長になったのは、そういう意義のあることだったんですね。

お役所というのは、市民の願いや市民の思っていることを実現するためにある。しかし、それを実現するためには、市民も勝手なお願いばかりしてもだめだ、ということをしちっとすることが、市民から市長になった私のやるべきことだと思ったんです。

そこで、「市民自治」という言葉を使ったんです。

つまり、自分たちは自分たちのことをコントロールする。市民が自分の思ったとおり要求ばかりしていて、「市民自治」なんてできるわけじゃないですよね。だから、行政と市民がきちっと繋がるために、そういう「市民自治」つまり、自分の思ったこと勝手なことを言うだけではなくて、みんなのことを考えながら自分たちの要求をみんなと調整していく、それを「市民自治」と私はしました。

ただし、行政も市民参加に耐えられるようなものにしなければならぬ。そういうことで、「緑、平和、自治」という3つの理念において市長をさせていただきました。私がやらせていただいたのは、要するに行政と市民のみなさんの繋ぎ役なんですね。よく私がいろんなことをリードしてきたと言われていますが、そうではなく、行政の人たちの力なんですね。市民も、今ものすごいパワーです。それにアイデアがありますね。市民と行政がうまく力を出し合ったらものすごいことができる。ということが私の実感です。

市長を8年間やっていましたけれども、その間に今で言うNPOと同じものを逗子で取り入れてやっておりました。そして、情報公開条例。その当時、先進的で視察にこられた他の市の方が、「こんな仕組みとってもできない」と帰られる人が多かったです。

それから、今話題になっている、市民参加だけではなくて、自治基本条例、都市憲章、まちで憲法を作ろう、ということもやっていました。しかし、これは私のアイデアではないのです。市民が、自分たちでやりたいことを行政と繋ぎながらやってきたんです。だから市民も要求ばかりしていたら、ぶつぶつ文句ばかり言うようになってっちゃうんですが、提案していくことによっていろんな知恵が集まってくれば、いろんなことができるというのが実感です。

市民がみんな要求ばかり言っていたら、行政は完全にパンクします。行政のお財布も限られていますね。だんだん小さくなっています。だから、今までできていたこともできなくなっているのが今の行政ですから、そういう意味では、市民が要求ばかりしていたら何もできなくなってしまう。それよりも市に提案をしていく。その提案によって何が変わっていくのかというと、みんなのイメージができてくるようなことをやるとまちはすごくエンジンがかかってきて、活気がでてくるというのが私の経験です。

そういう経験をさせていただきましたから、その後、研究者になった後も「市民自治」ということを中心にして研究をさせていただいているのです。ですが、今日は理論的なお話というよりは、具体的に「市民自治」ってどんなものなのか。行政と市民が

力を同じ方向に向けていって良いまちをつくっていくにはどうしたらできるのか。ということにつきまして、まとまったお話ができればと思っております。

まず、最初に日本全体が今どういう状態になっているか。二つ目は市民がまちづくりに参加することとはどういうことかということです。三つ目は具体的に展開していくのにどう考えてどういう行動をしていかなければならないか。ということをお話していきたいと思います。

今、日本はどうなっているか、とりわけ地方自治、地域の問題からみてどうなっているのかです。みなさん、うすうすわかってらっしゃると思いますが、今、地方自治は分権化されました。そして、地方自治体が非常に力がついてきました。ところが、実際暗い顔です。にこにこして嬉しくてしょうがないという職員はそんなにいません。ほとんどみんなきつい顔をしています。

地方分権というのは、実は地方自治体はずっと昔から求めていたんです。本当に自分たちのまちづくりをやるために分権が必要だ。政府の考えた政策で全国一律にされるのはいかん。と思ってきたわけです。ですから、分権化して「よーし、これからやってやろう。」ともっと張り切らなければならない。ところが、今、地方行政はそうはなっていません。非常に沈んでいます。不安なんです。何やって良いか難しい時代になっています。なぜか？まず財政です。

今までの経済が上向きだったのが完全にそうではなくなって、むしろこれから財政内容は悪化していきます。そうすると、今までは皆さんの要求を聞いて何をやっていこうか。どれくらいたくさんのかをしていけるか。どれくらい応えられるのか、こういうことを考えるのが行政の役割だったんです。

これからは、何を切っていこうか、何を行政がやるとみんな納得してくれて、しかも良いまちづくりができるのか。こういう時代なのです。新しいことを1つやると、古いことを2つ、3つ止めなければならない。こういう時代です。こういうときに、にこにこしながら行政ができるとは思いますか？やっぱり市民のみなさんのことを心配してるわけなんですね。こういうことしちゃって良いのだろうか？これで大丈夫なんだろうか？と重苦しいわけですね。地方行政は分権化されたけれども、財政問題で非常に大きな足かせ、沈み込み、こういう状態なんですね。市民のみなさんとどう信頼関係をつくりながら仕事を整理していけるか。ということを考えているという状態です。

二つ目。地方分権になりました。しかし、分権になったということは自分でいろんなことを判断できますけれど、自分たちで責任をとらなければいけな

い。私は正直非常に楽だったんです。というのは実は、たくさんの予算、政策あるいは法律がありますよね。市が予算提案していきます。国の政策がこうなっています、そして国から予算がこれだけきて、地元はこれくらいの負担で良いです。地元はこれだけの負担をすれば良いです。基本的に1割準備して残りは借金をしてなんとか国がみてくれるという状態でしたから楽なわけです。だから、みなさんの税金をそんなに使わなくても大丈夫ですよ。これで済んでしまうわけです。

それなら税金を上手に使ってくれるのだから良いじゃないか。国もちゃんとそれでやってくれるのだから。で済んでしまいますね。国の政策でこうなっています。と言うと議会のみなさんもずっと納得してくださいますし、住民のみなさんはそういうお金をもっと取って来いと言うわけです。だから楽なんです。取ってきさえすれば基本的には批判されないんです。

ところが分権になって自分たちのことは自分たちで判断しなくてはならないんですね。介護保険のように政府が法律、仕組みを作ってくれて、お金も面倒みてくれて。こんなふうにはこれからは行かないんです。自分たちのまちで高齢者がどれくらいいて、一人暮らしがどれくらいいて、手足が不自由になった人がどれくらいいて自分たちのまちについてまず自分たちのまちのことを自分たちで調べる。そのなかで、このまちで何が必要か。政府は最低限これをしてってくれるけれども、このまちはこういう高齢者がいるのでこうゆうプラスをしなければならぬ。それをプラスするにはどこからお金を出すのか。そのためにはどういうことをやったらいいのか。という話になってくるのです。

まず、調べる、財源を自分たちで考える、市民、議会に納得してもらう。この市には必要だから、他のことを止めてもこちらをやりたいということ。市長や職員はどうしてそういう判断をしたのかということを、説明して納得していただかなければならないわけです。しかもやった後、本当に効果があったのか、行政が評価しなければならぬんです。それで、問題点があったらもう一回見直す。これを自分の力でやらなければいけない。

今の政府は、ガイドライン、行政指導、通達、法律、やってくれていたのがすべてそうではなくなるわけです。仕事は増えるは、説明はしなくちゃいけないは、結果は尻拭いしなくちゃいけないは、行政は大変なんです。今、行政の人たちは非常に厳しい顔をしています。もし、厳しい顔をしていない人は相当鈍い人です。まず、みなさん厳しいということを理解していただきたいです。行政の人はのんびりしてて良いなと思っていたら間違いです。おそらく

行政のトップの人たちは、職員に今までとは違うということを理解してもらってどうやっていってもらうか、非常に苦労されています。そして、一般の職員も、これから自分でどうやって住民、議員のみなさんに説明していくのか。一緒にうまくやっていけるのだろうか。と不安に思っています。

では、市民の人たちはどうか？以前は市民が行政に対していろいろな働きかけをしてもなかなか応えてくれないので、しかたがないのでぶつぶつ文句を言うぐらいで、反対運動をしてもうまくいかないことが多かったのです。

それから1990年代から、阪神大震災があったり、住民投票があったり、市民オンブズマンという動きがあり、住民投票などでは、もし議会が反対したら、議会をリコールするとか、次の選挙で議員さんを入れ替えてしまう。そして、住民投票を賛成してくれる議員さん、市長さんを選んで住民投票が行われるようになっているのです。

私も市民運動をしていたとき、住民が自分で決めるなんてとんでもない、住民が選んだ代表がきっちりやっているんだから困るということで2回潰されました。しかし、選挙のときその人がこういうふうに行動してくれると、その人の全部が賛成で投票しているのではないのです。突然、子どもたちや生活に影響をおよぼす重大なことが起こったとき、住民の意見と議会や市長さんが違った場合どうしたら良いのか。その市長さんに反対なのではなく、この問題だけはそうして欲しくないということがあるんですね。そうしたとき住民投票があって、じゃこの問題は住民自身の意思なんだからと言ってくれればリコールなどする必要はないのです。そういうことができないということが私には理解できませんでした。たぶん今、住民運動をしている方はそういう思いでやっているのでしょう。

間接民主主義がいつも完全に機能するとは限らないんですね。あるときには直接民主主義であったり、住民の直接の働きかけがあったりして、軌道が修正されて良い民主主義になっていく。これは当り前のことなんです。私が市民運動しているときは、完全にそんなことはとんでもないということで、2回挑戦してだめでした。市長になってから2回、市民から住民投票やりたいという運動がおきまして、是非やるべきだと直接提案したわけですが、議会は市長の意見があっても、それを否決して実現しませんでした。その当時、日本では相当長期間住民投票できないじゃないかなと思いました。

しかし、10年足らずで住民投票ができたんです。あの時は感激しました。こんなに早く変わってしまうのかと思ったのです。よく失われた10年とか日本は変わらないとか言いますね、あんなの全然大丈夫

ですよ。日本は今根底から変わり始めています。基本的なところが地域のこと、住民運動ですね。住民投票ができるようになった、本当に夢みたいです。市民の力が行政を変えてしまう、そういう状態ですよ。オンブズマン運動もそうですよね。裁判だって住民が頑張って、行政はひどいということを裁判所は認めざるを得なくなって、情報公開の裁判はだいたい住民が勝っちゃうんですね。このあいだも、警察情報の公開について宮城県が負けましたね。裁判所も政治も地域の問題も住民が本当に必要だと思ったら社会が動くようになってきているのです。小泉現象というのは、その流れの中で現れたものです。その前は長野の田中知事が出てきたり、北川知事や浅野知事ですね。その前には私みたいな市長などで。

つまり、日本は変わらない良い例として、国政が一番遅れてますね。地域の中から変わってきています。つまり、人びとの力が社会を地域を政治を動かすように、非常に早いスピードで変わってきてつあります。つまり、住民運動や住民は元気で力を持ち始めた。みなさん、これだけ出てきているということがそうではないですか。昔だったら考えられないですよ。やっぱり今みんな危機感をもって、私たちも一緒に動かなきゃだめなんだと思い始めたんですね。議員さんや市長さんに、私たちは税金を払っているんだから汗をかいてもらうのは当然じゃないか。これじゃだめなんだとなってきたんですね。自分たちも良い汗をかこうというふになってきたのです。そうなれば、変わっていくんですね。

そういう状況からみると、地方分権で行政は力を持つようになったから、非常に大きな責任を負うようになっています。そして財政問題で厳しい状況になっています。しかし、市民運動、地域の力というのは非常に大きな要求を吸い出している、つまり明るいんですね。そして、ようやく大きなパワーを発揮するようになってきたのです。まさにダムが満杯になって水が溢れる状態。日本の社会はダムが満タンになるのに時間がかかるんですね。そして、満タンになるといっぺんに変わりますね。公害問題とかそうですね。そういう意味では、地域社会では行政サービスを落としていかなければならないという厳しい行政の現状と、住民が地域を動かしていくというパワーが明らかになってきている。という現象が日本全体で起きているわけです。

私のまちはちっともそういう状態になってませんよと、みなさんおっしゃるんですが、大きな間違いです。本当はそうではないのです。なぜか。おきるまでは動きが見えないのです。たとえば、住民投票運動でも最初にやったのは新潟県の巻町です。このあたりは言いかたが悪いですが、えらい田舎ですよ。がんじがらめの地域社会で自由に動けないです。そ

ういうところでも住民投票ができちゃうんですね。選挙でも政党の推薦だった人がずっとやってきたまちで、あるとき突然やってきた、政党にも入っていない人が勝ってしまう。そういう意味では、政治は今非常に流動化しています。今できないからといって、これからもうずっとできないと思ったらとんでもない間違いです。そうではなくて、行政も政治家も市民も、市民の力はそこまで上がってきているんだということを前提にして地域づくりをやっているかないと、いつひっくりかえるかわからないという状態であるということを、お互い理解しながらやっていかなければならない。

ということは、逆に市民がそのことに自分たちで責任を負わなければならないという状態になってきているということですね。みんながプラスの力を出し合うようにしていかないと、地域社会の亀裂や分裂がまちを分断していってしまいます。そういう意味では、住民のみなさんの知恵や力の出し方、行政の政治に対する考え方が問われる、そういう時代になっていきます。そして、行政の力が今までのようにお金はある、人もいるので、水準もある程度確保できるという状態ではなくて、これからは、皆さんにどうやっていけば良いでしょうか？と問うようになる。難しいですね。それを安易に認めていたら行政の無責任になってしまう。「行政は苦しいからみんな市民がやってください。」なんてばかなことはしないですよ。しかし、本当に行政がしなくてはいけないこと以外に、市民が要求していけばオーバーランしてしまいます。あるいは、本当に行政がやること以外していれば、それを市民に戻さないといけないわけです。そうしないと本当の行政ができないのです。その見極めを行政と市民のみなさんと考えていく時代になっているということを、まず申し上げておきます。

元気な市民と力を落としている行政、これを一緒にすれば調度よくなるんですね。いかに市民の力と行政の力をうまく結びつけて、地域が元気になるか。足してプラスになるようにやっていくのが「市民自治」だということを申し上げたかったのです。つまり「市民自治」というのは、市民が言いたい放題、やりたい放題やるのが市民自治ではないということです。市民がまちづくりを担う主体となり、市民自身がまちづくりの主人公になって自分で汗をかってやっていくことです。一番良いまちづくりになるにはどうしたらいいか考えるのが、市民づくりの政策・方策ということです。

地方自治とは何かということですが、日常生活の中であまり考えなくて良いことですね。自分たちのしたことは自分たちで責任をとり、そこに国が予算をつけてくる。これで良いですね。では、行政と市

民というのはどういうものなのか。だいたい大きく分けて、団体自治つまり、地方行政が国とどうつきあっていくかをやっていくのが行政です。また、地域としての意見を外に向かって出していく、あるいは協力していく仕事です。

もう一つ、一人ひとりがまちづくりに参加していく、その力がつながっていったまちをつくっていく、これが住民自治といいます。地域の主人公である住民一人ひとりが仕事を任せるのが、市長さんであり、議員さんあるいは市の職員さんであるということです。本当はひとりひとりがまちづくりをすることをお任せするというのが選挙なんです。そういう意味では、住民自治は本当は一人ひとりがお互い力をあわせて必要なことをやっていく、方針を決めることです。住民の一人ひとりが関わり手をつなぎあってまちをつくっていく住民自治と、まちを代表する人たちが国と対応したりしていく団体自治があります。

住民自治と市民自治と違うんです。市民自治は、今まで行政に任せていたことを手をつなぎあって主体となってまちをつくっていくということです。

今まではどうだったのか？

岸和田はだんじり祭がありますので、かなり地域の組織がまとまって近所との関係もあるんだと思います。しかし、逗子などは町内会がそもそも40%くらいの組織率しかないんです。東京とか多くのまちでは、地域の連帯が切れていますね。自分が困ったことがあるとみんなお役所に言いに行くんです。私が市長をやっていたとき驚いたのは、お隣のクーラーの排気口が暑くてしょうがないので、お隣に言ってください、と市役所にくるんです。でも、これに類すること結構ありますよ。みなさん考えてください。例えば、道路の掃除がそうです。自分の家の木からの枯葉が市の道路に落ちて、市道だから市が掃除してくれ。と言うのです。市道にしる、水路にしる市が掃除するもんだと思っている人が結構多いんです。何で行政がしなくてははいけないのかと思いつつもとりあえず、言われたところだけ対応していることが多いのです。本来、地域社会が生きていけば協力すればできることを、行政にまかせてしまいます。つまり行政なしでは生きられないということです。住民たちはお隣さんとの関係もなく、良いくらい自立している。しかし、実は行政に依存しているということなのです。これはかなりの問題です。これから地方分権になっていって、仕事の量、質が増えてきます。しかし、人は増やせない。どうやってやっていくのか？住民は隣人を見ないで、行政は何をやってくれるのか見ているのです。

実は、行政か住民どちらでもできるのに、住民が行政にやらせてしまっている仕事が多すぎます。しかし、これから国は地方交付税を減らそうとして

いる、道路特定財源などもしようとしている。じゃあ、税政改革で国の分を地方にということはなかなかできないですよ。国は負担を軽くしたいわけです。地方はもっともっと厳しくなっています。皆さんが思っているよりもっと厳しいですよ。そうなれば、住民と行政が協力する以外ないのです。住民が手を汚さずに声援を送るだけではだめなんです。我々は何を担ったら良いのか、今行政がやっている仕事のどの部分を削っていくのか。ここまで踏み込んでいかなないと市民自治はできません。行政に残しておなければならぬ仕事、市民が地域社会でしていく仕事、行政と市民が協力して両方でやっていかなければならぬ仕事は何なのか？こういうことをきっちりやっていかないと、行財政改革、借金返済の状況は変わらないのです。負担と権利等含めて再編成していかなければならぬのがこの委員会の最大の役目です。

では、どうしていけばいいか。

イギリスで非常に厳しい状況であったとき、サッチャー首相はむちゃくちゃしましたね。国民が負担を被り、もっと働かなくてはならないと言って政府の仕事を情け容赦なく切っていったのです。地方自治体の仕事もどんどん切っていったのです。実際イギリスに行くと自治体の権限、仕事の量、職員が少ないですね。非常に失業者が増え、所得は下がるし、地域のなかで福祉はどんどん切り捨てられるし、今、イギリスは福祉国家ではありません。庶民のほうにものすごいしわ寄せがいったんです。

それでサッチャーさんは何をしたか。一つは第3の視点で、今、ブレア政権につながっているのですが、最低国民が生きていく上でセイフティネットが必要ではないか。もう一つは、切られたものを住民地域社会はどうしたら良いか。自分たちでしなくてはいけないということです。自分たちがお金と汗と企業の力を使ってまちづくりをしていく。あるいは衰退した工業地帯に工場を呼べるようにしたり、行政がすると思っていることも市民ができるんですね。その結果どうなったか。

今イギリスは非常に元気です。イタリアもNPOをつくって、ある程度市民のみなさんが出資して力を出し合って福祉の協同組合をつくって、政府や地方自治体が入札でやらすんです。つまり、競争させるわけです。日本のように決まったところだけ入札に参加するのではなく、あらゆる人が参加できるのです。そのかわり、水準が下がらないように厳しくするわけです。ほとんどの場合に、福祉の会社より市民が作った協同組合が100%勝ってます。良い福祉で、コストもすごく下がっています。

つまり、政府に力がなくて仕事も放り出してくると、ぶつぶつ文句を言ってもしょうがない。市民が

自分でやらざるを得ない。そのために、いろいろな仕組みを市民が自分たちで作りに出して、自分たちの力で、行政が今までやっていた仕事をやり始めて、まちや地域社会が活性化し、そこに企業やベンチャーが入ってきます。

今、イギリスだけでなくEUの国々がそのようになっています。EUの中には、地域の住民が自ら発案してまちづくりをすることをバックアップするような地域政策があります。住民がプランを作ったときに援助するという仕組みです。そういうことをして、結局ヨーロッパ全体が今、福祉の給付は下げたけれども、地域社会が全体を支える仕組みになっています。

しかし、日本でそれをしようと思ったら大変です。イギリスでは、市民社会が政府に依存するということが出てきたのは福祉国家になった後なんです。ヨーロッパではみんなそうです。市民がすごい力を持っていて、いろんなことをやっていたわけです。それが、福祉国家になって政府がみんなやるようになって、日本と同じ、政府に依存するようになって財政、行政が膨張してうまくいかなくなりました。

しかし、日本は明治以来ずっとお上一辺倒でやってきたんですね。地方自治体も分権になったのは戦後です。しかし、分権といってもやっぱり中央集権で、財源は国がコントロールして、政策は面倒みてと、やっていたでしょう？それをいきなりヨーロッパと同じようにやっていったら、そう簡単にはいけません。地方自治体もそう簡単にはいけません。私たちが市民だっていきなりやってくださいと言われても困ります。これは当然ですよ。だから、日本でイギリスやヨーロッパのそのような骨格を持つというのは疑問があります。

私たちは政府がどうするか、どういう改革をしてくれるかということを当てにしないほうが良いですね。私たちはどうするのか、私たちの地域はどのようにしてみんなを守っていく、どういうふうに住みやすいまちを確保していくか。という覚悟がなければ政策に流されるのです。国がどう変わろうとも、自分たちは自分たちで頑張るという仕組みを作っていくことが大切です。しかし、岸和田では既にやっていますよね。岸和田委員会というプランをつくって、まさに実行しようとしています。岸和田は正しい方向に向かっているのです。

それでは、具体的に私がやったことをお話しします。

「公共」という言葉があります。地方自治体は統一の用語でいうと地方公共団体と言っています。そして公共事業。みなさんは「公共」というのはお役所だと思っているでしょう？官がやるのが公共であると。しかし、日本では明治になってからこう

なってきたのです。

今、官、民といいますね。官は公共であって、民のほうが私ですと。誰も疑わないんですね。私は疑っているんです。何でお役所は公共なんでしょう？どう思います？この公というのはどういう意味でしょう。「おおやけ」といいますね。別の字で書くと“大きな宅”「大宅」と書きます。大きな家を建てられる、いわゆる権力です。そもそも、公共とは一人ではできないことを実現していくための手段のことをいうわけです。一人ではできないからお役所にやってもらうということですね。公共の公は「おおやけ」＝「権力」です。「権力」とは何か。一人一人ができないことを実現するために、上から人を押さえつけて無理やりやるという力です。国は戦争をする。大きな道路を造る。公民館を造るなどです。つまり、公とは権力によって、一人一人出来ないことを実現させていくことです。

では、共とは何でしょう？「ともに」という意味ですね。つまり、上から下へではなく横に手をつないでみんな平等の関係で、ネットワークをつくって協力してやることです。つまり、公共とは一人ではできないことをみんなで力を合せて、みんなのルールで、人のつながりでやっていくということです。でも、「権力の部分」と「協力の部分」と両方あると思います。権力はお役所しか持てませんよね。税金は勝手に取ってはいけないわけです。あるいは、道路をつくるために、勝手に人の土地を削るわけにはいかないわけです。そういうことはお役所しかできません。

それ以外のこと、福祉も含めてみんなでやればできるのです。税金を集めているんだから福祉もするのは当然だと思っているんですね。しかし、景気が悪くなってきて税金が減り、財政が少なくなったら当然そこから切られていくわけです。これは理屈にあっているのです。しかし、私は福祉に力をいれました。市民自治で応援してくれた方々で高齢者がたくさんいらっしゃるんです。それで、頑張るのですが虚しいんです。行政がいくら頑張っても心の問題までは入れないんですね。寂しいとか、サービスは受けているけれど地域の中で生活できていないとか、どこかの施設にいかねばならないなどの問題は、行政ではどうしようもないんです。

一番の問題は安心感です。ある程度貧しくても、友達やみんなで支えれば幸せでいられるのです。ところが、広いお屋敷で一人きりで電話もかかってこない。寂しいですよ。そういうことがどうしようもないんですよ。つくづく、福祉は地域が生きていないとだめだと思いました。そういう意味で公共が人々の生活の相当部分を担ってしまったら良くないということです。むしろ、高齢者については地域の

人5人ぐらいがチームを組んで、20人ずつくらいをお友達感覚で訪問したりすることで、高齢者の状態や様子などの情報がもてる地域ケアができるのです。

行政や業者にやらせなくても、地域の人たちが自分たちで原価だけであんなに儲かる仕事はないですよ。今、地域経済が悪いと言われていますが、高齢化社会になってきて福祉産業が非常に良くなっています。地域の人がNPOなどをつくってそういう仕事をやれば、地域がすごく活性化されるのです。そういうことがごろごろ転がっているんですよ。みんな自分の問題ではないと思っています。行政はなんであんなに介護保険なんかってと思っていますが、そうではないのです。自分がやってみたらどうなのかということを思わないんですね。市長をやったんですが、行政ではなく市民ができる仕事はたくさんありますね。守秘義務といって市民の個人の情報を流してはいけないということがありますが、難しい問題もあります。しかし、NPOであれば個人ではなく企業であるので、市民がまとまって組織をつくって法人で責任を持てる団体にして、そして、信頼のおける仕事をしてそこに役所の仕事をまかせても良いわけです。市民が市民に対応するのが一番わかりやすいんです。市長のルーティンワークは確実に市民ができると思います。企業に頼むのではなく、市民が自らの仕事として、もちろんお金をもらって。

みなさん実感がないかもしれませんが、役所の人たちはみな優秀です。優秀な能力を発揮できるような仕事をしていただくということが問題なんです。書類作りとか、窓口事務とかなぜしてもらわないといけないかと思うのです。それなりの給与に見合った仕事をしていただかなくてはならないのです。これから地方分権になればたくさんそういう仕事があるわけです。そういう風に働いていただいて、初めて職員のひとたちの能力が発揮できます。そういうことを受けて、市民が行政から委託を受けて自分たちのおこづかい稼ぎをすとか、高齢者の年金の補助に使ったりすることもできるし、コストも安くなります。

例えば、具体的に箕面市などではNPOに委託を始めています。大体一億円くらいの仕事を委託に出しています。入札にNPOが入れるようにしています。行政はお役所でして市民は関係ないと思っていたのが、自分でするようになっていくという可能性があります。

逗子でも、株式会社パブリックサービスという会社を資本金1千万で逗子市がつけました。社員は60歳以上の市民です。株は51%市が持っていて残りの49%は市民に買って頂くんです。市民株主です。ただし株を買って頂いたときに、「この会社は公益

的な目的ですので、株式会社ですが配当はしません。」と申し上げました。しかし、株を持っているといういは意見を言えるわけです。株主の権利として発言ができるのです。それが、市に影響をおこす。ということです。儲けを出さないということで、市の仕事を委託に出すわけです。

例えば、60歳以上のかたを対象に福祉バスを運転していただく。あるいはリサイクルの仕事であるとか、公園の掃除、駐車場の仕事など、人材センター的な仕事だけでなく、市の中の仕事をしてもらう。学校の放課後開放などもです。教育委員会がすると先生の責任になってしまいますが、会社が責任を取りますので、校庭を開放してそこに高齢者が常駐して遊びに来た子どもたちに、竹とんぼを教えたりするのです。それで、時給千円です。それでも利益がでちゃうんです。仕事によって市民にやってもらったほうがはるかに良い仕事で、安くできるのです。

なぜ、役所がそういうことをしないか？なぜ、市民がそんなことしなくちゃいけないのか。とみんな反対しているのです。しかし、皆さんが納めている税金は市の大半かというそうではないのです。市の収入の一部なんです。みなさんの納めている税金よりはるかにたくさん返ってきています。本当は役所が過剰なサービスをしていると考えて良いわけです。

そういうことですから、共の部分をしっかり切り離して、しかも、ボランティアワークではなくて、NPOという組織に委託するには、入札に参加させることにして、あるいはコストをちゃんとしてもらう。そこで仕事があるということは、市民のみなさんに役所のお金が還元されるということですね。

その他に非常に良いことがあります。市民の皆さんは、いつもは市に要求するほうなんですね。ところが、市の仕事いわゆるサービスを供給する側にまわるわけです。たとえば、60歳以上の人が校庭開放にいくと、子ども達と一緒に来ている親にすごく怒るのです。「市民はなんてわがままなんだ。」と。つまり、自分たちが市民のときは、自分がどれだけわがままか考えたことがないんです。市民ていうのはいろんな方がいらして、本当にわがままな人もいます。ほとんどの方は、ちゃんと運営してくださるんですが、しかし、普通の市民生活を送っていたら、そんな人には合わないんですね。市民に行政はなんで応えないんだ。とみんなそう思うわけです。いざ逆の立場で接してみると、無茶なことを言われたり、失礼なことも言われると、「役所の仕事ってこんなこと言われながらやっているのか。」「こういうことは言いたくないな。」とか、こういうふうに市民がやってもらわなければならないことが、仕事を通じてわかるわけです。みんなのために仕事をする

ということはどういうことかとわかるわけです。一緒に仕事をするとうれしくなります。普段市民がなぜわがままなのか。お互い知り合いじゃないからです。

市民が仕事をすることによって、市民のネットワークができてきます。市民が市役所の仕事をやるということは、市民の協力員がものすごいです。行政もかなり変わってくるんです。それまでは、市民が入ってこないようにしていたところに入ってくるわけですから。行政の職員も、みんながみんな頑張っているわけではないですね。そういう人も市民が身近にいて見られることによって、ちゃんとしなければという感じになるわけです。もう一つは、市民もこれはまずい、常識と違うということをちゃんとやってくるんです。これは行政のほうも受けざるを得ないんですね。わからなくて言ってるんじゃないくて、良くわかって言っているんですから。だから、行政も変わっていくのです。

しかし、こういうことは難しいです。私も市長のときに、市民と一緒に仕事をしていきたい、市民といろいろな協議会をつくってやろうとしたのですが、職員は大反対。議員さんも反対でした。なぜか？職員は「市民がまともな意見を言うなんて思わない。どうせ要望で身動きとれないようになりますよ。市長どうするんですか？どうせ攻められるんですから我々は、頑張ってサービスをちゃんと提供していれば良いですよ。」議員さんは、「我々は市民の代表として出ているのに、どうして市長が直接市民の声を聞く必要があるのか。議会軽視ではないか。」というのです。

私も市長になってわかったのですが、本当にいろいろな市民がいらっしゃるんです。1日中「課長を出せ！」と窓口で座っている人。なぜ行政がしなくちゃいけないかわからない要求ばかりしかしてくる人。嫌な思いいっぱいしているわけです。本当に良かったということは少ないんです。行政職員を褒めてあげるとすごく喜ぶますよ。良いことをしたら評価するということは必要なことです。そこで私は、職員を説得しました。「そういう人は確かにいる。そういう人が100人いたとして逗子市民は5万8千人いる。その100人のために市民全体の意見を聞かなかったらそれは行政ではないんじゃないか。そういうことは行政が乗り越えなければならないことだから、どうやって乗り越えるかを考えることが大事なんだ。」と言ったんです。

その当時ひどい人が3人いたんです。今年は市民参加の委員会を8つ作って、そのうち3つだめでも仕方がない。私が責任をとるから。とのことで始めたら、初めはむちゃくちゃで半年は機能しなかったです。最初の委員会でその3人のうちの一人が、「この委員会は、市長が市民を騙すために作った会

議だから俺はこの会議をつぶす為に来たんだ。」と言って、行政はいかに市民を騙すか自分の経験を永遠と話すのです。しかし、行政側がこうしようとか、指導できないんです。市民参加ですから。委員会に来ていただいた学識経験者に、何しにここに呼ばれたのか、と言われて苦しかったです。半年経ってもうだめかと思い、職員を呼んで私が間違っていた、もう止めようという話をしたんです。そうしたら、職員が「もう予算をとってやっちゃったんだから、年度末までしましょう。」ということになったんです。そうしたら、その直後から変化が始まったんです。半年間恨み・つらみを話していると、話の種がなくなっちゃうんですね。他のみんなもイライラしているので、その人の話が途切れた瞬間に話すようになったんです。他の公募のみなさんは、役所の人間でも市長の回し物でもないの、その人の話を聞くんですね。最終的にその3つの委員会も時期は遅れましたが、きちんとしたものができたんです。

その一つが、情報公開委員会だったんです。その人はとても良い案を出したのです。つまり、文句を言う人はまじめです。自分が何かやりたいから来てるんです。そういう人をはずしてはいけません。結局私たちが学んだことは、全部真正面を向いて聞きましょう。ということです。しかし、聞いたことを絶対やります、ということではないのです。行政は、市民を代表して、することしないことにきちんと応えるということなんです。それから、市長への投書の内容が変わったんです。職員がきちんと話を聞いてくれるからすごく良くなった、ということです。

みなさんは行政に文句、要求ばかりするような人ではないと思いますが、みなさんはまちの情報を全部知っているわけではありませんで、最初からうまくいくということはないかもしれません。しかし、お互いにしっかり話し合っ、十分思っていることを伝えてしっかり人の意見を聞く。そういうことをやることによって、次に、行政の意見を聞く余裕が出てくるのです。そういうプロセスを是非やってほしいです。

そういうことによって、いろんな希望があり、こういうことをやっていかなければいけないんだな。ということを知っていくことが行政財政なんていう大きなことより、一番大事なことだと思います。それをわかってはじめて、共通の市民、同じ仲間なんだという確かめていくことが必要であると思っております。

そういうわけで、まちづくり・ざいせい岸和田委員会、大変な仕事だと思います。しかし、本当に出来れば非常に実りのある、まちの活性化の原動力として良い仕掛けになっていくと思います。是非、全国に先駆けてその力を発揮し、このまちが全国で飛

びぬけて先進的なまちとして輝くことをお祈りいたしまして、私の基調講演とさせていただきます。

★質疑応答

<司 会>

ありがとうございます。時間も押していますので、一人二人今の先生のお話の中でご質問あれば挙手お願いいたします。

他にどなたもいらっしゃらなければお一方ということでお願いいたします。

<質問者>

私はお話を聞かせていただくのが2、3回くらいあるのですが、今日は違った意味で大変参考になりました。行政と市民との捉え方ということで時間をさいていただいとお話をしていただきました。一番冒頭に言われましたように、岸和田の財政が危機的な状況にあるということで、資料をみられたと思います。一つは、大きな公共施設が出来るのですが、調べてみると170億くらいの借金をして建てている。アクションプランで年間30億の赤字で出るので、いろいろ切り捨てていきましようということができています。職員の昇給ストップとか、特別職の人も待って下さいとか色々あるんですが、一番言われております、子どもとお年寄りに関係する分で、年間2億円のお金を浮かしました。母子家庭、子どもの関係、若者の関係、ハンディキャップのあるひとの関係が減られ、不思議なのは大きな建物を建てた維持費が年間4億と言われているんです。財団の方が絶対足りませんとおっしゃっているのですが。こういう財政の運営が逗子市のほうであったのか。また、こういう財政の使い方はいかがなものか、経験上いかがでしょうか。

<富野先生>

公共施設で難しいのは、計画が長期に渡ってつくられているということなんです。総合計画でも10年ですよね。10年前の日本の状況とその前の準備期間も2、3年あり、その間に色々まとめていき、市民の意見を聞いていってまとめていくプロセスのなかでは、その当時の社会状況でその後の人口、税収とか想定して計画を組むわけ。計画を組んで途中で修正をしていく仕掛けがあるんですが、基本的には市民が要望しているのはなるべく造りたいということになって、公共施設とか公共事業は止めにくい性格をもともと持っているんですね。ご質問の逗子のことですが、逗子は小さいまちですから、私は公共施設は造らなかったんです。不交付団体で、市民

のみなさんの税金でほとんどやっているので、あまり事業はやらず、どんどん条例などをつくっていったから財政負担はほとんど増えませんでした。それについて、行政の停滞だと批判する人もいました。市民が、求めているのにつくらない。何やってるんだ。とそうとう強く批判されました。なかなか難しいですね。やはり、他の市がもってるのに、自分の市にないとやはり批判するわけです。それについて財政が悪化するからという人も勿論います。そうではなくて、もっといいものをつくろうという人たちもいます。それを総合的に判断していくのが行政、議会なんです。逗子の場合は、私はやりませんでしたが、それを議会の人たちも含めて納得していただきまして、つくらなくて済んだのです。まちによってはそうはいきませんね。やはり、まちのみなさんが目に見えるものが欲しい。といわれると議会のみなさんはそういうのに弱いですね。ある意味では、市民がそれをつくったといえるわけです。出来てきた結果を今の時代で批判するのは簡単なんですけれども、プロセスまで考えた場合、市民はつくらなくていいということだったのか。ということを考えると私はそうではなかったと思います。本当は、これからその施設ができて、その経費がどれくらいかかるということ自体が問題ではないんです。出来たものを活用しなければ損するわけですから、あえて閉鎖して得するか？そうではないんです。これからのまちづくりでは、結果を批判するのではなく、出来てきたものを頑張って4億円、5億円かかるのをどうやって生きたお金として使っていくか。ということを考えてほうが良いような気がします。そういう意味では批判だけでは何も生まれませんね。

<質問者>

こういう市民が集まっていろいろな提言したり、意見をかわすということであれば、今多分情報が不足しているので。実は、すでに1つ中型のホールがあります。私は批判をしているのではなくて、その財政の悪化というのは多分わかっていたはずだというのが一つ言いたい。ですから、そういう立派なものをつくってどう活用するかを考えるということはわかりますし理解しますが、逆にいえば、そういうものをつくるときに議会もあるけれども、住民のみなさんにこういうのをつくってこうしたいということを知らせるという、こういう委員会が本来場所として必要なのではないか。はっきり、これだけのお金が何もしなくてもいりますということを明らかにしてもらいたいという気持ちがあるんです。

<富野先生>

それはまったくそうですね。付け加えますと、市

民参加の前提は情報の開示と公開なんですね。つまり、これから何が起きるのか、今行政は何を考えているのかということを市民の皆さんにきっちり情報として出していくことが前提です。今まで、もしそういうことが不足しているのであれば、そういう問題が必要だということを今回わからせることができると思うんです。市民の意見を聞くというだけでなく、行政もきちっと情報を市民のみなさんに積極的に出していく。資料を見て不安になったのは、これだけ財政状況厳しいです、大変なんです。という情報は良いんですが、じゃあ、どうしたら良いのか。行政は何を考えているのか。ということについて、市の情報についてバランスよくだし、情報があるなかで議論をしていくということが非常に大事だと思います。今回を良い教訓にしているんなことをラウンドテーブルといいます。行政と市民と関係者と企業を含めて地域のなかで議論していくことも必要なのでしょう。

<司 会>

お時間を超えまして富野先生につきましては、貴重なご講演をいただきまして、ありがとうございました。

市民公開講座・七夕ミーティング

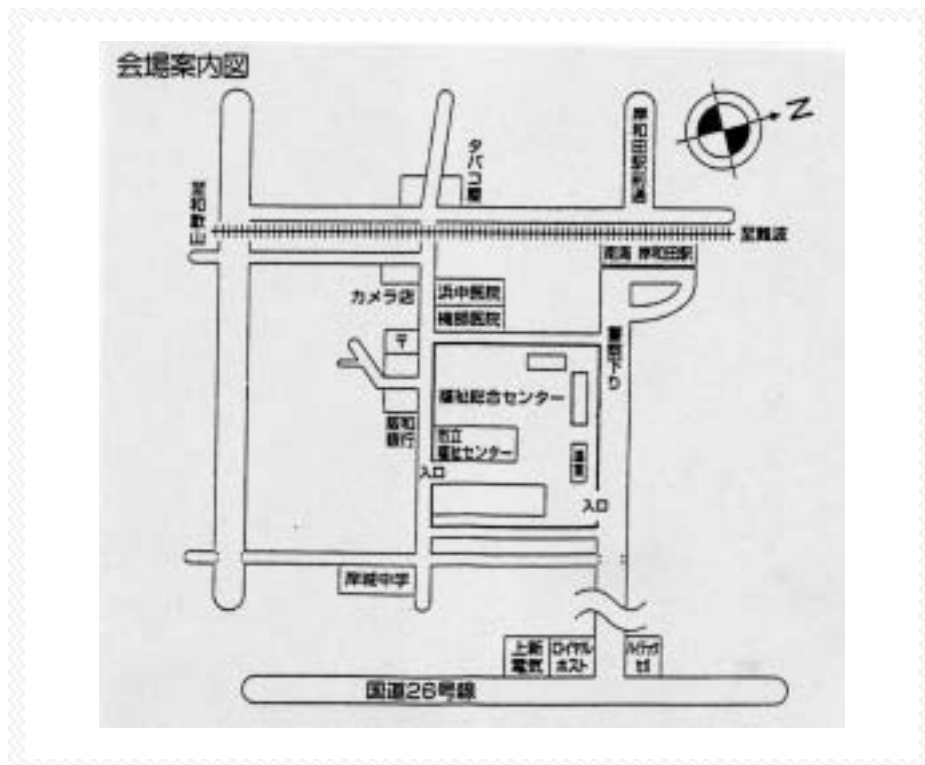
来る7月7日(日)「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」主催の公開講座を開催します。「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」は岸和田市の呼びかけに応募した市民委員によって、岸和田市のまちづくりの課題についてワークショップ方式により市民自らがテーマを選定・研究し、市民が主体となって提言・提案していこうということで昨年7月から活動しています。このたび、この1年間の委員会活動の節目として、基調講演会、各部会の活動経過報告やパネルディスカッション方式による参加者との意見交換などを開催することとしました。詳細は下記のとおりですが、ご関心のあるテーマの部会の議論に参加してみませんか？どなたでもご参加いただけます。もちろん、「聴いてみようかな」だけでも構いません。おまちしています。

記

と き：平成 14 年 7 月 7 日（日） 12 時 45 分開場・13 時 15 分開会

ところ：市立福祉総合センター（下図参照）

(駐車場スペースには限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。)



第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

第2部 分科会

(4つの部会&岸和田市の新行革プランに分かれて活動経過報告、意見交換など)

○ 環境のまちづくり部会

「ごみ減量化に向けてー古紙回収の現状と課題」

アドバイザー 地域調査計画研究所所長 佐野 章二 氏

○ 健康と福祉のまちづくり部会

「あなたの…わたしの…まちづくりーこれからの地域の福祉を考えるー」

アドバイザー 桃山学院大学社会学部専任講師 松端 克文 氏

○ 教育と文化のまちづくり部会

「大改革時代の教育と文化ー私たちは何を目指すべきかー」

アドバイザー 和歌山大学生涯学習教育研究センター助教授 堀内 秀雄 氏

○ 安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

「市民参加とまちづくり」

アドバイザー 立命館大学 政策科学部教授 高田 昇 氏

◇ 新しい行財政改革に向けて（岸和田市役所からの発信）

アドバイザー 神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当

寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪

TEL0724-23-9493・fax 0724-23-6749

E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp.

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会

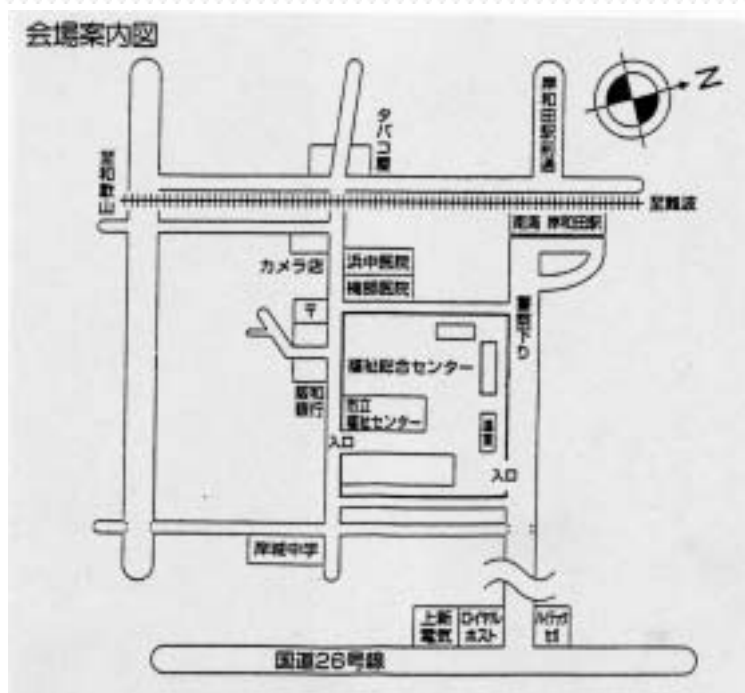
市民公開講座・七夕ミーティング

来る7月7日(日)「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」主催の公開講座を開催します。「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」は岸和田市の呼びかけに応募した市民委員によって、岸和田市のまちづくりの課題についてワークショップ方式により市民自らがテーマを選定・研究し、市民が主体となって提言・提案していこうということで昨年7月から活動しています。このたび、この1年間の委員会活動の節目として、基調講演会、各部会の活動経過報告やパネルディスカッション方式による参加者との意見交換などを開催することとしました。詳細は下記のとおりですが、ご関心のあるテーマの部会の議論に参加してみませんか？どなたでもご参加いただけます。もちろん、「聴いてみようかな」だけでも構いません。おまちしています。

記

と き：平成14年7月7日(日) 12時45分開場・13時15分開会

ところ：市立福祉総合センター（下図参照）



(駐車場スペースには限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。)

(裏面に続く)

☆☆☆タイムスケジュール☆☆☆

12:45 開 場

13:15 開 会 （主催者・市長挨拶）

13:30～14:15 第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

・・・・（14:15～14:30 休 憩）・・・・

14:30～17:00 第2部 分科会

☆ 健康と福祉のまちづくり部会

1. 部会活動基調報告（15分程度）

2. パネルディスカッション（90分程度）

テーマ 「あなたの・・・わたしの・・・まちづくり」

ーこれからの地域の福祉を考えるー

ボランティア連絡会 会 長 立石 房子 さん

常盤地区小地域ネットワーク 部会長 松本 ヨネ子さん

朝陽地区市民協議会 会 長 若野 豊 さん

健康・福祉部会 部会員 成田 隆一 さん

コーディネーター 部会 SA 上田 晴男さん

アドバイザー 桃山学院大学社会学部専任講師 松端 克文 氏

3. まとめ（30分程度）

アドバイザー 桃山学院大学社会学部専任講師 松端 克文 氏

☆ 上記以外に教育文化・環境・安全快適なまちづくり・岸和田市の新行財政改革の各分科会が福祉センター内の別会場で同時開催されます。

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当

寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪

TEL0724-23-9493・fax 0724-23-6749

E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp

☆☆☆タイムスケジュール☆☆☆

12:45 開 場

13:15 開 会 （主催者・市長挨拶）

13:30～14:15 第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

・・・・（14:15～14:30 休 憩）・・・・

14:30～17:00 第2部 分科会

☆ 教育と文化のまちづくり部会

1. 部会活動基調報告（50分程度）

① 取り組みの概要・テーマの選定経過

② 中間まとめ「スポーツ・文化施設にみる現状と課題」

2. 市民との意見交換会（30分程度）

アドバイザー 和歌山大学生涯学習教育研究センター助教授 堀内 秀雄 氏

3. まとめ（40分程度）

テーマ 「大改革時代の教育と文化－私たちは何を目指すべきか－」

アドバイザー 和歌山大学生涯学習教育研究センター助教授 堀内 秀雄 氏

☆ 上記以外に健康福祉・環境・安全快適なまちづくり・岸和田市の新行財政改革の各分科会が福祉センター内の別会場で同時開催されます。

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当

寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪

TEL0724-23-9493・fax 0724-23-6749

E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp.

☆☆☆タイムスケジュール☆☆☆

12:45 開 場

13:15 開 会 （主催者・市長挨拶）

13:30～14:15 第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

・・・・・・（14:15～14:30 休 憩）・・・・・・

14:30～17:00 第2部 分科会

☆ 環境のまちづくり部会

1. 基調報告（20分程度）

- ① 取り組みの経過・概要
- ② 中間まとめ「古紙回収とリサイクル」

2. パネルディスカッション（90分程度）

テーマ 「ごみ減量化に向けてー古紙回収の現状と課題」

池尻町町会前会長・市民協元会長 川中 安雄 さん

元別所町育成会会長 土田 啓一郎さん

徳陽紙業（株） 専 務 徳山 明美 さん

岸和田市環境部環境整備課参 事 木岡 英二 さん

コーディネーター 部会員 東山 千恵 さん

アドバイザー 地域調査計画研究所所長 佐野 章二 氏

3. まとめ（30分程度）

アドバイザー 地域調査計画研究所所長 佐野 章二 氏

☆ 上記以外に健康福祉・教育文化・安全快適なまちづくり・岸和田市の新行財政改革の各分科会が福祉センター内の別会場で同時開催されます。

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当

寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪

TEL 0724-23-9493・fax 0724-23-6749

E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp.

☆☆☆タイムスケジュール☆☆☆

12:45 開 場

13:15 開 会 （主催者・市長挨拶）

13:30～14:15 第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

・・・・（14:15～14:30 休 憩）・・・・

14:30～17:00 第2部 分科会

☆ 安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

1. 基調報告（15分程度）
部会の取り組みの経過・概要
2. 事例報告と意見交換会（90分程度）
テーマ 「市民参加とまちづくり」
本町のまちづくりを考える会
岸和田駅東景観まちづくり協議会
岸和田TMO委員会
コーディネーター 部会員 望月 満慶 さん
アドバイザー 立命館大学 政策科学部教授 高田 昇 氏
3. まとめ（30分程度）
アドバイザー 立命館大学 政策科学部教授 高田 昇 氏

☆ 上記以外に健康福祉・教育文化・環境・岸和田市の新行財政改革の各分科会が福祉センター内の別会場で同時開催されます。

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当

寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪

TEL0724-23-9493・fax 0724-23-6749

E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp

☆☆☆タイムスケジュール☆☆☆

12:45 開 場

13:15 開 会 （主催者・市長挨拶）

13:30～14:15 第1部 基調講演

テーマ 参加から協働へ「市民主体のまちづくりに向けて」

講師：神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

・・・・（14:15～14:30 休 憩）・・・・

14:30～17:00 第2部 分科会

☆ 新しい行財政改革に向けて

1. 市役所からの発信（30分程度）
－新しい行財政改革に向けて－
2. 鼎談（3人での意見交換）
神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏
大阪学院大学法学部助教授 松並 潤 氏
岸和田市助役 烏野 誠一氏
3. フロアーとの意見交換会（30分程度）
4. まとめ
アドバイザー 神戸大学大学院法学研究科教授 山下 淳 氏

☆ 上記以外に健康福祉・教育文化・環境・安全快適の各分科会が福祉センター内の別会場で同時開催されます。

☆ お手数ですが、参加希望の方で手話通訳をご希望の場合は6月25日（火）までに下記あてご連絡をお願いいたします

お問合せ先：岸和田市役所企画課内まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当
寒川（そうかわ）・田中（浩）・池阪
TEL0724-23-9493・fax 0724-23-6749
E-MAIL：machizai@city.kishiwada.osaka.jp

はじめに

こんにちは、山下でございます。45分間ほど、参加から協働へ、市民主体のまちづくりに向けてということで、みなさんにお話をするということなのですが、このタイトル自体はですね、私が考えたのではなくて、これで喋れということで、ほんと私はですね、断りたかったんですが、なぜ断りたかったかというと、理由は2つありまして、一つは、私は人前でしゃべるのが、それが商売だと言われればそれまでなんですが、苦手でありまして、こうやってマイクを前にして、しかもたくさんの人を前にすると頭に血がかって昇るところがあって、なかなかうまく喋れない。2つめは、こちらの方が本音なんです、このテーマは難しい、私もよくわからない。私自身も考える度に答えが違ってくるし、そのとき、そのときの雰囲気によって、ゆらゆらゆれていくというところがある。従って、そのように自信のないテーマについてお話をするということで、私の今日の話が、これが、私自身、自信をもってこうなんだということではないんだ、ということだけお断りしておきたいと思います。

行政と市民

参加から協働というのは、あるいは市民主体のまちづくりというときに一体どういう場面をイメージをしたらいいいのか、どういう場面を想定したらいいのか、というのはなかなか難しいところがあります。たとえばですね、地域で公園をつくるという場面を考えてみると、一昔前であれば、「公園をつくります」というとすべり台とブランコを置いてというように、旧建設省の補助金の規格も決まっていたし、そこらじゅうに公園をつくりたいわけですから。しかし、じゃ、そういう公園が使い勝手がいいだろうかという問題があります。その公園を地域の方々が使う場合に使い勝手がいいだろうか。その公園を地域の人たちが使う、小学校、中学校くらいとあるいはお年寄りの方々が散歩をするということもあるかもしれない。地域に公園ができると、これを使うのはもちろん、地域の市民のみなさんです。その市民のみなさんにとって、どういう公園が一番使いやすいんでしょうかと。答えは簡単で、まずもってその使う人がどういう風に使うか、そのためにどういう風につくってくれればいいのかという話です。そ

うするとそこに当然のことながら、市民参加というのがでてくるはずなんです。公園をつくろうと思ったら、まず、ちゃんとユーザーのニーズというのを把握しなければいけない。ユーザーの使いやすいように公園をつくらなければいけない。そのためにはまず、利用者の意見を聞かなければいけない。単にブランコとすべり台と砂場をつくっただけでは、これではせっかくつくった公園が役に立っているのだろうか。できた公園は利用者が使いやすいのだろうか、ということになります。ある意味、極端な言い方をすると公園はできたわ、誰にも使われないわ、あるいは使いにくいというのは無駄になります。そこにひとつ、参加という手があります。つまりユーザーのニーズを的確に把握する、ユーザーのニーズに適切に対応したサービスを提供するということがあるはずなんです。それがちゃんとできているかというのが、参加の議論のポイントとなるでしょう。しかし、これは市役所が公園をつくるという話です。市役所が公園をつくります。そのときに市役所がどういう公園をつくりましょうかというマーケットリサーチをするということに過ぎません。売れないものをつくっても売れません。売れるものをつくるには消費者のニーズを把握するでしようということなんです。しかし、一方で、公園を作ることに反対の人もいるはずなんです。地域に公園はほしい。しかし、公園ができたなら子供の声がにぎやかで、我が家の隣に公園ができれば、朝早くからラジオ体操とか、夕方になったら子供の声が響いてきて、これが楽しいと言う人もいるでしょうし、かなわんなどという人もいます。かなわんなどという人にどのように対応するのかという話がでできます。市役所が公園をつくるのであれば、市役所が反対の人に説得にあたるわけです。場合によっては「なんか見返りでもださなかい」という話になるかもしれません。そうすると参加のもうひとつの要素がそこにあるはずなんです。公園の話为例にしましたが、道路でもごみの焼却場でも同じです。みんなが賛成しない、当然反対する人もいます。反対する人に対して、どう説得していきますか。反対の人にどう納得してもらいますかと。誰が説得しますかと。つくる人でしょうとなる。で、市役所が反対する人を説得するということになる。ここには公園が必要なんですと、ほかには場所が見あたらないんですと。言葉を換えていうなら説明責

任というものになります。ある施設をつくります。これについて、反対する人はなぜここにこういうものをつくるのかとかという説明を求めます。それが納得できないということになると反対運動が盛り上がるということになります。

参加から自律へ

そこで次の段階で考えていただきたいのは、結局、市役所が公園をつくりたいというのは、公園をつくってほしいという話があって、がんばるわけで、反対する人への説明が必要になるわけです。しかし、公園が必要だと、公園をつくってほしい、子供たちが遊ぶ場所がないので公園がほしいという人が反対する人に説明してもらうというのがスジではないでしょうか？公園をつくりたいという人も同じ地域の人です。同じ地域の中で、子供たちのため、遊び場所もないので公園がほしいなど、ところがあるところに公園つくるとあそこのじいさんうるさいなど。そこでコミュニケーションすればどうでしょうか。そこで議論をすべきではないでしょうか。どうして公園がいるのか、どういう風な公園をつくればいいのか。一緒に議論することがなければいけないのではないのでしょうか。行政と公園をつくってほしい市民、公園に反対する市民でコミュニケーションすべきではないのでしょうか？公園をつくるときに、どういう公園をつくっていいかということを地域でみんなで話あうということです。その話し合いの中で、どういう公園をつくったらいいのか、どういう風なものをおいたらいいのか、どういう設備にしたらいいのか、反対する人にどういう風に説得していけばいいのか、反対する人にどう納得してもらえばいいのかと、いうことをみんなで議論すればいいのではないのでしょうか。市役所がでてくる問題では、ほんとはない。すると市役所がでてくるのはどこなんだというです。これはお金を出すときです。お金を出して、土地を買って、公園としての工事をする。設計をする、どっかの業者に発注して造成をするというところ。住民主体でまちづくりをするというのであれば、住民がどういう公園をつくったらいいのか話をする、単に市役所はそれをうけてお金をだせばいい。極端に言えば簡単なんです。金さえだしてくれば、自分たちで図面もひいてもらおうし、どうせ市役所は重機をもってきて工事をするわけじゃないんだ。市役所だって業者に発注するんだから、自分たちで図面をひいて、自分たちで発注するんだと。市役所は単に金をだせばいいじゃないかというところまでいくはずだ。話をもっと進めると市役所というのも打ち出の小槌をもっているわけじゃないんです。市役所に金をだせと云って、印刷機でお札をすっているわけじゃない。市役所がもっているの

は市民の税金です。みんなのお金です。なら、みんなでお金を出したら、市役所にお金をだしてもらわなくてもいいでしょう。地域で公園をつくる、自分たちでお金を集めたらいい。公園が必要だったらみんなでお金を出したらいいでしょう。地域でお金を出し合ってもそんな公園をつくるようなお金は集まれへんわというのが正直なところでしょう。実際集まりません。市民の税金だって云って、われわれだって、国の方にも税金を収めていますし、府のほうにも収めていますし、消費税もいっぱいとられていますし、そこらでいろいろ税金とられています。それはもう、ぐちゃぐちゃになってますから、というのがひとつあります。市全体としても税金をとってわけです。地域で公園をつくるといっても、地域だけのお金で市が運営されてるわけではないんです。そうすると、市全体の中でここに公園をつくらなきゃならないのかという話もあります。地域の人は公園をつくってほしいという。しかし市全体の中で公園が要するところもほかにもあるだろうと。一方でつくっていくためのお金は限られていると。市全体の中でどこに公園をつくっていくか、という話が当然でできます。そういう風に考えるとですね、地域に公園をつくってほしい、地域の住民がみんな話し合って公園がいるんやという話しになったとしても、だからといって市がそれに従わなきゃいけないか、それをうけてそれをしなきゃいけないかというそれはイコールにはならない。地域で公園がいる、公園をつくれというのを市が全部まじめに受け止めていたら、破産します。そうするとどこに公園をつくっていったらいいかという時にその地域、地域で公園を作りたいという声をきいていてもしょうがない。その地域で公園をつくりたいというのが通ればこれは「スズキムネオ」的になってしまうわけです。市全体で考えた予算を自分のところをもってきて公園をつくるんだから、利益誘導になります。そうすると公園をつくとそのような公園をつくったらいいかという市民参加と別に市全体としてどこにどういう公園をつくっていったらいいのかという話しが別のところでまた、議論しなきゃいけないわけです。市全体としてどういうところが公園の必要性が高いんだらうかと、どこにまず、最初につくるんだらうかと優先順位を決めていく。それもみんな決めていく話でしょうけど、その場合のみんなというのは市全体のみんなでしょう。市が限られた予算で公園をつくっていく、どういうところに優先順位をつけて公園をつくっていったらいいんだらうかということを議論する参加というのがなければいけない。A地区もB地区もC地区もほしいとみんながほしいと議論しててもしょうがない。みんながほしいという議論をしている中でどうやって優先順位を

決めていくのか、誰がどういう風に議論していけばいいのかということになります。参加の問題です。そういうときに自分のところは頑張って、頑張って、絶対につくるぞといって、その地域代表の人がどうかの議会の議員さんみたいになってしまうわけですよ。もっと冷静にもっと理性的にみんな議論しないといけない。そういう議論の仕方というのをそういう風に議論のできる人間でないととてもじゃないけど決まらない。それがいやになったから、あるいはそれがいやになったから、みんな、全部市役所に丸投げしてきたわけですよ。みなさん方が、地域を代表してあるいはウチにはこんな人がほしいといって、いっぱい要求をだしてしたわけですよ。自分たちが議論して決められなかったことを市役所に丸投げしてきたわけですよ。市役所も「わかりました、わかりました、わかりました」というばかりで半分くらいしか聞いていなかったわけですよ。そりゃ、いちいち聞いていたらたまらない。聞いているフリをして、こちらはこちらで別のやり方で割り切ってきたわけでしょう。市民主体で決めていくためには市民がどうしなければいけないのか。で、もうひとつ、話はまた、ひっくりかえるんですが、話を地域に戻して、地域にほんとに公園がいるのかという話しがでてくるかもしれない。公園もほしい、公園もほしいけどまず、集会所の方がいるなあという話があるかもしれない。公園よりはみんなが集まって集会所ができる施設がほしいなあ、冠婚葬祭もあるしなあという話がでてくるかもしれない。地域のなかでもこんなことがあるわけですよ。優先順位が。地域の中でもまず、何が必要なのか。そうやって考えるとすね、公園か、集会所なのか、地域として何がほんとにいるのかという話とどう公園をつくったらいいかという話をみんなで議論することとは違います。まず、何がいるのか自分たちの地域にという話です。まず、何がいるのかという話をすると全部つくればいいのかという話にはならない。どういう地域にしたいんやという話、自分たちの住んでいる地域がどういう地域なんやという話、そのためにはどういうハードウェアがいるんかとか、という話をしないと集会所と公園とどっちがええかと、カレーがええか、ラーメンがええんかというのとは違います。自分たちの地域にとって何が重要かということになると、自分たちの地域に関するイマジネーションがないと決まてきません。しかし、そうすると自分たちの地域を自分たちで決めることってほんとにできるんやろかということがさらにくっついてきます。なぜなら、みなさん、自分たちの地域に何年先まで住んでいますか。いつまでにくらせるかという話になる。20年、50年先に住んでいる人にとって必要かどうかを責任持って決めま

すと、逆にいうと今住んでいる人が勝手に決めていいのか。みなさん方にとってはいいかもしれない、しかし、20年先に住んで人間からすると「なんやねんこれは」ということになるかもしれない。今、住んでいない人、これから住むことになる人、あるいは、そういうみんなで議論しようというところに出てこない人、だけど住んでる人はいるはずでしょう。そういう声を誰がどうやって思いやってくれますか、どういう形で反映されますかと。「そんな無視したらよろしいかな」と割り切れるかという話です。

ひととひとのつながり（ネットワーク）

お配りした資料に簡単な図をつけました。マンガみたいなもんです。この図で私がいいと思ったことというのは講演の中でしたつもりです。すなわち、市が公園をつくってくれるというときに、左側の箱で市民と政府との間の問題、そこで重要なことは民意を確実に反映させるということ、そのために市民の参加というのをちゃんとやらなければという話です。もうひとつは適切な距離でしょうと、適切な距離というのは反対する人もいるでしょうということなんです。反対する人を無視するのは好ましいやり方ではないでしょうと、反対する人の権利、利益だってちゃんと配慮しなければいけない。もうひとつ曲がりくねった矢印をひとつ書きましたけれども、民主主義でコントロールするっていうのを書きましたけれども、これはまさに市の限られた予算でどこにどう公園をつくっていくかという話です。その限られた予算を公園をつくるのにどれだけ割り当てます、道路をつくるのにどれだけ割り当てます。というのを民主主義で決めていきますという話です。しかし、左の図も結局は市役所が中心なんです。市役所が公園をつくる、市役所が道路をつくるという話なんです。それをどうしたら自分たちで公園をつくっていただけますかという話でしょう。自分たちでお金を集めてきて公園をつくりますかと、金があれば自分たちで公園をつくれますかと。市からサービスを受けるわけではない。市にこういうサービスを要求するわけではない、市に対して限られた予算でこういうサービスをしろといってるわけでもない。事業費の大半を市に依存せざるを得ないとしても、それ以外のところで、自分たちでやりますという話。つまり行政に依存しない、市役所に依存しない自分たちの活動があるわけですよ。公園をつくるという話にしても、どうやって公園をつくりますかと。そうすると私自身は右の三角形でなんとかやっていけるのかなと四苦八苦して説明している。ひとつは自分たちで図面をかけない、自分たちで業者に発注もできないし、業者との交渉もできな

いと。しかし、そういう業界に勤めているひとが地域にいるかもしれない、安く図面をひいてあげるわという人がいるかも知れない。ちょっと安く土地を貸してくれるという人がいるかも知れない。そういうのを助けてくれる人がいるかもしれない。多様なネットワークといいましたけど、どうやってそういう使える、自分たちが公園をつくらうというときに使える協力者をとってくるか、探してこれるかということでしょう。それでなかったらもう、市役所に依存するしかない。地域にいらなくても友達に友達でいるかもしれない。そういう場合は地域を超えるわけです。地域にいらなくても人間関係はあるでしょう。いろんなネットワークがあるでしょう。そのネットワークをどうつかっていくか。そういうものをつかったらいろんなことができるでしょう。そういうネットワークをどうやってつくりあげていくかと。どうやってそういうネットワークを見つけていけるか。そうすることによって自分たちでできることがものすごく広がる、広がっていかないといけない。それが個人、ひとりひとりに帰ってくるところがある。そういうネットワークに協力する、手助けしようかという人間でなければいけなくなる。ネットワークというのは使うだけではない、場合によっては自分も使われる。私は〇〇に詳しいから、図面を描くのをてつだいましょうかと。あるいはこういう設備があるならちょっと調べてみましょうかと。私はあのおじいさんの説得にいきましょうかという話でしょう。ネットワークをつかうには自分がネットワークに入ることです。ネットワークの中で自分たちが動いていく、「私はネットワークの中で協力していく」という自覚がある人間にならないといけない。難しくいうと公共心のある市民といいます。自分のことだけでなく、地域のことを自分のこととして考えられる市民。そういう市民が集まったら、多様なネットワークができるでしょう。多様なネットワークができればそれが中心になってひとりではできないこと、あるいは何人かのグループではできないこと、あるいは地域だけではできないことをこなしていけることができるようになる。そしてそういう中でネットワークで一緒に動いていけば、自分が自分のことしか考えないのではだめやなという自覚が生まれる。と同時に自分は何ができるか、地域のために何ができるか、あるいはネットワークの中で何ができるかということを通じて自分をもう一度再発見することもできるでしょう。そしてそのネットワークの中で私はこれができる、あの人はこういうことが出来ます。といった形のお互いに助け合い、お互いに補い合うといった人間関係ができるはずでしょう。そして、そういう風に地域のことを自分のこととして考えられる市民がいろんな人間関係、い

ろんなネットワークでものを考え行動していけば、それが結局のところ、左側の市役所とのつきあい方も変えることもできるでしょう。市民主体のまちづくりということなんですけど、市民主体のまちづくりというのは、これはまとめなんですけど、市役所、行政に対する過度の依存というのをやめましょうということだと思っています。市役所に頼るのはやめましょうということだと思っています。市役所がみなさん方のためにやれることというのは非常に限られています。じゃあ、その行政に依存しない市民一人一人がどうしたらいいだろうかと、ひとりでは何もできません。これが二つ目です。できないんだからネットワークをつくらなければいけない。ネットワークをつくるには、自分のことしか考えない人間ばかり集まったって、ネットワークはできません。人のことを自分のこととして考えられる人間、地域のことを自分のこととして考えられる市民になって初めてネットワークができます。三つ目はその結果、ひとりひとりが地域のことを考え、あるいはひとりひとりがみんなのことを考え、という社会ができる。市民主体のまちづくりというのは、そういう市民と市民の関係、そういう市民がいっぱいいる社会にほかならない。そういう市民がいっぱいいる社会になれば何が実現できるのかということをも市民が考えられるでしょう。

自律した市民をつくる仕組みづくり

レジメをつくってレジメの通りにしゃべってないのですが、レジメにかいてあることはしゃべったつもりです。ひとつし残したことがあるとすれば、仕組みの話だけです。どうやってそういう市民をつくっていくか、という問題が残っています。人間なかなかひとりでは成長しません。これはネットワークをつくるのと公共心のある市民をつくるのと同時並行的ですから、一足飛びにはできません。そのために市民ひとりひとりがレベルアップするために、地域自体がレベルアップするために、そういう多様なネットワークをつくりあげることができるためにやっぱりエンパワーメント（註）する仕組みというのが要ります。で、エンパワーメントする仕組みも市役所が用意する話ではありません。市がどこまで社会の仕組みづくりにかかわるのか、自分たちでその仕組みを作り上げて、仕組みを担わなければいけないのか。それも今すぐやることと5年後にできること、10年後にできること人間が、小さい子供が成長するのと同じように自律した個人と多様なネットワークと社会の仕組みづくりというのはお互いに成長して、できあがっていったんでできあがるとものすごい力を発揮する。今現在、進行中というか成長中だと私は思っています。市役所も変わらなきゃと

思っています。しかし市民も変わらなければ。市民と市役所の関係もかわらなければといいますが、市民と市民の関係が変わらなければ。市民が自分たちでどこまで何ができるか、ということを考えなければ、市民主体のまちづくりというのは市民が責任をとるまちづくりです。自分たちで決めるということは自分たちで責任をとるということです。そういう意味で参加から協働とか市民主体のまちづくりというのは厳しいです。なぜかという自分たちで責任をとらなければいけないから。誰にも文句が言えない。市役所、行政に対する参加というのは楽なんです。下手すりゃ、言いつばなしで済みますから。いうことをきかなければ市役所が悪いと。市役所が黙っていると説明責任を果たしていないと、それはあくまでも市役所と市民の関係です。市役所と市民の関係では説明責任というのは当然、大事です。しかし、市民と市民の間の協働、まちづくりというのは、お互いの説明責任です。お互いの協力でしょう。しかし、それに失敗したら誰も責任をとってくれません。動物園のサルというのは3食昼寝付きで非常に楽なんです。何の心配もないし、結構なことなんです。あれは僕はひとつの市民と行政の関係かなと思っています。しかし、動物園のサルだって、自分で木から落ちた時に、動物園の飼育係に対して、「痛いやんか」といって文句は言いません。その程度の責任感というのはあります。しかし、それ以上に野生で、動物園ではなくて、自分たちで群をつくって生きていくサルになろうと思った時に自分たちがどういう形で責任をとらなければいけないのか、それをぜひ、自覚してほしいとか考えていただきたい。住民主体というのはですね、かっこいいですけど、ほんとにやろうと思ったら、ものすごくつらいことです。ものすごく責任を伴うことなんです。そういう責任をもった市民にみなさんがなるだけの、なろうという決意があるかどうか、市民主体のまちづくりが成功するかどうかはそこにかかってくと私は考えています。

おわりに

時間も少しオーバーしてしまいましたから、これで終わりにさせていただきますが、最初にお話しましたように、私自身も内容についてよくわかりません。もっといえば、市役所と市民の関係、市民と市民の関係、ひとりひとりの自律した市民の関係、これをどういうふうに整理していけばいいのか、どんな役割分担があるのか、悩みつつ、むしろこれから部会で環境とか文化とかあるいはごみの問題とかいうところで、そういう個別、具体的問題でしっかりと議論していただければと思いますし、そういう中で私の強調したい市民の責任というのがどこにあるの

か、どうやったら責任を果たせるのか、ということを考えて頂ければと思います。いいたいことをいいやがってと思われるかもしれませんが、いろんな反論があるところなんだろうと思いますが、あとは、休憩時間にでもということで終わります。ご静聴ありがとうございます。



(註)

エンパワメント(empowerment)〔経営問題〕
権限委譲によって潜在力を引き出し、活かすこと。
アメリカの企業経営の潮流を示す概念の一つで「学習する組織」実現のための基本的な考え方、手法である。学習する組織を実現するには、ビジョンを共有化して、そのビジョン実現のために学習しその過程で成員の潜在力をいかに引き出し、活かすかにかかっている。そして、このエンパワメントを組織の中に形成できるかどうかは、組織の構造や文化によるとされている。

エンパワメントの具体的なケースの一つがGE。「バウンダリーレス」(境界をなくすこと)や「ストレッチ」(能力を引き上げること)、「ワーク・アウト」などによって、従業員全員を経営へ巻き込んでいくウエルチ会長の手法は、エンパワメントそのものである。

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会

第2回 市民公開講座 ～七夕ミーティング～

☆ メインテーマ ☆ 岸和田の力ってなんやねん！？

「20万分の1の私たち」

ー市民がつくり上げていくまちの味わいー

平成13年7月に、私たちが活動を始めてから2年が経とうとしています。

私たち「まち・ざい」のメンバーは、岸和田市の財政状況が大変な中で、どんなまちづくりをしていけば良いのか現地調査や議論を重ねてきました。財政が大変な中でも「進めていかなければならないこと」、大変だからこそ「ちょっと立ち止まって考え直したほうが良いと思われること」……………。

これからの「まちづくり」は市民が主役です。一人ひとりの私たち市民の力をもう一度見直し、「市民がつくりあげていくまちの味わい」って何だろう……………って。昨年7月からの話し合いをもとに、多くの市民の皆さんと語り合いたいと思います。たくさんの方のお越しをお待ちしています。

記

と き：平成15年7月5日（土） 午後1時15分開場・午後1時45分開会
ところ：岸和田市立産業会館（岸和田市別所町 3-13-26・岸和田駅歩 15分・下図参照）
（駐車スペースには限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。）



次 第

1 : 4 5 オープニング ミュージック

♪ お城に夕日が ♪ ほか (松本徹男さん)

2 : 0 0 第Ⅰ部 各部会報告

- 教育と文化のまちづくり部会
「地域と教育について・・・公民館のあり方」
(今いちど、公民館について考えてみよう)
- 健康と福祉のまちづくり部会
「子ども達を取り巻く環境、高齢者を取り巻く環境・・・私たちができること」
(子どもと関わる施設やサービス、介護保険事業について)
- 安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会
「城周辺のまちづくりの推進に向けて」
(住み心地よさ、豊かさの実感をめざしたまちづくりについて)
- 環境のまちづくり部会
「ごみの減量化と市の財政・・・いま、私たちに見えてきたこと」
(新ごみ焼却場関連用地について)

3 : 1 5 第Ⅱ部 パネルディスカッション

コーディネーター：龍谷大学 富野暉一郎 教授

1966 年 3 月 京都大学理学部宇宙物理学学科卒業
1968 年 3 月 東京大学大学院理学系研究科修士課程修了
1972 年 4 月 株式会社双立工業所専務取締役就任 (～1977.8)
1977 年 8 月 株式会社ヘリオス取締役社長就任 (～1984.11)
1984 年 11 月 逗子市長就任 (～1992.11)
1994 年 4 月 島根大学法文学部教授就任 (～1999.3)
1999 年 4 月 龍谷大学法学部教授就任、現在にいたる

パネリスト：各部会委員

(5 時閉会予定)

問合先：岸和田市役所企画課内

まちづくり・ざいせい岸和田委員会担当 池阪・寒川・田中 (浩)

TEL : 0724-23-9502

FAX : 0724-23-6749

E-MAIL : machizai@city.kishiwada.osaka.jp

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会

第2回 市民公開講座

～七夕ミーティング～

第II部パネルディスカッション記録

平成15年7月5日開催

☆ メインテーマ ☆

岸和田の力ってなんやねん！？

「20万分の1の私たち」

ー市民がつくり上げていくまちの味わいー

パネリスト：教育と文化のまちづくり部会	今村 信彦	委員
同	中 眞茅子	委員
健康と福祉のまちづくり部会	西出 秋雄	委員
同	石橋 美八枝	委員
安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会	佃 孝三	委員
同	北山 久代	委員
環境のまちづくり部会	今崎 照子	委員
同	奥 清司	委員

コーディネーター：龍谷大学法学部 富野暉一郎 教授

1. 部会委員の思い ～2年間の委員会活動を通じて～

<富野教授>

では、パネルディスカッションを始めさせていただきますと思います。ご紹介いただきました富野でございます。約2時間弱という少し短い時間ですが、進めていきたいと思います。まず、私から、第Ⅰ部のみなさんのお話をお聞きして、ちょっと感想を持ちましたので、それをお話ししてから進めたいと思います。

第Ⅰ部の報告を聞いていて、私は4点ほどこの委員会の特徴を感じました。1点目は、最も特徴的なことなのですが、従来の市民提言の発表とは違って、今日の発表は**調査と分析が非常にきちとなされている**ということです。これは、非常に特色あることだと思います。市民がいろいろな提言をするときに、生活感覚に基づいた発言はよくあります。しかし行政は、基本的にまち全体のことを進める上で、調査をし、分析をし、それを政策として立案し、財政を合わせていくというプロセスをやっているわけです。市民がまちづくりにきちとした参画をし、きちとした役割を果たすためには、たとえ完全には出来なくても、やはり市民の側でも同じような、調査・分析をしたうえで財政を組み合わせるような、そういう方向での議論が必要だというふうに思います。そういう点で、今日の報告は、それがきちと行われているということについて、素晴らしい成果を発揮されているなというふうに思いました。

2点目は、**行政がコントロールしていない**ということが非常にいいと思いました。市民参加といっても、やっぱり行政は心配ですから、どうしてもいろんな方向で誘導したり、こういうことで議論して欲しいとか、あるいはこういう議論は遠慮して欲しいとか言うんですが、今回の報告を聞いていますと、情報の提供は非常にされているようですが、行政のコントロールが、ほとんどと言っていいか、あるいは完全と言っていいか、効いていないという印象を受けました。私は、それは大変いいことだと思います。最終的にはまとめるときに、皆さんが行政との関係をどういうふうに作っていくかについて、改めて議論されると思いますが、当面、中間地点では、大変素晴らしいやり方、特徴であるというふうに思います。

3点目は、この議論自体が私益、つまり私がこうだという議論ではなくて、**公益意識とか共益意識、みんなのための議論、意識として非常に良く出ているところが特徴**だと思います。生活感覚に基づいた市民参加というのは、どうしても

やはり私自身の思いというのが強くなります。しかし、まちづくりの問題というのは、やはり全体が問題になりますから、一人一人の意識をいかに共益、皆の利益ということに転換していくかという道、プロセスが必要なわけです。それについては、だいぶ色んな議論をされたのじゃないかな、という形跡がよく見える議論でしたし、それが非常に共益という議論に高まっているということについて、大変感銘を受けたところであります。

最後は、この議論が**役割分担意識で、はからずも各部会とも統一されている**。あるいは、方向性がでていることについて、なるほどな、というふうに思いました。今の社会状況が、**財政が厳しいということもありますけれども、やはり市民自身がどのような役割を自分たちが果たせるのかという、そういうところが非常に貴重な論点になっている**わけです。この委員会のそれぞれの部会がどのような横の連絡をされたのか存じませんが、各部会ともそういう役割分担、そういう意識が非常に鮮明に出ているということについて大変感銘を受けました。これからの議論で、実はそのあたりがどうしてそういうふうになったのかということをお聞きしたい部分があるんですね。というのは、これから、この課題意識が市民の皆さんに**全体のものとして共有される、あるいはその行政や議員さんと市民の思いが1つのものとして地域全体のものとして形成されて行くプロセスの中で、みなさんの部会がされてきたプロセスというのがすごく大事なものだ**というふうに思っているからであります。

すみません、私が長くお話してはいけませんので、始めたいのですが、この2年間、今、中間の到達点になるわけですが、しかしここに来るまでには皆さんそれぞれ、相当大変だったはずであります。一人ひとりの視野あるいは思いから出発して、ここまでくることについては、今、申し上げたように、調査をするなり、勉強をするなり、色んなことがあったでしょうし、その中で、学びがあったり、発見があったり、あるいはそういう中から新しい繋がりというんでしょうか、人々との繋がりができたり、あるいは地域社会全体が見えてくるという経験をされてきたと思うんです。それをどういうふうに経験されてきたのか、それはそれぞれに違いがあると思いますけれども、やっぱりあったと思いますので、あまり長時間をお話し出来るだけの用意はされていないかも知れませんが、まず一人ひとりの思いから、今、中間地点での報告に至るまでの学びや発見や、あるいは、まち全体がどのように見えてきたかというその部分をまず聞かせていただければと思い

ます。順番は取りあえず、申し訳ないですが、私に近いところから順番に今村さんでしょうか、それぞれ5分程度以内でお話いただければありがたいと思います。どうぞ。

<今村委員>

教育と文化のまちづくり部会の今村です。私自身この部会に入らせていただいて、非常に勉強になりました。いろんなものが見えてきました。実は私は年金をもらうようになってから5年経つのですが、それまでは公民館などの地域活動に関してはほとんど無縁の生活を送ってきたのですが、公民館などに顔を出してみますという方がおられて、特に自主学習グループなんていうような、岸和田の伝統的なその公民館活動は優秀な女性の方がリードされているというふうな状況もわかってきましたし、非常に勉強になりました。

ちょっと言いたいことを言わせていただきますと、今日のテーマは「岸和田の力ってなんやねん」というテーマなのですが、これから地方分権がどんどん進んでくることは間違いないと思います。そうしますと、私は市民よりむしろ行政の方が心配なのです。というのは、行政マンの方は、国が決めた事業を上手にそのとおり実施するということに関しては、非常に上手になされますが、**地方自治体は今後、自分の頭で考えて施策を作り出していかなければならない。**そういうことにはあまり慣れておられない。

例えば三重県だとか長野県だとかは、突出した知事さんがおられる、あるいはそういう方がおられたところは独自のことを色々やっておられますが、そうでないところはどうか。失礼な言い方かもしれませんが、それは岸和田だけじゃないに、どこの地方自治体もそうじゃないかと思うのです。やはりこうなってくると、**市町村レベルの自治体では市民と協働のいろんな事業を考えることが今後益々必要になってくるのではないのか**と思います。そのためにはまず、行政はもっと情報を公開していただかないと市民と対等に議論はできない。それは是非お願いしたいと思います。

それから今日の第Ⅰ部の報告を聞いていまして、やはり協力社会とかいうことが今後の大きい課題だと思いました。私達は今日公民館について発表させていただきましたけれども、これとは別に、部会では、今、学校の問題、学校との連携ということについて考えていますが、現在の学校の状況は非常に難しい状況にある。これは**社会全体が競争社会に走ってしまっ**て、**なんていうか人の心が豊かでなくなってしまう**ということ

が、**子どもたちに反映されているのではない**かと思います。そういうことを考える訳なのですが、こういうふうな公民協働の大切さということがこの2年間の部会を通じて、やっと私たちも少しわかってきたような感じがします。ひょっとすると私たちは丸め込まれたのか知りませんが、最初は、極端に行政批判に走ったりということになりがちだった部会も今になってやっと、行政の方も一生懸命やっておられることがわかってきました。やっぱり公民協働をやるためにはトレーニングが必要だと思います。そのトレーニングのために公民館が今後活躍して欲しいと、それで結びとします。どうもありがとうございました。

<富野教授>

コメントはとりあえず、まずは全くつけませんので、次は中さんお願いいたします。

<中委員>

私は長い間、社会教育の場で学習をしてきました。このまちづくり・ざいせい委員会を作ると言われたときに、本当に長い間学習してきたのだから、公民館、社会教育というのをどんなふうにかえていったらいいのか、やっぱり参加しなくてはいけないなという、すごく真面目なところでこの委員会に入りました。参加して1番困りましたのは財政的にどう考えたらいいのか、という視点を持つことが本当に難しいことでした。さきほど第一部で発表させていただいた中で申し上げた通り、部会の検討事項は、4つのテーマに絞っておりますけども、この4つのテーマに絞ること自体が本当に喧々譁々大変な状況でした。この4つのテーマで教育と文化のまちづくりの問題が全部解決するのか、といったらそうではなくて、たくさん残しながら、今やっと最後の学校と連携をするというところまできております。本当にいろんな人たちが入って、仲間というような意識の中で意見交換をしたり戦わせてきた中から、自分が立っていた場所が本当にちっちゃくって、いろんな人と話しをしたり調査をしたり意見交換することで、少しは私が考える場というのが広がったのではないかなというふうに今、思っています。

教育と文化は生涯学習の観点でということになってきていますけど、私達の部会でもスポーツを考えたり、公民館を考えたり、図書館を考えたり、学校を考えたりといったときに、いかに**連携を取らなければ、今のこの世の中で問題を解決していくことが出来ないのか**ということも本當につくづく思いました。今日それぞれ部会の発

表があったときに、やはりそのそれぞれの部会とも連携を取らなければ、提案したことが実現していかないということをつくづく思いました。ご挨拶をいただいた連合町会の副会長さん—私達も町会長さんの会議に部会活動の説明に行ったことがあるのですが、今度はそういった地元の人たちとももっと理解をしあって連携を取らないといけない。それは行政ともそうだし、市民同士がもっと理解をしあって、連携を取っていくことというのが、まちづくりに繋がって行く一番大事なことなのだなというふうに今、感じております。

<富野教授>

どうもありがとうございました。それでは西出さん、よろしくお願いします。

<西出委員>

よろしくお願いします。私は自分の活動のスタンスは、あくまでも自分の住んでいる地域ということ強く意識している者です。35歳のときに子ども会の役員をお引き受けしてから20年経ちました。その間に、皆さんも多分いろんなところでお感じになっていると思うのですが、地域にはいろんな団体やら、いろんなグループ、そして趣味のグループとたくさんあって、その各々が一生懸命やっておられる。ただ自分の趣味の域から脱しないグループもありますけれども、何かやはり自分の住んでいる地域のお役に立ちたいと思っている。例えば僕の友達なんか釣り好きで、釣りクラブがあって、じゃ3回に1回ぐらいは子どもと一緒にいこうかなとか、本当に地域のことを考えておられる方がいる。色々がんばっておられる団体もある。でも、私は岸和田市の大芝地域というところに住んでいますけれども、大芝地域の地域の力としてそれが結束できているのかというか、地域力として出ているのかと自分に問い直したときに、決してやっぱりそうではないなと思います。

私達はよく、行政の縦割り批判とか色々やるわけですが、その違ったところで、私たちも自分の住んでいるところ、やっていることについて縄張り意識を持ったり、人間関係のギクシャクしたところから、本当にやろうとしていることが出来ないとか、本当にやりたいことにもっとエネルギーを使いたいのに、なんでこんな違うところでエネルギーを使わなあかんなっていう場面は、時折、皆さんもご経験されているのではないのでしょうか。その辺を私はこれからの時代を背負う人たち、これから活躍して

くれる若い人たちのために、少しはこういう委員会を通じて、何て言うんですかね、方向をちゃんと見極めた、ちゃんと理論に基づいた数値に基づいた、しっかりした議論を重ねることによって、いいまちづくりができるのではないかなというふうなことを感じました。

私も自分の活動のエネルギーというのは、自分のすむ小さな地域で些細なことをして喜んでもらったとか、些細なことをして皆でよかったなあとか言えるそのうれしさで、20年来たんです。たぶん皆さんもそうじゃないのかなと思うのです。それが、その力が、その喜びが、岸和田市全体に、やっぱり波及できたらいいなというふうに思っこの委員会に参加しました。本当に2年間、自分なりに有意義で皆さんたくさんの人と出会ってよかったなというのが今の正直な感想です。

<富野教授>

ありがとうございました。それでは石橋さんよろしくお願いします。

<石橋委員>

はい。福祉部会に入りまして驚いたのは、私は福祉に関しては素人だったのですが、その会のメンバーの方は、それぞれの分野で専門的知識が豊富な方々がたくさんおられたことでした。そういう方々から、部会の中で、福祉に関して、まだ細かいところまではわかりませんが、おおよその知識を得られたということが私にとってはすごくいいこと、ありがたかったことです。

例えば役所の方から、介護者はこうですよと言われるよりも、実際に部会の中のメンバーからそういういろんな悩みを抱えているという話を聞いた方がすごくためになりました。私達の部会は、年が70前後の方から私より若い30代くらいの方まで、幅の広い方々がいて、また、私が住んでいる地域の方々がなかったということもよかったと思います。私は岸和田に来てまだ20数年しか経ちませんが、自分の住んでいる天神山っていう地域に関しては、ほぼ知っているのかなっていう思いはありました。でも岸和田は地図で見たら、山から海までが長くて環境のいいとこだなということがよくわかりますが、あちこちに住んでおられる方の声を聞くことによって、自分にとって岸和田っていうまち、市をよく知ることができたという点がすごくよかったと思っています。部会で異年齢の方々、お友達って言ったら皆さんには失礼になるのですが、部会を通じてから今までにない仲間ができたということはたいへんありがたかったなと思います。

その輪の中で知り得たのは、例えば天神山はまだ歴史の浅いまちなのですけれども、昔からあります岸城町とか、だんじりの通っているまちは、それぞれ昔からの経過があってまちづくりをされていることが基盤になっている。ですからそこに合わせたまちづくりをやっぱり考えて行って、岸和田市という大きな目から見るまちづくりと、それから地域別による特色のあるまちづくりを考えていかなければいけないのじゃないかなというのがわかりました。

ただ福祉に関しては色々と皆さんとお話したのですが、やはりこれは欠かせないものであって、どういうまちの特徴であっても福祉はやっぱり大事ではないかなというふうなところに行き当たりました。でも難しいことは私にはわかりませんので、何しろその中で、いろんな方々とお知り合いになれたことと、岸和田のまちを私なりに理解できたということが部会に参加して有意義だったことだと思っていることです。以上です。

<富野教授>

どうもありがとうございました。その次、それじゃ北山さんよろしくお願いします。

<北山委員>

はい。安全・快適な都市の魅力のあるまちづくり部会の北山です。よろしくお願いします。私は地場産業の振興ということが地元の経済の循環に繋がることで、この面で財政難を切り開いて行けたらなという思いで、積極的な提案が何か出来ればということで参加させていただきました。最初の何回かは、そういう張切った思いで参加したのに、参加された皆さんが行政に対する批判、市の職員さんに対する批判を随分お持ちで、そのことを言いに来たのだ、みたいな感じの状況で、本当に何か重箱の隅をつつくようなことが色々出てきて、参加するのがもう嫌になってどうしようかなと思った時期がとりあえずありました。転機は、第Ⅰ部で報告がありましたが、城の周辺のタウンウォッチングをしたことです。岸和田駅からカンカン、城周辺という町並みのタウンウォッチングをさせてもらったときに、本当に岸和田っていいなあと改めて思いました。

私は山手の方に住んでいますので、ほとんど知らなかったのですけれども、きれいなまちづくりで、だんじりに優しいってことはなるほど人にも優しいのか、というふうに思ったりして、感激して、ああこの岸和田をやっぱり愛そうというふうに思いました。

それを転機にして2～3つのグループに分かれて取り組み始めて、私は産地直売所の検討グループの方に入らせていただきました。グループの皆さんといろんな調査、研究をさせていただきました。大変勉強になりましたし、FWなどしながら行くところどころで、本当に皆さん真面目に、**地元の農林水産業に携わっている方、それからそれを何とか興したいという思いの人たちがたくさんいらっしゃったということ、見たり聞いたりしまして感激しました。**まだまだまとめきれいていませんし、これからもっと議論が出てくると思うのですが、まとめ上げていく過程も大変楽しく、非常に勉強させていただいたことをありがたく思っています。

この委員会は来年の春までということですので、積極的な提案が出来るようにがんばりたいというふうに思っております。

<富野教授>

はい、どうもありがとうございました。佃さんよろしくお願いします。

<佃委員>

私は職員で、職員攻撃をしょっちゅうされて、針のむしろに座っておりました。この席でもただ1人の職員です。それで、まあ正直なことを言いますと、このまちづくり・ざいせい委員会に参加しているということは、市民の方よりも職員のほうがものすごく大変じゃないかなと思います。事実、このまちづくり・ざいせい委員会に参加されている職員は、市民委員と比べて非常に数が少ない。それは職員の市民に対する思いと、職員、市民、相互の理解の問題があると思うのですが、そういう中でここ約2年間活動が続いてきました。大変と言えば大変なのですが、その中でも特にとりわけ思いましたのは、**合意形成をするということに非常に時間がかかることです。**それは、人がコミュニケーションをどういうふうにとって行くかということであります。それは民主主義とかいう基本的なことにも関わることなのですが、そういうことをこの2年間非常に考えさせられました。やはり市民の方はいろんな方がおられるわけですから。このまちづくり・ざいせい委員会に参加された方もいろんな思いや、考え方や、思想を持っておられる。そういう人たちが、ある一定合意を持ちながら、合意形成をしながら何かを進めて行くということは大変だなと思います。調査、分析っていうのは一定できるわけなのですが、それをどうまとめて皆の意見にしていくかということは大変だなというふうに今でも思っていますし、

今後もうしばらくそういう思いを抱きながら職員としてがんばらないといけないというふうに思っています。以上です。

<富野教授>

どうもありがとうございました。今崎さんよろしくお願いします。

<今崎委員>

環境部会の今崎です。私はこの委員会の公募があった頃、私たち国民と言ったらいいのでしょうか、税金という形で義務は負わされているが、その使われ方については、蚊帳の外だなあという思いをずっと持ち続けていました。選挙という形で、国会議員や府会議員や市会議員さんを選挙、投票しますが、それも公約を聞いて、これをして欲しいと思う議員さんに入れても、公約どおりのことをしてくださる議員さんというのは少ないのではとも思っています。そういう中で、岸和田市が市民と一緒に考えましょう、財政についても提案してくださいというような形で公募してくださった。大変うれしく思ひまして、応募しました。

ただ環境という分野になりますので、水も空気も土地も山も海もというような形でそれぞれ食べるものにまで関わってくるというような広い範囲ですから、参加されたメンバーの方たちも、「私は里山保全をしたかったんや」とか、「水のことをやりたかったんや」と、意見がバラバラでした。そういう中で、私達自身が市政への提案までさせてもらえるのだから、とにかく財政のことを基本に据えて岸和田ではたまたま新しい焼却場が建つという計画が決まっていたから、そのことを調べてみましょうということになりました。ここに行くまでにやっぱり他の部会と一緒に、少し時間がかかっています。やり始めましたら、何を調べたらいいっていうのはわりとすぐわかりました。それぞれ分担して調査をして今日に至っているわけですが、調べていく中で、派生的に阪南2区の3haの土地購入問題も出てきまして、全国的にも長野はダムも建設しないよとか、北海道なんかは10年ごとの時のアセスメントをかけるのだとか、埋立地や開発地にしても一般企業は白紙撤回で撤退しているよとか、そういう社会状況の中で、岸和田市もやっぱりこの3haは要らないと、私達は言いたいというふうになりました。

他の焼却場、新しく建てられている工場にも何ヶ所か見学に行かせてもらいました。本当にきれいで美しい臭いもしないという工場ばかりでした。新しいところはそれだけ設備を整えています

から、ランニングコストが非常にかかります。そういうものはすべて私達の税金ですから、このランニングコストを下げるために発生抑制であったり、有効なリサイクル4Rの方法があるのならそれも調べてみたいということで、今日の報告になりました。以上です。

<富野教授>

どうもありがとうございました。最後に奥さんよろしくお願いします。

<奥委員>

環境のまちづくり部会の奥です。私は大芝地区まちづくり委員会の環境部会の代表をしていただいて、月に1度、9名の役員さんに集まっていたいて、色々な問題を討議していました。この委員会の呼びかけがありまして、是非やっぱり地元大芝の環境対策を岸和田市全体の中の環境問題と一体化していきたいという思いで参加しました。そういう関係で私は委員会でも色々提案、審議した内容を地元を持って帰って、発表、報告をしてといった情報の交換をやらせていただいています。

今回は、先ほど第I部で報告のあったとおり、環境部会では新焼却場の問題を重点的に訴えようということで、合わせて私の担当した事業系のゴミは報告の後半で、今崎委員に一部報告していただいたのですが、少し追加をさせていただきたいと思います。手元の資料の81ページをちょっと見ていただければと思います。

今、環境問題は、地球の温暖化が1番問題になっている。北極の水が解けて海面の水位が上がるということで世界中大きな問題になっています。これはCO₂が原因で、その排出量を減らすために京都議定書が採択されています。現在大きな社会問題となっているこの地球の温暖化防止は、環境型社会を目指すリサイクル活動と、焼却物の減量化が一体となれば効果が得られるというふうに考えています。私たちの部会では、どのようにすれば、この環境問題について市民、事業者、それから行政が一体となって取り組むことが出来るかということを中心にして取り組んできました。そこで、一応色々調査した中で資料の中に表もつけさせていただいていますけれども、岸和田市ではゴミの減量化に取り組み、古紙の回収については、助成を行っています。各町会で精力的に回収を進めていただいたこともあって、一般家庭ゴミは、平成6年以降増加傾向が止まっています。その内容を表に示しているわけですが、焼却場に持ち込まれるゴミの量を一般家庭ゴミの数値でみ

ますと平成5年では、56,710トンですが、それが平成13年度は56,302トンになっています。この間人口増加があったにも関わらず、一般家庭から排出されるゴミは減っています。更に14年度からは、プラスチックのゴミの分別も全市で実施して、さらにゴミの一部有料化も進められていますので、これ以降も減量化が進んでいると思います。一方、事業系ゴミの減量の取り組みについては、その表の右側にでています。平成5年では30,800トンの排出量が、平成13年では40,106トンと、この間に30%も増加しているという実態であります。構成比も、40%を超えて更に増加しようということで、このゴミの減量にいかに取り組むかということがわれわれのグループで1番問題となっています。

第I部の報告の後半で今崎委員から発表していただいたとおりでして、今後また後ほど時間があれば報告させていただきますが、今後も継続的に取り組んで、事業系ゴミの減量を積極的に進めて行きたいというふうに思っています。以上です。

2. ひろげよう！

20万分の1の思いを全てのひとに

<富野教授>

はい、どうもありがとうございました。それぞれの方々から、この2年間、市民として、一緒にいろいろな議論を進めていく中で得られたもの、学んだもの、あるいは、気が付いたこと、いろいろお話ししていただきました。これは、今こちらに8人だけ出ていただいていますけれども、参加された一人ひとりの方々のご経験されたことであろうかと思います。私は、今のお話を聞いて、いくつかやっぱり、なるほどなというふうに思うところがありました。

ひとつは、よく、市民のみなさんが、行政の縦割りってことをおっしゃる訳ですよ。行政は縦割りだから効率が悪い、行政は縦割りだから全体が見えていない。だから、非常にまちづくりの中で障害になっている。こういうことをお話されますね。ところが、今のお話で、たぶんみなさんもお気づきになったと思いますけれども、**実は市民も縦割りなんじゃないかってことなのですよ**。つまり、みんな横の人たちを見ていない。たとえば、行政と住民の関係については、自分は行政については、こう思っている、こういう不満を持っている、こういう要望を持っている、とこういうことを非常に明確に持っていらっしゃる方が多いのですが、じゃあ、**私たちは隣の人たちと、あるいはご近所の方とどういうふうに繋がって**

いったら何ができるかってほとんど考えてなかったわけですよ。そういう意味では、行政が縦割りってことだけじゃなくて、地域の中でも、住民のみなさんが、ある意味縦割りになって、上ばかり見ていたっていう、そういうことについて、みなさん、非常によくお気づきになって、やっぱりどういうふうに繋がっていくかって、繋がることは、なかなか大変なことで、みんなで議論していくこともなかなか大変なことで、でもやっぱりそれをやってみたら、すごくいろんなことが見えてきてっていうところがあったのだと思います。市民参加の非常に大事なところを突いていらっしゃるなと思いました。

私も市長を8年間務めさせていただいたのですが、その中で、行政として市民参加を進める上で一番困ったのは、実は住民のみなさんが情報をもってらっしゃらないというだけではなくて、実は、一人ひとりが孤立してしまっているということなのですよ。やっぱり、**地域社会**というのは、一人ひとりが孤立しては生きられないし、良いこともできない。行政も、一人ひとりがバラバラになっているところで、いろんなことをやるとしても、非常に困ってしまうところがある訳でありまして、そういう意味では、個性を殺すという意味ではなくて、お互いに風通しのいい地域社会を作っていくうえで、今回のこのまちづくり・ざいせい委員会は、非常に大きな役割を果たしたのじゃないかなっていうことを感じたところです。

それからもうひとつは、典型的な言い方ですと、知らないことについては、みんな気持ちよく批判ができちゃう。知ってみると、それぞれみんながんばっているのだと思う。これは行政だけではなく、業者の人にしろ、まちの商店の方々にしろ、あるいは、農業の方にしろ、それぞれ、**地域でやっぱりなんとかしたい**と思ってすごくがんばっているのだなということが見えてくると、単に批判するだけでは終わらなくて、どうしたら、そうした人たちと協力できるのだろうか、あるいは、お互いなんかできることがあるのじゃないかなということを思い始める訳です。そういう意味では、調査をして、分析をしたということについて、私は非常に重要なことだと申し上げたのですが、調査をするなかで、アンケートであったりとか、ヒアリングであったりとか、あるいは直接訪問して意見を聞くとか、そういうことで繋がってくるのですよね。そこで、他人ではなくなってくるっていう、そのところが、非常に大きな役割があったように思います。そういう意味では、知っている

人をたくさん作っていく、あるいは、**他人じゃない人をたくさん作っていく**ということが、**多分これからの岸和田でも、まちづくりの課題**になってくるのじゃないのかなという感じもしております。

それから、もうひとつは、みんなまちが好きだと思っているってことについては、みなさんもそうですし、おそらく市民の一人ひとりの方もそうなのですよ。そのときに、それがなぜうまく生かされないのだろうか、つまり、気持ちはみんな持っているのに、なぜうまく生かされないのだろうかということについては、ひとつは、他人同士であるから、横を向かないということがありますが、それでも、もうひとつは、やっぱり、一人ひとりの力が資源として捉えられていない、先ほどの話でも、やっぱり、一人ひとりはずごく能力を持っている、非常に力を持っている、話をしてみても、すごくそれがよく分かったという話がありました。そういう意味では、行政ってすごくまちづくりの中で、大きな力に見えるのですけれども、実は、一人ひとりが持っている力がうまく生かされていないために、地域の力がうまく発揮できない、すると、行政の方は、お金を持っていますし、24時間体制で動いていますから、なんか行政がやると、すごく動くように見えるのですけれども、実は、**地域の中での、一人ひとりが資源である、その資源が結びついてきて、お互いに何ができるのか**ということが見えてくると、**非常に大きな力が、地域の中にある**ということが見えてくると思うのです。

今回のシンポジウムのテーマは、「岸和田の力ってなんやねん」ってことですが、そういう意味では、そういう地域の力を発見していくっていう、ひとつのプロセスとしてこういう市民参加の、あるいは、市民がみずから企画し、みずからいろんなことを作っていく、特に財政の問題っていうのは、非常に厳しい問題でありますから、そういうことについて、いろんな意見を実現させていくということは、非常に大きな意味があったなと、そういうふうにお話聞いてみて、なるほどなというふうに実は思った訳であります。もちろん、それには大変な苦勞があったと思いますし、やっぱり時間がかかった訳です。

さて、そういうようなこの委員会が中間報告までできた訳ですが、来年最終的に取りまとめしていくことになるのですけれども、やっぱり、みなさん、多分気になっているだろうと思うことがひとつあるわけですね。それは、果たして自分たちのやっていることは、全市民に対してどういう意味を持っているのだろうか、あるいは、行政や議員

さんに対してどういう意味を持っているのだろうかっていうことじゃないかなと思う訳です。やっぱり、一生懸命勉強して、一生懸命議論してってことは、普通の市民の人たちはやっていません。だから、多分みなさんがこの提言をポンと出して、地域でやってごらんとか、これやってみましょうよと言っても、そう簡単には地域は動かないですよ。それから、例えば、今日、ここに議員さんも来てらっしゃると思いますけれども、やっぱり、ここに集まっている方々は、あるいは、みなさんも含めてですけれども、20万市民のごく一部です。つまり、行政や議員さんの立場から見ると、一部の市民がやっていることじゃないか、というふうに、ある意味では言われる部分もある訳です。でも、まちづくりというのは、市民全部の利害に関わることで、市民全部がその影響を受けることでありますから、そういう意味では、今ここで出ているような、課題意識や問題意識、そしてここで確認できた市民の持っている力とか、繋がっていくためのいろんなやり方をどうしたら市全体、あるいは市民一人ひとりに広げていくことができるのだろうかということ、それと同時に行政や議員さんとどういうふうにそれを繋げていくことができるのだろうかということがあると思います。日本はやはり、代議制民主主義、間接民主主義っていう部分がありますから、まちの方向、特に財政、お金のことを決めるときには、市民の提言だけでは、やっぱり動かない訳ですよ。ですから、そういう点でも、要するに住民の代表である議員さんや市長さん、あるいはそれを補佐している行政の方々とどうやって繋がっていくかという、これは非常に大きな問題がある訳です。

でも、「そこまで全部考えなきゃ難しい、ちょっと勘弁してよ」と思うかもしれませんが、今まで結局、住民参加といわれているが、なかなかそれが進まなかったというのは、実は本当に地域の活動や、人々全体の意識に繋がっていかないという、そのところが行き詰まってしまうということがあった訳です。そういう意味で、これから一年たらず、そういう中で取りまとめを進めていくと同時に、一般市民あるいは市全体の中でどのようにそれを広げていったらいいのか、あるいは、どのようなプロセスをしていったら、市民全体が共有できるような、あるいは、市全体の、20万市民の力として実現できるようになっていくのか、そのあたりについてお考えがあれば聞かせていただきたいと思うのです。それぞれ、みなさんいろんな苦勞されてきた訳ですから、その辺りについて、悩みつつも、それぞれお考えがあるのじゃないかなと思うのですけれども。とりわ

け、行政に対して批判するとか、要求するだけではもうすまないという風に皆さんも感じられているところですから、その辺りについて、それぞれ、多分いろんな違う意見があると思いますけれども、聞かせていただければと思います。手を上げた方から、先にアイデアある方から、その後はそれに続けてお願いします。じゃあ、今村さんどうぞ。

<今村委員>

市民も縦割りじゃないかというお話で、去年のこの七夕ミーティングは、確かに縦割りだったのですね。各部会が分科会に分かれて、そして、来てくださる市民のみなさんを取り合いして分科会を開いたのですがよくなかった。その反省から「今年はもう全部会一斉に、それぞれのお話を聞こうや」ということになりました。確かに聞いてみて、私たちも非常にいろいろ「目からうろこ」の内容もたくさんありましたし、非常に良かったと思います。

それから、私もひとつ実験的な試みをしているのですが、どうということやっているかと言いますと、インターネットで、岸和田シニアネットという、インターネットのメールを使うメーリングリストという仕組みを使って、電子メールを使って井戸端会議をやっています。最初、シニアネットというから、年寄りの連絡に使うつもりでスタートさせたのですが、そういうEメールに興味を持っておられる方がたくさんおられまして、若い方も、女性の方もたくさん入っていただきました。それが非常に情報を苦労せずにお互いに交換できるというメリットを発揮できていると思います。実は今日のプレゼンテーションに使いました、パワーポイントのスライドも、昨夜遅くにホームページの形にして、非公開の格好でここにあるよ、とみなさんにお知らせしたら、あちこちから、見たよという反応がありました。瞬時に情報が伝わる、しかもそれは、ほとんどコストがかからない。そういう仕組みをもっとうまく使って、できれば、行政も一緒に巻き込んで、そういうものをやっていったらいいと思うのですが、これも一気に、パッと明日からできるというものではなしに、やはり、それなりのトレーニングが必要だと思うのですね。迂闊にやるととんでもないネットワークになって、いろいろと問題のあるネットワークになってしまう可能性がありますので、そういうことも、研究テーマとして今後取り組んでいったらよいのではないかと思います。

<富野教授>

はい、どうもありがとうございました。情報と

いうことですよね。特にそれをインターネットを通じて、もっともっと広げていくということだと思います。他にいかがでしょうか。はい、佃さん。

<佃委員>

先ほどの報告の中でも、私たちの部会の考え方を報告したのですが、まちづくり・ざいせい委員会ができた当初から、私たちが提言した内容というのは、どんな効果を持つのか、その行く末はどうなのか、それから、私たちは、どのような権限や身分を持った委員であり、団体であるかということは、当初から私の疑問でした。

提言をどういうふうに最終的に位置付けていくのか。特に先生もおっしゃったように、私たちは、応募された方は97人でありまして、所詮97人の意見でしかないし、その97人は、部会ごとに分かれていますので、私の部会だけでしたらもっと人数が少ない訳です。そこのまとまった提言でしかない訳ですね。それを岸和田市民の20万の方に、政策なりとして、すぐ実行できるようなものなのかということについては、ものすごく疑問を持っていました。それで、今日の報告の中でも、**もう一度、市民の方に議論をしていただこうと。地区市民協議会とか自治会などで、私たちの提案をもう一度議論していただいて、先ほども言いましたように、このような内容はどうしようもないし、使えない、あるいは、こういうふうに変えたらどうだ、こういうふうにつけ加えて生かしたらどうだ、という議論をしていただくのが一番いいのじゃないかというふうに思っています。**

しかし、まだ、そのプロセスと最終アウトプットをどのようにするかということは、はっきりしていませんし、この4部会のまとまったテーマとは何なのかということも、はっきりしていません。だから、個々バラバラに部会の提案をするのかということで、その中で出てきたのが、**豊かさ**というようなこととか、**地域の豊かさ**というようなことをどのようにするのか、**そういう共通項目をどういうふうに作っていくのか**というのも、今後のテーマじゃないかと思っています。以上です。

<富野教授>

はい、どうもありがとうございました。地区市民協議会なんかとの連携ということが提案されていますけれども、私は、岸和田が地区市民協議会をお作りになったのは非常に先駆的なやり方をされていると思います。まちづくり・ざいせい委員会のような全体の課題意識を持った方々が集まった会と、地域において地域活動を展開されている

ひとつの母体である地区市民協議会が繋がっていくと非常に大きな力になっていくと思うのですね。そういう意味では、それを具体的にどう展開するかはいろんなやり方がもちろん地域の中であると思いますけれども、非常に重要な提案なんじゃないかと思っております。ありがとうございました。どうぞ、今崎さんですね。

＜今崎委員＞

私たちの部会は20人程のメンバーなのですが、先ほども言いましたけれども、まず、何に取り組むのか、この場面でだいぶ時間がかかりました。焼却場に関する事、ごみ問題に関する事をしようと決めた後も、ずっとこのごみ問題に10何年間取り組んでこられた方もおりますし、新焼却場の建設について関わってこられた方もおりますし、私なんかは「新しい工場建つねんな」くらいしか知らなくて、ごみ問題も全く関わってないという状況でした。そういうメンバー同士の格差というのが大変ありました。こういう状況で、共通認識を持とうというところから始めたのですが、やっぱりここでだいぶ時間がかかりました。

最初のころは、私たちの部会で3年程かけて出した最終提案が、行政にとってどれだけの発言権をもつのか、これまでも、色々な審議会とかがあったと思いますが、そういうところで何を提言しても何も変わらなかったじゃないか、今回3年もかけてみんなでいろいろしたことが、どないなるんだ、何を保証してくれるんだ、というような意見もありました。ただ、みんなで何度も調べてきて、共通認識にして、また、そこからスタートして、ということをやっていく中で、自分たち自身が作り上げていくんだという認識に少しずつ変わってきました。現時点では、20人程のメンバーの中で、ここへ向かっていくんだとか、こういうまちにしたいという思いが、だんだん共通認識として、一致してきていると思っています。

委員会の部会20人でできても、地域という単位になるとちょっとしんどいかな、岸和田市全体になると大丈夫かなという心配は、ものすごくあるのですが、ただ、この自分たちでいろいろ考えて、みんなの共通認識にして、そこからまた出発して、また共通認識にしてということをしていけば、少しずつでも、岸和田市全体で、みんなで、こんなまちにしようよということが言えるのではないかという希望が見えてきたところじゃないかなというように思っています。

＜富野教授＞

ありがとうございました。こういう、だいたい

市民参加のいろんな委員会とか協議会とか作りますと、だいたいそこで、住民のみなさんが言われるのは、これをちゃんと行政は受け止めてくれるのか、こういうことですが、今のご意見では少し違いました。行政が受け止めることは、それ自体大事だけれども、しかし、まちづくりは自分たちでしていくとしたら、地域の中で、あるいは、まちの中でどういうふうに、みんながいろんなことを考えて、こういう問題について関わってくることができるか、それによってできてくるものを、どうして、どういう形で行政に受け止めてもらうか、とこういう形だと思うんですね。ですから、参加した人たちだけの意見で行政が動くべきだと、こういうところから少し広がりがあるご意見だと聞き取らせていただきました。どうもありがとうございました。いかがですか。西出さんですね。

＜西出委員＞

私たちの活動を市民のみなさんと言うか、地域のみなさんに、いかに伝わるか、いかに伝えていこうかということなのですが、まず良い方法はないと違うかと思っているんです。それは、うちの校区で今、私も奥さんも大芝まちづくり委員会という委員会に所属して、いろんなボランティア活動をしています。その中で地域にある危険な交差点に信号を設置してほしいという話がありました。その時、私は代表者で平成8年のことでした。奥さんもその時は、単町の町会長をされていました。その時に、大阪府や岸和田警察や、いろんなところに、今は市議員をされている鳥居氏も一緒に活動して、そして、今年やっと実現されたのです。運動をはじめてから7年かかりました。7年目にやっと完成したのですよ。他にも春木中学校やら大芝小学校に通う子供たちの通学路の安全確保とか、高齢者のために車椅子が通れるように、歩道を拡張しようとか、ほかのそういうことも全部5年以上かかっています。でも、やれたのですよ。で、その喜びが、先ほども言ったように、20年間みんなでワイワイ言いながら、やってきたという喜びに繋がる。それを見ていてくれていた1人でも2人でも一緒にやろうよって言って寄ってくる人たちが増えた。

もうひとつ言いますと、平成9年にまちづくり委員会をたちあげて、その時に、福祉のボランティアの部会で18名のボランティアが集まりました。でも今は、何の商業もなく、僕も手法が下手なのか、なかなかボランティアが増えなかったのですけれども、今42人になって、しかも、そのパワーたるや、やりたいから、やっているという本当のボランティアの気持ちで集まっていた

だいています。ボランティア活動に、今日、あの
人來なかったらどうしようかな、とかといった心
配は一切したことないです。私は、そういう活
動は誠実に、真面目に、やっぱり粘り強く、楽
しくってというのが一番基本にあるのじゃないか
なと思います。今42名のほとんどの方は、みんな
口コミで集まった方です。町内は連合町内会を通
じてパンフレットも回しますけれども、パンフ
レットでは一人もひっかかりませんでした。印刷
費もったいないと言って笑ったぐらいです。そ
ういう口コミのような活動がやっぱり一番いいん
かなって感じがします。

<富野教授>

そうですね、やっぱり、確かに時間っていうこ
とが、すごく大きな要素として、まちづくりの中
ではありますよね。奥さんも先ほどのお話で、地
区と常に情報交換をしながらっていうことをおっ
しゃっていましたが、そのあたり、こうい
うところでいろんな議論をしたり、みんなでこう
考えたりすることが地域にずっと入っていくもの
でしょうか、あるいは、何かいろんな工夫がない
と難しいものなののでしょうか。

<奥委員>

私たちは環境問題については、全く素人ですの
で、私自身、電気の方の専門家のつもりなのです
けれども、環境は全く素人です。でも、環境とい
うのは、我々の生活に最大限関わる問題ですから、
なんとか、住みやすいまちづくりというのが原点
で活動をしています。

その中で、地元でいろいろ活動しながら、岸和
田市でこの委員会の募集をされたので、これは、
市全体の取り組みとして協調をもっていきたいと
いう思いでやりました。部会活動で、例えば、新
聞の回収率も町別に調査して、その結果を表にま
とめまして、同じ校区内の町、例えば大きな町で
すと、年間100万円の助成金を市から頂いている
こともわかった。小さい町でも20万円。これが、
町会の、特に子供会の活動資金に有効に使われて
いるということを、町の総会でも訴えて、そうい
う活動の進展をはかるための参考資料にいろいろ
使わせていただいています。

<富野教授>

やっぱり、地域の活動とうまく繋がってく
ると非常に大きな力になってくる訳ですね。それ
と、行政の力もやっぱりありますから、うまく繋
がってくると非常に良い訳ですけれどもね。

<奥委員>

そうですね、そういう意味では、私、地域でも
同じ立場でさせてもらっているの、有効に機能
しているようには思っています。ただ、この委員
会の方は、むしろ、もっと大きな問題を取り上げ
ていますので、繋がらない部分もあるのですけれ
ど。

<富野教授>

はい、ありがとうございました。えっと、はい
どうぞ、中さん。

<中委員>

今日は私、公民館のことをお話させていただき
ましたけれども、みなさんが、公民館をどんなふ
うに思ってるのかな、説明をさせていた
だいたことが、どんなふうに伝わるのかなという
ことが、一番心配でした。私たちが提案したこと
が伝わるっていうことは、一緒に考えてもらえる
という一番のスタートになるのだなと考えました
から、今日は、できるだけ、わかりやすく説明し
ようと努めました。

教育と文化の部会の中でも、図書館のことも、
公民館のことを議論しているときに、それぞれの
行政の担当職員さんも、自分の仕事として、仕事
を持っておられて、その中でやっぱり、不安で
あったり、疑問であったり、困ったことというの
を持っておられて、部会にも傍聴として来られて
おります。私たちも、それから、職員もできれば
共に良い方向のまちづくりであったり、職場で
あったりという思いは、あるはずですよね。そう
した時に、それこそお互いに一緒になって考えて
いきましょうという思いがあります。それが協働
ということですが、委員会の中なかでも、そ
んな形で、ヒアリングをしたり、話し合いの仲間
に入って考えていくということが、すごい大事だ
なあとというふうに思いました。

それから、先ほどもちょっと言いましたけれど
も、私たちの部会の中なかには、地域の教育とい
うことがテーマとしてあります。そこでは、市民協
議会や連合町会と町会委託の学校開放であるとか
という問題がたくさんでてきます。先程ご挨拶の
なかでも、いわば、あんたたちはがんばっている
かということじゃなくて、自分のまちの学校の問
題であるとか、地域の問題だ、そしたら、中に入
って一緒に考えてみましょうかという、そう
いうことの手の組み方というのは、本当に必要
だな、そうでないと、前に進まないなと思いま
す。ですから、傍観でなくて、一緒に考えてい
く仲間を増やしていかないといけないと思うし、

私たちのまちだなというふうに、みなさんに今日は参加してくださった方に思っていたきたいというふうに思います。

<富野教授>

ありがとうございました。そういう意味では、ここで取り上げられたテーマというのは、さすがみなさんが自分たちで選択して、選んでいったということですから、非常に身近なところであったり、関心を持たざるを得ないところということですね。テーマの選定は非常にそういう点で良かったですよね。そういう感じがします。

このシンポジウムって、コーディネーターが楽で、みなさんがどんどん発言していただけるので助かるのですが、石橋さんと北山さん最後になって申し訳ありません、ちょっと順番にいただけますか、ご意見を。

<石橋委員>

この委員会の提言がどのような形でまちづくりに反映されるかということによろしいんですか？

<富野教授>

はい、あるいは市民のみなさんに向けて。

<石橋委員>

はい。私は、自分がやっていることを、地域のなかで、PRすることがすごく気恥ずかしいのです。というのは、「私はこんなことをやってます、私はこんなところで活躍してますよ」というのは、「あんたそんなところで活躍せんでも、もっと地域で活躍せえよ」って言われそうだというのが、どこか頭の隅にありますので。例えば、「この部会に来て、福祉に関して、こんなこと知って、こんなこと知って、こんなんよ」と言うのは、本当に言いにくいのです。今日は、パネラーとして出ていますから、みなさんのご意見として発表するっていうのは、すごくやり易いのですが、自分がやっていることを言うというのが、すごく気恥ずかしいところがあるのです。

でも、今回こういう形にさせていただいたときに、じゃあ先生がおっしゃったように、あなた一人の知識で終わって、じゃあどういうふうにみなさんに普及して、みんなに分かってもらうのかというのが、多分問いかけとして出てくるのではないかなって考えてきました。というのは、夫にも、「今まで2年間やってきて、何も地域にPRされてない、何やってんだ」と常に後ろから叩かれながらこの会合に出てきていました。それで、私は、この委員会でやってきたことを、やはり一部分で

もいいから、地域の方と行政の方とそれから、各種団体の方々に、やっぱり分かってもらわなければ、市民の集まりで、自分たちの力をPRできないのではないかなって、私は思っています。

ただ、私はこういう気恥ずかしい性格なので、考えて来たのです。私は、地域活動とかサークル活動とかやっていますから、その中でPRするときは、「私がやってるんよ」ということではなくて、「ちょっと聞いて、今こんなふうにして、まちづくりやっているんよ。その中では、こんな問題と、こんな問題とあるから、興味ない？」というような、他人事のように、PRさせてもらおうかなと思っています。その方がPRしやすい。さっき、西出さんもおっしゃっていたように、市の広報に出そうが、それから、コミュニティー紙に出そうが、目に留まるって言うのは、それに興味をもっておられる方が、「ああ、こんなんやっているんやな、それじゃ聞きに行こうかな」と思ってくれるのですが、そうじゃない方は、フンって一読のもとに、そういうものは、目に届きません。やっぱり、口コミというのが一番、地道に一步步ずつ、やっぱり伝わっていく手段だと私は思っていますから、そういうところで、「今こんなんよ、今こんなんよ」と地域の中で一人にいったら、その人が次の人にいってというふうに、ねずみ算式に増えていくのを待たなければいけないのかなと思っています。

そういうことで、ちいさな針の穴が、ちょっと水道管の穴になりというような形で増えていくPRしかないかなと思います。だから、今日参加していただいた方は、ここにパネラーとして提案したことに対して、賛同もあり、批判もありと様々だと思うのですが、実際にこういう、まちづくり・ざいせい委員会っていうチームを組んで、この中で、岸和田をどうすると、一応素人なりに真剣に考えているところがあるってことは、今日参加した人がお友達一人、二人と言っていたら、行政も変わってくるのではないかなと、それが大きな力ではないかなと私は思っています。以上です。

<富野教授>

いや、これは、なかなかおもしろいお話ですね。実は、私もちょっと思い出したことがありまして、私が市長になったプロセスっていうのは、逗子で市民運動が起きたのです。米軍家族住宅問題ということですね。それについては、まったく今まで家事とか、自分の生活しかやってなかった女性たちが運動の主体になったわけです。そのとき、要するに、人の家に話しに行かなくてはいけない、

それから、カンパを貰わなければいけない、こういうことがありますよね。最初みなさん嫌がったのですよ。でも、そのうちに、ああこれは、自分のためにやっているのじゃないのだと思ったのですね。ほら、よくお宮さんのお祭りの寄付なんて貰いに行くとき、自分のことじゃないから言えるってことがありますね、お金出してくださいって。あれと同じようにですね、やっぱり**自分のためっていうよりは、みんながすごく助かることだし、みんながすごくいいことなのだから、自分のことじゃなくて、みんなのことなのだって**思ってしまうと、ほんとに寄付とかカンパって貰いやすくなるのよって、言われたことがあったのですね。

今のお話を聞いていて、ほんとにそれを思い出しました。やっぱり市民運動ってそうですよね、自分のためだけじゃないから動けるってところがすごくありますから、納得ですね。すみません、最後に北山さん、よろしくお願いします。

<北山委員>

はい。私も先程、佃さんがおっしゃったように、岸和田市は、まちづくりの基礎組織である市民協議会がしっかりと根付いておりますので、市民協議会のほうに、私たちの提案を出させていただいて、たたいていただく機会があればいいなというふうに思っております。

それと、この提案を私たちが作り上げるまでにいろんな団体とか、まあ団体さんが中心だったのですけれども、組織の方に、いろいろお話を伺ったり、調査させてもらったりして、ご意見を聞いているのです。そんなことがありますので、私たちが、ご意見聞いた結果、こういうふうな提案をしたいのですが、といいように、もう一度返して、協議していただきたいなというふうに思っています。その他、Eメールとか、広報とか、いろんな宣伝の仕方はあろうとは思いますが、まあそのようなことです。



3. まちづくりと財政問題 ～みんなのこと、自分のこと～

<富野教授>

ここまで、本当にこう生き生きとしたお話が聞けて、本当に楽しかったです。5時までという予定になっていますが、もう1つぐらいお話を聞いてみたいので、もしよろしければ、少し延ばさせていただいて、せっかく楽しいお話になっていきますので、もう1問ぐらい皆さんとお話してみたいと思います。

実はこの委員会、大変難しい委員会だったと思うのです。それは、今言ったように、市民同士でいろんなことを作っていく難しさと同時に、「ざいせい」ということがありまして、今「ざいせい」と言ったところは、三位一体の改革とか言って、国と自治体との関係も、どんどん国が実際厳しいことを言ってくると、これからどうなるのだと、皆さんもたぶん非常に心配されていると思うのです。私の予想ではたぶん、自治体の財政のこれから2割ぐらいは、国から入ってくるお金が減ってくるだろうと思うのです。これは相当減るわけです。そういう背景があって、岸和田市もどうしようかと、非常に皆さんも本当に心配している。でもこれは、本当はチャンスなのです。**行政は国が全部やってくれば、市民は何も考えなくていいのです。おまかせでですね、楽なのです。その代わりに自分達の力がついてこない。**本当にまちが好きだ、自分達がまちの主人公だ、と思っても実際は、行政に任せてしまって、心配や批判はするけれども、自分達が本当にまちづくりをした実感を持たないという、こういう状態だったと思うのです。

ところが、逆に財政が厳しくなっていくと、本当に役所がやらなければいけないことは何なのだろうかと考えないといけません。財政がきつくなれば、本当にやらなければいけないことを、きちっとやっていかなければいけません。きちんと優先順位をつけてそれをやる。行政のサービスが社会サービスの全部じゃないはず。社会サービスというのは、全体が、行政のサービスはやれるけれども、行政がやりきれなかったものは、社会全体が支えていくような仕組みを作っていかなければならないわけです。それが実は、財政の問題の1つであるわけです。

単に財政改革というのは、行政のお金を減らして、税金を減らせという話ではなく、そもそも今まであった財政が弱くなってしまって、できなくなるのです。それを単に皆さんに負担を転嫁するとか、サービスを無くしてしまうのではなく、

行政と住民がどのように協力関係をしていったら、このサービスは行政が担うべきものだ、自らが担えるものはこれだと、こういう形で役割分担をしながら、協力できるのかというようなことになる。そういう観点から考えようということです。

皆さんも財政といった時には、まず「私達の税金だ」というのがまずありますね。私達が払った税金がどうなるのだ、という意味で見ていた財政と今、皆さんがいろんな活動の中で、調べてみて、まちの中いろんなやらなきゃいけないことがある。あるいは、やろうと思ってみても全部ができないから、要するに順位をつけなければいけない。あるいは、優先順位をつけていくと、どうしてもやっぱり社会サービスの中で、これは行政だけでは無理だな、というところも出てくる。いろんなことがわかってきたと思います。

そこで、行政が持っている財政のイメージを今、どういうふうに思ってるか。やっぱり我々の税金だからとにかく、全部責任持ってやれというのか、あるいは先ほど皆さんもおっしゃったように、一部地域にお金をポツと渡してしまって、地域の中で自分達が見えるお金を作ってもいいのか、いろんな考え方があると思うのです。これは将来、今すぐ制度を変えるわけではないけれども、そのようなことを含めて、財政っていう皆さんが納めた税金を、どうやって使っていくかということについて、少し何かアイデアとか、意見がありましたら、これは皆さんで出してもいいのですけれども、ちょっと出していただくかと思っています。どうぞ。

<奥委員>

実は、ちょうど1週間前の日曜日に、経済財政大臣の竹中さんが大阪に見えられて、講演会がありまして、参加してきました。マスコミで盛んにPRされている経済財政諮問会議の、いわゆる骨太の方針の説明を聞いてきたわけですが、一般に行政改革は何年も前から、盛んに訴えられてきたわけです。しかし、景気回復のためムダな公共事業にお金をつぎ込むなど、この改革をずっと先送りにしてきて、例えば株の値段で言えば、13年前の39,000円が今年の4月28日には7,600円という5分の1以下にまで落ち込むという、惨憺たる日本の経済情勢になっているわけです。

今回の骨太の方針の中で、先ほど富野さんが言われたように、三位一体が大きく取り上げられています。三位一体というのは、皆さんもご存知かと思うのですが、1つは国の補助金を減らすということ。2つ目は、国の交付金を減らす。その代わりに税金を地方に移譲ということですね。

これは今まで個別に対応していたのでは、どうにもならないということで、今回諮問会議で三位一体ということで、強烈に取り組んでいこうということですが、現実にはマスコミを見ていると、いろんな反対勢力があって、骨太が骨なしだという意見も出ているようです。

それで、岸和田市の問題になりますと、大きな設備を作るほど、補助率が上がるということで、この新焼却設備についても、焼却だけではなく、灰溶融炉などもつけていることによって、補助率が高まるということになっています。つまり、三位一体が進めば、市の財政で自ら計画して予算の中で、今回の新焼却炉についても検討していれば、現実には531tの焼却炉を作るのに400億円もかけるということになったかどうか。しかし現実には計画がもう進んでいます。私たちは、せめて焼却場以外の土地の購入はもう止めてもらうという提案をしたわけです。そういうことが自主的に決められれば、半分ぐらいの予算で、焼却炉ができるのではないかと、こんなふうに思います。

私達のまちづくり・ざいせい委員会は、すでに言われている地方分権を進めるという意味からみても、身丈にあった投資とか対策を進める、それを提案するというところを行っているわけで、先を見た先進的な取り組みではないかと、その日の講演を聴きながらそういうふうに思いました。

<富野教授>

そうですね。今まで住民サイドは、これをやれ、あれをやれという方で来たのですけれども、最近では、これはそろそろいいんじゃないかっていうのが、ずいぶん出てきました。そういう意味では財政について全般的な見直しを、住民もずいぶん持ち始めたなという感じがします。どうぞ。

<今村委員>

つい先頃テレビの番組で、確かNHKのクローズアップ現代だったと思うのですが、最近地方税を払わない人が増えてきているという話を聞きました。もちろん生活が苦しくて払えない人も増えているのですが、払えるのに払わない人も増えている。私は、行政のやり方に不満を持っているから、払わないだろうというふうに分析していましたが、やはり、税金を使って何かやる場合、十分に市民に納得いくように説明することが、非常に大事だと思います。

例えば熱病の問題もありましたが、岸和田でも浪切ホールの問題もありましたし、これから図書館の建替え問題もクローズアップされてくると思いますが、これについても建てる前にまず、岸和

田市がこういう図書館を建てようとしているのだという、市民の共感を呼ぶような理念を作り上げていかないと、それこそもう税金を払ってもらえない状態になるのではないかと思います。

<富野教授>

どうもありがとうございます。それではどうぞ。

<西出委員>

三位一体、竹中大臣の話から、聞いて欲しい話があるのです。私は奥さんと同じ大芝校区なのですが、私たちも地域で、年に4、5回、地域の一番のメイン通りとか、子ども達が通学する道に面したところの植木の手入れ、下草刈り、空き缶拾いなどを、冒頭、挨拶をされた雪本さんを先頭にやっているのです。でも年に2回のシーズンが来れば、業者がやはり同じことを、私達がやった後と同じことをして、たぶん税金がかかっていると思うのです。「おかしいんじゃないか、私達がやっているのだからもう税金は使わんでええんじゃないか。」と思います。「そんなんほっといてよ。そのお金をどっかに回したらどう。」という思いがやっている人みんなにある。

僕は将来的には、それも近い将来になると思うのですが、市民協自身もNPO法人になったり、やっぱりみんな法人格を持って、やりたいことを市からちゃんとした形で、請け負うといった言葉は悪いですが、ちゃんとそういう仕組みを作る。まあ佢さんがちゃんとした財源をもらって、きちりしたことをやろうと言っていたことに通じると思うのですが、きちりそういう形にしていきたい、というふうに思っています。

私の住む小さな大道町というまちの中に、デイサービスとかやるNPO法人を立ち上げました。今日は理事長もみえていますけど、立ち上げた理由は、自分達のまちで自分達のじっちゃん・ばっちゃんと楽しくやりたい、いっしょにやりたいという思い、それだけなのです。それが今では人数もスタッフもボランティアも増えて、今年度からは新たに子育て支援に取り組んで、地区公民館にもお願いして、そういう活動をして、そこでちゃんとした事業として、ずっと継続性がある事業として取り組んで、しかもそこに地域の人達の雇用を創出するとか、いろんな人、気持ちのある人に働いてもらうということを、やっていくべきではないのかな。そういう時期ではないのかな、というふうに思っています。

<富野教授>

どうもありがとうございます。他の方どうぞ。

<佢委員>

このまちづくり・ざいせい委員会が発足した当初に、「ざいせい」という名称がついていますので、岸和田の財政状況について、各部会で説明がされました。その時に私が感じたのは、**財政危機**だということを、ものすごく皆さん方も市も強調するのですけれども、そうしたら**財政が黒字**だったらいいのか、**赤字**だったら悪いのか、という単純な理論になってしまうことを危惧したわけです。黒字であっても、財政の使われ方、中身の問題を本当は問われなければいけないはずなのです。そこに目を向けていくことが、大事なのではないかなと。

それで今日の41ページの財政の問題に関する波及効果というところですが、**財政問題の捉え方**というのは、**財政を住民の生活を保障し、安定させる社会的基盤**—これを**社会資本**というのですけれども、**建物以外に、制度とかそういうことも含めてそうなのですが、政治と自治を測るシステムとして捉える**。財源を削減するとか効率化するとか、赤字だ黒字だ、というものではない。**財政危機は、収支の赤字の発生や拡大を意味するものではなく、先ほど税金を払わない人がいる、ということ**を言われていましたが、市民が、**税負担と公共サービスの享受の評価**を行ない、その評価を、**投票と住民参加など政治的意思決定を通じて、実行していく、それができない、実行したくない、というふうなことが財政システムの機能不全であるし、財政危機の正体**なのだと思います。もう住民側が、目を向けなくなってくる。自分達の生活や制度やシステムや自治体のことに、目を向けなくなってしまうということが、一番恐ろしいことだと思います。そういう意味で、まちづくり・ざいせい委員会というのは、**機能回復の試み**ではないかな、というふうに思っています。

<富野教授>

ありがとうございました。財政に関しては意外と誤解が多いのですよね。よく、財政は「入（い）るを量（はか）って出（い）ずるを制す」と言われます。あれって本当にそうだろうか、今のお話と関係ありますね。公の財政の場合には、「入るを量」ってではないのですね。なぜかっていうと、税金ってというのは、必要だったら新たに課することができます。「入るを量」らなくて、必要に応じて、本当に必要なことだったら、税金を増やしてでもやらなきゃいけないことがありますよね。

そういう意味では、財政の基本は、実は「入る

を量」ってじゃないです。必要性を量って、財政を組み立てらなければいけないというのが、いわゆる公の財政の基本なのです。その代わり、本当に必要かどうか、それが市民のためになるかどうか、あるいは地域に力をつける、人々に力をつけるような財政のために必要なのか、というところが問われなければならないのです。ですから、そういう意味で、財政改革って誤解が多くて、家計と同じように考えているのですが、実はそうではないってことは、ちょっと私もコメントしておきたい所です。他にご意見があれば、どうでしょうか。

<北山委員>

繰り返しになるかと思うのですがけれども、岸和田のまちは、人材が豊富だと私は思っています。やっぱり私達が、第Ⅰ部で言わしていただいたように、人材は、まちの中にある、人の財産がある。行政も、その人材を上手に活用して、もうこういう時代ですから、いらないことはその長年の懸案であっても、いらないといえるような、はっきり言うような、そういう決断を求められている時代ではないかと思います。

皆さんがおっしゃったように、税金は、私達は払わなければならない、と個人的には思っています。払ってこそ発言できる権利があると私は思います。だから払った以上は、やはり使い道をきっちり、私達も見ておかなければならないと思いますし、行政の方も、いらないところはやはりいらない、いるところはやはり、ここはきちっと税金を使っていきましょう、ということで、地域の方々とか市民の方々と、やはり情報交換をしながら、これから見直していかなければならない時代ではないかなと思っています。

<富野教授>

ありがとうございました。税金を払わなければいけないって、こういうお話を聞くと行政の方々はうれしいですね。あと時間が2・3分ございますが、もしよろしければ、この辺りで一応締めくくりをさせていただきたいと思います。このシンポジウムは、結論を出すためのシンポジウムではなくて、今まで到達した所を確認することと、これからどのような方向で、岸和田の力を確認し、それを現実化していくかいう、そういうための1つのステップとして設定されたものですので、私の方からは、特に結論めいたまとめを、させていただく必要はないと思います。

ただ一応皆さんがお聞きになって、私もすごくいいなと思ったのは、まちづくりって、やは

り1つの答えだけでは終わらない。それから、すぐに「こういうふうになればこうなってしまう」とか、そういうことではなくて、合意形成というのでしょうか、みんなが納得して、「やっぱりこれだね」というところを作っていくような人間関係を作って、行政との関係を作ったり、あるいは知り合いを増やしていくとか、そういうところがやはり大事なあとというところが見えてきたのだと思います。

私も本当にそういうふうに今まで思ったのですが、けれども、熟成させていくっていうのでしょうか。じっくりとこう手の中に入れて、時間をかけて結局まちづくりをゆっくりと育てていく。そこでこそ本当に人々がつながって行って、自分で行方が見えてきて、そして一人ひとりが持っている力や資源が、うまく発揮されるのですね。そういうことになってくると思うのですね。

しかし、それについては、どういう仕組みや制度を作っていくといいか。そういうまち全体の動かし方っていうのか、これを住民の皆さんと、そして行政と、あるいはその他の関係者が、全体として合意形成していくというプロセスが必要です。このまちづくり・ざいせい委員会が、そのために非常に大きな役割を果たすということを、期待申し上げて、私の時間のいただいた範囲を、終わらせていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。



「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会委員名簿

教育と文化 の まちづくり部会	健康と福祉 の まちづくり部会	安全・快適な 都市的魅力的ある まちづくり部会	環 境 の まちづくり部会
今村 信彦	安藤 長	今西 恒毅	秋田 秀実
貝塚 真知子	家平 悟	植田 久典	勇 徳和
熊野 隆磨	池田 秋男	上野 栄作	泉本 法子
小門 一三	池田 正	大坪 克至	今崎 照子
小林 知津	石田 京子	北山 久代	奥 清司
小櫻 利雄	石橋 美八枝	木下 眞一	岸田 美代子
阪田 浩一	伊東 政雄	×野 洋司	岸本 佳子
阪本 実・子	上田 晴男	杉本 吉史	木下 武雄
佐藤 ふき	川北 篤史	積川 きみ子	栗本 寿一
冨塚 博	清時 忠吉	佃 孝三	小山 藤夫
中 眞茅子	小西 正	西村 武	坂口 一男
中川 麗子	城 敏之	西村 正雄	相良 長昭
中塚 鞠子	高岡 由香	平松 聡	西出 慶三
中村 富和	成田 隆一	宮内 克己	東山 千恵
中森 潤一	西尾 徹子	村上 武弘	人瀬 保
西浦 保夫	西出 秋雄	望月 満慶	平野 梓
西野 正員	根来 陽子		昼馬 和恵
野上 千寿	野村 恵子		宮内 克典
昼馬 光一	長谷川 裕央		宮坂 博子
松阪 正純	春木 秀一		森下 良雄
三森 勇作	浜川 和子		
室田 光重	福重 芳浩		
森下 悦子	舟岡 英和		
藪 博	舟津 久美子		
山中 眞知子	古林 貢		
横谷 俊一	蓑田 努		
	村田 正行		
	山本 一美		
(以上 26 名)	(以上 28 名)	(以上 16 名)	(以上 20 名)

～「まち・ざい」に参加して～

この委員会に参加した事は私にとって岸和田市について学ぶ良い機会になりました。課題に取り組んで調査研究し考えることにより、話を聴くだけでは得られないものを得たと思っています。岸和田の良いところもたくさん見えてきました。独自政策により魅力ある都市を作ってゆける分権時代になり市民と行政の協働が実る時が来ます。市民と行政を包含した双方向の情報システムにより情報と意識を共有する仕組みが必要と思っています。

今村 信彦

最初は気軽な気持ちで、「何が起こるのかな？」と興味主体で参加させていただいたのですが、始まるにつれ、「大変なところに来ちゃった！」という思いが、半年ぐらい続きました。しかし、様々な主張を持つ、また様々な生き方をされてきた委員達との交流は、自分自身の今後の生き方に対して、必ず影響（いい意味で）するだろう。またこの委員会の経験が、一刻も早く実践できるように、新たな序曲に向かって進みたい。

小櫻 利雄

教育と文化という限られたテーマの中でも大変多くの問題があり、自分自身の視野を広げるためにも大いに勉強になりました。まちづくり・財政を考える上で、生活感覚を大切にする議論を心がけたつもりでしたが、十分でなかったことと、教育の分野で岸和田の先進性や良さをもっと議論に反映できればよかったと思って反省しています。

阪田 浩一

「教育と文化」と言う壮大なテーマに取り組んで早や3年、やっとまとめ上げた私達の「提言」が、一人でも多くの市民の耳目にふれて、水の輪が広がるように、どんどんと良い方向に発展して行く、きっかけになれば、と祈るばかりです。私としては、子供たちが、安心して暮らせる「まちづくり」（学校教育、家庭環境、地域の参画）について、もっと焦点を当てたかったのですが、それも含めて残された課題は、今後市民と行政の熱意によって、必ずや引き継がれて行く事と大いに期待しています。

阪本 実・子

いろいろな人と出会い、その人たちと「現実を直視して問題や課題に対してどう取り組むのか、より良い対策はあるのか」に対して戦った3年間だったように思います。その集約として、提案や提言ができ、やっとワンステップを踏み出すことができました。この「思い」を実現するために、同じステージで取り組んだ人だけでなく、他部会とそして地域ともちろん行政も、まさに言葉だけでない公民協働のネットワークが必要だと感じています。

中 眞茅子

「社会教育」は死語になった？では、生涯学習が定着している現在、岸和田市の公民館ではどのような理念をもって運営されているのか、そのことを確かめたくて3年前まちざい委員会の教育と文化部会に参加しました。公民館を含め5つのテーマについて調査・検討する中で共通のキーワードはやはり「公民協働」のまちづくりです。市長が言うように本当に自立した市・市民であるためには、提言後が問われるのではないのでしょうか？

中川 麗子

三年かけて溜まった分厚い資料を前に、ちょっと途方に暮れている。これだけ調べて勉強して、さあ何ができただろう。斬新な提言ができただろう。そこから財政委員会って一体何をすべきだったのだろうか？という疑問に戻ってきた。さいたまの志木市のように、市の予算案を市民がチェックするシステムまでいくべきではないだろうかと思っている。

中塚 鞠子

行政が企画し運営を市民に委ねた「まちざい」は行政と市民の協働へのあり方を模索する意義のある試みで、委託するまちづくりから参画するまちづくり、行政批判の市民から行政と語り合う市民への仕組みづくりの試みであった。委員会報告への評価は区々であろうが、行政として今後のまちづくりの基本を市民との協働に求めるのならば、報告の具体的項目を目に見える形で実行して欲しい。そのことが情報公開推進と合わさって市民の行政への信頼を増進すると思います。

中村 富和

文化都市を標榜する岸和田市に相応しい図書館を求めてまちづくり財政委員会に応募致しました。行政に深い関心と高い問題意識を持つ各委員の行政にたいする提言・提案が、20万市民の総意であるとは言い難いですが、行政当局と本来市民の意向を汲み取り、行政に反映させる立場にある議会が、市民から発せられたこれら提言・提案にどのように対処するのか注目したいです。最後に市場原理になじまず自然淘汰の恐れのない職場にあって、敢えて改革にとりくまれる職員の姿勢に賛辞を送りたいと思います。

中森 潤一

- 一、財政に具体的に踏み込めなかったのが残念だ。
- 一、「学校教育の乱れは文部科学省に問題あり」というところまで話し合いたかった。
- 一、多くの人たちと知り合えて良かった。

屋馬 光一

「いったい何をするんやろう」、これが最初の印象でした。「市民と行政が協働で岸和田のまちづくりとざいせいを考えていく」、こんな初めての試みが成功するのか、職員という立場で参加した私は不安でいっぱいでしたが、会議に参加すると、その不安も払拭されました。自分たちのまちの未来について真剣に議論する人ばかりでした（そのため何回か熱く議論する時や夜遅くまでなる時もありましたが・・・）。この委員会に参加して学び、感じたことは、「市民と行政の共働（共に働く）の大切さ」です。従前の市民と行政の関係においては、どうしても対立関係が多かったですが、これではいつまで経ってもまちづくりはできないと思います。市民と行政が共働することにより、素晴らしいまちになっていくと思います。これから一職員として、一市民として岸和田のまちづくりに関わっていきたいと思います。三年間本当にお疲れ様でした。

松阪 正純

振り返れば早いもので3年の月日が流れました。池阪さんよりお声がかかり、当初、教育と文化について気楽に勉強させていただき気持ちで参加させて頂きました。委員の皆さんは大変熱心で積極的なご意見・考えを持ち討議される中、私はただ席を暖めるだけでございました。何の協力も出来ず反省するばかりでございます。市民の立場としてご意見を申し上げ、行政がそれをくみ取り如何にして反映されるか大変難しいものがあると存じます。今後、今回の企画されたことを機に、何らかの形で意見を”述べ合える会”が存続されるならば大きな意義があるのではないのでしょうか。企画課の担当の皆さん本当にご苦労様でございました。

室田 光重

テーマ「地域と学校について」の時にあらためて「公民館」を外から見、考えることができた。家庭・学校・地域の現状と問題点を整理していく中で、公民館の重要な役割である子育てや家庭教育の支援が今こそ必要なのではないかと痛感。学校と公民館はもちろん教育と福祉・医療など他の分野を結ぶ、そして協働を働きかけるのは私たち市民だからできることだと思う。

山中 眞知子

自治の諸問題を自分達の問題と考え、取り組む契機になった第一歩であった。僅かの土地に少しの種を投げただけで、はぐくみも実りもこれから次第と思う。個人的には、色んな人やグループと出会い、交流が生まれたことで、地域と自分の関わりかたに広がりと深化を与えてくれたと思う。自分も地域も全てが変革を迫られている。今後も、どんな市民にも開かれ、ザックバランに話し合い、考え合える、楽しい場を共につくっていこう。

横谷 俊一

健康と福祉のまちづくり部会に参加させていただきました。最初は社会保障運動をしているので参加の必要性を感じて参加しましたが参加できないことが多くとても残念です。参加者は障害をお持ちの方や一般市民の方もよく勉強されている方のように思いました。福祉も範囲が広いので、途中から高齢者と児童ということで会議を2つにわけたので、私は高齢者の方に参加しました。一番印象に残っているのは施設見学です。企画課の方や部会のメンバーで色々な質問をし、貴重な話を聞くことが出来ました。介護保険の事業所のアンケート調査にも取り組みましたが、私たちで調査票の項目を考え、聞きたいことが調査できたので作業は大変でしたが、他にはない高い水準のものができあがったと思います。七夕ミーティングで他の部会の報告を聞くのも勉強になりましたが、いつも和やかな雰囲気福祉の部会に参加できて良かったです。

石田 京子

まちざいに参加して結果はどうだったか？賛否は色々あると思うが100人近い人が参加してくれて顔の見えるふれあいの場を多くの方々と共に知り合えた事は一番良かった。岸和田を良くしたいと願う人々がたくさんおられる事は心強い事で人と人が地域社会を営みつくっていく力である「社会力」が最近特に衰弱してきたといわれる中で各町で育ちつつある市民による小地域ネットワーク活動がふれあえる場で市民の横のつながりの場として大きな輪となって住んで良かった岸和田のまちであり続けていって欲しいと願う岸和田大好き一市民です。

伊東 政雄

子育てから孫育ての年代になった私は、改めてこの会で児童福祉の分野で見聞し話し合ってきた。その結果、特に取り上げられたのは、ハンデキャップをもつ子どもの成長過程における支援対策が系統立てられていないことであった。今後は、官民が一体となって地域のハード面、ソフト面の資源を掘り出していって、その地域を拠点としたネットワークで支援体制を作り上げていくべきだと思う。まちづくり・ざいせい岸和田委員会を仮称「市民会議」へ発展させ、予算編成に民意を反映させたい。

西尾 徹子

障害者の基本的人権を守る福祉従事者として、子どものころから住み続けた岸和田市民として、すこしでも役に立ちたいという思いで参加してきました。自分の知識や経験を提案に生かしたいという初めの思いは傲慢でした。参加するうちに「皆さんと一緒にできることがたくさんあるんだ！」と勉強させられたことが多かったと感じています。今回まとめた提案はスタートライン。市民の共有財産として実現に向けて微力ながら努めたいと思っています。

長谷川 裕央

この部会に応募したきっかけは、現在自分が活動している中で他の活動の様子を知りたくて応募した。初会合時、各々自分の主張をし始めた時、何か自分の考えていたところとは違うなあというのが第一印象だった。メンバーがポロポロと歯抜けになっていく状況をみていると、続けていくことの不安を感じた。「健康と福祉」という広い枠の中で自分の活動しているところとは無関係ではないと思い、まず、休まずにじっくり聞くことにしようと考え、今日に至っている。フィールドワークをしながら、岸和田の実情を見ていくうちに要求ばかりでなく、自分たちに出来る協力、問題提起をしていくのも市民の役目と感じた。

浜川 和子

市役所に働く市民という立場で、自分が担当したことのないテーマについて、個別の課題においては当事者として、複雑な心境で3年間活動しました。

分野別で熱心に活動する市民、地域で活躍する市民の連携の強化について、十分な議論ができなかったのが残念です。

職場と自宅を往復する生活に反省しながら、地域の問題解決に関わる必要性と、職員に地域をコーディネートできる力量が求められていることを痛感しました。

春木 秀一

1. 市民参加の動機付け＝還暦歓迎会をささやかな自己負担会費で町会単位で先輩、新人共地域についてフリートキング更に介護保険事業所の男性訪問見学を推奨。健康管理の再認識仲間作りの大切さ等痛感されるだろう。

2. 岸和田方式の高齢者健康体操作り＝社協母体の老健クラブ、講座生有志が体力回復講座の内容を調査、検討し無理なく楽しい体操を編み出し、出来るだけ早く小地域ネットワークに共感を得るよう協力し合う。PPK（ぴんぴんころり）を合言葉で実現すれば医療費増加抑制に貢献できるだろう。

3. 子育て支援＝子育て母親と町会老人会との交流を積極的に行い、経験者の意見も聞き交流深まれば互助関係の絆が漸次拡大すると思われる。

4. 地域交流へ発展＝町会、小地域ネットワークのユニークな活動（常盤、葛城報告）、例えば東ヶ丘美術愛好会が自泉会館の作品発表に加えて小地域ネットと交流すれば高齢者から子供まで作品を通じて心の癒し、互いによい刺激となり文化交流の一助となるだろう。

古林 貢

まちづくり・ざいせい岸和田委員会の活動も終わりに近づき、その間色々と勉強させて頂きました。多くの学習から特に気にかかった事を述べさせて頂きます。それは岸和田市の学童保育の現状です。通称「チビッコホーム」の事です。放課後、長期休暇（夏休み、冬休み）等保護者が家庭で見守れない事情のある児童が利用しています。それも障害児を持つ保護者が学童保育を必要とする度合いは、健常児の保護者に比べて非常に高いのではと判断できますが、悲しいかな岸和田市内には障害児専用の「チビッコホーム」は一箇所也没有。市内の小学校養護学級に通う障害児については、その校に設置された学童保育に優先的に入会出来る様配慮を必要とし、府立の養護学校（2校）に通学している児童については希望があればその学校で最善の考慮をすべきであり、その他にも障害児の利用出来る常設の学童保育を市内に数箇所設置すべきであると提案するものです。

村田 正行

『私の闘いはこれから始まる』これは日産社長カルロスゴーンさんの決意と信念だと思います。彼は、ブラジルのレバロン出身。ミシュラン・ルノー・日産を歩み来られた人でビジネス業界で成功をされました。この話とまちづくり・ざいせい岸和田委員会とは何の関係があるのか疑問に思っていると思いますが、ゴーンさんが提唱する。これを岸和田のスタイルとし、様々の問題を解決する為にもまず。職員を始め市民共にこの不景気と闘って勝ち取る為にもこれからの岸和田の課題だと思う。これからの岸和田委員会を期待しています。

上野 栄作

調査・学習をもとにチームで討議し、たくさんの方々のご意見をいただきながら、提言の素案を練り上げていく過程は、苦しくもそれ以上に楽しくやりがいのあるものだった。手間ひまかけてのまちづくりの意義と面白さ、そして本当の豊かさとはを学んだ。私たちの提言が今後どのように生かされていくのか、出来ればこれからも何らかの形でまちづくりに参加していきたい。事務局の皆様感謝している。

北山 久代

私にとって、部会の3年間は、ちょうど義務教育期間で、今は、卒業期のような気持ちであります。市政課程化科は、大変複雑で、困難でもありました。部会員は途中で休学する者も多く、合意形成と課題の実現性については、改めて「公共」の重さを実感したのです。そして、今後の「行政丸」の新しい舵取りがますます重要な時代となった事も！次なる進学コースを設けるべきか？参加すべきか？自分自身が模索中でもあります。

杉本 吉史

この3年間は充実した長く重い期間であった。迷い、悩み、答えを模索してきたが現在も確たる答えは何一つない。住民参加、合意形成、協働、財政問題、提言内容と形式、全ては思考と実践過程での途中報告で次なる過程への一步に過ぎない。又、提言は委員会・部会活動の一部に過ぎず、大半の活動は言語化されず未分化な領域に消え去って行く。提言の背後にある膨大な営為に対する市民・市政の想像力と次なる営為に継承されることを。

佃 孝三

市民参加型・市民主体のまちづくりの実現に向けて集まった人たちとの、議論の場・交流の場を設けていただき感謝している。従来からの行政施策の見直し、市民意識、ニーズとのギャップなど、立場の違う人たちが共に考え議論し、理解を深め将来ビジョンに夢を語った。公的な領域と新たな公共の創造、市民活動拠点の確保、市民活動サポートセンターの配置、支援システムの構築、市民自治基本条例の制定などが急がれる。この部会報告、提言・提案の実現と今後の活動が待たれる。

望月 満慶

昨年 10 月に東京都日野市に単身赴任しました。活動の最後の詰めの段階で環境部会の方々には、申し訳なく思っています。日野市に来て実感したことは、家庭系ゴミの回収も有料なので、自分で出す映ミも出来るだけ分別し、紙ゴミは、資源ゴミとして無償回収しているので、名刺サイズ位の紙も資源ゴミとして出しているこの頃です。岸和田市も、市民本位の基にゴミ一定量範囲の無料回収ではなく、全て、有料で回収するほうが、市民の意識改革になるのでは。

秋田 秀実

この 3 年間、環境部会活動の中で多くの方々と接しながら、環境問題の何たるかを膨大な資料で勉強でき、当初は当惑もあったが最終段階になり、問題の本筋が見えてきたところです。本当の環境問題は社会全体の統べての面を捕え市民各自が良識を持ち行動しなければ解決しない事であり今我々委員として活動してきた課題はほんの一部分でしかないと思う。他の色々な課題をやり残した事を何等かの形で又提言提案を見守って行きたいと思う。

勇 徳和

市の情報公開と心よくききとり調査に応じてくれた事業所の協力によりかなり詳しい情報を入手でき、これまでもややもやしていたごみ問題の実態が私なりに見えてきたことが大きな収穫であった。いい町をと願う市民と市との協働作業でこそその成果であったと思う。パソコンやメールが使えないことがいかに大きな弱点であるかを痛感した活動であった。すてきな人々と出会いをありがとう。

泉本 法子

行政が「市民と共に考える」まちづくりを実施したい。との呼びかけに大芝地域での環境活動と協働が必要であるとの思いで環境部会に参加しました。3 年間、足と目と耳で調査し分析し評価した研究結果を今提言、提案としてまとめながら振り返ると、行政も事業者も市民もそれぞれやるべき課題が明らかでありこれを如何に実践するかの意識付けの大切さを強く感じています。

奥 清司

新焼却炉建設にあたってごみの分別・減量化でもっと小型のものに。さらにごみの循環型社会のシステムを岸和田から全国に発信したい。とこの三年間、市民に出来る事は何か、生産者や事業者が努力すべき事は何か、行政が政策を出して徹底させるものは何か、と考え議論、調査の日々でした。財政難だから民営化に・人減らしをと直結させる前にこのような取り組みが大切と実感し、また市民参加の醍醐味をたっぷり味わわせて頂きました。

岸田 美代子

役所が変わる市民が輝く「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会。行政の情報公開と説明責任をキーワードに、ワークショップ方式で、創造的自己啓発を…。この岸和田で、こんなしくみを立ち上げるとは、正直言って驚いた。未知の世界で一杯だけど、一緒に関わり確かめて、行き着く先を見届けないと、何だかソンするような気にさえなった。怖いもの見たさ、興味本位からの3年間。少しは鍛えられたかな？役所も、そして私も。

岸本 佳子

岸和田には、岸和田を愛してやまない、プロの岸和田市民が星の数ほどいることを身をもって知りました。それが、岸和田の力だと感じます。恐れ入りながら、誇りに感じました。まちに住む住民が、自分たちで自分たちのまちをつくる。市民自治都市を予感した、まち財3年間でした。サポータは住民か、行政か…。大きな刺激を、ありがとうございました。

小山 藤夫

自分の家のゴミを出した事もない男がゴミ問題を考える皮肉なめぐり合わせ。部会の都度、皆さんの活発な意見を聞いて勉強するのが精一杯。だけど良い経験をさせてもらいました。既に地域でゴミ問題に取り組んでおられる方達の豊富な知識と経験で終始部会をリードしていただきました。又、委員の皆さんの、その熱心さや真剣さに頭が下がる思いです。ほんとうにご苦労さんでした。このエネルギーは岸和田市の「まちづくり」のための貴重な財産だと思います。

坂口 一男

三年間のまちざい委員会を振り返って

まちざい委員会・参加させて頂き、今まで私が過ごしてきた社会とは違い新鮮な気持ちで皆様と接し人の輪が広がり、学習調査でいろいろの知識を与えてもらい感謝しています。市民活動に一般市民の関心を喚起し、更に参加願うのが如何に難しいかを痛感しました。今後の課題は「私達の学習知識を市民に効果的に広報し、共有する事でより良い市民生活を図る。その基地として新焼却場・啓発棟を最大限活用する。」事と考えています。

相良 長昭

ほとんど予備知識もなく参加し、勉強させてもらいました。この活動が財政と街づくりというテーマをクリアさせるのはほど遠いと実感しました。行政に関わる方には 自分も一市民であるという認識をもってほしいとおもいます。

屋馬 和恵

3年間まちづくり財政岸和田委員会に参加して、正直なところ、報告書をつくってやっと終わリだなあという気がします。途中、自分自身もだらけたりしたこともありますが、メンバーの人達のパワーと行動力に触発されて、多少の自覚と責任感も芽生え継続ができたと思います。色々な思いを、目に見える形にしていくことは大変ですが、今回の人のつながりを大切にして、気張らず自分のできる範囲で歩を進めていきたいと思っています。

宮内 克典

家庭や事業所からは、どのようなゴミが排出されているのか実態を知ることから取り組んだ。エコファーム見学、残った食品から堆肥化にする処理過程の見学、各事業所のゴミ現況調べ、回収業者へのヒアリングと、忙しい日々だった。事業系ゴミの増えている理由がわかってきた。大量に廃棄される、スーパー等不良品、コンビニの時間切れ弁当等、事業所の都合で廃棄捨てられるゴミが増えている。少数意見であったが、国を始め自治体のゴミ施策が、一貫していないために昨日まで使用されていた物品も廃棄しなければならなくなると... それも一つの原因である。環境のまちづくりと言っても、不法投棄の問題、CO₂のこと、河川の汚れにかかわることには手付かずに残ってしまった。家庭や事業所からでたゴミは、自分の手で正しい方法で処理することが課題。

宮坂 博子

一枚のレントゲン写真が肺の一部に曇りを見つけたみたいに

環境を意識するかけらを私は見つけた。

地球の温暖化、オゾンの破壊、ダイオキシン等々

あまたの汚染、憂いがときには天空を覆う黒雲の様に私を支配する。

そんな内発心を共有する人達との意義ある出会いの場、

そんな人と自然を愛する一人ひとりの思いが燎原の火のように広がればいい。

森下 良雄

みなさん、三年間、ご苦労さまでした。・・・・